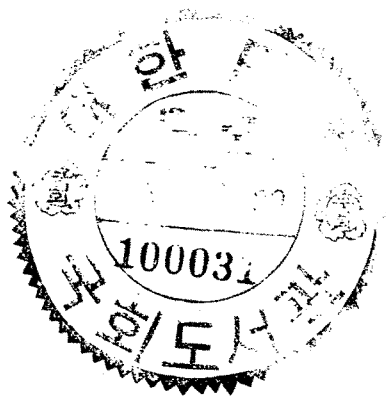


朝 鮮 事 情

昭 和 十 三 年 版

朝 鮮 總 督 府



本書は最近に於ける朝鮮の事情を紹

介する爲、編纂したものである。

昭和十一年十二月

朝鮮事情

昭和十二年版

目次

一 總 說	一
地 勢	一
氣 候	二
戶 口	四
二 交 通	九
鐵 道	九
總 說	九
國有鐵道	九
關釜連絡船概況	一三

目次

i(一)

私設鐵道及軌道	三
自動車交通事業	一五
道路	一七
港灣	一九
河川	二〇
窮民救濟土木事業	二三
海 事	二四
通信事業	二六
郵便爲替貯金	二七
朝鮮簡易生命保險	二九
航 空	三三
電氣及瓦斯事業	三四
三 地方行政	三七
道府郡島	三七

公共團體	三七
道	三七
府	三八
邑・面	四〇
學校費	四二
學校組合	四三
府郡島臨時恩賜金	四六
四 社會事業	四七
罹災救助	四七
賑恤救護	四七
福利施設	四九
勞働者保護	五〇
兒童保護	五二
救療機關	五三

社會教化	五
經學院	六〇
明倫學院	六一
圖書館	六一
五 教 育	六三
普通教育	六三
實業教育及專門教育	六七
大學教育及其の豫備教育	六八
師範教育	六九
在内地朝鮮學生	七〇
朝鮮美術展覽會	七〇
六 財政及經濟	七一
財 政	七一

通 貨 九四

金融機關 九五

七 專 賣 一〇七

煙 草 一〇七

人 蔘 一〇九

鹽 一一〇

阿 片 一二二

八 農 業 一二五

土 地 一二五

國有未墾地 一二六

公有水面(干潟及沼澤) 一二七

農 業 者 一二八

農 產 一二九

目 次

目次

(六)vi

蠶業	一三三
畜産	一三五
穀物検査	一三八
肥料	一三三
勸農機關	一三五
農業團體	一三七
水利組合	一四二
米穀倉庫	一四四
九 林業	一四七
森林保護	一四八
民有林概況及林業の獎勵監督	一五〇
砂防事業	一五八
造林貸付竝に成功讓與	一六九
國有林野存廢區分調査竝に實測及價格調査	一七〇

國有緣故森林の讓與	一七一
國有林經營	一七三
北鮮開拓事業	一七七
林業試驗	一八〇
一〇 農山漁村の振興、自力更生事業	一八三
一一 商 業	一八九
朝鮮人の商業	一九八
内地人の商業	一九一
會 社	一九一
取引所及正米市場	一九二
商工會議所	一九四
重要物産同業組合	一九五
産業組合	一九六

目次

(八) viii

石油業取締	一九六
商工獎勵館	一九七
一二工業	一九九
工業の概況	一九九
家内工業	二〇〇
機業	二〇〇
陶磁器製造業	二〇一
朝鮮紙製造業	二〇一
酒類醸造業	二〇一
金屬工業	二〇三
雜工業	二〇三
工場工業	二〇五
中央試験所	二一三
工業獎勵	二一三

度量衡	二四
一三 貿易	二五
國別貿易	二五
港別貿易	二六
輸移出重要品	二八
輸入重要品	二九
貿易船舶	三一
一四 鑛業	三三
鑛業の概況及特許鑛山	三三
鑛業の助長施設	三七
主要鑛物及其の鑛業	三九
一五 水産業	三五

目次

(一)X

水産業の概況	三三五
漁業處分	三三七
水産業の保護獎勵	三三八
水産試験及調査	三四二
水産業の發展	三四六
水産業の改良	三四八
一六 祭祀及宗教	三五三
殿 陵	三五三
神 社	三五五
宗 教	三五五
一七 警 察	三六一
治安狀況	三六一
定員配置	三六三

警察區劃	二六二
警察官の養成	二六三

一八 衛 生

醫療機關	二六五
藥品取締	二七二
飲食物及其他物品の取締	二七四
屠場及屠畜	二七五
牛乳搾取所及牛乳取締	二七五
汚物掃除	二七五
上 水	二七六
傳染病豫防	二七七
海港檢疫	二七九
痘苗製造	二七九
慢性傳染病	二八〇

地方病	二六一
家畜傳染病	二六二
移出牛檢疫	二六五
一九 司法	二六七
裁判制度	二六七
適用法規	二六八
小作調停制度	二九〇
不動產登記制度	二九一
戶籍事務	二九二
公證事務	二九四
執達吏事務	二九四
供託事務	二九五
監獄	二九五
免囚保護事業	二九九

二〇	地籍圖・林野圖及地形圖	三〇一
二一	古蹟調査・附博物館・朝鮮史編修	三〇九
二二	軍 事	三二三
	陸 軍	三二三
	海 軍	三二五
二三	在滿朝鮮人の概況	三二九
	移住の沿革	三二九
	施設の大要	三三〇



（城京）府督總鮮朝

朝鮮事情

昭和十二年版

一 總 說

地 勢

朝鮮は亞細亞の東南に斗出せる一大半島であつて、地勢南北に長く東西に短く、西南の沿岸に無數の島嶼を擁してゐる。東經百二十四度一分より百三十度五十六分二十三秒・北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位し、面積一萬四千三百十二方里（本州より滋賀縣を除いたものに等しい）、東は日本海に面し、西は黃海に臨み、南は朝鮮海峽を隔て、九州及中國と對し、北は鴨綠江及豆滿江を以て滿洲國及露領沿海州に界してゐる。東部海岸には元山・城津・清津・羅津・雄基等の諸港があり、南部及西部海岸は島嶼散布し岬灣出入し、釜山・麗水・木浦・群山・仁川・龍塘浦・鎮南浦等の良港を形成してゐる。地勢は長白山脈東北より西南に連つて北方の國境を擁し、其の一脈南に延びて平安南北・咸鏡南北四道の境を劃して江原道に入り、東海岸線に沿つて南に走り、半島の脊梁を成してゐる。脊梁山脈以東の地は斜面急峻であつて大川平野に乏しいが、其の以西は比較的緩斜であつて處々平野多く、鴨綠江・大同江・臨津江・漢江・錦江・蟾津江・洛東江等あり、舟楫の便、灌溉の利に富み、地味概ね

肥沃である。

氣 候

氣温 年平均氣温は南岸地方に最も高く十四度を示し北進するにつれて遞減し中部地方では十度内外、國境附近に於ては四度乃至三度となるが國境に近き蓋馬高臺は最も低くて一、二度に降り南北兩地方では實に十二、三度の差がある。又同緯度地方を比べれば東岸は西岸地方より溫和で夏季を除いては約二度内外の高温を示すのが常である。これは西海岸は冬季北西の季節風が多いが東海岸は脊梁山脈の爲風勢弱く、且つ海水温度は西岸に比べ高温である等山脈か海流かかの地形的影響を蒙ることが主因であると思はれる。又朝鮮には冬季大陸高氣壓の盛衰が殆んど周期的に起ることが原因をなす所謂三寒四温の現象が起つて寒暖が交互に來る。

風 風向は氣壓の配置に據つて定まるものであるから、それが氣壓配置の季節的變化に隨つて變化するここは勿論である。今半島に於ける冬と夏の季節風に就いて述べて見るに、冬期は大陸方面に大陸高氣壓が蟠居してゐる影響で季節風は黄海沿岸、南岸及北東岸に於ては北乃至北西であるが、内陸地方及中部の東海岸では地形の影響を承けて西偏風が卓越する。之に反對に夏季の氣壓配置は冬季と全く交代して大陸方面が低壓部となり太平洋上に高氣壓が滞留してゐる爲南岸、黄海沿岸及北東岸では南偏風流行し、中部以南の東海岸では南東乃至東風が卓越する。而して兩季節風の交替期である春秋の候は風向が區々

で一定しない。又雨季節風は風向が相反するのみでなく、冬季は空氣が一般に乾燥して天氣晴れ、氣壓の傾斜が急で風力が強いが、夏季は濕潤で曇天雨天の日多く且つ氣壓の傾斜が緩やかなので風勢は甚だ弱い。又冬季季節風は夏季季節風に比べて其の間が永い。尙全域を通じて、風勢は沿海に於て強く、内陸に於て弱い傾向がある。

雨 朝鮮の雨の年總量は内地のそれと比べて約二分の一に當る寡量である。即ち凡そ五百耗乃至千五百耗で今其の分布状態を見るに咸鏡南北道と大同江下流域地方即ち西鮮灣の南部に面する地域は最寡雨地域で年量八百耗に達せず、就中豆滿江中流域は僅に五百耗に過ぎない。千耗に達しないのは以上の外に鴨綠江流域と洛東江の上流域とであつて其の他の所は孰れも千耗を超え、千三百耗以上の地域は西鮮北部の内陸と朝鮮中部の内陸及湖南地方から海峽沿岸に擴がり、就中蟾津江の河口附近には千五百耗に達する最多雨地域がある。降雨は季節に因つて其の差異が甚しく、十月より翌年三月に至る間は乾燥期で雨量は極めて寡く、六月より八月に至る間は降雨期に屬する。而して南部地方に於ては降雨最盛期は七月であるが北鮮地方は後れて八月となつてゐる。斯様に各地方を通じて降雨期と乾燥期との判然とした區別があるのは半島の一特色であらう。

霜 初霜は蓋馬高臺地方に最も早く九月上旬に現はれる。斯様に早現するのは本邦の版圖内には見當らないで樺太の内陸に於ても漸く九月中旬頃である。其の他は概ね十月上旬より十一月上旬の間にあるが、濟州島では十二月下旬に入つて初めて降霜を見、最早より實に三箇月餘の遅れである。終霜は濟州

島の三月中旬に始まり他は一般に四月中に終るが蓋馬高臺のみは五月下旬である。而して南部では往々五月中旬頃晩霜を見ることがある。

霧 朝鮮近海は北海道、千島列島と共に本邦に於ける最多霧地帯である。就中最も多い箇所は多島海附近で濃霧日数は一年中七十日内外に達し、之に亞いでは西朝鮮灣及北東岸で五十日内外、最も少ない場所は東海岸の永興灣以南で僅に二十日に充たないのである。濃霧は沿岸に近づくにつれて減少し、内陸に入つては殆んど皆無となり又季節的には冬季に於ては殆んど見ない程少なく、初春から段々發生して晩春初夏の候が最も盛んで盛暑期に入るに及んで減退するものである。

雪 降雪期は年に依つて差異はあるが、初雪の最早はやはり蓋馬高臺地方で十月の上、中旬に始まり、其の他は概ね十一月であつて南東岸地方の十二月下旬が最晩となつてゐる。終雪は濟州及南岸が最も早くて三月上旬に、其の他は概して三月中旬から三月下旬となり、蓋馬高臺の五月上旬から中旬が最も遅い。然し乍ら冬季は一般に雨雪量が寡いから、積雪が一、二尺に及ぶのは北東部の山地に限られ、中部以南の平原に於ては五寸を越ゆることは稀である。

戸 口

昭和十年末現在戸口調査に依れば、總戸數四百十四萬二千九百七十六戸、内内地人十四萬四千八百十五戸（臺灣人一戸を含む）朝鮮人三百九十八萬四千七百七十二戸、外國人一萬三千三百八十九戸、總人口二

千百八十九萬一千百八十人、内内地人五十八萬三千四百二十八人（臺灣人十一人を含む）、朝鮮人二千百二十四萬八千八百六十四人、外國人五萬八千八百八十八人である。

各道面積と現住戸口（昭和十年末）

道	面積	戸口							
		内地人	朝鮮人	外國人	總數				
總數	三〇、七六八、六五四	一四、八二五、三九六	九、六四、七三三	一、三、三六九	二、八九一、一八〇	五三、四三八	三、二四八、八六四	五八、八八八	
京畿道	一、八二四、五四	四四八、九二二	一、四、三三六	四二二、四九九	二、一五五	二、三三〇、五七〇	一四七、六七一	二、一七二、七三三	二、一八六
忠清北道	七、四八・元	一六九、七三二	二、三〇三	一六七、三七七	一九三	九三、四〇七	八、五三〇	九〇四、三三八	六四九
忠清南道	八、一〇六・四	二七二、八五五	六、一九三	二六五、一七一	四九二	一、四六六、六四〇	二五、二一九	一、四四三、六二四	一、八〇七
全羅北道	八、五五三・二七	二九八、一一一	八、四九〇	二八八、九九〇	六三一	一、五三三、八二七	三五、四七五	一、四九七、九四六	二、四〇六
全羅南道	一三、八八七・七	四七八、六〇〇	一〇、二二八	四六八、一〇三	三四〇	二、四〇九、六〇三	四三、九〇八	二、三六五、四六五	一、三三九
慶尙北道	一八、九八八・八三	四六四、七二四	一一、七三四	四五三、五八四	四〇六	二、四六九、一〇三	四八、六〇七	二、四二九、一四〇	一、三五六
慶尙南道	一三、三〇四・五八	四三三、六九五	三、三七一	四〇〇、六八一	三四三	二、一九一、五二二	九五、〇七八	二、〇九五、二七〇	一、一六四
黄海道	一六、七三七・六六	三四、三三八	五、三四三	三〇八、〇三〇	八五五	一、六九九、七二八	一九、四六六	一、五九七、〇五〇	三、三〇二
平安南道	一四、九二五・三八	二六八、二五五	八、九〇四	二五八、三九七	九五四	一、四九〇、〇三二	三七、〇三九	一、四六三、〇三九	四、七五三
平安北道	二六、四四四・五〇	三九二、三七	六、三六六	三八三、四七七	三、三八四	一、六六七、七八五	二二、七三七	一、五七二、九八一	一八、〇六七
江原道	二六、二六三・九九	二八四、六三〇	三、八三八	二八〇、五五五	二六七	一、五三九、三五七	一三、六四一	一、五二四、九〇八	八〇八
咸鏡南道	三、九八六・四七	二八三、七九	一三、二五四	二六八、六八八	一、七九七	一、六〇三、三三五	四六、二〇七	一、五五二、〇三三	六、〇九五
咸鏡北道	二〇、三六六・五〇	一四四、二二八	一一、三三五	一三二、四三二	一、五七二	七九二、二九三	四一、八五〇	七四四、二七七	六、一六六

總説

備考 内地人京畿道には臺灣人 人口四、平安北道には戸數一、人口七を含む。

現 住 戸 口 職 業 別 (昭和十年末)

(一) 戸 數

總 數	農 業、林 業 牧 畜 業、漁 業 及 製 鹽 業	工 業	商 業 及 交 通 業	公 務 及 自 由 業	其 他 の 有 業 者	無 職 業 及 職 業 を 申 告 せ ざ る も の
總 數	四、四三、九七六	三、四三三、一四七	一三三、五七	三三五、〇六四	一九四、五七一	三三五、四二八
内 地 人	一四四、八一五	一〇、四四〇	二二、四八五	三六、九四四	六一、五九四	六、一六
朝 鮮 人	三、九四、七七一	三、〇〇九、八六二	一一〇、〇六八	二九、九八四	一三三、四六三	三三七、六三五
外 國 人	一三、三八九	二、八四五	一、九六四	六、二七六	五三四	一、六五七

(二) 人 口

總 數	農 業、林 業 牧 畜 業、漁 業 及 製 鹽 業	工 業	商 業 及 交 通 業	公 務 及 自 由 業	其 他 の 有 業 者	無 職 業 及 職 業 を 申 告 せ ざ る も の
總 數	三、八九一、一八〇	一六、九五九、六一五	六三二、六六	一、六〇一、五七〇	八七一、八二八	一、四五一、二一〇
内 地 人	五三、四四	四七、七九四	八〇、六〇六	一七五、二一八	三三五、九六四	三、九二四
朝 鮮 人	三、二四八、八六四	一六、八九九、八六六	五四〇、三二	一、四〇〇、〇〇三	六三三、九二六	一、四三二、〇八
外 國 人	五、八八八	一一、九五五	一〇、七九	二六、四九	一、九二	七、二五六

備考 内地人商業及交通業には臺灣人 人口三、公務及自由業には戸數一、人口八を含む。

現住内地人戸日本籍地別 (昭和十年末)

府 縣	戸 數	人 口		府 縣	戸 數	人 口	
		總 數	男 女			總 數	男 女
總 數	一四、八四	五三、四二七	二九、七五四	富 山 縣	一、三五六	五、四六八	二、八六三
北 海 道	九二〇	三、八三〇	一、九八三	石 川 縣	一、七六五	七、二七七	三、七五九
青 森 縣	五四三	二、二三八	一、一五七	福 井 縣	一、七六〇	七、一七三	三、六六七
岩 手 縣	七六三	三、〇九一	一、五六一	山 梨 縣	一、〇七三	四、二〇〇	二、一三五
宮 城 縣	一、八九九	七、五六〇	三、九三三	長 野 縣	二、二七七	九、三三九	四、八三九
秋 田 縣	九六五	四、〇一〇	二、一一一	岐 阜 縣	一、七九四	七、二六一	三、七九五
山 形 縣	一、四一九	五、七七一	三、〇〇八	靜 岡 縣	一、九一八	七、九三四	四、一八〇
福 島 縣	二、〇一〇	八、〇三六	四、一八六	愛 知 縣	二、八八七	一一、七九九	六、〇四八
茨 城 縣	一、二八三	四、九〇一	二、五四七	三 重 縣	一、七〇八	七、一〇八	三、六六五
栃 木 縣	九三七	三、六〇七	一、八七七	滋 賀 縣	一、四九二	六、四八四	三、四九七
群 馬 縣	九五九	三、六六七	一、九五五	京 都 府	一、六一八	六、五八二	三、三六三
埼 玉 縣	七九二	三、〇五七	一、一八五	大 阪 府	二、七二五	一〇、六三五	五、三二〇
千 葉 縣	一、〇四九	三、九五二	二、〇三三	兵 庫 縣	三、〇〇八	一一、九三八	六、一五三
東 京 府	三、四〇一	一三、一八〇	六、六五七	奈 良 縣	九四六	三、七三〇	一、九三三
神 奈 川 縣	八三〇	三、一九四	一、六二一	和 歌 山 縣	一、六三六	六、八二四	三、五八五
新 潟 縣	二、〇一〇	八、一八	四、二三九	鳥 取 縣	一、四九五	五、九三五	三、〇七三
總 說							二、八六三

總 說

總說

府縣	戶數	總數	男	女
島根縣	三、六三一	一四、五九七	七、六〇〇	六、九七七
岡山縣	五、七九五	二二、二五一	一一、九九七	一一、二五四
廣島縣	八、一七一	三三、三〇九	一七、〇八五	一六、二三四
山口縣	一三、一六八	五四、四八三	二七、八三五	二六、六三八
德島縣	一、八九八	七、七〇三	三、九三〇	三、七八三
香川縣	三、三〇四	一一、三六六	六、八二三	六、四四四
愛媛縣	四、三三七	一七、二七八	八、七三五	八、五三三
高知縣	二、一五三	八、七三六	四、五二〇	四、二一八
福岡縣	一一、三四〇	四七、三六二	二三、九六五	二三、四一七

八

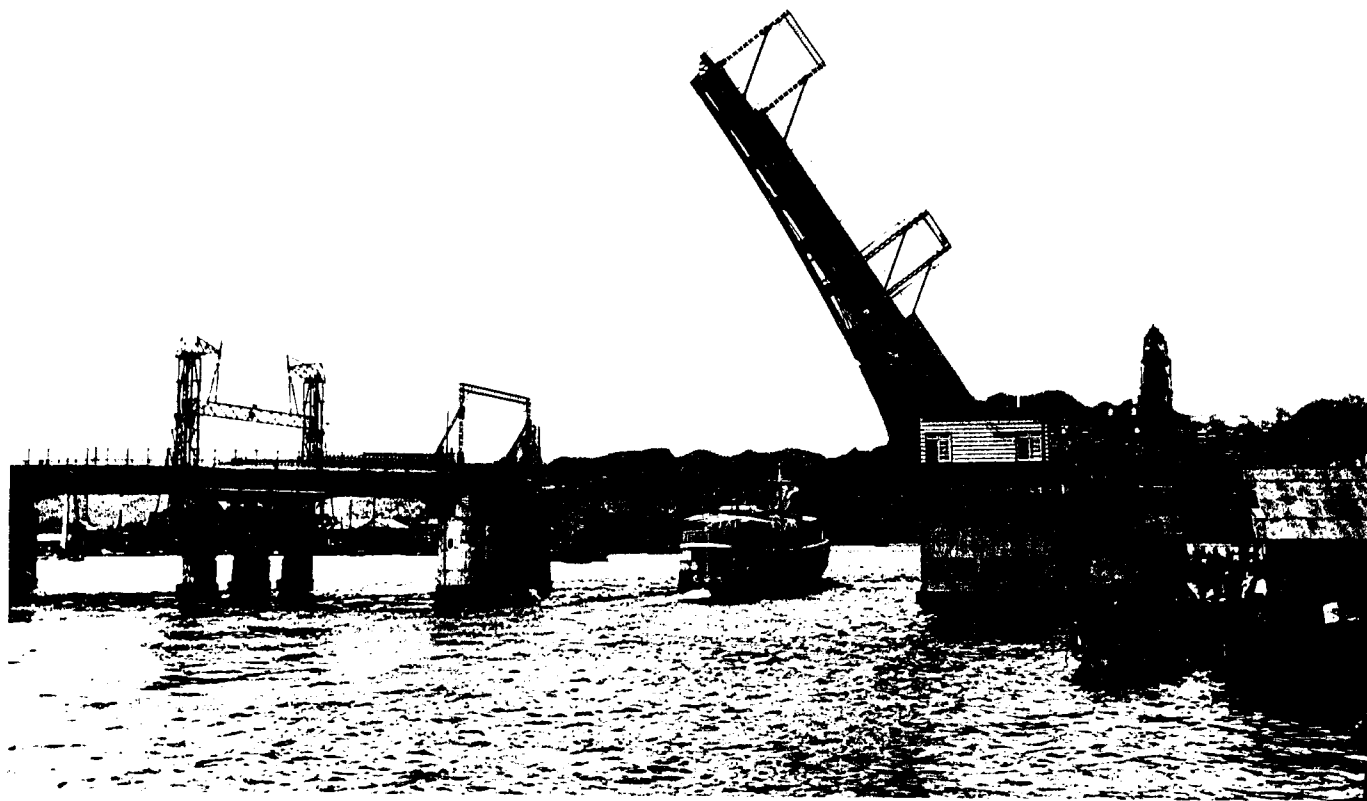
府縣	戶數	總數	男	女
佐賀縣	六、五五五	二六、九四七	一三、八六三	一三、〇八五
長崎縣	八、五七五	三六、六三九	一八、〇九三	一八、五四六
熊本縣	一〇、〇八四	三六、一七〇	一九、六五八	一八、四九七
大分縣	六、八九〇	二七、三六九	一四、一一〇	一三、二五九
宮崎縣	二、三六一	八、七五二	四、五三九	四、二一三
鹿兒島縣	七、二五四	二七、二四四	一四、四三六	一三、七八八
沖繩縣	六七	二三〇	一二六	一二四
樺太	九三	三八四	二〇四	一八〇



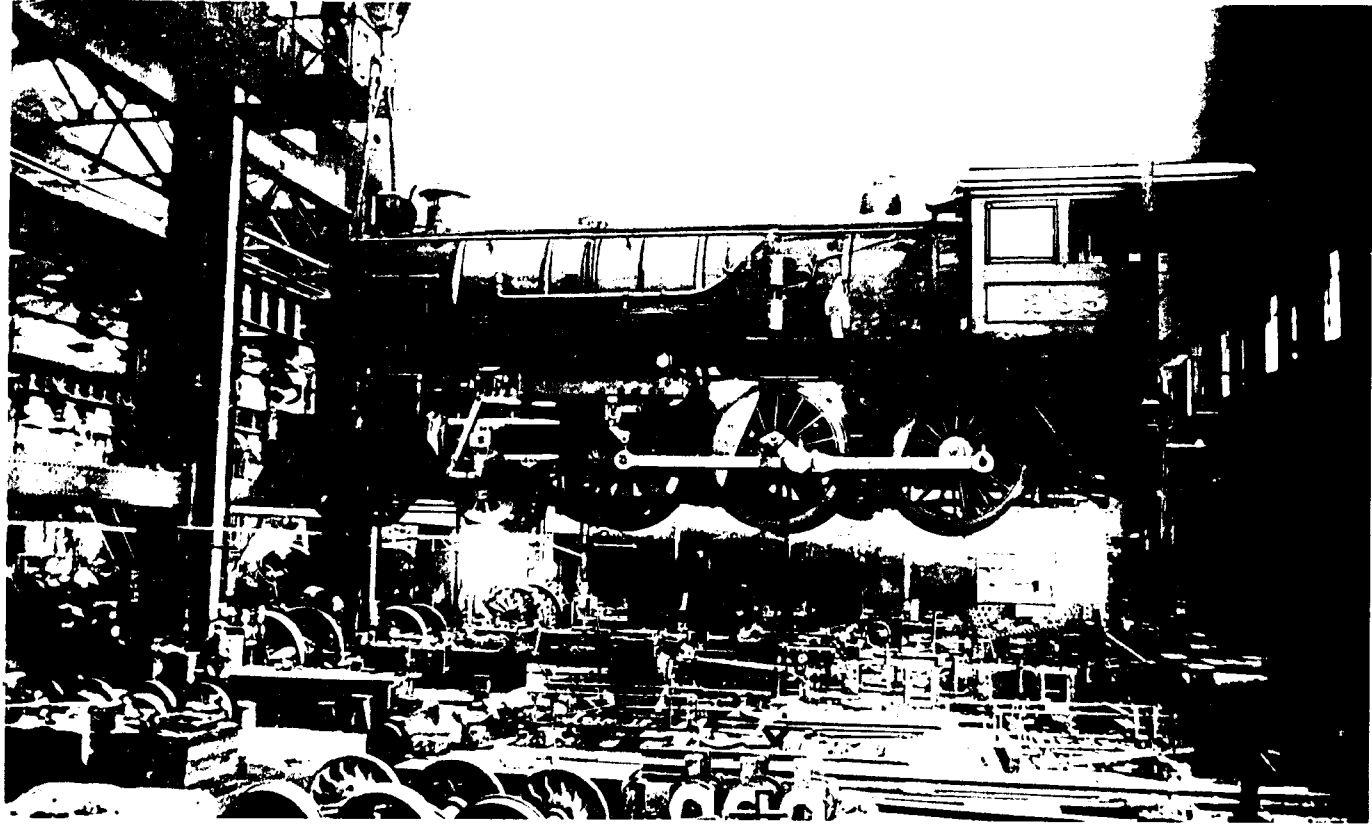
京 城 驛



京 城 放 送 局 (外 郊)



釜山大橋



部一の部内場工城京局道鐵

二 交 通

鐵 道

總說 朝鮮の鐵道は統治上重要な使命を有し、殊に民度の向上、産業開發に密接な關係を有してゐる。また半島を縦走する幹線は滿洲國の鐵道と連絡し、日滿交通の要路となり、尙シペリヤを經由して歐洲に達する國際交通の捷路を爲すもので、其の軌幅は概ね一米四三五耗（廣軌）である。而して朝鮮に創めて鐵道が布設されたのは、明治三十二年京城仁川間の一部で、爾後國有鐵道の普及と相俟つて私設鐵道の保護助長に努めた結果、運輸交通の状態は往年に比し著しく面目を改め、沿線を中心とする産業の勃興は農工產品等往年に數倍する産額を示し、其の他經濟教育等各機關の發達に少からず貢獻してゐる。

國有鐵道 明治三十二年九月京仁間一部の開通を創始とし、同三十八年京釜線竣功し、同三十九年京義線の竣功と共に半島を縦貫して南滿洲に直通する大幹線となり、爾後湖南・京元・咸鏡・圖們等の幹線を敷設した、湖南線は京釜線大田に起り木浦及群山に達し、京元線は京釜線龍山に起り元山に達するもので何れも大正三年竣功し、咸鏡線は元山より國境會寧に至るもので昭和三年九月全通、圖們線は會寧より雄基に至るもので昭和八年完成し、滿洲鐵道京圖線と連絡して滿洲及北鮮と裏日本を經由する新交

通路を展き、其の他支線として京仁線・慶全南北部線・鎮海線・川内里線・北青線・鐵山線・遮湖線・會寧炭礦線・平南線・平壤炭礦線・兼二浦線・博川線・龍山線等がある。

其の他昭和三年度以降既定計畫に基き買収した裡里全州間・松汀里潭陽間・大邱鶴山間及慶州蔚山間・會寧潼關鎮間・馬山晉州間・新安州泉洞間及全南光州・麗水港間等あり、現在（昭和十一年九月末日）建設中に屬するものは平元線・東海線・慶全線並國境地方の林產品及鑛產品を開發すべき滿浦線・惠山線白茂線等で孰れも既に其の一部を開業し、昭和十一年十月末日現在國有線の延長三千七百六十二軒六分である。國有鐵道の業務は大正六年七月より一時南滿洲鐵道會社に委託し、同十四年四月一日より本府の直接經營に移したが、昭和八年に至り京圖線の全通に伴ひ同年十月一日より咸鏡線清津會寧間、會寧炭礦線及圖們線を同社に委託經營せしめてゐる。

右委託線の延長は三百二十八軒五分で、之を除いた本府直營線の現在延長は三千四百三十四軒一分である。現在線の區間別軒程及主要旅客列車左の通りである。

線	路	區	間	軒程	主要旅客列車數
京釜線	京釜本線	釜山	京城	四五〇・五 <small>軒分</small>	五 往復
	京仁線	永登浦	仁川(海岸)	三一・〇	一五 同
兼二浦線	京義本線	京城	安東	四九九・三	五 同
	兼二浦線	黃海黃州	兼二浦	一三・一	

交通線 主要旅客列車數

線	區	間	程
鐵山線	羅興	利原鐵山	三〇分
滿浦本線	順川	价川(狹軌)	一四〇〇
滿浦線	新安	价川(狹軌)	二九・五
龍登線	球場	龍登	七・四
山線	吉州	鳳頭里	九九・七
白元線	白岩	榆坪洞(狹軌)	一〇〇・五
平元線	西浦	長林	九六・五
東海線	釜山	蔚山	七三・〇
東海中部線	大邱	蔚山(狹軌)	一〇七・四
東海北部線	安邊	蔚山(狹軌)	一四〇・四
合計	三、四三四・一		

備考 (一)〇印は委託鐵道にして合計に含まず。(二)列車數は直通主要列車のみを掲げ、他は省略す。

關釜聯絡船概況 下關・釜山間海上二百四十軒の聯絡船は鐵道省の經營であつて、現在景福丸・德壽丸・

昌慶丸(各三、六一九噸)の三艘を交替運航し、晝夜二回兩地發船、最短(晝航便)は約八時間である、其の他尙新羅丸(三、〇三五噸)多喜丸(一、二二七噸)の二艘は旅客輻湊の場合及貨物運送の爲不定期に運航してゐる。

私設鐵道及軌道 一般運輸を目的とする私設鐵道に對しては朝鮮私設鐵道補助法に依り補助金を交付されてゐる。昭和十一年十月末日現在に於ける私設鐵道及軌道の總延長は、開業線一千九十九粁四分、未開業線四百五十一粁六分、専用鐵道既設線三百十九粁八分である。昭和十一年十月末日現在の各私設鐵道及軌道狀況左の通である。

私設鐵道開業線

經營者及主たる事務所所在地	線名	區間	粁程	軌間	動力	敷設免許年月日	公稱資本額	拂込額又は建設費
朝鮮鐵道會社 (京城)	忠北線	鳥致院、忠州	四〇・〇	一、四三五	蒸氣	大正 六、八、二六	八、〇、〇六	五四、五〇〇 一七、五〇〇
		慶北線	金泉、慶北安東	二八・一	一、四三五	同	八、〇、〇六	
	黃海線	沙里院、水橋	六四・一	、七三二	同	八、〇、〇〇	八、〇、〇〇	
		上海、海州港	六・五					
		海州、土城	八・五					
		海州、東浦	七・五					
		花山、內土	二・一					
	咸南線	咸興、上通	三〇・三	、七六二	同	九、三、三〇	九、三、三〇	
		咸老、咸南新興	二四・〇					
		咸豐、上長	二・三					
咸北線	古茂山、茂山	六〇・一	、七六二	蒸氣	八、六、二二	八、六、二二		
小計			五五・一					

交通

交通

經營者及主たる事務所所在地	區間	杆程 <small>杆分</small>	軌間 <small>未</small>	動力 敷設免許年月日	公稱資本額 <small>千円</small>	拂込額又は建設費 <small>千円</small>
朝鮮京南鐵道株式會社(天安)	天安、長湖院	六・八	一、四五	大正 八、九、三〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
朝鮮京南鐵道株式會社(天安)	天安、長項棧橋	一四・三	一、四五	大正 八、九、三〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
小計		二四・〇				
金剛山電氣鐵道株式會社(鐵原)	鐵原、內金剛	二六・六	一、四五	大正 八、八、二三	一三,〇〇〇	七、八〇〇
新興鐵道株式會社(興南)	咸南新興、赴戰湖畔	五〇・六	七、六三	大正 五、一、一五		
	上通、泗水	四六・四	七、六三	大正 六、九、一五	二,〇〇〇	一、五〇〇
	西咸興、內湖	一六・六	七、六三	大正 六、四、三〇		
小計		一一三・六				
朝鮮京東鐵道株式會社(水原)	水原、驪州	七三・四	七、六三	大正 九、三、三	五,〇〇〇	一、四九〇
南滿洲鐵道株式會社(大連)	雄基、羅津	一五・二	一、四五	大正 七、八、九	一一,三〇〇	一、二〇〇
琿春鐵路股份有限公司(琿春)	圖們江、訓戎	一・〇	七、六三	大正 九、九、一八	一三〇	—
朝鮮瓦斯電氣株式會社(釜山)	釜山鎮、東萊	九・五	七、六三	大正 四、六、二九	六,〇〇〇	一、六四五
私設鐵道開業線合計		一、〇九九・四			一〇〇,八三〇	二、八四五

備考 一、此の外昭和二年十一月一日より國に於て借上げ運轉營業を開始せる川内里鐵道會社線龍潭川内里間四

杆三分及群山府營鐵道一杆あり。

二、私設鐵道の取扱を受くる北鮮鐵道管理局線三百二十八杆五分(營業杆)あり。

主たる軌道開業線 (昭和十年十二月十六日現在)

經營者及主たる事務所所在地	區間	料程	軌間	動力	許可年月日	建設費	記事
京城電氣株式會社 (京城)	京城府内及郊外	料分 五・六 米 一、〇六七	電氣	明治 三、六、一	四、三三 千円	最近の決算を計上す	
朝鮮瓦斯電氣株式會社 (釜山)	釜山府内	二・三、一	同	大正 四、三、一 四、六、一	前出	私鐵欄に計上す	
平壤府	平壤府内及郊外	三・九	同	二、七、三 四、三、三	一、一九五 千円	最近の決算額を計上す	
咸平軌道株式會社 (咸平)	鶴橋驛、咸平邑内	六・一	輕油	一五、五、二	九七	同	
京城軌道株式會社 (京城)	東大門、蘆島及廣莊	四・四	輕油 電氣	昭和 六、九、六 大正 九、三、七	四八 三	同	
其他		一・一			三	同	
軌道開業線計		八三・三			六、四〇六		

自動車交通事業 朝鮮に於ける自動車交通事業は軌近急速なる發達を遂げ、鐵道業、軌道業と共に陸上交通機關として漸次重要なる地歩を占めつゝあり、昭和十一年十月現在に於て自動車運輸事業（定期路線定期運輸）に在りては、旅客運輸事業者百九十六、物品運輸事業者三十二にして旅客運輸路線の延長は二萬七千軒、物品運輸路線延長は、五千軒に達し、此等の興業費は通計一千万圓を算し、其の他自動車運輸事業以外の運送事業に在りては、不定期遊覽乗合自動車事業者八、其の路線延長百十三軒、興業費十五萬圓、不定期貨物自動車事業に在りては、事業者百七十六、其の路線延長二萬軒、興業費三百萬圓

を算し、又一定の路線を有せざる貸切事業に在りては、旅客運送を業とする者二百五十二、其の興業費四百六十萬圓、貨物の運送を業とする者五百五、其の興業費四百九十萬圓である。今此等各事業の各道別事業者數及事業經營路線の延長を示せば左の通である。

自動車交通事業狀況表 (昭和十一年十月一日現在)

道名	自動車運輸事業		自動車運送事業		貨物自動車事業					
	旅客自動車運輸事業	物品自動車運輸事業	不定期遊覽乘合自動車事業	不定期貨物自動車事業	旅客貨物切業者	貨物切業者				
	事業者	免許路線 線程 <small>杆</small>	事業者	免許路線 線程 <small>杆</small>	事業者	免許路線 線程 <small>杆</small>				
京畿道	三	二、九六三・七	五	六三三・一	一	三三・〇	三	一、一七・八	五	二
忠清北道	五	一、二四一・八	—	—	—	—	七	七六三・〇	—	四
忠清南道	二	一、五九・五	四	二九・九	—	—	八	七六六・六	—	一〇
全羅北道	一	一、六七二・四	—	—	—	—	一七	一、九三・二	—	一三
全羅南道	一	二、四五三・七	—	—	—	—	三	三、三六一・三	—	一五
慶尙北道	六	二、二四八・三	一	六二五・〇	—	—	七	一、五〇三・一	—	二
慶尙南道	二五	二、九七五・六	八	四七〇・〇	—	—	一五	一、二五三・四	—	五
黃海道	一三	二、〇七六・五	二	一四三・三	—	—	一八	一、四六五・六	—	三
平安南道	一六	二、〇四六・三	—	—	—	—	一九	六六六・五	—	一六
平安北道	九	二、八二〇・六	八	一、八九三・一	—	—	三	一、二五八・五	—	六

江原道	一五	二、九三・四	一	一	八	三、〇〇一・六	一〇	一一
咸鏡南道	一三	一、四三・五	二	七	九	六九三・五	三三	五
咸鏡北道	九	五九四・五	一	一	二	五九二・七	一〇	五
合計	一六	二六、九六八・八	三	四、九九・五	八	一、二二・七	一六	一六、六五・八
							二五	五〇五

道 路

總督府設置の初、先づ道路の根本制度を樹てるに共に道路網を確定した。此の道路網は昭和十年度末現在に於ては一等道路三十八線（市街地線二十）延長三千二百七十七軒餘、二等道路九十六線（市街地線九）延長九千八百九十九軒餘を主要路線とし、別に三等道路四百九十一線、延長一萬四千三百四十軒餘を以て地方的脈絡を完うするを期した。總督府は道路修築の第一期事業として一、二等道路中重要なる路線三十四線二千六百九十軒餘を選び、工費壹千萬圓を以て明治四十四年度より七箇年の事業として工事を開始し次で第二期計畫として一、二等道路線中二十六線延長一千七百三十一軒を主要なる橋梁四箇所の架設を企て工費七百五十萬圓を以て大正六年度より六箇年の繼續事業として工事を進め更に大正十一年度以降七箇年繼續事業として二千七十七萬圓を追加計上し、尙又大正十五年度に至り國境道路五百三十軒餘工費五百六十六萬餘圓を追加し、其の後豫定計畫改廢の必要を生じ總延長を二千三百八軒餘に變更し、尙財政の都合に依り節約又は繰延を行ひ、結局第二期治道工事の總工費豫算を三千百一十一萬餘圓、

竣工期を昭和十三年度に改め實施中である。

右の外、北鮮地方中、鴨綠豆滿兩江の上流地方に於ける天興の資源を開發し、其の利用の途を講ずべく北鮮開拓事業を企畫し、之に伴ひ其の目的を達する爲必要なる事業の一部として重要道路中二等道路五百三十八軒餘、三等道路二百三十九軒餘の改修を決し、昭和七年度以降十五箇年に亙り、工費八百三十八萬圓にて工事施行の豫定を以て昭和七年度より工を起した。又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費二百一萬餘圓を以て一、二等道路、金山道路及林道の改修を行つた。

滿洲國確立以來鮮滿間に於ける産業、經濟、治安、移民等諸般の交渉は漸く頻繁となり其の交通聯絡は極めて緊要となつたので兩國政府の協議に基き鴨綠江及豆滿江上に國境連絡橋梁十四箇所を架設することに決定し其の内六箇所は總督府に於て施行することとし工費三百六十四萬圓を以て昭和十年度以降七箇年繼續事業として着手した。

以上本府に於て直轄施行するものの外、本府は地方公共團體に對し補助を與へ一、二、三等道路の修築改築を行はしめつつあるが、尙別に窮民救濟土木事業として國庫より補助を與へ昭和六年度より工費三千三百八十九萬餘圓、又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費百萬餘圓、又昭和十一年度より地方振興土木事業として工費二百六十三萬圓を以て一、二、三等道路の改修及補修工事を起した。

右實施の結果最近に於ける道路改修濟延長は夫役施工に依るものを加へ一、二等道路一萬千六百五十八軒餘、三等道路一萬九百八十七軒餘、金山道路及林道延長百七十四軒餘に達した。

港 灣

港灣は統監府時代釜山・仁川・鎮南浦・平壤・元山・新義州・群山・木浦・清津・城津・馬山の十一箇所
に對し夫々應急施設を行なつたが、釜山・仁川・鎮南浦の如きは工事半途に併合さなつたので、總督府
は更に規模を擴大して海陸連絡設備を大成するの計畫を樹て之を施行した、次で大正四年度以降の繼續
事業として元山港同十一年度以降の繼續事業として清津港及城津港の修築に着手し、同十五年度以降の
繼續事業として群山・木浦・多獅島及雄基港の修築、昭和四年度より仁川・鎮南浦港の擴張を實施し、
更に昭和八年度より城津港に貯木場、清津港に漁港の設備、昭和九年度より雄基港の擴張工事、昭和十年
度より釜山港北防波堤、仁川港第二船渠及麗水港防波堤の築設工事、昭和十一年度より釜山・馬山・城
津及多獅島港の擴張工事を起したが、元山・清津・城津・群山・木浦・多獅島(第一期)、雄基(第一期)、
仁川(築)、鎮南浦(築)、城津(貯木場)及清津漁港の修築は既に工事を完了し、目下仁川・釜山・麗水・雄
基・馬山・城津及多獅島港の工事施行中である。

地方港灣の修築施設は主として地方公共團體に於て之を施行し、總督府は其の緩急を圖り、相當國庫補
助金を支給して之が完成に努めてゐるが、尙普通補助工事の外昭和六年度より窮民救濟土木事業、又昭
和七年度より時局應急施設土木事業、昭和十一年度より地方振興土木事業として國庫より補助を與へ、
漁港の修築を行なつた。

河川

主要河川の水運状態は左の通りである。

鴨・綠江 源を白頭山の南麓に發し、惠山鎮に於て虚川江を、新聖坡鎮に於て長津江を合せ西北に流れ、中江鎮附近より南下して楚山附近に於て滿洲より來る渾河と合し、義州の下流に於て滿洲の鬩河を容れて河中に多數の中洲ありて河流を分派し、安東縣に至り再び合して一となり、更に柳草島黄草坪を堆成して濶大なる三角洲を成して黄海に入る。其の流路七百九十軒餘に及び、河床勾配上流まで緩なれど淺瀬多し。河口龍巖浦より溯るこゝ二十八軒安東縣まで高潮時に於て約三米の水深を保つも、此の間水路狭くして曲折多く、航行困難なので水先案内者を要す。新義州・新聖坡鎮間には本府命令に係る淺吃水汽船の定期航行あり、且支那船及高瀬船の航行頻繁である。本江の上流は有名なる大森林地帯で巨木鬱生し、其の伐材は筏に組み流送されてゐる。

大・同江 源を平安咸鏡道界なる狼林山に發し寧遠・徳川及平壤附近を流れ、兼二浦を過ぎて載寧江と合し、鎮南浦を過ぎて黄海に注ぐ。流路延長三百九十七軒餘、航路延長二百四十五軒にして、河口より六十三軒上流の保山浦まで三千噸級の汽船を遡行し得られ航運上重要なものの一つである。

臨・津江 源を咸鏡南道の馬息嶺に發し、江原道を経て京畿道に入り、漢灘江を合せ坡州郡に至り、漢江の末流に合して江華灣に注ぐ。流路延長二百五十四軒餘、河口より上流百二十四軒餘舟楫を通じ得るの

である。

漢江 源を江原道の鷹岬山に發し、寧越・丹陽及忠州附近を流駛し、廣州郡に入りて北漢江を合せ龍山を過ぎ、金浦郡の北端に於て臨津江と合し、江華灣に注ぐ。流路延長四百七十浬、其の舟楫の通ずる處三百浬で水運上頗る重要な地位を占めてゐる。

錦江 其の流域主として忠清南北兩道及全羅北道に跨り流路延長四百一浬餘、河口に群山港あり、扶餘附近まで自由に航行が出来る。

洛東江 流路延長五百二十五浬餘、其の流域慶尙北道及慶尙南道の大部分を占め、平野到る處に存在し地味概ね肥沃にして灌漑の便が多い。且本江は水面勾配緩にして、三百四十四浬の上流安東まで水運の便がある。

蟾津江 源を全羅北道鎮安長水兩郡界なる八公山に發し、流路延長二百十二浬餘、水運上重要な河川であるが、航路に障碍多く、求禮の上流は殆ど舟楫を通じ難い。

豆滿江 源を白頭山の南麓に發し茂山・會寧・鍾城を經、穩城の北に至りて布爾哈圖河と合し、更に訓戎の上流に於て琿春河と會し、水量益増大し、露嶺の境界を劃し、西水羅の東に至りて日本海に注ぐ。

流路延長五百二十一浬に及ぶも、琿春河合流後舟楫の便あるのみである。

從來朝鮮に於ける河川は殆ど治水施設の行はれたるものなく、概ね天然の放流に委せる結果、毎年洪水の氾濫に依り、鐵道・道路・橋梁等は勿論農作物其の他の損害額數十萬圓に達するこゝ少くない、そこ

で之が改修は頗る緊切なので、先以て治水及水利計畫上に於て重要な洛東以外十三河川を選定し大正四年度より其の流域状況、水害・水運・水利地點及經濟關係等の調査を爲し改修計畫を樹てることとしたが曩に其の大體を終つたので、大正十四年度に於て先づ萬頃江・載寧江の二河川中改修の最も緊要なる區間に對し六箇年繼續事業として工を起した。次で大正十五年度に於て漢江・洛東江・龍興江及大同江の四河川に對し十箇年繼續事業として之が改修に着手した。右に對する工費豫算額は四千八百四十萬圓であつて、爾來着々進捗中であつたが其の後施工の實狀に鑑み、萬頃江・載寧江及洛東江の改修區域擴張等に依る豫算追加又は財政の都合に依り節約等を行はれ、結局總工費豫算を五千二百七十餘萬圓に變更し、昭和十三年度迄に以上六河川の第一期事業の完成を期すべく鋭意改修工事を施行しつゝある。右に述ぶるの外窮民救濟土木事業として國庫より補助を與へ、昭和六年度より總工費豫算二千八百二十六萬圓を以て直轄河川に屬する漢江外十五河川、二百六十六萬餘圓を以て地方河川に屬する校峴川外四十三河川改修及補修、時局應急施設土木事業として昭和七年度より國費支辨總工費豫算百五十四萬圓を以て直轄河川に屬する美湖川外六河川の改修並國庫より補助を與へ七十三萬餘圓を以て地方河川に屬する水原川外十九河川又地方振興土木事業として昭和十一年度に國庫より補助を與へ總工費豫算八十二萬圓を以て直轄河川に屬する美湖川外四河川、七十五萬圓を以て地方河川に屬する安甘川外二十三河川の改修工事を起した。

窮民救済土木事業

(時局應急施設及地方振興土木事業を含む)

朝鮮に於ては總人口の約八割は農民にして、而も其の八割は全然農業労働者たる小作農に屬してゐる、之等農民は財界の不況を引續く旱水害の影響を受け、經濟上の壓迫を蒙ひること甚しく、積極的に之が應急對策を確立するの必要があるので、昭和六年度以降三箇年に亙り地方費其他公共團體の事業として總工費豫算五千七百七十二萬餘圓、昭和九年度に第二次窮民救済事業として總工費一千三百三十萬圓、昭和十年度に第三次窮民救済として總工費八百萬圓、昭和十一年度に地方振興土木事業費として總工費六百萬圓を以て道路・河川・漁港・上水道及下水道等の土木事業を施行せしめ、國庫より其の事業費に對し平均六割餘の補助を與へ、勞銀を撤布し以て窮民救済の目的を達することとし、昭和六年度より夫夫工を起した。

右に述ぶる如く、窮民救済土木事業を起して窮民救済に資したが、其の後不況益深刻化し、到底右事業のみを以て之を阻止する能はざる状態にあるので、別に時局應急施設事業として昭和七、八、九年度に工費五百九十七萬餘圓を以て一、二等道路、河川、金山道路及林道の改修並に國庫補助に依る三等道路及地方河川の改修、漁港の修築等の土木事業を起し勞銀を撤布し、窮民救済土木事業と相俟つて疲弊困憊甚しき窮民の救済と地方開發に資すべく實施したのである。其の内容は工種毎に夫々各節に於て述べた通りである。

海 事

一、船舶 沿岸各地に於ける海運事業の勃興に伴ひ汽船の新造又は購入を爲せるもの多く、近來益増加の傾向を誘致するに至つた。昭和十年度末現在の船舶數は左の通である。

種 別	汽 船		帆 船		合 計	
	船 數	總噸數	船 數	總噸數	船 數	總噸數
朝鮮に船籍港を有するもの	三〇	五八、五八噸	九四七	三三、七三噸	一、二六七	九一、三四〇噸
〔登簿船〕	五〇	六、〇五三噸	九、五五五	一〇一、六三四噸	一〇、一〇五	一〇七、六八七噸
〔不登簿船〕	八七〇	六四、六六一噸	一〇、五〇三	一四、三六六噸	二、二七三	一九、〇三七噸
合 計						

二、船員 最近朝鮮在籍船の増加及海運事業の發展に伴ひ、年々其の數を増加し、就中朝鮮人職員に在りても累年増加し、著しく進歩の迹を示して居る。

種 別	船 員 現 在 數 (昭和十年度末現在)			
	朝鮮手帖を 受有するもの	内地手帖を 受有するもの	手帖を受有 せざるもの	手帖を返還 したるもの
内地 人	一、八九四	一、一九六	一三四	六
朝鮮 人	四、一〇九	五八五	三七一	一二
外 國 人	四八	一	六	一
合 計	六、〇五一	一、七八一	五一一	一八
				八、三二五

海技免狀受有者 (昭和十年度末現在)

内地	朝鮮人	合計
朝鮮に於て登録したる者	内地に於て登録したる者	計
一、六〇四	四三六	二、〇四〇
一、三一五	一三	一、三二八
二、九一九	四四九	三、三六八

三、定期航路 昭和十一年七月一日現在の航路は二百線、三百三十三隻、十八萬七千百三十五噸であつて、之を航路別とするときは左の通である。

航路別	經營別	線數	隻數	總噸數	合計
内地及外國航路	本府命令	一三	二八	五四、五六〇	合計
	地方廳其ノ他命令	一〇	一三	二五、一六〇	
	官營	一	四	一三、八八九	
	自營	三〇	五八	八四、〇六四	
	計	五四	一〇三	一七七、六七三	
	合計	五四	一〇三	一七七、六七三	
沿岸及河川航路	本府命令	四	五一	九三一	合計
	地方廳其ノ他命令	二	一	四六四	
	官營	八	一〇	一五八	
	自營	一一	一五七	七、九〇九	
	計	二二	二三〇	九、四六二	
	合計	二二	二三〇	九、四六二	
合計	計	二〇〇	三三三	一八七、一三五	二五

備考 前記各航路の主なる經營者は朝鮮郵船株式會社・大阪商船株式會社・北陸汽船株式會社・九州郵船株式會社・嶋谷汽船株式會社・朝鮮汽船株式會社・阿波國共同汽船株式會社・近海郵船株式會社・川崎汽船株式會社・日本海汽船株式會社及鐵道省等である。

四、航路標識 朝鮮に於ける航路標識事業は明治十六年日韓兩國間に締結せる日本人民貿易規則に基き帝國政府の交渉に應じ、韓國政府が同三十六年仁川小月尾島外三箇所に燈臺を建設したのを以て嚆矢とし、本府始政後は銳意標識の普及を圖り、年々建設改良に努め、整理増設を期した結果、昭和十年度末現在に於ては夜標百八十二基、晝標百四十四基、霧信號二十五基、計三百五十一基に達し、其の海岸線に對する割合は二十七哩に對し夜標一基である。

通 信 事 業

通信機關は都鄙通じて一千を超え主要地には電信及電話を開始して舊來の面目を一新した。昭和十一年十月一日現在の局所數は郵便局八十八、同分室十五、電信局八、電話局一、同分局二、郵便所七百四十五、同出張所六、郵便取扱所二十六、電信電話取扱所十三、電信取扱所一〇四、同出張所一、計一千九を配置し、郵便切手賣捌所五千百七十九（十年度末現在）を算するに至つてゐる。昭和十年度に於ける諸般通信業務の取扱數は左の通りである。

電 話	年 度		郵 便 爲 替 替	內 國 爲 替	外 國 爲 替	合 計	引 受 配 達						
	報 和 歐	文						文	文	信	著	信	中 繼 信
		文						文	文	信	著	信	
		歐						文	文	信	著	信	
加入者數	年度末現在	市内通話度數	市外通話度數	合 計									
三九、七三三	三六、〇六三	三六、〇六四	四、二九四、四六四	二七〇、三九〇、八六六									

郵便爲替貯金

郵便爲替貯金業務に關しては常に朝鮮人特殊の風俗習慣に留意して、其の改良發達を圖つて居るが、本事業は地方に於ても重要な金融機關として一般に認められ、利用者は漸次増加して來た。

年 度	振 出		振 入		合 計	
	拂 渡	口 數	拂 渡	口 數	拂 渡	口 數
大正十一年度	一〇三、〇八六、四四二 円	八七、三三〇、六二〇	一三三、三三〇、〇二五 円	一五〇、三三六、三三二	二、〇〇五、九二二 円	二、〇〇五、九二二
昭和十年度	一三〇、〇七六、七四三 円	二二五、〇六六、六三三	一三三、三三〇、〇二五 円	一五〇、三三六、三三二	二、〇〇五、九二二 円	二、〇〇五、九二二

郵便貯金

年 度	預 入		拂 戻		年 度 末 現 在 高	
	度 數	金 額	度 數	金 額	人 員	金 額
大正十一年度	三,一〇〇,〇〇六	三,〇五九,〇三三	一,〇八〇,〇〇〇	一,〇八〇,〇〇〇	一,〇八〇,〇〇〇	二,〇〇〇
昭和十年度	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇

郵便振替貯金に就ては大正七年に府又は府の區域を包含する學校組合公金受拂の爲に要する郵便振替貯金特別取扱を、又同九年には國債募集、賣出及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱を開始したが、それ以來之を利用する者が漸次増加して、郵便振替貯金制度開始當時即ち明治四十三年には僅に二百七十九人の加入者を有するに過ぎなかつたが、昭和十一年三月末現在には既に三萬二千九百四十七人の多數に上つた。其の取扱高を示す左の通である。

郵便振替貯金朝鮮内各郵便局所受拂高

年 度	拂 込		拂 出	
	口 數	金 額	口 數	金 額
大正十一年度	一,六〇七,三三七	九四,〇七六,五五六	一八四,〇五四	七,一五九,九一五
昭和十年度	四,二七三,七三三	二八一,七九二,四八五	五五三,四二〇	二四七,三五,九五七

郵便振替貯金朝鮮口座受拂高及現在高

て居る豫定利率は朝鮮特殊の事情に照して内地とは異り少々高率となつて居る。従つて保険料は概して内地より少々低率である。事業の取扱機關は中央では逓信局が監理事務に當り、地方では全鮮に亙る八百餘の郵便局所が申込の受付、保険料の取立、保険金拂渡等の事務に當つて居るのであつて、既設機關の利用に因る經費の節約と公衆の利用上の便宜とを圖つて居る。

事業の成績 昭和四年十月事業創始以來六年六箇月を経過した昭和十一年三月末現在の事業成績は、契約件數八十一萬四百一十一件、保険金額一億五千二十四萬二千四百二十五圓であるが、當初の計畫に比して遙に良好の成績を示して居る。殊に朝鮮人の加入率は全加入件數の七割一分を占め漸次増加の趨勢を辿つて居る。

福祉施設 保險加入者の健康の保護増進を圖るに共に一面事業の堅實なる發展を期する爲に、昭和七年十月京城及釜山の兩地に、其の後平壤・大邱・仁川・木浦及清津に簡易保險健康相談所を設置して、專屬醫師に依り無料にて被保險者の健康上の相談に應じて居るが、尙健康相談所の設置なき地方の被保險者の爲に巡回健康相談の取扱を爲し、又は京城健康相談所に就き無料普通郵便に依る健康相談の取扱をして居るが、昭和十年度中に於ける取扱狀況は左の如く洵に顯著なるものがある。

健康相談所事務取扱狀況

所 別	健康相談者數		處方箋交付數		試験検査數	
	男	女	計	男	女	計
京 城	一八、三二	八、八三	二七、一〇一	三、〇四二	二、〇五三	五、〇九四
				男	女	計
				三、二六四	一、八六六	五、一三〇

釜山	一一、三〇三	七、〇九八	一八、四〇〇	一、六六一	二、二八五	二、九四六	三、七三四	一、七〇六	四、四三〇
平壤	五、四三三	三、〇七三	八、五〇五	八四九	四八〇	一、三三九	一、七〇四	七五五	二、四二九
大邱	九、一三七	五、六四三	一四、七六〇	一、四三八	一、三二九	二、五五七	一、六九九	九二一	二、六二〇
仁川	七、三三三	三、五五五	一〇、八八七	一、七二二	一、〇八三	二、八〇四	七三三	五五六	一、二七八
元山	四、〇四二	二、六二一	六、六五三	一、一九七	八三三	二、〇三〇	八四八	五九九	一、三六七
木浦	一、四四一	九三五	二、三七六	一四三	一〇九	二五三	一〇〇	八五	一八五
清津	一、二五三	六〇八	一、八六一	三〇三	一五五	三六八	一一五	七三	一八七
計	五八、三二〇	三三、三五四	九〇、五七四	一〇、三三三	七、二二五	一七、三六〇	一一、一九六	六、四〇〇	一七、五九六

巡回健康相談取扱状況

實施日數 百四十九日

實施箇所 百十七箇所

健康相談者數 八千九百三十七人

積立金の運用 本事業の積立金は、朝鮮總督の管理に屬して居り、保險契約者に貸付ける場合の外は國債にて保有するか又は大藏省預金部に預入することとなつて居るが、別に朝鮮總督と大藏大臣との協定に依り預金部に預入した積立金は之を朝鮮に於ける公共の利益の爲朝鮮内の公共團體又は營利を目的としない法人若は組合に對して融通することゝ爲り、昭和七年三月積立金の運用に關する事務の取扱を開始したのである。

積立金の運用に付ては、昭和七年二月に朝鮮總督の諮問機關として設置せられた朝鮮簡易生命保險事業諮問委員會に其の計畫案等を付議することになつて居るが、昭和七年三月以降既に十五回に互り之が委員會を開催し、各年度の運用計畫及資金の融通を審議決定して居る。最近に於ける積立金の運用狀況を示せば左の通りである。

積立金運用狀況 (昭和十一年八月末日現在)

積立金總額	二二、二四一、九三三圓
内 譯	
公 共 貸 付	一〇、七三一、三八五圓
地 方 債 引 受	二、二一五、六四五圓
國 債 保 有	一、〇一〇、一六〇圓
保險契約者貸付	四三八、八三五圓
預 金 部 預 金	六、八四五、九〇八圓
(内融通割當内定額)	二、九四〇、二〇〇圓

航 空

世界大戰を契機とする各國航空界の異常な進展に伴つて、近來我國に於ても航空事業の發達は頓に著しいものがある。民間航空殊に定期航空に關しては日本航空輸送株式會社以下五社の定期航空路のみでも

現在約五千粒の多きに達する情勢である。昭和四年四月同社が東京——大連線の運航を開くや朝鮮にも始めて六百七十粒の航空路を有することとなつたのである。又一方本定期航空以外の一般民間航空の保護獎勵に關しては同じく昭和四年度以降航空獎勵豫算の成立を見、從來各地に引續いて航空路開拓を目的とする試験飛行並に官民に對する試乗飛行等を実施して航空思想の普及宣傳に努めた結果、朝鮮航空界も一路向上の過程を通り、現在に於ては其の成績相當見るべきものがあり、昭和十一年十月よりは慎航空事業社に於て京城・裡里間百八十粒の定期航空を開始することとなつた。

日本航空輸送株式會社支所	出張所	一
同	出張所	三
同	營業所	一
航空運送事業に従事する個人		一
航空關係技術者養成所		一
飛行機	數	九
操縦士	數	一九 (内地人 一七) 朝鮮人 二)
航空士	數	六 (内地人 一五何れも操縦士にして航空士免狀を併有す) 朝鮮人 一)
機關士	數	一一 (全部内地人、内一名は操縦士にして機關士免狀の併有者とす)

航空事業の發達は通信運輸の迅速を期する今日、文化の發展上極めて重要な役割を爲してゐる。之が爲には飛行場・航空無線電信・航空氣象觀測・航空標識・航空方向探知器・夜間照明等の航空諸施設の擴

充完備が先決要件である。而して此等諸施設の爲には巨額の經費を要するのであるが、財政關係を施設の緩急を考慮して、漸次之が完成を期すべきものである。朝鮮に於ては前記定期航空に備ふる爲昭和四年五月京城及蔚山に應急的に飛行場を開設したが、其の後蔚山飛行場には航空用無線電信局並に氣象觀測支所を設置し、又京城飛行場には滑走路の構築・連絡道路の改修・航空標識の設置及夜間照明設備等を施設して國際飛行場としての面目を一新したのである。又昭和八年三月には新義州飛行場の開設を見此處で滿洲航空株式會社の新義州奉天線に連絡し、以來飛行場の整備も着々進行し、更に昭和十年十月より清津飛行場を開設し同時に滿洲航空株式會社は新京・琿春線を延長して清津迄乗入を爲すことになつた。斯くて對滿洲國との空の連繫に遺憾なきを期し得るに至つたのである。一方航空路の安全の爲には、蔚山・黃澗・大田・天安・京城・沙里院・平壤及新義州の八箇所航空標識をも設置したが、尙將來は既設航空路の一段の整備と共に、前述京城・裡里間のみならず其の他の各主要都市に對する支線の設定も亦大いに考慮すべき問題として研究中である。

電氣及瓦斯事業

昭和十一年三月末現在に於ける電氣事業者數は營業用四十九(第三號電氣事業者を含まず)、官廳用二十一、家用百五、合計百七十五であつて瓦斯事業者は二である。營業用電氣事業及瓦斯事業の概況は左の通りである。

營業用電氣事業

事業者數

四九

資本金

一五二、〇二二、九〇〇円

拂込資本金

一一四、八七六、四〇〇円

發電

八八〇、三五八キロワット

瓦斯事業

事業者數

二

資本金

二、二八二、〇六四円

拂込資本金

一円

製造能力

三五、五〇〇立方米

備考 瓦斯事業者は京城電氣及朝鮮瓦斯電氣株式會社の二社にして之が資本金は分離不可能なるに付固定資産を
資本金と見做し掲上したり。



洛 東 橋 (南 慶)

三 地方行政

道 府 郡 島

行政上朝鮮全土を京畿道・忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道・黃海道・平安南道・平安北道・江原道・咸鏡南道・咸鏡北道の十三道に區劃し、更に之を分ちて十八府、二百十八郡、二島、四十六邑、二千三百二十七面とする。之に道知事・府尹・郡守・島司・邑面長を置き官廳事務の執行者たらしむるに共に、公共團體の事務を執らしめ、道には知事官房・内務部・警察部を置き、各部長は道事務官を以て之に充て、知事官房は機密・人事・褒賞等に關する事務を、内務部は地方行政・學務・勸業・土木・會計・稅務・金融經濟等の事務を、警察部は警察・衛生の事務を分掌する。産業の特に發達した京畿道・全羅南道・慶尙北道及慶尙南道の四道には内務警察の二部の外に、産業部を置き、參與官を以て産業部長たらしめ、内務部所管の事務中勸業に關する一切の事務を分掌せしめて居る。

公 共 團 體

道 從來の道地方費は昭和八年四月一日より道制施行せらるゝに及びて道となり、道は法人にして議決

機關たる道會を置き、歲入出豫算・決算・道税・夫役現品・使用料又は手数料の賦課徴收・起債・基本財産及積立金等の設置管理及處分、繼續費・特別會計・豫算外義務負擔及權利拋棄等重要事項に付議決權を有せしめ、仍議長(道知事)の外に副議長(議員中より選出)を置く。道會議員の定数は二十一人乃至四十五人とし、定員の三分の二及其の端數は選舉區たる府・郡・島或は指定邑に配當し、府邑會議員又は面協議會議員之を選舉し、残り三分の一は道知事之を任命する。而して道會議員の任期は四年である。

現在道の施設せる主なる事業は土木・勸業・教育・衛生・救濟・各種補助及時局對應策たる窮民救濟事業である。而して其の主たる財源は道税・使用料及手数料並に國庫補助金で、道税の税目は地稅附加稅・第一種所得稅附加稅及特別稅たる特別所得稅・營業稅附加稅・取引所稅附加稅・鑛稅附加稅・林野稅・戶別稅・家屋稅・屠場稅・屠畜稅・漁業稅・車輛稅及不動產取得稅である。

府 府制は大正二年十月之を發布したが、數次の大改正を行ひ、現行制度は昭和五年十二月改正に依り昭和六年四月一日より施行した。

イ、府の區域 法人たる府の區域は行政區劃たる府の區域と同じく其の所在地は京城・仁川・開城・大田・群山・全州・木浦・光州・大邱・釜山・馬山・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津・羅津である。

ロ、府の事務及府住民の權利義務 府は官の監督を承け、一般公共事務及法令に依り府に屬する事務を處理し、府内に住所を有する者を以て住民とする。府住民は府制の規定に依り府の營造物を共用する

權利を有し、府の負擔を負ふの義務を有する。

ハ、府税及使用料手数料 府税は國税たる地税・第一種所得税・營業税・取引所税・道税たる鑛税・戸別税・家屋税・車輛税・特別所得税・不動産取得税の附加税及特別税として府内に住所を有する者、三月以上府内に滞在する者、府内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し府内に營業所を設けて營業を爲し、又は府内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し又は其の行爲に對して之を賦課する。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並神社寺院祠宇佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・説教所の用に供する建物及其の境内地、墓地、外國政府の所有に關する領事館及其の敷地等には府税を課せない。府は營造物の使用に付使用料を徴收し、又特に一個人の爲にする事務に付手数料を徴收するここが出来る。

ニ、府の機關及權限 府尹は府を統轄し及代表する。必要あるときは府費を以て府吏員を置くここを得る。府吏員は府尹之を任免し懲戒するの權限を有する。

府の意思機關として府會及教育部會を置く。教育部會は更に之を第一教育部會及第二教育部會に分つ。府會は議長（府尹を以て之に充つ）副議長（府會に於て府會議員中より選舉す）及府會議員を以て組織し、府に關する重要な事件の議決、副議長及検査委員の選舉、府の公益に關する意見書の提出、會議規則の設定、官廳の諮問に對する答申、當該府事務に關する書類及計算書の檢閲、事務管理、議決の執行及出納の検査を爲すの權限を有する。

府會議員の定数は最低二十四人にして、府の人口に應じて増加し、其の任期は四年である。

府會議員は帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子にして、一年以來府住民を爲り且一年以來朝鮮總督の指定したる府稅年額五圓以上を納むる者が之を選擧する、選舉權のない者、所屬道及當該府の官吏及有級吏員、判事檢事及警察官吏、小學校及普通學校の教員等の如きは府會議員たることを得ないのは他の公共團體に於けると同様である。

第一教育部會は議長・副議長及内地人たる府會議員を以て、第二教育部會は議長・副議長及朝鮮人たる府會議員を以て之を組織する。教育部會は各特別經濟に關する重要な事件の議決、副議長又は檢査委員の選舉、事務檢査、意見書の提出並官廳の諮問に對する答申を爲す等、府會を殆んど同様の權限を有する。

邑面 邑面制は大正六年十月發布せられたのであるが、大正九年及昭和五年の大改正を経て現行制度を爲つたものである。

イ、**邑面の區域** 法人たる邑面の區域は行政區劃たる邑面の區域と同じく、邑の數は四十六、面の數は二千三百二十七である。

ロ、**邑面の事務及邑面住民の權利義務** 邑面は法人であつて官の監督を承け邑面の公共事務及法令に依り邑面に屬する事務を處理し、邑面内に住所を有する者を以て其の邑面住民とするのである。邑面住民は邑面制の規定に依り邑面の營造物を共用する權利を有すると共に、邑面の負擔を分任する義務を

有する。

ハ、**邑面税及使用料手数料** 邑面税は國税たる地稅・第一種所得稅・營業稅・地方稅たる車輛稅・特別所得稅の附加稅及特別稅として邑面内に住所を有する者、三月以上邑面内に滞在する者、邑面内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し邑面内に營業所を設けて營業を爲し、又は邑面内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し、又は其の行爲に對して之を賦課する。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並神社・寺院・祠宇・佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・説教所の用に供する建物及其の構内地には邑面稅を課せない。邑面は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手数料を徵收することが出来る。

ニ、**邑面の機關及權限** 邑面長は邑面を統轄し之を代表すると共に邑面の事務を擔任する。尙邑面長は邑會の議決を經べき事件に付其の議案を發し其の議決を執行する權能を有する。

邑面には邑面費を以て吏員を置くことを得、邑面長は吏員を任免し且之を懲戒する權限を有する。但し副邑面長及面書記・面技手の任免及懲戒處分に依る吏員の解職に關しては郡守又は島司の認可を要するのである。

邑には意思機關として邑會を置き、面には諮問機關として面協議會を置く。邑會は議長（邑長を以て）及邑會議員を以て組織し、邑に關する重要なる事件の議決、法令に依る選舉、邑の公益に關する意見

書の提出、官廳の諮問に對する答申並に邑の事務に關する書類及計算書を檢閲し、事務の管理、議決の執行及出納の検査を爲すの權限を有する。

面協議會は議長(面長を以て之に充つ)及面協議會員を以て組織し、面に關する重要な事件の諮問に應じ、面の公益に關する意見書の提出・官廳の諮問に對する答申を爲すの權限を有する。

邑會議員及面協議會員の定數は最低八人最高十四人で、邑面の人口に應じて區分し、其の任期は府會議員同様四年である。

邑會議員及面協議會員の選舉權は府會議員の選舉に於けると同様帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子で、一年以來邑面住民と爲り、且一年以來朝鮮總督の指定したる邑面稅年額五圓以上を納むる者が之を有し、所屬道郡島の官吏・待遇官吏・吏員及當該邑面の邑面長並に有給吏員、判事檢事及警察官吏、小學校及普通學校の教員に非ざる者で、邑會議員又は面協議會員の選舉權を有する者は其の被選舉權を有する。

ホ、邑面組合 邑面に於ける事務中には往々他の邑面との利害直接相關聯するものがあるから邑面の事務の一部を共同處理せしむる爲、必要あるときは道知事は關係ある邑會及面協議會の意見を徴し、朝鮮總督の認可を受け、邑面組合を設くることを得るのである。

學校費 現行朝鮮學校費令は大正九年十月一日より之を施行し、昭和五年地方制度の改革に際し其の一部を改正せられた。

イ、**學校費** 普通學校其の他朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲郡島に之を設け、郡守又は島司之を管理する。

ロ、**學校評議會及評議員** 學校費に關し郡守・島司の諮問に應ぜしむる爲學校評議會を設く。學校評議會は郡守又は島司及學校評議員を以て組織し、郡守・島司を以て議長とする。學校評議員の定員は郡島内の邑面數と同數である。學校評議會に諮問すべき事項は歳入出豫算賦課金、使用料又は夫役現品の賦課徴收及起債に關する事項等である。

學校評議會は名譽職であつて其の任期は四年であり、各邑面に於て朝鮮人たる邑會議員又は面協議會員が之を選擧する。

ハ、**事業** 學校費は朝鮮人教育に關する費用を總て支辨し得るを原則とするも、郡島の財力には自ら限度あるを以て其の經營せらるべき學校の種類も亦限定せらなければならぬ。現今に於ては公立普通學校の經營を普通とし、簡易初等教育の普及を圖る目的を以て昭和九年度に於て一郡島二校の割合を以て既設普通學校に簡易學校を附設することとなり、稀に實業補習學校を經營するものもあるのである。

學校組合 明治四十二年十二月統監府公布の學校組合令に依り、從來日本人會の經營した朝鮮に於ける内地人教育に關する事務を處理することとなつたもので、大正三年四月及昭和五年十二月本令に改正を加へられた。

イ、學校組合の設置に組合規約及組合員の權利義務、學校組合を設置せんとする場合は發起人區域(府區域を)を定め、其の區域内に住所を有し獨立の生計を營む内地人三分の二以上の同意を得て組合規約を作り、朝鮮總督の許可を受けなければならぬ。組合員は營造物を共用する權利を有するに同時に組合の負擔を分擔するの義務を負ふのである。

ロ、學校組合會に議決事項、學校組合に組合會を置く、組合會議員は之を選擧する。組合會議員は名譽職とし其の任期は四年で、議員の選擧及被選擧資格は組合規約を以て之を定めるのである。組合會議決事項概目左の通りである。

- (一) 組合規約を變更する事
- (二) 歳入出豫算を定むる事
- (三) 決算報告を認定する事
- (四) 基本財産、特別基本財産及積立金額等の設置管理及處分に關する事
- (五) 不動産の管理及處分に關する事
- (六) 財産及營造物の管理方法を定むる事但し法令の規定あるものは此の限でない
- (七) 法令に定むるものを除く外使用料手数料組合費及夫役現品並其の賦課徴收に關する事
- (八) 組合債に關する事
- (九) 歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事
- (十) 組合に係る訴訟及和解に關する事。

ハ、組合員の總會 組合員の數寡少なる組合其の他特別の事情ある組合に在りては組合員の總會を以て組合會に代ふることを得る。組合員の總會に關しては總て組合會に關する規定を準用するのである。

ニ、學校組合管理者に組合吏員、學校組合に管理者を置く。管理者は組合員中より道知事之を命じ、任期を四年とする。管理者は名譽職たることを原則とするけれども、必要に依り有給を爲すことを得

る。

學校組合には管理者の外に有給又は名譽職の吏員を置くことが出来る。其の任免・懲戒處分等は管理者が之を行ふ。有給の管理者及吏員に對しては組合規約の定むる所に依り退職料・退職給與金・死亡給與金又は遺族扶助料を給することが出来る。名譽職たる管理者及吏員に對しては職務の爲要したる費用を辨償するの外、勤務に相當する報酬を給することが出来る。

ホ、學校組合の經費・組合費徴收及寄附又は補助。組合は營造物の使用に付使用料を徴收するの外、組合財産より生ずる收入其の他組合に屬する收入を以て其の經費を支出し、仍不足あるときは組合費及夫役現品を賦課徴收することが出来る。又組合は内地人の教育に關し必要なる場合に於ては寄附又は補助を爲すことが出来る。

ヘ、組合の監督。學校組合の監督は第一次は郡守島司、第二次道知事、第三次は朝鮮總督である。組合規約の變更、組合の起債及其の方法、利息の定率及償還の方法を定め又は其の變更を爲すには朝鮮總督の許可を要する。而して道知事は組合管理者に對し懲戒を行ふことが出来る。

左記事項に付ては道知事の許可を受くるを要する。

(一) 基本財産の管理及處分に關する事 (二) 特別基本財産及積立金數等の設置管理及處分に關する事但し積立金數等を其の目的の爲使用する場合に此の限でない (三) 不動産の處分に關する事 (四) 寄附又は補助を爲す事 (五) 使用料・手數料・組合費及夫役現品の賦課徴收に關する事 (六) 一時の借入金を爲す事 (七) 繼續

費を定め又は變更する事（八）歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し及權利の拋棄を爲す事。

府郡島臨時恩賜金

併合の際特に下賜せられた臨時恩賜金三千萬圓の内一千七百三十九萬八千圓は之を府郡島に配與して永久に保存せしめ、其の利子の凡五分の三は授産に、其の五分の一・五は教育に、五分の〇・五は凶歉救済の資に充つる方針を以て之を道費に編入して事業を計畫し、若は適切な事業に對して補助を與へ、治く惠恤撫養の本義に副はしめるこころなし來つたのであるが、大正九年一月よりは更に事業の範圍を擴張し、從來授産費に充てた資金の一部を割いて新に社會救済に關する事業を行ふこころした。



(道南羅全) 舍病症重及館本療治園生更島鹿小



(會協業事會社鮮朝) 況狀の造製品藥箱急救設施療救賜恩

四 社會事業

罹 災 救 助

水害・風害・旱害・雹害・冷害及火災等の非常災害の場合には道費凶歉救濟費及恩賜罹災救助基金の利子を以て救濟しつつあるが、右凶歉救濟費は併合の際各府郡島に下賜せられたる臨時恩賜金一千七百三十九萬八千圓の利子の十分の一を以て之に充當するものであつて、昭和十一年度豫算額は九萬五千四百三十五圓である。又恩賜罹災救助基金は大正元年 明治天皇御大喪に際し 下賜せられたる二十萬圓及大正三年 昭憲皇太后御大喪に際し下賜せられたる十一萬五千圓に國費十萬圓を加へ、四十一萬五千圓を以て大正三年設定せられたるもので昭和十年度豫算額は二萬五千五百九十圓である。

尙災害の特に激甚なる場合には多額の國費及道費を支出して救濟の徹底を期して居るが又 畏き邊よりも御救恤の資として多額の御内帑金下賜の有り難き恩命に浴しつつあつて、併合以來昭和十一年九月迄三十七回總額四十二萬五千七百圓の御下賜金を拜受して居る。因に本基金の現在額は四十一萬五千圓である。

賑 恤 救 護

老幼・不具・廢疾又は重病の爲生業を営むこゝが出来ず、且他に頼るべき親戚故舊の無い者に對しては恩賜賑恤資金から生ずる利子を以て大正四年度以來救恤をして居る。此の恩賜賑恤資金は大正四年十一月 大正天皇御大禮に際し、賑恤の資として下賜せられたる二十萬圓を以て大正五年一月設定せられたるものである。尙昭和二年二月 大正天皇御大喪に際し慈惠救濟の資として下賜せられたる三十四萬六千二百圓及昭和三年十一月 今上天皇陛下御大禮に際し賑恤の資として下賜せられたる三十四萬六千二百圓も本資金に編入して事業の擴張を圖り以て救助の徹底を期しつつある。本資金は毎年度利子の一部を繰入れ増殖を計つた結果、現在では百二十三萬五千圓の多きに達して居る。因に昭和十一年度豫算は十萬九千七百九十二圓で昭和十年度末現在の被救護者は一千六百七十四名である。

行旅病人及同死亡人の取扱は併合の際下賜せられたる臨時恩賜金三萬圓の分配殘額及其預金中の利子合計二十六萬三千六百五十一圓餘を以て、大正六年設定せられたる行旅病人救護資金の利子及道費救恤費(道費救恤費の昭和十年度豫算額五萬七千八百六十八圓)を以て救護して居るのである。

由來朝鮮に於ける行旅病人及死亡人は部落民又は篤志家を選定して前記資金より生ずる收入を事業經營の設備費及維持費の一部に補助して普及發達を圖りつつある。昭和十一年九月現在の行旅病人救護所は二十六箇所である。

事業開始以來昭和十年度迄に補助した金額は設備費に對し三萬六千五百五十圓、維持費に對し十八萬三千五百十七圓餘である。因に現在資金總額は三十二萬一千四百八十七圓餘に達してゐる。

福利施設

一、公益住宅 大正八、九年の頃財界の好況に伴ひ市街に於ては著しく住宅の拂底を來したので、其の緩和を圖る爲主要な府邑に小住宅の設營を勸奨した結果、漸次各地に其の普及を見るに至り現在では京城・木浦・大邱・釜山・新義州・清津・海州の七府邑に約五百戸を設置せられてゐる。

二、公益市場 食料品其の他日用品を廉價に供給する目的を以て設置せられ現在では京城・仁川・木浦・大邱・釜山・馬山・平壤・元山・清津・咸興の十一府及興南・羅南の二邑に三十箇所の市場を有し其の店舗數は三千五百餘、一箇年の賣上高は七百二十二萬餘圓に達してゐる。

三、共同宿泊所 無宿の勞働者に對して低廉にして衛生的な宿泊所を供給し生活の安易と産業能率の増進を圖る爲京城・仁川・釜山・平壤・木浦の各府に於て府營の共同宿泊所を設營し、京城府に於ては和光教園にも之を附設してゐる。

四、簡易食堂 勞働者其の他に對して簡易にして保健的な食事を低廉に供給する目的を以て釜山府に於て之を經營してゐる。

五、公益理髮場・公益浴場・公益洗濯場 安易に之を利用せしめんとするもので各都市に漸次普及せられつゝある。

六、公益質屋 質制度は動産擔保の庶民金融機關として廣く利用せらるゝ所で朝鮮に於ても典當舖と稱

せられて古くから普及せられてゐるのであるが、民間質屋は營利を目的とするものであるから利用者側の不利益は尠くないのである。依つて都會地に於ける下層民の經濟的保護施設として公益質屋を設置することとし、昭和四年度以來京城（二箇所）仁川・群山・木浦・大邱（二箇所）釜山（二箇所）平壤（二箇所）新義州・元山・咸興・興南・清津・鎮南浦の十三府邑に十七箇所を設置し、國費より補助金を交付して助成指導に努めてゐる。

七、**小額生業資金** 朝鮮農家の大部分を占むる小農は生業資金の融通を受くることに極めて困難を感じ已むなく貸金業者、地主等から高歩の小口資金を借入れ一時の急を凌ぎつゝある實情で其の蒙る不利益は多く小農金融機關の必要を認められ、昭和三年度から邑面をして小額生業資金貸付事業を實施せしめたのである。本事業は小農者に對して低利且容易に小口の資金を融通し其の生業を奨め、之を保護指導する便宜上部落單位に三十名内外の小農を一團として勤農共濟組合を組織せしめ、組合員の指導者として一組合一名宛の勤農輔導委員を置き自らの勤勞に依つて其の生活を安定せしめんとするもので、昭和十年度迄に實施したる資金總額は三百四十八萬餘圓に及び勤農共濟組合數は五千五百三十六、組合員數は十五萬八千七百餘に達してゐる。

勞働者保護

朝鮮でも近時工鑛業の著しき勃興を見つゝあるが勞働者は概ね農民から轉業したものであるから、極め

て淳朴で從來其の數も少く大正六年迄は勞働爭議の如き殆んど見るに足るものは無かつたのであるが、當時歐洲大戰の影響を受けて事業界は空前の好況を呈し、勞働者は物價騰貴を理由として賃銀値上の要求を爲す者増加し、又同十年頃より財界の不況に向ひては賃銀値下に對する反對運動の爭議を見るに至つたのであるが、其の多くは不成功に了り、爭議數も漸減して來たのである。其の後大正十二年頃に至つては社會主義者の煽動等に依る階級的色彩を帯びた爭議が頻發したのであるが、官憲に於て主義者の職滅に努めたるこゝ、滿洲事變以來其の轉向を見たるこゝに依り近時爭議は殆んど其の跡を絶つに至つたのである。

輓近西北鮮地方に於ては鐵道・河川・道路・港灣等大規模なる土木工事の勃興に依り日僱勞働者の需要は激増の趨勢に在るが、由來同地方は人口稀薄で爲に勞働者の不足を告げ、滿支人勞働者の使役を餘儀なくせられつゝあり、一方南鮮地方は人口稠密にして窮民多く内地渡航者は逐年多きに上り、勞働者の需給調節上面白からざる現象を呈せるを以て、本府は之が對策の一端として昭和二年以降就職の爲旅行する勞働者の汽車汽船運賃割引を實施し、之に依り其の移動を容易ならしめ、又常時釜山に職員を駐在せしめ、漫然内地渡航勞働者を朝鮮内に於ける勞務需要先に紹介就職せしむる外、昭和九年三月以來大量的に南鮮過剩勞働者を西北鮮地方勞働需要先へ移動紹介し、以て之が需給調節に資しつゝある。

朝鮮内職業紹介機關の充實を圖る爲、昭和三年度から公益職業紹介所に對し建設費五割以内經常費二割以内の國庫補助を爲し、事業を助成指導しつゝあるが、現在朝鮮に於ける公益職業紹介所は、府營のも

の九箇所（京城・仁川・群山・釜山・平壤（二箇所）新義州・大邱・咸興）、邑營のもの一箇所（官川）私設のもの三箇所である。

兒 童 保 護

一、總督府濟生院 孤兒の教養及盲啞者の教育を爲し前者は養育部で後者は盲啞部で行つてゐる。其の概要は左の如くである。

イ 養育部 京畿道楊州郡芦海面孔德里に在る、部内に收容教養する兒童は滿八歳以上のもので乳幼兒は總て里預けとして養育してゐる。而して其の兒童の身心の事情を委託家庭の狀況を考慮して滿十二歳まで預け置き普通教育を修了せしめ個性に適應する職業を授くることを原則としてゐる。部内收容兒に對しては部内に施設してある四學年制度の普通科に入れ修了した者は更に實習科に入れて附屬農場で農業を實習せしめ將來思良な自活の農民を養成することを期してゐる。然し特殊の事情ある者は徒弟其他の職業を修得さすことをしてゐる。昭和十一年九月末現在收容兒童は總數三百十三名である。

ロ 盲啞部 京城府新橋町に在る、其の教育は普通の教育を施すの外實用方面に重きを置き盲生には鍼灸及按摩を啞生には洋服裁縫及鍼力細工を教へてゐる。昭和十一年九月末現在生徒は百五名である。

二、感化院。感化院は不良性を帶ぶる年少者を收容して感化教育を施す機關であつて大正十三年十月一日開設したもので之を永興學校と云ひ、咸鏡南道文川郡明孝面松田灣所在の元防備隊跡を借用して充當して居る。昭和十一年四月一日現在收容者百二十八名である。

學科は普通學校程度の學科を課する外農業・漁業・大工及裁縫の實科教授を施して將來自活の途を與ふる様努めてゐる。

救 療 機 關

總督府の施設としては全羅南道小鹿島に癩療養所(小鹿島更生園)があり、道の施設としては各道廳所在地(京畿道・慶尙南道を除く)及仁川・水原・開城・公州・群山・南原・順天・濟州・安東・金泉・晋州・馬山・沙里院・鎭南浦・義州・楚山・江界・江陵・鐵原・元山・惠山鎭・城津・會寧・龍井・局子街の各地に道立醫院があり、尙前記水原道立醫院は出張所を利用・安城に設けて醫院同様救療をなして居る。國境對岸地方に於ては東間島に在住する朝鮮人の救療を目的とする在間島龍井醫院・局子街醫院を設置して居る外頭道溝及百草溝等には信用ある開業醫に救療を囑託して居り、又僻陬地在住の朝鮮人及鴨綠江對岸地方の朝鮮人に對しては道立醫院に於て巡回診療を爲して居り、琿春地方に於ても同地の信用ある開業醫に救療を委託して救療の徹底を期して居るのである。

イ、診療の成績 併合以來昭和十年十二月末日迄各醫院に於て取扱つた總患者數は三千八十四萬一千五

百三十八人にして延人員は實に五千九百三十九萬七千二百四十九人の多きに達してゐる。

ロ、巡回診療 道立醫院に於て實施しつゝある巡回診療開始以來昭和十年度迄の診療總患者數百十四萬六千三百七十九人にして延人員は四百九十六萬九千二百七十一人を算して居る。

尙京城帝國大學醫學部附屬醫院・京城醫學專門學校附屬醫院・大邱・平壤及咸興道立醫院に於ては内鮮人助産婦・看護婦を養成して居るが卒業者の多數は官公立醫院等に就職して何れも相當の信頼を受けつゝある。

入學者の資格は小學校卒業程度とし教育期間は二箇年で教育期間中は毎月十八圓程度の手當を支給して居る。

ハ、恩賜記念救療施設 昭和七年八月不況に苦しむ朝鮮民衆救療の資として爾後三箇年間毎年七萬五千圓御内帑金を御下賜あらせらるゝ旨の御沙汰を拜したので、昭和七年度に於ては右御下賜金に國費八萬一千二百四十七圓を加へ計十五萬六千二百四十七圓を以て救療計畫を樹立して同年十月から窮民の救療を實施したが、各道及府邑面に於ても本府の計畫に願應して夫々地方の實情に應じて適切なる救療を實施して居る。

本救療施設は朝鮮全道を對象として醫療機關の設備がない地方二千百十二面に對しては各面二箇宛四千二百二十四の救療箱を配置し、次年度以降は内容藥品の更新補充を爲すこゝし醫療機關の設備ある地方に對しては診療券を配付して官公立病院及開業醫に付診療を受けさせ、尙右救療箱及診療券に

て治療するこゝの出来ない重症患者に對しては特に入院料を交付して徹底的に治療せしめて居る。而して本施設の經費は昭和七年度から同九年度迄は毎年度十五萬六千二百四十七圓であつたが十年度からは金額を國庫より支出することになり十一萬圓を以て實施して居る事業開始以來救療延人員は八百三十一萬餘人の多きに達して居り、此の恩澤に浴した窮民は勿論のこゝ一般民衆に於ても齊しく聖恩の鴻大なるに感激しつゝあるのである。

社 會 教 化

一、地 方 改 良

イ 優良部落助成 各道に於ける部落又は地方改良團體中 地方教化・農村振興に貢獻し、其の成績が優良であつて他の模範となるものを調査し、其の發達を促す爲助成金を交付してゐるが昭和二年度より同十年度までに三百二十八團體を助成した。

ロ 勤儉貯蓄の奨励 農閑期を利用し、筵・繩・吠・草鞋の製作及布織・養蠶・養鶏に従事させ、又冠婚葬祭の費用その他に冗費を節約して之を貯蓄せしめたが効果は見るべきものがある。

ハ 篤志者の表彰 大正三年以降面長・府面吏員・學校組合吏員又は水利組合吏員中成績優良で他の模範となる者及産業・土木・教育・救濟其の他公共事業に功勞があつて地方の儀表たるに足る篤行者に就いて、本府に於て之を表彰するに共に各道知事をして表彰せしめ、以て地方民心の作興に資

してゐる。

二、郷校財産 郷校財産は地方に於ける文廟の祭祀及經學を講明する爲に主として地方儒林よりの鳩財及政府より特に下付せられたるもの等より成つてをり、公共的性質を有してゐる。殆ど不動産である。現行の郷校財産管理規程は専ら文廟の維持に社會教化事業の施設に使用し、府尹・郡守・島司をして管理せしむることになつてゐるが其の用途に關しては儒林中より選出せる掌議の意見を聽いて定めしむることとし、儒林をして進んで儒道の本義を闡明して社會教化に努力するの氣分を養ひ、以て民風作興に資せんことを期してゐる。

三、社會教化

イ 心田開發運動 民衆教化の基調を物心兩方面に置き農山漁村に於ける經濟更生運動に多大の努力を拂ひつゝある一方精神方面の指導にも意を用ひ、次々の施設を講じ來れるが更に宗教を振起して民衆に信仰心を培養せしむることとし之が具體策樹立のため從來宗教家・教育家・教化事業關係者を招致して屢々の意見の交換を行ひ一方宗教家の巡回講演並にラヂオ放送等を行ひたるが、昭和十一年一月三十日附を以て此の心田開發施設に關する政務總監通牒を發し、その根本精神を示し、次で三月、之が徹底を圖るべく、パンフレット「心田の開發」刊行數萬部を廣く領布せり。

ロ 青少年の指導 朝鮮に於ける青年團體は現在約二千三百、團員數約七萬七千人であつて、内地人團體約百五十、團員數約四千五百人、朝鮮人團體約二千百、團員數約六萬九千人、内鮮人合同團體

約七十、團員數約二千七百人である。内地人側青年團體は其の形式、事業、目的等内地の青年團を擇ぶ所なしと雖、朝鮮人側のものに在つては從來民族主義又は社會主義の思想に感染し、徒に蠢動して社會各方面に害毒を流し、遂に警察官憲の忌諱に觸るゝもの多く、斯くては青年團體本來の使命に副はないのみならず、社會政策上より見るも將又一般民衆の思想善導上より見るも適當ならざるを以て寧ろ之が積極的指導を圖り、内容堅實なるものを一層善導誘掖して社會奉仕、地方開發等の方面に活動せしめんことを期し、其の具體的方策を樹立し、之が實行を勸奨するに共に優良團體に對しては昭和七年度より助成金交付の途を開いた。昭和十年度迄に助成金を交付したものは三百十七團體である。

次に少年に對しては少年團健兒教育法によつて社會訓練並に内鮮融和の素地を培養することにし之が教育指導者の養成を圖るため昭和七年度より毎夏大日本少年團聯盟幹部を講師とする少年團指導者實修所を開設し來れるが昭和十年度に於ても八月右指導者實修所を金剛山に開設して實修を行ひ六四名の修了者を出し（主として學校關係者）少年指導に資する所あり、すでに昭和七年來此の實修を修了せる者三百名に及べり、本府としては將來此の教育運動に對して可及的助長を圖る方針なり。

ハ 青年訓練所 朝鮮に於て青年訓練所規程を發布したるは昭和四年十月なるが其の後漸次各地に訓練所設立せられ堅實なる發達を遂げつつあり現在公共訓練所六二、私立訓練所一〇、合計七二にし

て職員數四七一、生徒數二、五七二其の中朝鮮人生徒八四九なり、尙昭和十年度經費は公立は五〇、四五三圓、私立は九、一四四圓、計五九、五九八圓なり。

ニ 巡回講演 社會教化に關する講演の爲、新道に關し學識經驗ある人士を囑託して各道を巡回せしめ、思想善導・民風改善・勤儉貯蓄の奨励・民力涵養等に資してゐる。

ホ 郷約の復興助成 李朝の中葉李退溪・李栗谷等の碩學鴻儒の力に依つて廣く行はれた郷約なる社會制度は元來支那宋代の制度を移したるものであるが、民風改善・相互扶助等を目的とするものでよく一般の人心を支配し、效果少なからざるものがあつたのに鑑み、之を復興助成し、更に時代に即したる施設を加味し、之が普及を奨励することとした。

ヘ 婦人の教養施設奨励 青少年の教化、生活改善等は一家の主婦である婦人の力に俟つ所大なるに拘らず、一般に朝鮮婦人は教養の程度未だ十分ならざるものがあるので、其の教養施設の普及奨励を講じ、一面婦人の社會的地位の向上を期するに同時に、彼等の自覺を喚起する事に努めてゐる。而して優良團體に對しては助成金交付の途を開き、之が助長發達を圖ることとした。昭和十年度迄に助成金を交付せるものは二百八十三團體である。

ト パンフレットの刊行 社會教化の一助として適切なるパンフレットを隨時刊行して、各種團體及一般に頒布してゐる。昭和十年度に於ける主なるパンフレットの刊行は「心田の開發」三萬部に於て心田開發運動徹底を期し廣く配布せり。

ナ 體育運動の獎勵 體育運動に依つて青少年の心身を鍛鍊し、明朗快活なる情操を養ふこととし、又一方都會地の青少年團體は運動競技をも通じて思想善導の一助に供せんことを期し、其の施設に對し補助金を交付することとした。昭和十年年度迄に助成金を交付したものは四十六團體である。

リ 活動寫眞 最も平易に而も多數人に朝鮮を理解せしむるには活動寫眞を利用するを捷徑とし、大正九年度より本府に活動寫眞班を設置して朝鮮に於ける諸般の施設、産業・教育・社會事業等の一斑を映畫に作製し、之を内地等に於て公開し、専ら朝鮮紹介に努め、一面内地の風光文物其の他模範すべき事物を映畫に依つて朝鮮に紹介し、以て母國に對する親しみと信賴の念を喚起せしめ、尙機會ある毎に朝鮮統治の概況を廣く海外に紹介しつゝあるのであるが、映畫は教化方面に最も有效の施設であるので益々此の方面に利用することに努めてゐる。

ヌ 儀禮準則の發布 朝鮮は古來より禮の國である、就中冠婚葬祭の四禮は人生の最も尊重すべき禮とされておる。尤も冠禮は近時廢れて來たが婚葬祭の三禮は依然として昔ながらの形式を傳へ其の執行には社會的に頗る煩瑣な約束があつて其の間諸種の弊累自ら簇生して來た。因つて本府に於ては古來の舊慣を査覈し社會の要求を考慮し、時勢に稽へ民度に照し形式を簡素にし精神に重きを置きて最も適切と認むる婚葬祭の三禮の規準を示す爲め、昭和九年十一月十日國民精神作興に關する詔書渙發の日を卜し儀禮準則を發布し同時に總督より諭告を發し又講師を地方に派遣して巡回講演を爲さしむる等之が趣旨の普及に努めたのであるが、一般民衆も亦久しく渴望してゐた處であるか

ら大いに歡迎實行しつゝあり。

ル 色服の獎勵 從來朝鮮民衆は一般に白衣を好み四季を通じ之を着用するの風があり爲に汚損の度甚しく之が洗濯裁縫に多大の勞力と時間と經費とを浪費してゐる。斯くては民衆の經濟更生上將又主婦の教養上に影響する所大なるを以て昭和六年以來特に白衣を廢して染色衣を着用する様或はパンフレットを印刷配布し、或は工業試驗場と連絡を保ち優色染粉には工業試驗場の封緘を用ひせしめる等之が獎勵を圖りたる結果近時著しく色服の普及を見るに至つた。

經 學 院

經學院は朝鮮總督監督の下に經學を講じ、風教徳化を扶くるのを以て其の目的と爲し、曩に下賜せられたる臨時恩賜金二十五萬圓を基金とし、其の利子を以て之が維持に充つるの外、毎年總督府より九千餘圓を補助することとした。本院には大提學・副提學・司成・直員等の職員を置いて院務を處理せしめ、又各道より碩學高德の耆宿を擧げて講士と爲し、毎年春秋二回文廟に於て釋奠を嚴修し、尙大正十一年度より東西兩廡及啓聖祠の祭典を復活した。本院の事業は月次講演會を開き、或は職員を地方に派遣して臨時講演會を催し、毎年經學院雜誌を發刊して汎く之を頒布し、各道に於ける講士は時々道内各地を巡講する等、常に施政の方針に順應し、彝倫の扶持、人心の啓發に努めてゐる。

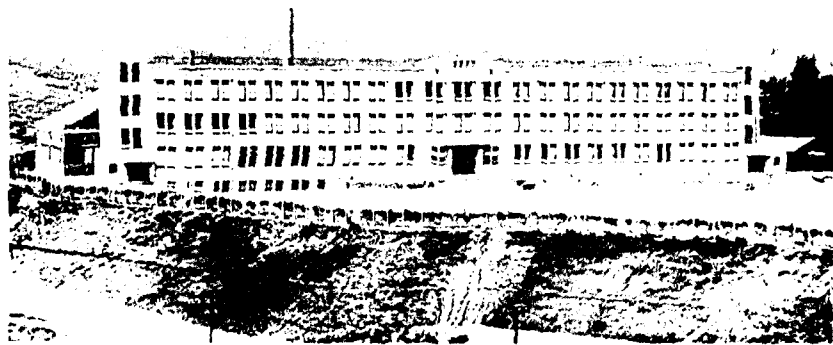
明倫學院

儒學に關する教授を爲し、併せて人格を陶冶するのを目的とし、昭和五年二月二十六日府令第一三號を以て經學院に明倫學院を併置し、之を地方郷校財産寄附金を以て維持することとし、同年五月開院した。本院は修業年限を三年とし、必要に應じて隨時講習會を開催し、一般に對して一層儒學の普及振興を期することとした。生徒定員を九十名とし、儒林子弟にして道知事の推薦せる者の中より銓衡する。教科目は儒學及儒學史・國語・東洋哲學・漢文學及公民科等とし、講師として京城帝國大學教授其の他疆内に於ける碩儒十餘名を囑託してゐる。

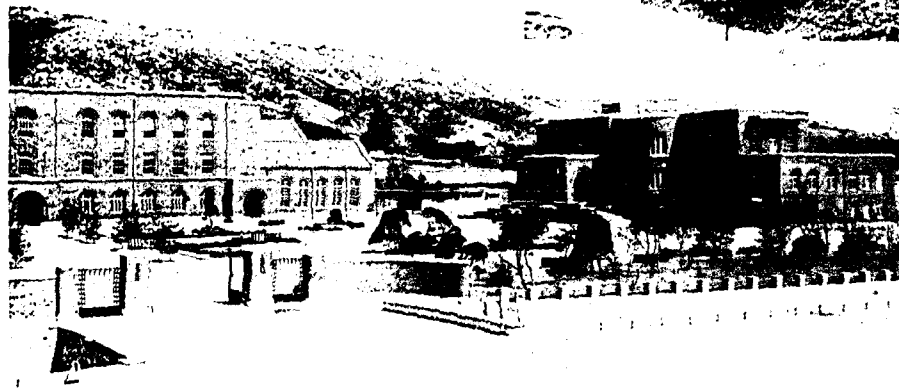
圖書館

圖書館は社會教育上最も重要な機關であるので、本府に於ては從來之が實現に努めて來たのであるが、大正十二年十一月總督府圖書館官制の公布あり、爾來銳意開館準備に着手したが速に公開民衆の教化に資せんが爲、先づ新書の分類整理を急ぎ、同十四年三月完成を告げ、四月より開館した。尙同十五年四月婦人閱覽室・特別閱覽室・調査室等を開設し、更に昭和六年巡回文庫、同七年大衆文庫を創始した。藏書数は四十二萬四千二百四十三冊にして（昭和十一年度）その閱覽者は昭和十年度には百二十八萬三千四百十九人の多きに達し、漸次増加の趨勢に在り、蓋し社會教育上齋す效果少くないと信ずる。

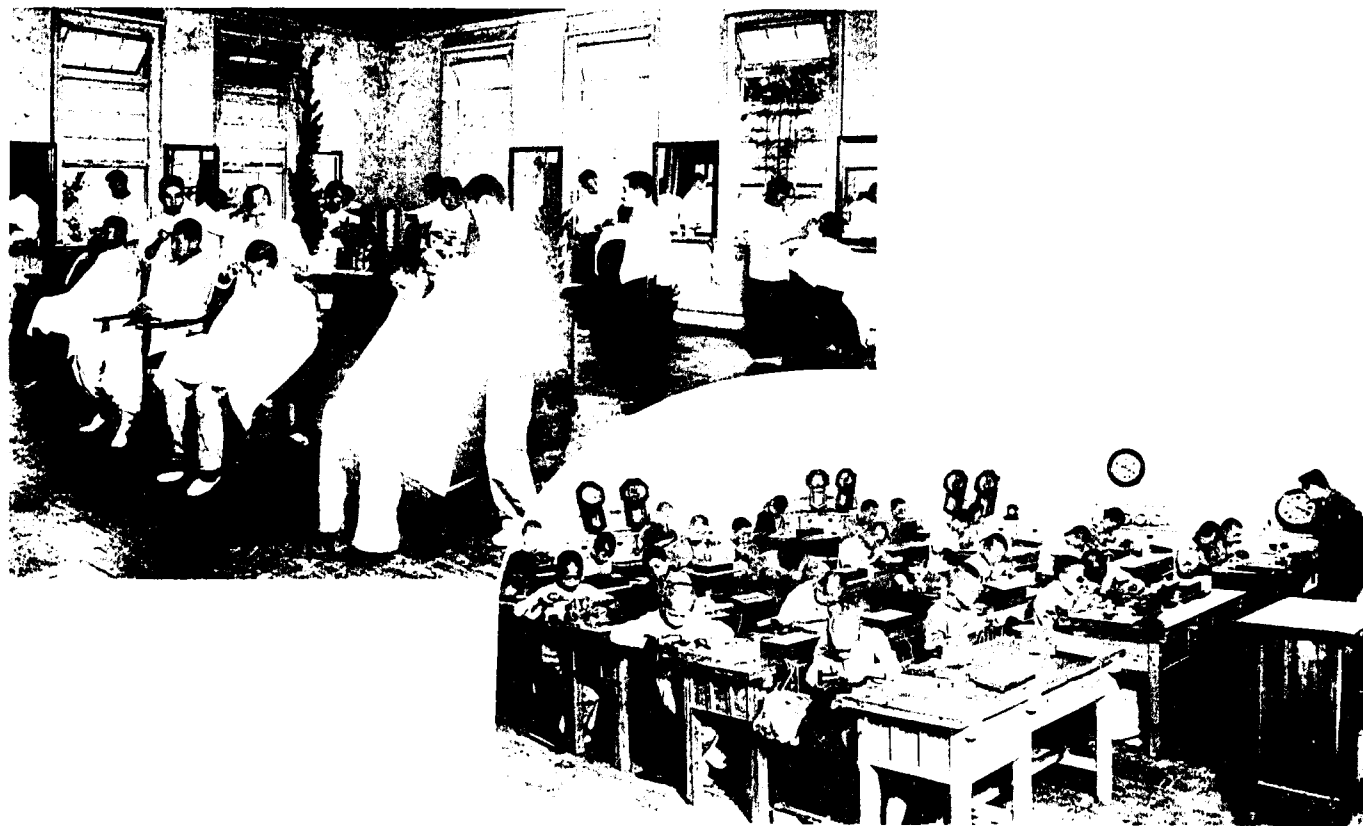
將來圖書の蒐集保存に努め可及的速かに古書部及洋書部の二部を公開して圖書館の完璧を期するに共に、極力内部の充實を圖り、一面名士、學者等を招聘して時々講習講演會を開催し、以て民衆の教化を期してゐる。全鮮公立圖書館約四十餘あり。



京 城 高 等 小 學 校



京 城 帝 國 大 學



況狀習實徒生校學業職城京

五 教 育

從來朝鮮に於ける内地人ニ朝鮮人ニの教育は其の系統を異にしたが、時勢の進歩は此の差別を撤廢するの必要を認め、即ち普通教育に在りては國語を常用する者(主として内地人)ニ國語を常用せざる者(主として朝鮮人)ニの二種に分ち、特別の事情ある場合は相互に其の入學を認むるの途を開いた。而して實業教育・専門教育・大學教育及師範教育に在りては内鮮人の共學を原則とし、新に教育系統を立て之を統一するに至つた。

普 通 教 育

一、國語を常用する者の教育 朝鮮に於て國語を常用する者(主として内地人)の教育は明治十年釜山に於て小學程度の學校を設立せるを嚆矢とし、其の後各地の學校の増設を見、明治四十三年總督府設置當時に於ては其の數既に百二十に達した。而して其の前年統監府は小學校規則を發布し、同四十三年三月中學校官制及中學校規則を發布し、併合後、總督府は更に同四十五年三月に於て公立小學校・高等女學校・實業專修學校及簡易實業專修學校官制並諸學校規則を發布し、大正十一年二月に至り新に朝鮮教育令の公布を見るに共に國語を常用する者の普通教育は小學校令・中學校令及高等女學校令に依るを原則とし、内地に於ける教育に何等の差別なく、修業年限教科課程及編制等も亦略内地に同一にして互に

入學轉學の聯絡を保たしめ、又特別の事情ある場合には國語を常用せざる者（主として朝鮮人）の入學を認むることをした。（昭和十年五月末日現在）

學 校	職 員 數	生 徒 數
官立小學校	二	五八〇
公立小學校	四八九	八三、八一五
公立中學校	一二	六、七一五
公立高等女學校	二七	一〇、〇一四
私立高等女學校	一	五一

二、國語を常用せざる者の教育 古來朝鮮の教育は儒學を主とし科擧に登第するを以て唯一の目的とし京城に成均館及四學があつて一國の最高學府とし 各府郡に郷校、各所に書堂があつて教育の機關と爲されて居つた。然るに明治二十七年科擧の制を廢し、翌二十八年新に教育制度を定めて小學校及中學校に關する規定を設け、又師範學校及外國語學校を設置したが、此等は悉く日本の制度を模倣したものであつて、當時の民度に適合しなかつたのみならず、其の運用亦宜きを得なかつた爲め見るに足るやうな効果はなかつた。既にして同三十七年日韓協約の結果、學部に内地人參與官を置きて教育の刷新を講じ、統監府が開かるゝや其の指導の下に法令の改廢を行ひ、普通學校・高等學校・高等女學校を増設して内地人教員を配置し、新に教科書を編纂して教育上の新生面を開き、併合と同時に總督府に於ては各般に互りて制度の改革を行つたが、教育事業は國家百年の大計であるが故に、時勢の趨

向・民度の實際を考慮して慎重の研究を重ねるの必要上暫く從來の制度を存續し、同四十四年八月始めて朝鮮教育令を發布し、同年十月各學校官制及規則を發布し、爾來之に據りて朝鮮人教育を行つたが、時勢の進歩に向學心の旺盛は再び其の改正を要するに至り、大正九年十一月一部の改正を行ひ、普通學校の修業年限は六箇年を以て原則とし、高等普通學校に二箇年以内の補習科を置くことを得しめ、更に教育調査會の決議に基き、同十一年二月朝鮮教育令を公布して學制全般に亙りて大刷新を行ふと共に、新に朝鮮總督府諸學校官制、朝鮮公立學校官制並普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校の各規程を制定し、又特別の事情ある場合に於ては朝鮮人にして小學校・中學校・高等女學校に入學し得るに同じく、内地人にして普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校に入學するを得しめ、一視同仁の 聖旨に依りて内地人の差別教育を撤廢するを本旨とするに至つた。然し乍ら内地人（主として）の朝鮮人とは風俗習慣自ら其の趣を異にするものがあるからして、國語を常用せざる者（朝鮮人）の教育に於ては此等の事情に鑑みて教科目その他に若干の特例を設け、大に教育機關の擴張を圖つた結果、併合當時に於ては公立普通學校の數僅に一百に過ぎなかつたが今や二千二百六十九校に上り、六十八萬三千七百三十四人の生徒を有するに至つた。而して此等の學校は從來併合の際下賜せられた臨時恩賜金利子を基礎として國庫及地方費の補助、基本財産收入、授業料等を以て其の維持に充當せられ、尙必要ある場合は設立區域内に於ける朝鮮人に經費の負擔を爲さしめたが、學校の増設及修業年限の延長に伴ふ負擔關係を整理するの必要を認め、學制の一部改正と共に朝鮮學校費令を制定して大

正九年十月より之を施行した。

尙昭和九年度より初等普通教育機關の普及を補足する目的を以て新に簡易學校の制度を設け之を公立普通學校に附設せしめて簡易卑近なる程度に於て修身・國語及朝鮮語・算術・職業等を授け居れるが、昭和十年五月末現在に於て學校數五百七十九、兒童三萬五千六百九十六人を收容して居る。

(昭和十年五月末日現在)

	學 校 數	職 員 數	生 徒 數
官 立 普 通 學 校	二	一七	六六〇
公 立 普 通 學 校	二、二六九	一〇、八二九	六八三、七三四
公 立 高 等 普 通 學 校	一五	三七七	八、一三三
公 立 女 子 高 等 普 通 學 校	九	一一一	二、二八六
私 立 普 通 學 校	九二	六〇五	三六、三六三
私 立 高 等 普 通 學 校	一一	二三六	六、三七二
私 立 女 子 高 等 普 通 學 校	一〇	一七五	三、七六一

三、書堂。書堂は古來朝鮮に於ける少年子弟唯一の教育機關にして、一洞又は個人或は教師自らの設立に係り、極めて不完全な教育を施したが、其の數各道に亙つて頗る多く、遽に廢止することが不可能な事情があるので、弊害なき限り之を存置し來つた。然し乍ら近來普通學校の普及に伴ひ、往々普通學科を其の教科に加ふるものあるに至り、大正七年書堂規則を發布し、更に昭和四年之が改正を行

ひ、當事者をして書堂の名稱・位置・學童數・維持方法・教授事項及教科用圖書等に關する事項を具し、道知事の認可を受けしめ、以て其の監督及指導に努めつゝある。昭和十年五月末書堂數六千八百七教員數七千二百七十一人、生徒數十四萬七千九百九十二人である。

四、幼稚園・幼稚園は昭和十年五月末に於ける公私立併せて園數二百九十九、兒童數一萬六千七百七人である。

實業教育及專門教育

實業及專門教育は併合以前既に二三の商業學校並農業學校等があり、其の公立に屬するものは内地に於ける同程度の學校に準據して別に法令の規定はなかつたが、明治四十四年十月始めて朝鮮人教育に關する實業學校規則及朝鮮公立實業學校官制を公布し、次で四十五年三月内地人教育の爲、朝鮮公立實業學校官制並朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校規則の發布を見、大正十一年二月新教育令の公布と共に實業教育・專門教育は内鮮人の共學を原則とし、實業學校は實業學校令及文部省令の當該規程に準據し、專門教育は專門學校令に依ることとした。

近來普通教育の普及に伴つて實業及專門の教育亦勃興し、其の教育機關たる諸學校は大正十一年四月新教育令の實施以來入學資格・修業年限・學科程度等全く内地に於ける專門學校と異なる所はない。

(昭和十年五月末現在)

教 育

種 別	學 校 數	職 員 數	生 徒 數
官立專門學校	五	二三〇	一、二一三
公立專門學校	二	六五	五六七
私立專門學校	八	二九五	二、七二一
官立實業學校	一	三八	二一八
公立農業(農林・農藝)學校	三〇	三四六	六、四一四
公立商業(商工)學校	一六	二九四	五、八九五
私立商業學校	七	一二三	三、〇一〇
公立水産學校	三	四二	二一六
公立職業學校	四	四四	六三六
私立職業學校	二	三〇	六八三
官立實業補習學校	一	四	三一
公立實業補習學校	九三	三八〇	三、八九八
私立實業補習學校	三	九	二三四

六八

大學教育及其の豫備教育

大正十一年二月勅令第十九號を以て朝鮮教育令に始めて朝鮮に於ける大學教育に關する要綱を定められ、大學教育及其の豫備教育は内地の大學令に依り同令中文部大臣の職務は朝鮮總督之を行ふこととなり、京城に綜合制の官立大學を設置し、差當り法文學部及醫學部を置き同十五年度より開設し、其の豫備教

育として修業年限二年の豫科を附置し、同十三年度より開設したが、昭和九年度よりは内地高等學校同様其の修業年限を三年とした。大學の組織内容は共に内地に於ける帝國大學と殆んど同様であつて、内鮮人共學であるが、各學部に於ては其の設立の使命に鑑み、法文學部に於ては朝鮮の法律・制度・經濟及言語・文學・思想・信仰・風俗習慣・美術・歴史等に關する研究をも爲し其の他社會百般の事象に關し特に其の推移變遷に留意して之が研究に努め、又醫學部に於ては朝鮮特殊の疾病・藥物等の研究を爲し、大に其の特色を發揮せんとしてゐる。

昭和十年五月末大學職員五百二十三人、學生六百二十一人、豫科職員三十九人、生徒三百九人である。

師 範 教 育

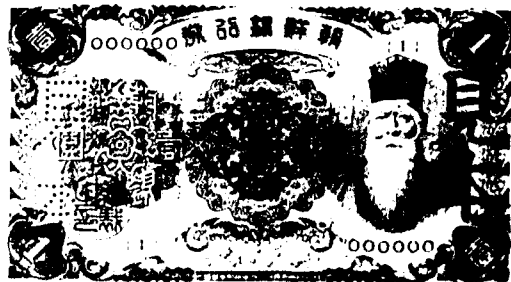
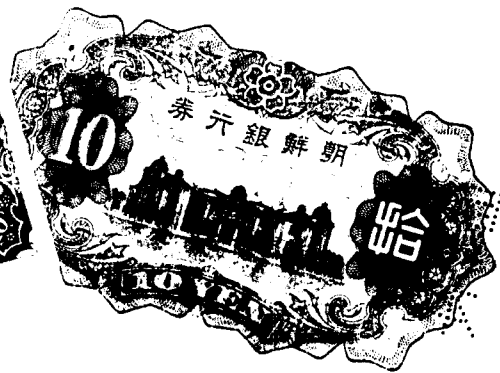
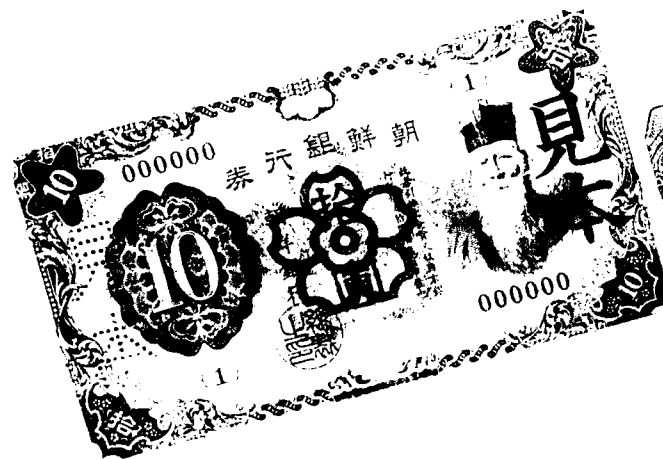
師範教育は内鮮人共學を本體とする。而して本教育は從來の朝鮮の現狀に鑑みて内地に比し少しく入學資格を低下し、修業年限を延長する等特種の施設を爲し、又他の教育機關に於ては公共團體及私人の設立經營を認むるも、師範學校は官立の外道費の經營に限りて之が設立を認むるの規定である。昭和四年四月其の制度改善の爲朝鮮教育令の改正と共に師範學校は當分官立とするの方針を定め、同四年六月大邱及平壤に官立師範學校を設置し、各道地方費師範學校は何れも同六年三月限廢止した。尙昭和十年四月新に京城女子師範學校の設立を見昭和十年五月末では即ち官立師範學校四、職員百四十人、生徒二千四百三十四人を算する。

在内地朝鮮學生

内地に於て勉學する朝鮮學生は四千九百五十四名（昭和十年十月一日現在）であつて、之を地方別にすれば、東京在學者三千五百四十二名、地方在學者一千四百十二名で之等學生中最も多數を占むるのは上級學校入學の爲準備教育を受くる者及私立大學専門部及其の他に於て法政經濟等を修むる者である。在内地朝鮮學生の保護監督に關しては従來東京に朝鮮留學生監督部を置きて之に當らしめたが、大正九年十一月に従前の留學生規程は之を廢止し、且留學生なる名稱を改めて在内地朝鮮學生と稱し、同年度よりは事業を舉げて東洋協會に委託し、之に必要な經費を補助することとした。而して同會に朝鮮學生督學部を設けて之に當らしめたが、更に其の後右朝鮮學生保護監督の事業は之を朝鮮教育會の事業に移し、督學部の名稱は之を獎學部と改めたのである。在内地朝鮮學生の卒業後に於ける歸還者の就職に關しては可及的便宜を與へるやう努力してゐる。

朝鮮美術展覽會

朝鮮美術展覽會は大正十一年六月之が第一回を京城に於て開催したが、爾來年と共に隆盛に向ひ、第十五回展覽會は昭和十一年五月京城に於て開催し出品總數一千百五十三點に達し、中入選東洋畫六十四點、西洋畫百五十一點、工藝品六十點、彫塑十九點を出し、會期中觀覽者總數二萬三千二百二十五人に及んだ。想ふに回を重ねるに従ひ、朝鮮美術の發展を促進し、社會文化の發達に裨補する所が少くない。



朝鮮銀行券



會 協 合 組 融 金 鮮 朝

六 財政及經濟

財 政

歲計 韓國政府時代の財政は紊亂の極に達し、明治三十七年十月財政顧問を設置し、銳意刷新を圖つたけれども、積弊の致す所容易に掃清することが出來ず、後統監府が設置され、同四十年に於て日韓協約の結果、行政各部の擴張・各種事業の發展に伴つて、歳出が著しく増加の傾向を來たして、到底其の支出を辨じ難くなつたので、帝國政府は同年度以降同四十五年度に至るまで六箇年度内に總計一千九百六十八萬二千六百二十三圓を無利子無期限を以て貸付した。けれども併合當時に於ては經常歳入を以て到底豫期の施設を爲すことが出來なかつたので、同四十四年以降中央政府の一般會計が一千二百三十五萬圓の補充を仰いで應急の策を講じ、爾後經費を節約して、大正二年度には該補充金中より二百三十五萬圓を減じ、更に同三年度以降五箇年を期して、朝鮮特別會計の獨立計畫を實行する爲、一方に於ては諸般制度の整理を行ひ、行政費を節約し、他方産業獎勵の必要上確實なる財源を求むる爲諸税の増徴並に新設を行ひ、同八年度に於ては全く中央政府の補充を仰がぬこととしたけれども、警察制度の改革其他諸般行政の刷新に伴つて、再び補充金を要する様になり、同九年度に二千萬圓、同十年度に千五百萬圓、同十一年度に千五百六十萬圓、同十二年度に千五百萬圓、同十三年度には豫算踏襲の爲前年度と同額、

同十四年度及昭和元年度に於ては災害費の財源を含めて、前者に於ては千六百五十五萬四千五百二十九圓、後者に於ては千九百四十四萬五千四百七十一圓、昭和二年度同三年度同四年度同五年度及昭和六年度に於ては各一千五百萬圓、昭和七年度及昭和八年度に於ては一千二百五十萬圓、昭和九年度に於ては一千二百八十二萬五千六十圓、昭和十年度に於ては一千二百八十二萬五千八百二十二圓、昭和十一年度に於ては一千二百九十一萬八千七百七圓の補充を受くるに至つた。

朝鮮總督府特別會計歳入歳出

年 度	入				出			
	經 常	臨 時	合 計	經 常	臨 時	合 計	備 考	
昭和二年度	一六五、七三、八七五	四五、一五、二三六	二一〇、九〇、一一一	一五〇、八七九、九〇九	六〇、〇三〇、三〇三	二一〇、九〇、一一一		
同 三 年 度	一七九、八四四、〇三九	四三、九〇三、九五〇	二二三、七四六、九八九	一六一、八七三、二八一	六〇、八七三、六九八	二三三、七四六、九八九		
同 四 年 度	一九五、九七五、〇〇三	五〇、八七七、八四〇	二四六、八五二、八四三	一七六、五五八、六四四	七〇、二九四、一九九	二四六、八五二、八四三		
同 五 年 度	二〇三、〇五七、五四〇	三七、六七二、二四三	二三九、七二九、七八三	一八六、六七三、八二七	五三、〇五六、九五六	二三九、七二九、七八三		
同 六 年 度	二〇六、三三一、五三七	三三、六〇三、〇八〇	二三八、九三三、六二七	一八六、六三八、四八三	五二、二九五、一四四	二三八、九三三、六二七		
同 七 年 度	一七九、五五六、九八八	四〇、五三三、六三九	二二〇、一四〇、六二七	一六四、二八四、八〇六	五五、八五五、八二一	二二〇、一四〇、六二七		
同 八 年 度	一八四、四八一、五七六	四七、四五五、三七一	二三三、〇三六、九四九	一七〇、〇九七、二九六	六三、九三九、六五三	二三三、〇三六、九四九		
同 九 年 度	二二一、五八八、三三八	五六、六九六、一三四	二七八、二八四、四五三	一九五、三五五、三三九	七九、二七九、三二三	二七四、六三四、六六二		
同 十 年 度	二四〇、四六三、四二七	四九、八〇三、九八七	二九〇、二六七、四一四	二二〇、九九一、〇七〇	七九、二七六、三四四	二九〇、二六七、四一四		
同 十 一 年 度	二六九、九八八、九四一	四七、八八七、〇一九	三二七、八七五、九六〇	二三四、〇五六、六四〇	八三、八一九、三二〇	三二七、八七五、九六〇		

國債 明治四十四年以降道路修築・海關工事並に鐵道建設及改良等、朝鮮の開發に必要な繼續事業費は朝鮮の一般歳入を以て支辨する餘裕がなかつたので、此等財源は總て公債若は借入金に依ることとし、明治四十四年三月朝鮮事業公債法が公布されたのである。而して之が整理に關しては前記公債法と同時に朝鮮事業公債金特別會計法が公布され、之に據つて國債を整理して來たのであるが、大正八年三月事業公債金特別會計法が公布され、朝鮮事業公債金特別會計法は廢止された。而して總督府特別會計の負擔に屬する公債の發行及借入金の限度額は前記公債法に依つて當初五千六百萬圓に限定されたのであるが、其後事業の進捗、計畫の變更に伴ひ經費の増加を要するものがあり、限度額を十回に亙つて擴張し、六億六百二十萬圓に増大したのである。國債の償還は大正十一年度以降行はれなかつたのであるが、昭和五年度以降政府の豫算編成方針に基き總督府特別會計に於ても國債償還資金を國債整理基金特別會計に繰入れ、所屬國債の償還に充つる様になつたのである。

租税 租税は内國税・關税・噸税・出港税に分けて述べる。
内國税

イ、所得税 本税は朝鮮所得税令に依り朝鮮に住所を有し又は一年以上居所を有する者の所得に付及住所又は一年以上居所を有しない者に付ては(一)朝鮮に資産又は營業を有するさき(二)朝鮮に於て公債社債・朝鮮金融債券若は銀行預金(東洋拓殖株式會社の預金を含む)の利子又は貸付信託利益の支拂を受けるさき(三)朝鮮に本店を有する法人から利益若は利息の配當又は利益の處分である賞與若は賞與の性質を

有する給與を受けるべきの各號の所得に付本税を賦課するものであつて、第一種所得税第二種所得税及第三種所得税に分れ、第一種所得税は（一）朝鮮に本店又は主なる事務所を有する法人（二）所得税法施行地、臺灣・關東州又は樺太以外に本店又は主なる事務所を有する法人（三）所得又は營業を有するときは其の資産又は營業より生ずる所得に付左の税率に依つて其の法人に之を賦課する。

其の昭和十一年度に於ける収入豫算額は百六十五萬七千七百三十一圓である。

甲、普通所得

朝鮮に本店を有する法人 百分の五

朝鮮に本店を有しない法人 百分の八

乙、超過所得

超過所得金額を左の各級に區分し、遞次に各税率を適用する。

普通所得金額中、資本金額に對し年百分の十の割合を以て算出した金額を超える金額百分の四

同百分の二十の割合を以て算出した金額を超える金額 百分の十

同百分の三十の割合を以て算出した金額を超える金額 百分の二十

丙、清算所得

清算所得金額を左の如く區分し各税率を適用する。

積立金又は本令に依り所得税を課せられない所得から成る金額 百分の三

其の他の金額 百分の八

第二種所得税は（甲）朝鮮に於て支拂を受ける公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金（東洋拓殖株式会社）の預金を含む）の利子又は貸付信託の利益（乙）税令第一條の規定に該當しない者の朝鮮の本店を有する法人から受ける利益若は利息の配當又は利益の處分である賞與若は賞與の性質を有する給與に付左の稅率に依り之を賦課する、其の昭和十一年度に於ける收入豫算額は九十四萬八千五百六十九圓である。

甲、公債の利子 百分の二

其の他の 百分の三

乙、 百分の五

第三種所得税は第二種に屬しない個人の所得に付左に掲げる稅率に依つて之を賦課する、昭和十一年度に於ける收入豫算額は六百四十一萬七千六百六十三圓である。

所得金額	稅率	所得金額	稅率
八百圓以下の金額	百分の〇・三	二千圓を超える金額	百分の二・〇
八百圓を超える金額	百分の〇・四	三千圓を超える金額	百分の二・五
千圓を超える金額	百分の〇・六	五千圓を超える金額	百分の三・五
千二百圓を超える金額	百分の一・〇	七千圓を超える金額	百分の四・五
千五百圓を超える金額	百分の一・五	一萬圓を超える金額	百分の五・五

所得金額	稅率	所得金額	稅率
一萬五千圓を超える金額	百分の六・五	二十萬圓を超える金額	百分の十七
二萬圓を超える金額	百分の八・〇	五十萬圓を超える金額	百分の十九
三萬圓を超える金額	百分の九・五	百萬圓を超える金額	百分の二十一
五萬圓を超える金額	百分の十一	二百萬圓を超える金額	百分の二十三
七萬圓を超える金額	百分の十三	三百萬圓を超える金額	百分の二十五
十萬圓を超える金額	百分の十五	四百萬圓を超える金額	百分の二十七

備考 山林の所得は山林以外の所得と之を區分し、其の所得を五分した金額に對し右の稅率を適用して算出した金額を五倍したものを以て其の稅額とする。

ロ、地稅 昭和十一年度收入豫算額は一千三百六十七萬八千五百五圓を算し、租稅收入豫算額五千九百四十萬六千五百五十四圓の二割三分強に當つてゐる。而して本稅は地稅令に依つて田(畑)・番(川)・垓(宅)・池沼・雜種地及有料借地である社寺地に土地の收益を標準とした地價を課稅標準として其の千分の十五を課し、土地臺帳に登録した土地所有者・質權者・質の性質を有する典當權者(質權者)又は地上權者より徵收する、納期第一期を十二月一日より同二十八日限、第二期を翌年二月一日より同月末日限とする。但し納稅義務者の一府邑面に於ける地稅年額二圓以下であるときは、第一期に於て其の全額を徵收し、十錢以下であるときは之を徵收しない。

道別課稅地段別地價地稅額納稅人員

(昭和十一年一月一日現在)

道 名	段						別	地 價	地 稅	納 稅 人 員
	田(畑)	沓(田)	池沼	雜種地	社寺地	合計				
京畿道	一八一、五九〇 _町	三〇六、一五 _町	一五、六三六 _町	六〇、二、五七四 _町	〇 _町	四〇六、〇二 _町	一五、四六九、二七八 _円	一、七三三、〇〇九 _人	三二〇、〇六〇 _円	
忠清北道	八五、九三二	七二、七七一	六、三三六	一七	〇	一六四、三九八	四七、二四三、二六四	七〇八、六四八	一六八、四三三	
忠清南道	八三、〇五五	一六一、五〇五	一一、三六三	三三	〇	二五七、〇五五	一〇〇、〇五〇、二七	一、五〇〇、七五三	二三四、六三七	
全羅北道	六七、一五五	一六八、三三三	九、九三四	一一〇	〇	二四六、五三三	九〇、三〇三、五八一	一、三五四、五三八	二六三、五六	
全羅南道	二〇八、七九八	三〇四、〇八九	一六、五一四	一〇四	〇	四三三、九四八	一八、五五〇、七〇五	一、七八、二六〇	五〇八、六八五	
慶尙北道	一八一、八五八	一九五、八〇九	一五、三五九	四三	〇	三九三、四九八	一三、八八八、二四八	三、〇〇八、三三三	五九六、六五一	
慶尙南道	九五、三五二	一七四、五二三	一一、八一三	二六六	〇	二八八、六三三	一三五、五二二、〇五九	一、八八三、八一五	四五六、三六一	
黄海道	四〇六、五九三	一三五、五七九	一一、三六三	八五	〇	五五九、五五一	七六、七〇〇、五六九	一、一五〇、五〇八	二九五、二二一	
平安南道	三二、一三六	七四、〇五一	八、九四五	一〇〇	〇	四〇八、六八〇	八、一六三、三〇〇	五七二、四三〇	二二二、三五七	
平安北道	三五、九三六	八七、一六一	八、七三六	五	〇	四三三、三七	三〇、一八四、六一五	四五二、七五四	一八五、三五二	
江原道	二五一、五四五	八八、三三三	八、六九三	一四	〇	三三八、八五五	三三、二七三、五九一	四八四、〇八八	二四〇、四三五	
咸鏡南道	三五〇、八〇八	五四、五七九	八、四五〇	六三	〇	四六六、五四	二二、〇八二、七四四	三三六、三四一	二二〇、五三三	
咸鏡北道	一九六、二九二	一四、七六〇	三、六八二	三五	〇	二四四、九〇二	九、九六四、九三三	一四九、四七三	九〇、九八二	
合計	二、七四五、〇三三	一、六三六、八四七	一三七、七二一	九一九三、二二八	〇	四、五五一、六三一	九三九、三九二、八二〇	一四、〇九〇、八九二	三、七九一、八〇一	

備考 一、地税は道別地價の合計額に税率を乗じて算出した。

二、段別は町位未滿、地價及地税は圓位未滿を切捨てたから合計額に於て符合しない。

三、〇は單位未滿のものである。

ハ、營業稅 本稅は朝鮮營業稅令に依り朝鮮に營業場を有し、左に掲げる營業を爲す者に之を賦課する。

- 一 物品販賣業（動植物其の他普通に物品と稱しないもの、販賣を含む）
- 二 銀行業
- 三 保險業
- 四 無盡業
- 五 金錢貸付業
- 六 物品貸付業（動植物其の他普通に物品と稱しないものの貸付を含む）
- 七 製造業（物品の加工修理を含む）
- 八 瓦斯供給業・電氣供給業
- 九 運送業
- 十 運送取扱業
- 十一 倉庫業
- 十二 鐵道業
- （軌道業を含む）
- 十三 請負業
- 十四 印刷業
- 十五 出版業
- 十六 寫眞業
- 十七 席貸業
- 十八 旅人宿業（下宿を含み木賃宿を含まず）
- 十九 料理店業
- 二十 周旋業
- 二十一 代理業
- 二十二 仲立業
- 二十三 問屋業
- 二十四 齒信託業
- 二十五 仲立業

備考 本稅の昭和十一年度に於ける收入豫算額は百八十五萬九千九百四十三圓である、而して本稅は左の課稅標準及稅率に依つて之を課し、納期は第一期を五月一日より同月三十一日限、第二期を十一月一日より同月三十日限とする。

營業稅課稅標準及稅率

營業名	課稅標準	稅率
物品販賣業	賣上金額	二%
	卸賣	四%
	甲	六%
	乙	八%
	丙	十%
	小賣	十二%

銀	保	無	金	物	製	運送業・印刷業・出版業・寫眞業	瓦斯供給業・電気供給業	倉庫業	鐵道業	請負業	席貸業・料理店業	旅人宿業	運送業	周旋業・代理業	仲立業・問屋業・信託業	備考	
行	險	盡	貨	貨	造	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業
業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業
資本金	預借及借入金	社債	資本	資本金	無盡掛金	收入	收入	收入	收入	請負	收入	收入	報償	報償	報償	報償	報償
額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額
萬分の一	萬分の一	萬分の一	萬分の一	萬分の一	萬分の一	萬分の一	萬分の一	萬分の一	萬分の一	萬分の一	萬分の一	萬分の一	萬分の一	萬分の一	萬分の一	萬分の一	萬分の一
三	七	五	三	二	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
七	七	五	三	二	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
七	七	五	三	二	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
七	七	五	三	二	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
七	七	五	三	二	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
七	七	五	三	二	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
七	七	五	三	二	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

丙乙甲

財政及經濟

七九

しては乙の稅率を、其の小賣に對しては甲の稅率を、其の他の物品の卸賣に對しては丙の稅率を、其の小賣に對しては乙の稅率を適用する。但し穀類の卸賣を爲す者に販賣する穀類の卸賣に對しては甲の稅率を適用する。

二、製造業中の粗摺又は精米に對しては甲の稅率を・製粉・製絲・繰棉・製油・紡績又は製材に對しては乙の稅率を其の他に對しては丙の稅率を適用する。

ニ、資本利子稅 本稅は朝鮮資本利子稅令に依り朝鮮において資本利子の支拂を受ける者に對し、其の支拂を受ける公債又は社債の利子に付之を賦課するものであつて、稅率は資本利子金額の百分の二とした。昭和十一年度に於ける本稅の收入豫算額は四十四萬七千七百六十圓である。

ホ、取引所稅 本稅は會員組織に非ざる取引所に課する取引所稅と取引所の會員又は取引員に課する取引稅とを總稱したもので、朝鮮取引所稅令(昭和六年十月一部改正、同七年一月一日より改正稅令施行)に依り之を賦課し、取引所稅は賣買手數料收入金額の百分の十、取引稅は取引所の清算市場に於ける賣買取引の賣買各約定金高を課稅標準として左記の區分に依つて之を賦課するものとする。

第一種 地方債證券又は社債券の賣買取引

甲 七日以内の期限を以て履行期を爲すべき取引に屬するもの

萬分の〇・六

乙 其の他のもの

萬分の〇・八

第二種 有價證券の賣買取引

甲 七日以内の期限を以て履行期を爲すべき取引に屬するもの

萬分の一・五

乙 其の他のもの

萬分の二

第三種 商品の賣買取引

甲 銘柄又は等級別に相對賣買の方法に依つて行ひ、履行期に於てのみ差金の授受に依つて決済を爲し得る取引に屬するもの

萬分の一

乙 其の他のもの

萬分の二

昭和十一年度に於ける本税(取引税を含む)の收入豫算額は四十七萬九千五百四十八圓である。

へ、鑛税 本税は鑛産税及鑛區税の二者を總稱したもので、朝鮮鑛業令に依り鑛業權者に之を賦課し、鑛産税は鑛産物の價格百分の一の割合を以て課し(金鑛・銀鑛・鉛鑛・鐵鑛・砂金及砂鑛)鑛區税は鑛區千坪又は河床延長一町毎に一年六十錢を課す(千坪又は一町未滿の端數は之を千坪又は一町として計算す)。但し鑛區の分合に因る場合を除く外鑛業權設定の登録のあつた月より起算して三年間は上記の半額とする。昭和十一年度に於ける本税の收入豫算額は百四十一萬七千三百九十二圓である。

ト、相続税 昭和九年五月に公布された朝鮮相続税令に依り、被相続人又は相続人が日本の國籍を有する者であるに否かを問はず、朝鮮に在る相続財産に付之を賦課する、其の課税標準税率課税方法等は概ね内地に於ける相続税と異ならない。昭和十一年度に於ける本税の收入豫算額は二十九萬三千百四十六圓である。

〔税率〕

家督相續又は戸主相續

課税價格	税	率
五千圓以下の金額	千分の五	千分の八
五千圓を超える金額	千分の六	千分の十
一萬圓を超える金額	千分の七	千分の十五
二萬圓を超える金額	千分の八	千分の二十
三萬圓を超える金額	千分の十	千分の二十五
四萬圓を超える金額	千分の十五	千分の三十
五萬圓を超える金額	千分の二十	千分の四十
七萬圓を超える金額	千分の二十五	千分の五十
十圓を超える金額	千分の三十	千分の六十
十五萬圓を超える金額	千分の四十	千分の七十
二十萬圓を超える金額	千分の五十	千分の八十
三十萬圓を超える金額	千分の六十	千分の九十
四十萬圓を超える金額	千分の七十	千分の百
五十萬圓を超える金額	千分の八十	千分の百二十
七十萬圓を超える金額	千分の九十	

家督相續であつて相續人が被相續人の家族である直系卑屬であるとき、戸主相續であつて相續人が被相續人の直系卑屬にして男であるとき

家督相續であつて相續人が被相續人の指定した者、民法第九百八十二條に依り選定された者、被相續人の家族である直系卑屬若しは入夫であるとき、戸主相續であつて相續人が其の他の者であるとき

家督相續であつて相續人が民法第九百八十五條に依り選定された者であるとき

百萬圓を超える金額
 二百萬圓を超える金額
 三百萬圓を超える金額
 五百萬圓を超える金額

百分の百
 百分の百十
 百分の百二十
 百分の百三十

百分の百十
 百分の百二十
 百分の百三十
 百分の百四十

百分の百三十
 百分の百四十
 百分の百五十
 百分の百六十

遺産相続又は戸主相続を伴はない財産相続

税

率

課税價格

千圓以下の金額
 千圓を超える金額
 五千圓を超える金額
 一萬圓を超える金額
 二萬圓を超える金額
 三萬圓を超える金額
 四萬圓を超える金額
 五萬圓を超える金額
 七萬圓を超える金額
 十萬圓を超える金額
 十五萬圓を超える金額
 二十萬圓を超える金額

相続人が直系
 卑屬であるとき

相続人が配偶者又は
 直系尊屬であるとき

相続人が其の他
 の者であるとき

千分の十
 千分の十二
 千分の十四
 千分の十七
 千分の二十
 千分の二十五
 千分の二十五
 千分の四十五
 千分の五十五
 千分の六十五
 千分の七十五
 千分の八十五

千分の十二
 千分の十四
 千分の十七
 千分の二十
 千分の二十五
 千分の四十五
 千分の三十五
 千分の五十五
 千分の六十五
 千分の七十五
 千分の八十五
 千分の九十五

千分の十七
 千分の二十
 千分の二十五
 千分の三十五
 千分の四十五
 千分の六十五
 千分の五十五
 千分の七十五
 千分の八十五
 千分の九十五
 百分の百十五

課税價格

稅

率

課税價格	相續人が直系 卑屬であるとき	相續人が配偶者又は 直系尊屬であるとき	相續人が其の他 の者であるとき
三十萬圓を超える金額	千分の九十五	千分の百五	千分の百二十五
四十萬圓を超える金額	千分の百五	千分の百十五	千分の百三十五
五十萬圓を超える金額	千分の百十五	千分の百二十五	千分の百四十五
七十萬圓を超える金額	千分の百二十五	千分の百三十五	千分の百五十五
百萬圓を超える金額	千分の百三十五	千分の百四十五	千分の百六十五
二百萬圓を超える金額	千分の百五十五	千分の百六十五	千分の百八十五
三百萬圓を超える金額	千分の百六十五	千分の百七十五	千分の百九十五
五百萬圓を超える金額	千分の百八十五	千分の百九十五	千分の二百十

チ、酒稅 本稅は酒稅令に依つて之を賦課する。昭和十一年度收入豫算額一千七百二十六萬九千四百九十三圓である。

本稅令に於て酒類と稱するは酒精及酒精分一度以上を含有する飲料を謂ひ、之を左の三類に分つ。

- 一 醸造酒 清酒・濁酒・麥酒の類にして醱其の他の醱酵液より製成したもの
- 二 蒸餾酒 燒酎・高粱酒・酒精の類にして醱其の他の醱酵液・酒類・酒精其の他の物より蒸餾して製成したもの
- 三 再製酒 白酒・味淋・松露酒・甘紅露・梨葉酒の類にして醸造酒又は蒸餾酒の一種と他の醸造酒若は蒸餾酒又は再製酒其の他の物とを混和して製成したもの

酒類を製造せんとする者は製造場一箇所毎に製造場の所在地を管轄する税務署長の免許を受けるものとす。

酒類を製造する者又は酒類を保稅地域より引取る者に對しては其の造石數又は引取石數に應じ、左の割合に依つて酒税を課する。

一 釀造酒

朝鮮酒たる濁酒

一石に付

三圓四十錢

朝鮮酒たる藥酒

一石に付

十圓三錢

麥酒

一石に付

十圓九錢

其の他の釀造酒

原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの

一石に付

三圓三十錢

原容量百分中純酒精の容量二十を越ゆるもの

一石に付

三十三圓に原容量百分中純酒精の容量二十を越ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額

二 酒精以外の蒸餾酒

原容量百分中純酒精の容量三十以下のもの

一石に付

十圓五錢

原容量百分中純酒精の容量四十以下のもの

一石に付

十五圓に原容量百分中純酒精の容量三十を越ゆる一個毎に八十錢を加へたる金額

原容量百分中純酒精の容量五十以下のもの

一石に付

二十三圓に原容量百分中純酒精の容量四十を越ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額

原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆるもの

一石に付

〔三十三圓に原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆる一箇毎に一圓二十錢を加へたる金額〕

三 酒 精

一石に付

〔原容量百分中純酒精の容量一箇毎に一圓二十錢〕

四 再 製 酒

原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの

一石に付

三 十 三 圓

原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆるもの

一石に付

〔三十三圓に原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額〕

り、清涼飲料税 本税は清涼飲料税令に依つて之を賦課する。昭和十一年度收入豫算額は十七萬六六七十六圓である

本税令に於て清涼飲料と稱するものは炭酸瓦斯を含有する飲料を謂ふ。但し全重量の萬分の五以下の炭酸瓦斯を含有するもの及全容量の百分の一以上の純酒精を含有するものは此の限に在らず。

清涼飲料を製造する者又は清涼飲料を保稅地域より引取る者に對しては其のリットル數又は炭酸瓦斯使用量に應じ、左の割合に依つて清涼飲料税を課する。

第一種 玉ラムネ壘詰のもの

百リットルに付

二圓七十五錢

第二種 其の他の壘詰のもの

百リットルに付

五圓五十錢

第三種 罌詰以外のもの

炭酸瓦斯使用量一キログラムに付

三圓

ヌ、砂糖消費税 本税は砂糖消費税令に依つて之を賦課する。昭和十一年度收入豫算額二百四十八萬三千四百八十四圓である。砂糖・糖蜜又は糖水を製造せんとする者は製造場一箇所毎に製造場の所在地を管轄する税務署長の免許を受けるものこす。砂糖・糖蜜又は糖水を製造場又は保税地域より引取るこき其の引取人より左の割合に依つて砂糖消費税を徴収する。

一 砂糖

第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號未滿の砂糖

甲 樽入黒糖

百斤に付

九十錢

乙 樽入白下糖 但し分蜜したるもの、白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの及全部又は

一部の新式機械に依つて製造したるものを除く 百斤に付

一圓八十錢

丙 其の他のもの

百斤に付

二圓二十五錢

第二種 砂糖色相和蘭標本第十八號未滿の砂糖

百斤に付

四圓五十五錢

第三種 砂糖色相和蘭標本第二十二號未滿の砂糖

百斤に付

六圓七十五錢

第四種 砂糖色相和蘭標本第二十二號以上の砂糖

百斤に付

七圓七十五錢

第五種 氷砂糖・角砂糖・棒砂糖其の他類似のもの 百斤に付 九圓五十錢

二 糖 蜜

第一種 氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超えざるもの

百斤に付 二圓七十錢

乙 其の他のもの

第二種 甜菜を原料として砂糖を製造するときに生ずる糖蜜

糖分を蔗糖として計算したる重量百斤に付 七圓七十五錢の割合を以て算出したる金額

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の五十を超えざるもの

百斤に付 四十五錢

乙 其の他のもの

百斤に付 一圓十五錢

第三種 其の他の糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の六十を超えざるもの

百斤に付 九十錢

乙 其の他のもの

百斤に付 二圓二十五錢

三 糖 水

百斤に付 六圓七十五錢

ル、骨牌稅 本稅は朝鮮内に於て製造し又は朝鮮外より輸移入したる骨牌中伊呂波加留多・歌加留多及

朝鮮總督の認許を得た骨牌を除く他の骨牌に賦課し、前者に在つては製造後二十四時間内に製造者に於て、後者に在つては保稅地域より引取前引取人に於て何れも骨牌一組毎に其の包裹に收入印紙を貼用して納付するものとす。尤も朝鮮外に輸出する骨牌及骨牌の製造又は販賣を爲す者の見本に供する骨牌に付ては朝鮮總督の定むる所に依り骨牌税を免除せられる。尙本税の稅率は骨牌一組毎に麻雀は三圓、麻雀以外の骨牌は紙製のもの二十錢、紙製に非ざるもの五十錢である。

ナ、登録税 本税は朝鮮登録稅令に依つて(一)不動産に關する登記を受けるとき(二)船舶に關する登記を受けるとき(三)船舶の登録を受けるとき(四)海員の身分に關する登録を受けるとき(五)工場財團登記簿・鑛業財團登記簿・鐵道抵當原簿及軌道抵當原簿に登録を受けるとき(六)商事會社其他營利を目的とする法人が登記を受けるとき(七)商號の設定・支配人の選任等に付登記を受けるとき(八)法人の合併に因る不動産又は船舶に關する權利の取得に付登記を受けるとき(九)鑛業權に關し鑛業原簿に登録を受けるとき(十)漁業權に關し漁業權原簿に登録を受けるとき等に於て申請人より納付すべきものと爲したのである。其の内主なる不動産に關する登記を受ける者に對しては左記の區別に従つて之を賦課するものとしたのである。

- 一 相續に因る所有權の取得は不動産價格の千分の五
- 二 贈與・遺贈其他無償名義に因る所有權の取得は不動産價格の千分の四十五
- 三 前各號以外の原因に因る所有權の取得は不動産價格の千分の三十三

- 四 所有權保存は不動産價格の千分の五
- 五 共有物の分割は分割に因つて受ける不動産價格の千分の五
- 六 地上權・永小作權又は賃借權の取得は存続期間十年以下は不動産價格の千分の一、二十年以下は千分の二、三十年以下は千分の四、五十年以下は千分の七、七十年以下は千分の十、百年以下は千分の十五、百年を超えたるものは千分の二十、存続期間の定なきものは千分の一、存続期間の定なきもので民法第二百六十八條又は第二百七十八條の規定の適用あるものは千分の四
- 七 地役權の取得は要役地價格の千分の一
- 八 朝鮮貴族世襲財産の設定は不動産價格の千分の十五
- 九 先取特權の保存又は取得は債權金額又は不動産工事費用豫算金額の千分の五・五
- 十の一 質權又は抵當權の取得は債權金額の千分の五・五
- 十の二 信託の登記所有權に付ては不動産價格の千分の二、所有權以外の權利に付ては不動産價格千分の一
- 十一 競賣又は強制管理の申立債權金額の千分の五・五
- 十二 假差押又は假處分は債權金額の千分の四
- 十三 抵當ある債權の差押は債權金額の千分の五・五
- 十四 相続財産の分離は所有權に付ては不動産價格の千分の五・五、所有權以外の權利に付ては不動産價格の七分の一
- 十五 滯納處分以外の原因に依る權利の處分であつて特に掲げないものに付ては債權金額の千分の四
- 十六 抹消した登記の回復は不動産每一箇四十錢
- 十七 假登記は不動産每一箇四十錢
- 十八 附記登記は不動産每一箇二十錢

十九 登記の更正・變更又は抹消は不動産毎一箇二十錢

ワ、印紙税 本税は印紙税令に依つて證書・帳簿を作成する者に之を賦課し、同令第一條に印紙税に關しては印紙税法に依るゝ規定し、印紙税法第四條乃至第五條の證書・帳簿と類似の効力を有するものに對しては其の名稱に拘らず同條の規定に依るものとしたのである。

カ、朝鮮銀行券發行税 本税は朝鮮銀行法に據つて朝鮮銀行が正貨準備發行高及五千萬圓を限度とする保證準備發行高の外、更に市場の景況に依つて朝鮮總督の認可を受け、國債證券其他確實な證券又は商業手形を保證として銀行券を發行するに當り、其の發行高に對し一年百分の三を下らない割合(割合は其の時々之を定む)を以て之を賦課する。昭和十一年度に於ける本税豫算額は四萬四千六十二圓である。

コ、徵收 國税の徵收は國税徵收令の規定する所に據る。而して徵税機關は従前は内地の如く特別機關を設けず、府尹・郡守・島司をして之が事務を執行させ、特に定めた税種に限つて、府邑面(法人)をして徵收させて來たが、昭和九年五月朝鮮總督府稅務官署官制を公布し、府尹・郡守・島司の徵收事務は稅務署長に移管せられたのである。徵收の方法は略内地に同じく、府邑面(法人)をして徵收させる税目は國税徵收令施行規則の規定に依つて地稅・第三種所得稅・營業稅とし、其の他の國税は總て稅務署長に於て納稅義務者から直接徵收する。但し府邑面(法人)をして徵收せしめる國税に於ても納稅義務者より直接納付せしめるのを便利であるに認めるときは直接稅務署に於て徵收し得るのである。

關稅

イ、輸入税 朝鮮の關稅制度は併合の際通商各國に對して聲明した十年間關稅据置の宣言に基いて、舊韓國政府と通商各國との協定に成つた關稅を踏襲して來たものであるが、大正九年八月二十八日右期間満了と共に帝國共通の關稅制度が布かれ、關稅法・關稅定率法・保稅倉庫法・假置場法等總て朝鮮に其の施行を見るに至つたのであつて、朝鮮は内地其他の帝國領土と共に一關稅區域を形成し、朝鮮に輸入する物品に對しては内地其他の帝國領土に輸入する場合に於て賦課する關稅と同率の關稅を賦課せられるものであるが、朝鮮に於ては其の産業・民度其他の事情に鑑み、國境關稅制度及一部特例稅率を存置した處、後者は産業の進展其他の事由に因つて存置の理由が消失したので、速に内鮮關稅統一の實現を期する爲、木材及鹽に付過渡的措置を講じ、昭和四年三月三十日限り之を撤廢し、右兩品に對する過渡期稅率も同七年三月末を以て全く消滅したのである。昭和十年度中に於ける輸入稅收入額は八百十三萬二千八百十九圓である。

ロ、移入税 移入税は統一關稅制度採用と共に内鮮間相互に之を撤廢し、且船舶貨物の自由交通を認めることを根本の方策とし、内地に於ては新制度の施行と共に移入税の撤廢を斷行したが、朝鮮に於ては大正九年度の財政計畫に當つて、政費の膨脹を來し、朝鮮歲入中の主要資源である移入税を撤廢するここが出来ない事情に際會した爲内地側と同時に之を實行することが出来なかつたばかりでなく、其の後も屢延期せざるを得なかつたが、同十二年度より酒精・酒精含有飲料及織物を除く一切の物品に對して移入税の撤廢を斷行し、更に昭和二年度より織物中綿織物が生活上の必需品であるに鑑み、

民衆の負擔輕減の爲、稅率の三分の一を減じて之を從價五分としたのである。

移入稅一部撤廢の結果として内鮮間に出入する船舶貨物に對する取締上の拘束は成るべく之を移入稅全部撤廢の場合と同様自由ならしむるが爲、其の取締を寛大にし、船舶に對しては從來其の出入を開港に制限したのを全然自由にして開港不開港を問はず其の出入を許し、貨物に對しては移入稅・消費稅及出港稅に關係のない貨物は沿岸何れの地でも出入するこゝの出來る様にし、移入稅・消費稅及出港稅に關係ある貨物に對しても從來の開港の外、南鮮地方を主として内地と直接交通の衝に當る港を指定し、之に稅關出張所を設置して貨物通關の事務に當らしめ、以て疆内重要諸港の自由交通に支障の來ない様にしたのである。昭和十年度中に於ける移入稅收入額は五百十三萬三千六百七十一圓である。

噸稅

噸稅は外國貿易の爲、外國に往來する船舶が開港に入港した場合に之を課し、從來關稅と同様併合當時の宣言に基いて、外國又は内地・臺灣・樺太から朝鮮開港に入港する船舶に對しては舊率に據つて課稅したが、大正九年八月二十九日以後は總て内地に於ける噸稅法の例に依るこゝに改めると同時に、朝鮮と内地・臺灣又は樺太との間に通航する船舶に對しては噸稅を課さないこゝにしたのである。昭和十年度中に於ける噸稅收入額は五萬四千九百十七圓である。

出港稅

出港稅は内地・臺灣又は樺太に於て内國稅を課する物品及朝鮮に於て輸入稅の特例を設けた物品に對

し、朝鮮と内地・臺灣又は樺太との間に於ける内國税及關税の相違を調節する爲、大正九年八月二十九日以後新に之を設定したものであつて、當該貨物を内地・臺灣又は樺太に移出する場合に之を賦課するものとする。其の課税物件及税率は左の如くである。

- 一、課税物件 移出先に於て内國税を課する物品、但し砂糖・糖水及移出先に輸入する場合に内國税を課さない物品で朝鮮に輸入したものを除く
 税率 移出先に於ける内國税の税率と同一の税率
- 二、課税物件 朝鮮に於て移出先に於ける輸入税の税率より低い税率に依つて輸入税を課し又は朝鮮に於てのみ輸入税を免除し若は無税と爲した物品
 税率 輸入税を免除し又は無税と爲した物品に在つては移出先に於ける輸入税の税率と同一の税率、其の他の物品に在つては移出先に於ける輸入税の税率と朝鮮に於ける輸入税の税率との差に相當する税率
- 三、課税物件 帝國內に於て製造した左記織物業品、但し既に使用したもの及移出先に於て内國税を課さない織物を以て製造したものを除く
 衣服・帽子・帶・足袋・蚊帳・浴巾・手巾・テーブルクロス・窓掛・蒲團・寢具
 税率 課税物件の原料として使用した織物の價格の百分の九

昭和十年度中に於ける出港税收入額は十萬九千三百七十四圓である。

通 貨

現に朝鮮に流通する通貨は内地各種鑄幣及朝鮮銀行券であつて、舊韓國貨幣は大正七年四月より貨幣法

が朝鮮内に施行せられるやうになり、大正九年末限その通用を停止し、其の後五年間は政府に於て通貨を以て引換を爲した。

朝鮮銀行券以外の通貨流通見込高

年	別	金貨	補助貨及 小額紙幣	舊韓 錢	日 行 券	本 合 計
昭和四年末			九、六三三 <small>千円</small>	六 <small>千円</small>		九、六三九 <small>千円</small>
同五年末			八、二二四			八、二二四
同六年末			七、三二四			七、三二四
同七年末			八、〇〇一			八、〇〇一
同八年末			八、五四九			八、五四九
同九年末			九、〇三〇			九、〇三〇
同十年末			九、三二四			九、三二四
同十一年七月末			八、八七〇			八、八七〇

朝鮮銀行券は朝鮮銀行法に依つて發行する銀行券で、大正六年十二月以降は關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ても亦無制限通用を認められ、其の保證準備發行制限額は五千萬圓である。

金融機關

現今朝鮮に於ける金融機關は中央金融機關として朝鮮銀行があり、不動産金融機關として朝鮮殖産銀行

及東洋拓殖株式會社があり、貯蓄銀行業務を営む朝鮮貯蓄銀行があり、商業金融機關として普通銀行の朝鮮に本店を有するものが七、内地に本店を有するものが三ある。朝鮮銀行及朝鮮殖産銀行亦各其の特殊銀行業務の傍ら普通銀行業務を兼營し、尙信託業務を営む朝鮮信託があり、其の他地方民の小金融機關として各地に金融組合及無盡會社等がある。

イ、朝鮮銀行。本府始政後明治四十四年三月朝鮮銀行法が公布せられて、從來韓國の中央銀行であつた韓國銀行を改めて朝鮮銀行と稱した。昭和十一年八月末に於ける資本金は四千萬圓で、中央銀行として國庫金の出納・國債事務取扱並に銀行券を發行する外、左の業務を営む。

(一) 爲替手形其の他商業手形の割引 (二) 平常取引する諸會社、銀行又は商人の爲替手形金の取立 (三) 爲替及荷爲替 (四) 確實なる擔保ある貸付 (五) 諸預り金及當座貸越勘定 (六) 金銀貨、貴金屬及諸證券の保護預り (七) 地金銀の賣買及貨幣の交換 (八) 擔保附社債信託業務 (九) 尙政府の認可を受くるときは公共團體に對する無擔保貸付及他銀行の業務代理を爲すことが出來、營業の都合によつては國債證券、地方債證券其の他確實な有價證券を買入れることが出來るのである。

同銀行は本店を京城に置き、朝鮮内樞要地に支店出張所を設け、尙爲替の調節及貿易助長の爲、東京・大阪・神戸・下關・大阪西區・安東縣・大連・奉天・新京・哈爾濱・開原・營口・龍井村・遼陽・鐵嶺・旅順・四平街・青島・上海・天津・米國紐育に支店又は出張所を設置した。而して滿洲に於ては金本位制の補助貨缺乏の爲商取引に困難を感ずるので、大正五年六月十二日以來五拾錢・貳拾錢・拾

錢の小額支拂手形を發行したが、補助貨が普及するに及んで、昭和三年三月以降新規發行を中止したのであるが、昭和七年三月から再び之を發行するやうになり、昭和十一年八月末現在發行高は六十六餘圓である。

朝鮮銀行業務概況

年次	公稱資本	拂込資本	積立金	政下貸付	借入金	預金	貸出金	銀行券發行高
昭和十年末(總括)	40,000 <small>千円</small>	25,000 <small>千円</small>	6,901 <small>千円</small>	8,800 <small>千円</small>	1,748 <small>千円</small>	29,333 <small>千円</small>	43,824 <small>千円</small>	30,777 <small>千円</small>
昭和十一年(總括)	40,000	25,000	7,011	8,800	1,753	34,301	46,662	147,649
昭和十一年八月末(鮮内)	—	—	—	—	—	79,140	103,498	不詳

備考 鮮内分に於ては朝鮮に關係のないものを除く。

朝鮮殖産銀行 大正七年十月の設立に係り、其の資本金は三千萬圓で本店を京城に置き、疆内樞要の地に支店五十五、出張所三、派出所六を置いて左の業務を營み、尙大阪に支店一を設置した。本行は左の業務を營む。

- (一) 五十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依り、不動産又は不動産上の權利を擔保とする貸付
- (二) 五年以内の定期償還の方法に依り漁業權を擔保とする貸付(三) 法令の規定に依り設定した財團を擔保とする第一號の方法に依る貸付(四) 農業者又は工業者十人以上連帯して債務を負ふ者に對する五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付(五) 公共團體に對する第一號の方法に依る無擔保貸付(六) 金融組合・漁業組合其の

他營利を目的としない産業に關する法人に對する第一號の方法に依る無擔保貸付（七）朝鮮の產物又は朝鮮の産業上必要な貨物を質とする貸付（八）國債證券又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付（九）爲替及荷爲替（十）公共團體の債券朝鮮金融債券又は朝鮮に於て殖産事業を営むことを目的とする會社の社債券の應募又は引受（十一）擔保附社債に關する信託事業（十二）預り金又は地金銀・有價證券の保護預りを爲し朝鮮總督の認可を受け他の銀行又は東洋拓殖株式會社の業務を代理し公共團體の爲に其の金錢出納の取扱を爲すばかりでなく朝鮮總督の指定に基いて普通銀行の業務に屬する貸付及當座貸越並諸手形割引の業務を営む。尙同銀行は其の營業資金を得る爲拂込資本金額の十五倍を限り（但し年賦償還貸付金總高定期償還貸付金總高並第十六條第十號の規定に依り應募し又は引受けた債券及社債券現在高を超過することは出来ない）債券を發行することが出来る。

朝鮮殖産銀行業務概況

年次	公稱 資本金	拂込 資本金	積立 金	債 券 發 行 高	預 金	貸 出 金	政 府 下 金
昭和十年末	30,000 <small>千円</small>	35,000 <small>千円</small>	13,283 <small>千円</small>	24,674 <small>千円</small>	137,766 <small>千円</small>	43,333 <small>千円</small>	1,459 <small>千円</small>
昭和十一年八月末	30,000	35,000	14,843	36,307	106,410	43,644	1,459

備考 預金及貸出金には朝鮮に關係のない分を、貸出金中に引受債券を含まぬ。

ハ、朝鮮貯蓄銀行 昭和四年七月一日の設立に係り、其の資本金は五百萬圓で本店を京城府に、釜山府に支店及出張所、平壤府・仁川府及咸興府に支店を置き、更に朝鮮殖産銀行の鮮内各營業所（本店・釜山・仁川・咸興及光州支店草梁派出所を除く）を其の代理店とする。

朝鮮貯蓄銀行業務概況

年次	公稱 資本金	拂込 資本金	積立金	預積金	貸付金	所 有價 證券	預け金
昭和十年末	5,000 <small>千円</small>	2,500 <small>千円</small>	430 <small>千円</small>	43,714 <small>千円</small>	19,535 <small>千円</small>	24,800 <small>千円</small>	2,054 <small>千円</small>
昭和十一年八月末	5,000	2,500	670	49,551	23,753	29,199	1,330

ニ、普通銀行 朝鮮に於ける普通銀行は明治十一年第一銀行の釜山支店設置を以て嚆矢とし、其の後經濟の發達に伴ひ、漸次其の設立が増加したばかりでなく、内鮮人間の經濟關係が密接なるに隨つて、内鮮人の合同經營に係るものが出現するに至つたので、適用法規の統一を圖る爲、大正元年十月銀行令を公布し、爾來大正九年四月及同十二年十一月の二回に亙つて改正を行ひ來つたが、時勢の進展は更に銀行令及同施行規則の根本的改正を必要としたので、昭和三年十二月之等の改正を行ひ、翌四年一月から施行した。昭和十一年八月末現在の普通銀行は朝鮮に本店を有するものが七、其の支店出張所が九十九、内地に本店を有する銀行の支店が六である。

普通銀行業務概況 (昭和十一年八月末現在)

銀行名	公稱資本金	拂込資本金	積立金	政府貸下金	預金	貸出金
朝鮮商業銀行	9,935 <small>千円</small>	4,975 <small>千円</small>	2,068 <small>千円</small>	165 <small>千円</small>	46,355 <small>千円</small>	26,822 <small>千円</small>
漢城銀行	3,000	1,875	54	—	26,400	5,752
東一銀行	4,000	2,775	82	—	25,366	19,767

銀行名	公稱資本金	拂込資本金	積立金	政府貸下金	預金	貸出金
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
海東銀行	二,〇〇〇	八〇〇	七	—	二,一八九	二,七三三
湖南銀行	二,〇〇〇	一,三七五	五四四	—	五,八七九	八,四四五
慶尙合同銀行	二,三五〇	一,三三一	二二七	—	三,三九七	五,六四八
大邱商工銀行	一,〇〇〇	三五〇	三〇	—	四,八九九	五,九〇四
第一銀行支店	—	—	—	—	二九,〇二〇	九,六九三
安田銀行支店	—	—	—	—	一三,二九九	六,九五七
三和銀行支店	—	—	—	—	五,二六六	二,〇二五
合 計	二四,一七五	一三,四八一	四,四三三	一六五	一五二,〇九〇	一五四,七六五
昭和十年末	二四,一七五	一三,四八一	四,〇〇六	一六五	一五九,三四五	一五七,五七〇

備考 香港上海銀行代理店一箇所あるも掲記せぬ。

ホ、**信託會社** 朝鮮に於ける所謂信託業は明治四十一年三月藤本合資會社に於て創始したものを以て嚆矢とし、大正八年好況時代が出現するに及んで、本業を営むものが簇出し、爾來漸増したが、朝鮮に於ける信託關係法規としては大正九年十一月に施行せられた擔保附社債信託法があつただけで、一般信託業を営むものに對しては直接適確な指導監督の方法を缺いてゐたが、昭和六年六月朝鮮信託業令が公布され(昭和六年十二月一日より施行)此等信託業者に對する指導監督の法規が整備するやうになり、當時現存してゐた所謂信託會社二十九社中朝鮮土地・共濟(以上京城)・群山(以上南朝鮮)・釜山(以上)の五社は同令に依り營業の免許を受けたが、昭和七年十二月朝鮮信託が(京城)設立されてから、同社は

昭和八年九月群山信託を買収したのを首めとして、昭和九年十一月迄に上記五社の買収を完了して、支店を群山・釜山・木浦・平壤・大邱に設置した。

朝鮮信託株式會社業務概況

年 別	資 本 金	繰込資金	積 立 金	各種信託受託高
昭和十年末	10,000 <small>千円</small>	2,500 <small>千円</small>	9 <small>千円</small>	5,000 <small>千円</small>
昭和十一年八月末	10,000	2,500	13	6,123

へ、手形交換所 明治四十三年七月京城に之を設立して、京城各銀行を其の組合銀行とし、組合銀行間の手形小切手の交換を開始し、次で明治四十四年一月仁川に、同年四月釜山に、大正七年一月平壤に、同九年十一月元山に、同十年七月大邱に、同十二年十二月木浦に、同十三年一月群山に、昭和四年七月鎮南浦に之を設立した。

ト、金融組合 明治四十年地方金融組合規則を發布して以來、毎年各地に數十の組合が設立され、農民の經濟を緩和し、産業を助長した。こゝ少くなくかつたが、時勢の進運に従つて、大正三年に至つて準據法に改正を加へ新に地方金融組合令を公布して、組合員の權利義務を明にし、業務の範圍を擴張した。次で同七年六月更に其の一部を改正して、地方金融組合令を金融組合令に改め、従來農民に限つた組合員の資格を擴張して商工業者其の他にも及ぼし、殊に都會地に對し主として中小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認めたが、更に昭和四年四月組合の組織及業務の内容に互つて準據法を改

正して整備する所があつたが、之の運用に依つて庶民金融機關としての機能を遺憾なく發揮するに至つた。今組合の組織・事業の概要を摘記すれば左の通である。

- 一 組合員は組合区域内に住所を有する者に限り其設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入させる。
- 二 組合員の責任は有限責任で出資一口以上（一口の金額十圓以上五十圓以下）を負擔させ、之に對しては年七分以下を配當する。

三 組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可を受け一人又は數人の副理事を置くことが出来る。而して組合長・監事及評議員は組合員中から選任させ、理事及副理事は朝鮮總督が任免する。

四 組合の代表は組合長と理事の共同で爲すが、常務に付ては理事單獨で之を代表することが出来る。

五 組合の資金は出資金・預り金・借入金及各種積立金から成り（村落組合に在つては外に政府の下付した基本金を有する）左に掲げる業務を行ふ。

- (イ) 組合員に對して其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること
 - (ロ) 組合員の爲に預金又は定期積金を受入れること
 - (ハ) 朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對して倉荷證券を發行すること
 - (ニ) 組合員でない者から貯蓄銀行令に定められた預金及定期積金を受入れること及無盡會社からの預り金をすること
 - (ホ) 他の金融組合若は銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介をすること
 - (ヘ) 供託又は地方金融の調節に關して朝鮮總督の命令した業務を爲すこと。
- 尙都市組合は右(イ)號の資金の爲、手形の割引を爲すことを認められる。

金融組合業務概況 (昭和十一年八月末現在)

組合別	組合數	支所數	組合員數	拂込濟 出資金	積立金	借入金	預け金	預り金	貸出金
村落組合	六六	三〇〇	一、七三三、四七九	九、一九一 <small>千円</small>	一七、一三三 <small>千円</small>	九〇、四八〇 <small>千円</small>	四六、二〇三 <small>千円</small>	一〇三、九八二 <small>千円</small>	一七〇、六五五 <small>千円</small>
都市組合	三三	一	六五、四七〇	二、〇四六	三、六五三	六、七三三	二六、四八〇	四九、三七六	三四、四二〇
計	九九	三〇〇	一、四八八、九四九	一一、二三七	二〇、七八、	九七、二一二	七三、六八三	一五三、三六八	二〇四、七七五

チ、朝鮮金融組合聯合會 金融組合は創設以來庶民金融機關として半島金融界に重要な地位を占め、逐年發展したが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且其の監督指導を擧げて官廳だけに委すのは組合の積極的活動を促進する上に遺憾とする點が少くなかつたので、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調節並其の業務指導に任ずる金融組合聯合會を各道に設立したが、更に昭和八年八月朝鮮金融組合聯合會令を制定し、上述各道金融組合聯合會を合併して新に朝鮮金融組合聯合會を創設した。其の組織事業の概要は左の通である。

- 一 朝鮮金融組合聯合會は會員に對して資金を供給し、業務上の指導を爲し、其の他會員共同の利益の増進を圖ることを目的とする非營利有限責任の法人で、其の本部を京城府に、支部を各道道廳所在地に置く。
- 二 朝鮮金融組合聯合會は金融組合及朝鮮總督の指定した産業に關する法人を以て會員と爲し、會員に對しては出資一口以上（一口の金額五百圓）を負擔させる。之に對しては年七分以下を配當する。
- 三 朝鮮金融組合聯合會には會長一人、理事十三人以上及監事二人以上を置く。會長及理事は朝鮮總督が任命し、監事は總會に於て會員の代表者中から選任する。
- 四 朝鮮金融組合聯合會の資金は出資金・預り金・政府貸下金・借入金及諸積立金から成り、左に掲げる業務を

行ふ。

(一)會員に必要な資金を貸付すること (二)會員に對して手形の割引を爲すこと (三)會員の爲に爲替業務を爲すこと (四)會員からの預り金をすること (五)會員に對して業務上の指導をすること (六)會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること (七)會員の職員の教養其他會員の共同の利益を増進する爲に必要な業務を爲すこと。

朝鮮金融組合聯合會業務概況 (昭和十一年八月末現在)

支部數	會員數	拂込濟出資金	諸積立金	政府貸下金	借入金	預り金	貸出金	預け金
一三	七九	二、七六四 <small>千円</small>	八九 <small>千円</small>	二、六〇〇 <small>千円</small>	二、五五二 <small>千円</small>	六、七三五 <small>千円</small>	一〇〇、七五五 <small>千円</small>	七、四八八 <small>千円</small>

リ、殖産契。昭和七年時局匡救對策として鮮内に自力更生運動勃り、其の進展に伴ひ金融組合への中小産業組合員の増容及組合員の經濟指導は益々必要となり、従つて其の精神的訓練及經濟指導の徹底を圖り以て朝鮮統治上の大事業たる地方振興運動の實效を收めしむる爲、昭和十年八月三十日制令第十二號を以て殖産契令を公布し、同年十二月二十日より施行することとなつた。

其の組織、事業の概要は左の通である。

一 殖産契は部落其の他に之に準ずる地區内に居住する者を以て組織し、隣保共助の精神に基き契員の經濟の發達を圖る爲共同の事業を爲すを以て目的とする。非營利法人にして、必然的に金融組合員又は産業組合員となる。

二 契には主事、副主事及監事各一人を置き、前二者は名譽職にして契員中より選任し、後者は契の屬する金融組合又は産業組合の理事を以て之に充つ。

三、契の事業は契員の爲生産品の販賣、必需品の購買、共同利用設備の設置、産業の指導奨励及共済事業等を行ふ、殖産契は道知事之を監督し契の事業又は財産の状況に依り契に對し事業の制限を命じ其の他必要なる命令を爲すことを得。

四、契員の責任としては殖産契が其の財産を以て債務を完済すること能はざる場合、契の屬する金融組合又は産業組合に對し契が負擔する債務に付連帶責任を負擔し又加入前契が負擔したる債務及脱退前契が負擔したる債務には脱退後二年間は右と同様の責任を負ふ。

今昭和十一年九月十日現在に於ける金融組合所屬下の殖産契數を掲記すれば左の通である。

殖産契指導金融組合數 二五九
所屬殖産契數 八四五

又、無盡會社 朝鮮の無盡業は大正十一年四月朝鮮無盡業令制定以來特に進展したが、時勢の進運並に朝鮮の實情に尙一層適應させるやう昭和六年六月準據法令の改正を行つて益庶民金融機關としての發展を期待せられるに至つた。

無盡會社業務概況 (昭和十一年七月末現在)

會社數	資本金	拂込資本金	積立金	無盡組數	加入口數	給付金契約高
六	四、八六〇、〇〇〇 _円	二、〇六六、〇〇〇 _円	二、三七四、五九 _円	一、八四 _円	一〇五、六〇	一五三、八九四、七三〇 _円



黃 色 煙 草 的 栽 培



人 蔘 及 蔘 人 蔘 培 栽 實 況





廣 梁 灣 鹽 田

七 專 賣

煙 草

煙草は朝鮮に於ける重要な財源であつて舊韓國政府は煙草耕作税及販賣税を制定したが、所期の效果を收むるに至らず、大正三年政府は製造煙草消費税を、更に同七年葉煙草消費税を新設したのであるが、其の後時勢の進展に鑑み遂に同十年七月朝鮮煙草專賣令を實施するに至つたのである。元來煙草の專賣は完全な製造專賣を爲さなければ、其の目的を貫徹することは困難なのであるのに、當時朝鮮の民衆及慣習を考察するときは直に之を執行するに至るを得ない事情があつたので、先づ煙草の製造を政府の事業とし、自家用煙草耕作の許可、民間荒刻煙草の製造及販賣の認許、全葉喫用煙草の賣渡等の例外を認め漸を逐ふて制度の完璧を期することとしたのである。

然るに專賣實施後相當の年數を経過し、殊に大正十一年以來極めて廉價なる荒刻煙草を供給したる所一般の嗜好に投じ其の需要激增し、又一面に於ては政府の製造設備及販賣機關も亦整頓を見るに至つたので、昭和二年一月煙草專賣令を改正して全葉喫用の拂下は同月限り、自家用煙草の耕作及民間荒刻煙草の製造は同四年限り何れも廢止し、茲に始めて完全なる煙草專賣制度を見るに至つたのである。

朝鮮に於て生産する原料葉煙草の種類を大別して朝鮮種・内地種・黄色種の三種とし製造煙草の賣行増

進に伴ひ漸次其の耕作面積を増加し來つたのである。而して昭和十年度は平安北道及咸鏡南・北道を除く十道、七十郡、一邑、三百七十九箇面に亘り、面積一六、三六七町歩を耕作し、收量二一、九二二、一〇二石、賠償金七、三四八、七九六圓となつた。而して專賣實施以來政府は技衛員の増配、耕作獎勵金の交付を爲し指導獎勵を加ふる外、煙草耕作組合に專賣事務を補助せしめ、之に對して交付金を下附する等大いに耕作の改善發達に努めつゝある一面に適當に耕作面積を増加する事に因り特殊の原料を除いては、遠からず原料自作自給の域に達せんことを見込である。

煙草製造工場は京城・全州・大邱・平壤の各地方專賣局所在地に、印刷工場は京城に設置し、從事職工は男女工を通じ三千二百餘名を算し、此等職工に對しては賞與制度・保護救済・衛生及醫療・補習教育・修養及慰安獎勵等政府の諸施設の完備せるが故に職工は各其の堵に安んじて就業し、逐年優良なる成績を示しつゝある。

十一年十月現在製造の煙草は口付紙卷煙草敷島・朝日(以上二十本入)兩切紙卷煙草コンゴウ・かをり・カイダ・ビジョン・銀河・蘭・マコー(以上十本入)メープル・いさを(十五本入)圓罐カイダ・ビジョン・銀河(以上五十本入)荒刻煙草不老煙(三十瓦入)長壽煙(六十五瓦及三十瓦入)囀煙(百四十瓦入)の十七種である。

製造煙草の配給に付ては政府の常に努力して來た所であつて、屢々販賣機關の配置變更は行はれたが、昭和十年度末現在に於ける販賣官署は地方專賣局四、出張所二十二である。煙草販賣に付ては從來煙草

元賣捌人をして製品配給の任に當らしめつゝあつたが、昭和六年七月一日以降政府の直營に變更し、從來の煙草元賣捌會社營業場所在地三百三十五箇所に販賣所を設置し、同所より煙草小賣人に製品の配給を爲さしめることゝなつた。其の後も引續き販賣所區域に變更があり、其の結果昭和十年末現在に於ては販賣所數は三百九箇所ゝなつた。

人 蔘

人蔘は朝鮮では、殆んど各道に互つて産出するのであるが、古來高麗人蔘と稱して江湖に貴重されて居る人蔘は京畿道開城附近で生産されるもので政府は此の人蔘を原料として紅蔘を製造するのである。

紅蔘は舊韓國政府時代よりの專賣で併合の際同國政府の制定に係る紅蔘專賣法を繼續して來たが、大正九年十月之を廢し新に紅蔘專賣令を公布し、爾來人蔘は長足の進歩を遂げ今日の盛況を呈するに至つたのである。

昭和十年度に於ける紅蔘の製造高及販賣金高を示せば左の通である。

年 度	水蔘收納高	製 造 高				販 賣 金 高		
		紅 蔘	尾 蔘	紅 蔘	尾 蔘	副 産 物	計	
昭和十年度	一四、六三 _斤	六、九五 _斤	一三、七四 _斤	一、六〇、三六七 _円	四〇、三六 _円	四三、〇〇〇 _円	一、七〇、三六五 _円	

人蔘は一般作物と異つて、播種後五、六年を経過しなければ收穫することが出來ないもので、其の製法

に依つて紅蔘となり又白蔘となるのである。紅蔘は水蔘（生人蔘）を蒸して日光及火熱に依り乾燥して製造するが、白蔘は水蔘の表皮を搔ぎ取り單に日光に乾かして製造するのである。

紅蔘は價高く、白蔘は價安いが兩者其形態が整ひ其の大なるものが尙ばれるのである。尙紅蔘は専ら支那に輸出せられ同國に於ては古來萬病の靈藥として愛用されて居るが、白蔘は主として朝鮮及内地に於て消費されるのである。

鹽

古來朝鮮に於て消費する鹽は専ら沿海各地で製造する煎熬鹽を以て之に充てたが其の製造方法は甚だ幼稚であつて燃料や勞力を要することが夥しく、爲に生産費は高價となるを免れ難い結果、明治三十五年頃から漸次安價な支那天日鹽の輸入を誘致して逐年其の數量を増加するに至つたのである。依て時の政府は同四十年以來京畿道朱安に於て天日製鹽の試験を兼ね鹽政の確立を企圖したのであるが其の試験は極めて良好なる結果を得たので朝鮮に於ける鹽の自給自足を圖る目的を以て天日製鹽は之を官營とし、明治四十二年以來鹽田の築造に取りかゝり日韓併合後も之を踏襲して逐次擴張を圖り來つたのである。然るに中途中央政府の財政緊縮等に依つて計畫通りの擴張を爲し得なかつたが、輓近四圍の狀勢よりして鹽の自給自足の急務なるに鑑み、昭和八年度以降五箇年繼續事業（第一次擴張計畫）として一千二百町歩の鹽田擴張を期し、其の内昭和十年度末迄に竣成したもの九百十三町歩であるが、次で昭和十年度以降更

に五箇年繼續事業(第二次擴張計畫)として一千一百町歩の擴張を爲すこととして所期の目的達成に努めつゝあり、而して昭和十年度末に於ける鹽田面積は三千三百八十七町歩に達し、現に實施中の既設鹽田の内部改良や集約製鹽等の生産鹽の品質改良及増産諸工作は前記第一次及第二次計畫鹽田の竣成及之が熟田化と相俟つて遠からず自給自足の域に到達する豫定である。

翻て朝鮮に於ける鹽の消費量は年額約三億四千八百萬疋であるに對し、官鹽の供給力は一億六千六百萬疋内外であつて之に民營の在來煎熬鹽の生産約三千六百萬疋を見込むも、尙一億四千六百萬疋内外の不足量は之を輸入に俟たねばならぬ状態である。然るに朝鮮に於ける鹽の關稅特例は昭和五年三月限廢止せられ、鹽は無稅となる爲鮮内鹽業に及ぼす影響が甚大であること、共に一面自由輸入の爲に市場に於ける競争を誘發して生活必需品である鹽をして投機の目的物たらしめ、其の趨くところ需給の不均衡や鹽價の亂高下を招來するは明であるので、政府は此の弊害を除去すること共に鮮内鹽業者を保護せんが爲鹽の輸移入に付ては管理制度を採ることとして、昭和五年三月鹽の輸移入管理に關する制令を公布して鹽の輸移入は總て政府の命令又は許可を要することとなつたのである。之に依つて政府は輸移入鹽の管理と官營鹽田の生産鹽とを併せて其の統制下に置くこととなり、茲に鹽政の確立を期すること共に其の實行上にも之が統制權を把握するに至つたのである。

天 日 鹽 生 産 高

專 賣

一一二

年 度	廣 梁 潯 (德洞、貴城を含む)		朱 安 (南洞、君子を含む)		南 市		合 計	
	面積	生産高	面積	生産高	面積	生産高	面積	生産高
昭和十年度	一二五 <small>町</small>	二五、八九三 <small>千疋</small>	一二五 <small>町</small>	二六、九六三 <small>千疋</small>	四三 <small>町</small>	三、六六 <small>千疋</small>	二、七五五 <small>町</small>	二七、七六一 <small>千疋</small>

備考

- 一、昭和十年度は製鹽上天候良好にして著しく生産増を見たのである。
- 二、面積は製鹽作業を行ひたるもののみを示したものである。

阿 片

往昔朝鮮にも阿片煙吸飲の弊風が流入し其の害毒が尠くなかつたので、政府は法規を設け之が取締を嚴にしたが因襲久しきが爲容易に之を根絶する事が出来ず、殊に阿片製造を目的に罌粟の密栽培を企てる者があるので、政府は阿片製造の許可を受けた者の外は罌粟の栽培を嚴禁し、尙之が栽培區域を限定し製造した阿片は政府に收納して特定の製業者に拂下ぐる等取締を嚴にしたので、現今阿片煙の吸飲は其の跡を斷つに至つたが、其の後之に代つて「モルヒネ」の注射服用をなす者が出来たので、政府は「モルヒネ」類の不正受授を禁止し、「モルヒネ」中毒者の防止に努めたが往々不正の受授行はれ、或は不當の價格で販賣する等其の害毒が尠くなかつたので、之が中毒者を根絶する爲「モルヒネ」類の製造販賣を政府の事業とし、尙中毒者を登録公認して救療をなすと共に「モルヒネ」類供給の爲、昭和四

年九月專賣局官制を改正して京城地方專賣局内に「モルヒネ」製造工場を新設し、同五年三月から事業を開始し其の後モルヒネ中毒者も漸次減少し願調に進捗しつつある。尙罌粟の栽培區域は京畿・江原・咸南・咸北の四道であつて昭和十年年度收納阿片は一萬八千三百四十八疋餘りである。

	鹽酸モルヒネ	鹽酸 モルヒネ	醫藥用阿片	計
製	八四、三五〇 <small>瓦</small>	〇 <small>瓦</small>	一五、〇三〇 <small>瓦</small>	八九、三八〇 <small>瓦</small>
造				
高				
下	六、九五五	三、六三三	七、七七五	八七、二二三
賣				



(郡浦全・憲京) 業作同共園桑及鐘時報の里陽加



牧 放 の 羊 繭



取 採 架 棉

八 農 業

土 地

朝鮮は到る處農業に適し、殊に南部地方は氣候溫暖で農作物の發育最も佳良である。冬季は寒氣が強いが、麥類の如き冬作物の枯死する虞もなく、年中概ね空氣が乾燥してゐるから、收穫物の品質も亦良好である。但夏作物中水稻の如きは氣候の關係上生育良好なるべきに拘らず、從來用水不十分の爲屢旱害を被ることがある。然し灌漑の設備年々發達して來たので、漸次其の度を減じつゝある狀況である、産米増殖に付ては初め大正九年度から約十五箇年に亙り土地改良事業を施行することとなつたが、大正十五年更に計畫の一部を更正し、同年以降十四箇年を期し三十五萬町歩の土地改良を施行することとなつたが、昭和九年五月内外兩地の米穀事情の變遷に鑑み、本計畫は窮迫せる米穀事情の解消するまで當分の間之を中止する方針を採つた。昭和十年十二月末統計に依る耕地面積を掲ぐれば左の通である。

土地臺帳未登録見積面積

農 業	畜		田	計	畜	田	火	田
	一毛作	二毛作						
	一、三〇八、五二・三 _町	四三三、七五九・一 _町	一、六六一、三四〇・三 _町	二、七五〇、九六九 _町	四四三三、二七九・二 _町	二二、九六八 _町	四五、九五三・六 _町	四一七、七七二 _町

自作		小作		自作		小作	
畓	田	畓	田	畓	田	畓	田
五四、五六・八	一、三五二、二九二・八	一、二九一、七五三・六	一、元九、六四六・〇	五、九六三・六	三〇、九八一・一	一五、九六六・三	一四、九七一・五

土地臺帳未登錄見積面積

國有未墾地

國有未墾地は多くは河邊荒蕪地又は山麓傾斜地に在つて、其の面積は未だ正確な調査を爲したものがないけれども、概算九十萬町歩に達する見込で、成鏡南北及江原道地方には一個所で數百町歩に亘るものがある。國有未墾地利用法は此等の未墾地の利用を奨励する趣旨を以て制定したもので、處分の敏活さ、事業の促進を圖る爲、面積十町歩未滿のものは道知事の處分に移し、面積十町歩以上のものは朝鮮總督の許可を受けることになつてゐる。貸付期間は十箇年を限度とし、開墾・收畜又は植樹の爲若は公共の利益となるべき事業に供し、或は農民・漁民の住宅に供する爲貸付を受け、事業成功したものには土地の狀況其他特別の事由に依り拂下の必要があるを認められた場合の外は凡て之を附與することにしてゐる。貸付料は一町歩に付五十錢であるが、特別の事由ある場合には減免せられることもある。

國有未墾地の利用は夙くから有利なことを認められ、之を田・畓に開墾するもの多く、昭和十年度末現在に於ける附與拂下は一萬四千三百八十六件、面積二萬八千二百六町歩であつて、現在貸付許可中の

ものは二千六百十八件、面積一萬九千三百六十三町歩に達してゐる。

公 有 水 面 (干潟及沼澤)

干潟及沼澤は從來國有未墾地として取扱はれてゐたが、大正十三年八月一日以降朝鮮公有水面埋立令施行の結果、埋立及干拓に付ては同令の適用を受けることになつた。而して從來國有未墾地利用法に依り處分せられたものゝ内比較的大面積のものゝ多くは公有水面で、一箇所數百町歩に達するものも少くない。之が利用に當つては防潮堤・用水源等の設備に相當の費用を要するけれども、之を内地のそれに比較すれば遙に僅少の額で足りるのみならず、利用の餘地甚だ多く、且地味は概ね肥沃であるから、收益も少くないのである。干潟地の各道合計面積は約二十萬町歩に達してゐるが、其の内開畝可能見込面積は七萬三千三百五十七町歩である。

公有水面埋立令は大體内地の公有水面埋立法の規定を準用して免許制を採り、免許權者の權利義務を明確にしたものである。

公有水面は周到的用意の下に利用を圖るならば、營利事業として充分の價值を有するものなるに共に、國土の擴張・過剩勞力の調節等國益の増進に寄與する處が少くないので、從來有力な企業家に於て之を利用しやうとする者が多い。

昭和十年度末現在に於ける竣功認可は二千四百六十三件、面積三萬三千二百十二町歩であつて、現在埋

立免許中のものは一千七百七件、面積三萬三千五百六十三町歩である。

農業者

農業者の状況は左表の通であつて、大地主は多く都會に住居し、土地所在地に土地管理者を置いて小作地を管理し、小作料を徴收するのを普通とする。小作料徴收の方法は概ね(一)秋收期に検見を行ひ、生産額の二分の一を標準として小作料額を定むるもの(二)收穫時に其の收穫物を折半し、其の一を小作料とするもの(三)年の豊凶に拘らず一定の小作料を定め置くものゝ三種がある。而して小作契約は大地主・會社・農場等に於て成文契約をなすものもあるが、一般には口約で之を定むるを普通とする。昭和十年度農業者は左の通である。

農業者		戸數	
自作	自作兼小作	小作	純火田民
547,931 戸	76,866 戸	1,511,402 戸	76,473 戸
内地人	朝鮮人	滿洲國人及中華民國人	被傭者
8,411 戸	3,055,433 戸	2,636 戸	21,771 戸
備考	本表中被傭者とは耕地を所有並に占有せず、他人に雇傭されて農業に従事し、獨立の世帯を樹つる者を謂ふ。	計	3,066,449 戸

農 産

イ、米。農業生産額中首位を占むるものである。然るに總督府始政當時番の荒蕪甚しく、反當りの收量少く、又品質劣等であつた爲、改良増殖を圖つた結果、今日では收量品質共に面目を一新し、其の生産高は昭和十年に於て一千七百八十八萬石、輸移出高九百〇三萬石、其の價額は二億四千四百八十八萬圓に達するに至つた。

ロ、大豆。品質收量共に佳良で、各道到る處に栽培せられ、殊に西北鮮には優良品を産し、内地及滿洲種に比較するに蛋白質に富んでゐるから、豆腐・味噌・醬油等の原料として貴ばれてゐる。昭和十年中の輸移出額は約百萬石、其の價額一千七百五十七萬圓で、米に次ぐ重要移出品である。

ハ、麥。大麥・小麥及裸麥を主とし、裸麥は中鮮以南の氣候溫暖なる地方に栽培せられてゐる。小麥は近年生活程度の向上に因り、鮮内消費額は益々増加する狀況である。

ニ、粟。西北部の主要畑作物であるが、該地方の常食品として重要視され、其の栽培は古より盛に行はれてゐるが、未だ鮮内の需要を充すに至らない。昭和十年中には百五萬石、價額二千二十七萬圓の輸入があつた。

主要農作物作付段別及收穫高 (昭和十年末)

作付反別	水	陸	計	收穫高	水	陸	計	一段歩收穫高	水	陸	計
	一、六五、二九・九 <small>町</small>	六、四九・四 <small>町</small>	一、六四、五三・三 <small>町</small>		一七、六一、八六 <small>石</small>	二七、二八、〇一 <small>石</small>	一七、八四、六六 <small>石</small>		一、〇六三 <small>石</small>	〇、七〇 <small>石</small>	

作付反別	大	小	麥	大	小	麥	大	小	麥	大	小	麥
	八七、八四三・一 <small>町</small>	三六、五四三・四 <small>町</small>	一六、九四三・〇 <small>町</small>	八、七五、九六 <small>石</small>	一、九三、八七 <small>石</small>	一、六六、五六 <small>石</small>	〇、九八 <small>石</small>	〇、五九 <small>石</small>	〇、九九 <small>石</small>	一段歩收穫高	一段歩收穫高	一段歩收穫高

作付反別	大	小	豆	大	小	豆	大	小	豆	大	小	豆
	七九、八五七・五 <small>町</small>	三三、八〇九・一 <small>町</small>	七四、四三・四 <small>町</small>	四、三七五、二七 <small>石</small>	九四、二九 <small>石</small>	四、八六〇、七四 <small>石</small>	〇、五三 <small>石</small>	〇、三九八 <small>石</small>	〇、六一二 <small>石</small>	一段歩收穫高	一段歩收穫高	一段歩收穫高

ホ、甘藷。 南鮮地方に多く栽培せられ、農家の補食用として嗜好せらる。

へ、馬鈴薯。 北鮮地方に多く生産し、品質佳良なるものあり、其の栽培年々増加し、甘藷と共に農家各種の需要を充しつゝあり。

ト、果實。 風土極めて果樹の生育に適するを以て、近時富川・大邱・大田・三浪津・金海・黃州・鎮南浦・平壤・咸興・德源・羅南を始め其の他各地に於て其の栽培に従事する者年々増加するに至つた。

其の重なるものを苹果・梨・葡萄・桃・柿とす。

チ、蔬菜。 従來白菜・蘿蔔・甜瓜・南瓜・水芹・蕃椒・蕪等の栽培多く行はれ成歡甜瓜、開城・京城白

菜の如きは其の尤なるものである。近來内地人の移住増加に伴ひ、種々なる蔬菜類の栽培漸次増加した。

リ、棉花。棉は成鏡南道の一部及成鏡北道を除くの外各地殆ど之を栽培せざるなく、就中全羅南道・慶尙南北道及平安南道は其の主産地にして、全羅北道・忠清南北道及黃海道之に亞ぐ。在來棉は纖維太くして短く弾力に富み、各種の用途に適するも、繰綿歩合低く、且品質優良ならざるを以て、明治三十九年以來政府保護の下に、收量繰綿歩合共に多く、纖維細長にして紡績原料に好適せる米國種陸地棉の栽培を奨励せしに、成績良好にして年々其の栽培反別を増加し、同四十三年に於ては陸地棉作付反別千二百六十八町歩、其の裁戸數僅かに二萬九百餘戸なりしに、昭和十年には作付反別十四萬七千六百四十四町歩、其の栽培戸數八十六萬二百七十戸の多きに達し尙陸地棉に不適なる地方即京畿道の一部及黃海・平安南北・江原道には在來棉を奨励栽培せしめ昭和十年に於ては其の作付總面積六萬一千九百二十四町歩、栽培戸數二十九萬一千七百四十三戸に及んだ。

而して昭和十年は幸にして天候順調、收穫高は遙に前年を凌駕するに至り、同年末棉作付反別・收穫高及繰移出額は左の如し。

作付段別		收穫高		繰移出高
陸地棉	在來棉	陸地棉	在來棉	
計	計	計	計	
一四七、六三・七	六、九三三・二	一六、九四八、八八	四三、八〇〇、一四九	三三、二八一
備考	繰移出高は繰綿打綿の合計とす。			

蠶 業

イ、桑苗。從來桑樹は山桑又はは在來桑のみで、蠶兒の飼料としては不適なもの多く、加之繁殖法も採木接木の方法に依ることなく、種實より得たる實生苗に過ぎなかつたので、本府は始政以來各道農蠶獎勵機關をして朝鮮に適應する優良品種の選定に努力すること共に内地より優良品種を移入し、一方當業者を指導督勵し、桑苗生産の助長に其の圓滑なる普及計畫を樹て之を獎勵した。斯くして現在に於ては魯桑・魯桑實生・市平・赤木・島の内・改良鼠返等の優良品種に在來桑たる耐寒性強き錦桑・秋雨・唐桑等優良適種の選出を見るに至つた。而して此等桑苗の主たる生産地は當初は慶北・全南・慶南・京畿・忠南等であつたが、現今は全鮮各道に生産され、本府に於ては更に一般蠶業の進展と共に大正十四年産繭百萬石增收計畫を樹立し、同計畫に基く植桑獎勵補助交付を實施した結果一時は多數の桑苗を移入したる朝鮮も、今や其の要を感ぜざるのみならず、却て過剰の桑苗を移出するの状況になつた。最近三箇年に於ける桑苗生産業者及生産額は左の通りである。

桑苗生産業者數	生 産 額	
	實 生 苗	接 木 苗 其 の 他 計
昭和八年	栽 植 用 砧 木 用	
九三〇人	九、三五、四六三 <small>本</small>	三、六二、四〇八 <small>本</small>
		二六、二四、八七五 <small>本</small>
		一三六、七三五 <small>本</small>
		100、八五九、四五三 <small>本</small>

昭和九年 九七 八、五三、四九〇 五〇、六〇、八三三 四三、三九、六五五 六、〇〇〇 一〇三、三九、九七七
 昭和十年 八七 六、三〇七、六一 五、〇八七、二〇〇 三、四、三、四一、七七 一 九、七、七、五八

ロ、蠶種 蠶種は從來養蠶家自ら製造を爲し來り、且其の種類の如きも難駁劣等なる三眠蠶であつたので、施政以來勸業模範場(現農事試験場蠶絲部)に於て優良蠶種を製造配付するの傍、内地蠶種をも移入配付を爲し、一面地方廳に於ても大正二三年頃より蠶種製造者を養成し、併せて内地人蠶種製造者の移住を慫慂し、此等に蠶種製造を経営せしめ、その移住者も養蠶の發達に伴ひ漸次増加し來り、更に大正八年四月朝鮮蠶業令並其の附屬法令を發布し、蠶種製造及移入に制限を加へ、蠶種の取締を爲すに至つた。而して一面養蠶業獎勵機關に於ても蠶内の風土に適應せる蠶種の選定に努め、優良蠶種の製造を爲し、之を蠶種製造者に配付し、普通蠶種の製造を爲さしめてゐる。

今其の主なる種類を擧ぐれば春蠶に於ては國蠶日一號×國蠶支四號・國蠶支四號×國蠶歐三號・國蠶支一〇六號×國蠶歐十八號・國蠶支十四號×國蠶歐十七號並國蠶歐七號×國蠶支七號、朝五蠶一號×國蠶歐十八號・朝四蠶一號×國蠶支十六號・國蠶支十六號×國蠶歐十八號×國蠶支十七號×國蠶歐十九號・國蠶支十七號×國蠶支一〇六號の一代交雜種であつて、夏秋蠶種は國蠶支一〇六號×國蠶歐十八號・國蠶日一號×國蠶支一〇一號×國蠶日一一〇號×國蠶支一〇六號・國蠶日七號×國蠶支一〇六號・國蠶日一〇六號×國蠶支一〇一號の二化交雜・國蠶日一〇七號×國蠶支一〇二號×國蠶支九號の三元交雜種が其の大部分を占めてゐる。

昭和十年の統計に依るに、蠶種製造者は全鮮を通じ二百五十六名であつて、其の蠶種製造高百三十二萬五千九百枚を示し、鮮内の需要枚數以上の製造能力を有するに至つた。而して養蠶の進展にひ伴、將來益斯業の隆盛を見るこころならう。

ハ、養蠶。養蠶は全鮮到る處に生産せられ、蠶繭は特殊農産物中農家の現金收入上最重要なるものに屬し、就中慶北・江原・全南・平南・咸南・忠北の諸道最も多く、其の他各道も亦日進の狀勢に在り。從來は劣等なる在來三眠蠶であつたが、施政以來品種改良に努め獎勵の結果、漸次飼育技術の向上と共に其の面目を一新し、全鮮到る處優良産繭を見るに至り、之が取引は共同販賣に依り鮮内製絲工場原料として隨意契約に依り購繭地區を定め取引をなしてゐる。

更に本府は大正十四年より向ふ十五箇年を期し、産繭を百萬石に増殖せしむる目的を以て計畫を樹立し、年々國庫より補助金を交付し、斯業の發達を圖つてゐるから、逐年激甚なる産繭額の増加を爲し、豫定の年限までには其の目的を達する見込である。昭和十年に於ける狀況は左の通である。

桑田反別	養蠶戸數	蠶種掃立		蠶種製造		産 繭			製絲戸數	生 産 額					
		枚	數	枚	數	春	夏	計							
七六、四四五・四	八二一、五七三	一、〇四五、四〇〇	枚	一、三三五、九六九	枚	四六一、〇八〇	石	三三〇、七三三	石	六六一、八〇一	斤	三六、三〇〇	斤	五〇、九一〇	匁

ニ、生絲。生絲は從來は幼稚なる在來製絲法に依り繰繰せられ居たが、輒近蠶業の發達に伴ひ、漸次器械製絲法に依る輸出向優良生絲を製造する者續出する様になつた。而して此等の主要産地は京畿・忠

北・忠南・全北・全南・慶北・慶南・黄海・平南・江原・咸南等で、昭和十年に於ては器械製絲釜數九千餘釜、此等に依る生絲製造額三十二萬百貫、其の價額一千三百九十二萬圓となり、之に其の他の製絲法に依る釜數三十五萬三千七百釜其の生絲製造額十八萬九千貫、價額五百三十二萬圓を加ふれば、生絲總生産額に於て五十一萬九千百貫、總價額實に一千二百二十四萬圓を示し、逐年激增の盛況を呈してゐる。而して昭和十年八月制令第十一號を以て朝鮮製絲業令を制定公布し、之が統制及指導監督を強化し益斯業の伸展を圖ることとなつた。

畜 産

イ、牛 朝鮮牛は性質溫順體軀強健で、農耕・運搬に適し、營農上最重要なるのみならず、肉質良好なれば、肉用として亦廣く歡迎せられ、其の皮は緻密強靱、皮革の原料として好適なる素質を具へ生牛及牛皮の内地に移出せられる數量は年に依り消長あるも、年額五百萬圓乃至八百萬圓に達し、朝鮮移出品の樞要なる位置を占め、施政以來種牡牛の設置及種付、優良牛の生産、牛契の設置、飼料の改善充實等に關する獎勵施設を爲すと共に、近時産米増殖計畫の遂行に伴ひ、益之が増殖の要を認め、蕃殖牝牛の設置、低利資金に依る耕牛の預託其の他畜牛共濟事業等を獎勵せしに、逐年良好なる成績を收め、施政當時七十萬三千八百餘頭に過ぎざりし畜牛數は、今や百六十七萬九千餘頭を算するに至つた。而して牛の價格は地方に依り差異あるも、平均成牛一頭、牡九十圓、牝七、八十圓内外である。

乳用牛はホルスタイン種を主とし、飼養頭数は約千七百頭で、其の搾乳高二萬石餘である。

ロ、馬 在來馬は體軀倭小にして耕耘に使用せられざるも、比較的力強く、峻路峻坂を行くに巧にして専ら乗馱兩用に供せられ、性質亦順良にして御し易い。普通一頭の價格約三、四十圓以上七、八十圓である。朝鮮競馬令の實施に伴ひ、近時内地産の馬を移入する者著しく増加し、咸北慶源に國營の種馬牧場を設けて優良種馬の種付を奨励し、李王職は蘭谷牧場を設け、洋種及雜種の蕃殖試験を行つてゐる。

ハ、驢騾 乗馱輓用に供せられるも其の數少く、一頭の價値は約三、四十圓、騾は五、六十圓内外である。

ニ、緬羊 大正八年より咸鏡北道其他四道を選び、蒙古種羊を民間に配付して試験的飼育を行はしめ、同時に元洗浦牧羊支場に於て蒙古種の雜種改良試験を行ひたるも、同十三年行政整理の爲之を廢止し、飼羊の大部分は民間に譲渡飼養せしめた。然れども羊毛の自給は時局に鑑み、國策上の緊要事項に屬するを以て、昭和九年度より新に緬羊奨励計畫を樹立し、朝鮮の風土に適するコリデル種を奨励品種と定め、民間牧羊場の保護を爲すと共に、咸北明川郡阿間面に國立種羊場を設置し、先づ飼料の豊富なる西北鮮地方の農家に副業的飼養を爲さしめ、漸次全鮮に及ぼすことをこころした。

ホ、豚 農家に飼養せられ、其の數牛に次ぐ。在來種は體軀倭小晩熟にして肥大性を缺き、品質劣等なるを以て、施政以來改良種としてパークシャー種の飼養を奨励せしに、漸次其の數を増加し、昭和十

年末には總頭數約百六十二萬頭の約六十%に達した。

へ、**家禽** 鶏最多數を占め、鶯・鶯及七面鳥等は其の數甚だ少い。鶏は殆ど全農家に於て之を飼養し、在來種は稍小形にして體質強健敏捷なるも産卵少き爲、施政以來獎勵に依り改良種たる白色レグホーン種、名古屋種等の飼養漸次増加し、昭和十年末には總羽數約七百十二萬羽中改良種の歩合約四十九%に達した。

ト、**養蜂** 朝鮮に於ては古來蜂蜜を食用及藥用に供するを以て蜜蜂を飼養する者少からず、江原道・平安南北道・慶尙北道最盛にして、昭和十年の蜂蜜・蜜蠟生産額は約八十六萬圓に達し、農家の副業として、將來發展の見込がある、近時改良種としてイタリアン種・カーニオラン種を飼養する者あるも、其の數未だ多からず。

昭和十年末家畜及家禽現在數は次の通である。

		牛		馬		驢		騾		山羊		
牝	牝	計	飼養戸數	牝	牝	計	飼養戸數	雄	雌	計	飼養戸數	
六九、五四	一、〇五九、三四	一、六九、四七〇	一、三五、八五一	二五、五〇	二七、〇八	五、〇八	五、一三	四、三九	一、二六九	一、二六九	一、三六五	
綿羊	牝	牝	計	飼養戸數	雄	雌	計	飼養戸數	雄	雌	計	飼養戸數
九、三六	六七四、七三	九四一、六〇	一、六六、四八	一、一五、四三	二、〇六一、四〇	五、〇五、〇〇	七、一七、二四	一、六五、四八	一、六五、四八	一、六五、四八	一、六五、四八	一、六五、四八
農業												

穀 物 檢 査

一、米穀検査 米は物産の大宗にして、輸移出品の首班である。其の改良に關しては種々の施設を爲し、大正四年二月總督府令を以て米穀検査規則を發布し、次で大正六年九月同規則を改正したが、大正十一年七月再び規則を改正し、白米検査をも全鮮(咸北を)に施行した。爾來米穀の改良大に進み、聲價著しく向上し、廣く内地に取引せらるゝやうになつたが、検査は道知事の權限の下に道地方費の事業として行はるゝ爲、動もすれば検査の統一を缺くばかりでなく、不良品の輸移出を徹底的に防止するこゝが出来ず、延いて鮮米全體の聲價を損傷し、取引の紛議を惹起する虞あるのに鑑み、此等の弊害を矯正し、進んで取引の圓滑を期する爲、根本的に制度の改正を行ひ、朝鮮穀物検査令(制)及朝鮮穀物検査令施行規則(府令)を發布し、昭和七年十一月一日より穀物検査事業を國營に移管し、以て其の完璧を期するこゝにしたのである。而して粳の検査に付いては昭和九年十月粳検査規則を公布し、差當り希望検査を實施して來たのであるが其の結果に依れば農家の經濟向上且取引改善上極めて良好の効果を齎したる實績に鑑み、前記穀物検査令施行規則を改正し昭和十年十月一日より粳に付いても一般検査を行ふこゝにした。今検査の要點を擧ぐれば、

(イ) 全鮮を仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・元山の各港を中心とする六検査區域に分ちたるこゝ

(ロ) 朝鮮總督の指定する地より又は指定する地を経て穀物を搬出する場合は必ず検査を受くるこゝ

(ハ) 検査等級は玄米は一等以下五等の五階級に、白米は一等及二等の二階級に分ち、不合格米は輸出又は移出を禁止し粳は一等より三等迄の等級を附し其の他のものは之を等外とせらるること(ニ) 玄米は一呎四斗(口枘五合) 白米の呎入は一呎六十キログラム(口枘四合) 布袋入は十五キログラム(口枘百) 及三十キログラム(口枘二百) 粳は一呎九十斤(口枘一斤) とせらるること(ホ) 検査後一定期間を経過したるもの、病害蟲其の他の被害に依り穀物損傷し又は變質異状を呈したるもの、包装の損傷したるもの、包装を更めたるもの、検査證印及検査所記號其の他の記號なきこと又は磨滅・汚損等に因り之を識別し難いやうになつたもの、封箋紙・證票又は票箋毀損又は亡失したるものは更に検査を受けなければ其の輸出を禁じ、其の他一般廻着品は積出港に於て悉く點檢を行ふこと(ヘ) 検査を爲したる米穀には其の包装に検査證印及検査所記號を押捺すること(ト) 朝鮮産以外の米穀又は屑物・碎米等を輸出又は移出せんとする場合は穀物検査所の承認を要すること等である。

二、大豆検査 大豆は米に亞ぐ重要農産物であつて、其の改良は最も緊要であるから、米穀検査規則に準じ、大正六年九月より之が検査を施行し、更に大正十一年七月米穀検査規則改正に伴ひ、大體同令に準じ、之を改正したが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營検査を實施し、検査等級を特等以下四等の五階級に分ち、一呎の容量を四斗(口枘五合) とした。

三、小麥検査 小麥検査は主要生産地である黃海道(大正七年) 及平安南道(大正十年) に於て道令を以て米穀検査と略同様の條件に付検査を行つてゐるが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營検査を實施

し、検査等級を以下三等の三階級に分ち、一呎の重量を九十斤(口耕一)とした。尙其の後京畿・忠南・忠北・全北(一部)・慶北・慶南(一部)・江原・咸南の各道にも同様検査を施行した。

四、小豆・菜豆・豌豆検査 小豆は咸鏡南道(大正十一年)・黄海道(大正十三年)・咸鏡北道(昭和三年)・菜豆は咸鏡北道(大正九年)・咸鏡南道(大正十一年)・豌豆は咸鏡北道(大正九年)に於て夫々道令を以て検査規則を發布し、検査を施行してゐたが、昭和七年十月一日より國營検査を實施し、検査等級を以下三等の三階級に分ち、呎一(口耕五合)乃至八合(口耕二)の麻袋入一袋百五十斤(口耕二)とした。尙其の後小豆検査を平安南道にも施行した。

穀物検査成績

玄米検査成績表 (呎)

検査總數	合格					不合格内譯	
	一等	二等	三等	四等	五等	計	計
自昭和九年七月 至昭和十年十月	一三八五、〇三二	二四、八五五	三六、八八九	四一、六八三	五九、一〇〇	二、四六、六七八	二、八〇、〇五九
自昭和九年七月 至昭和十年十月	一、三〇一、四四一	二、五七五、五五三	五九八、二九五	四、四七五、二六八	九四、五	二五九、二七九	

粳検査成績表 (呎)

検査總數 (九〇斤入換算)	合格			不合格内譯	
	一等	二等	三等	計	計
自昭和九年七月 至昭和十年十月	四、七四六、五七七	一、三〇一、四四一	二、五七五、五五三	五九八、二九五	四、四七五、二六八
				九四、五	二五九、二七九

自昭和九年七月
至昭和十年十月

白米檢査成績表 (噸)

檢査總數
(六〇噸入換算)

一〇, 五八, 〇〇五

八, 九三, 七五七

三九, 〇〇〇

九, 三二, 八三三

八・七

一, 二八, 二六六

合格 內 譯

一等 二等 三等 計

合格步合 不合格

大豆檢査成績表 (噸)

檢査總數

自昭和九年七月
至昭和十年十月

二, 四三, 八六六

二四, 四九

一四, 五九

二五, 八〇二

八〇, 八三

一〇, 三六

二, 六三

二, 四三

九三・二

一六四, 六四三

特等 一等 二等 三等 四等 計

合格步合 不合格

小麥檢査成績表 (噸)

檢査總數

自昭和九年七月
至昭和十年十月

九三, 四〇〇

三, 三三〇

二九三, 二九六

四七〇, 五五五

七六七, 一九三

九七九

一七五, 五三三

一九, 六四

一九五, 二九七

合格 內 譯

一等 二等 三等 計

合格步合

不合格 內 譯

上 下 計

小豆檢査成績表 (箇)

檢査總數

自昭和九年七月
至昭和十年十月

一〇六, 三六〇

一八二

九六

四三, 〇三〇

四三, 一七九

四〇・六

六三, 〇八一

合格 內 譯

一等 二等 三等 計

合格步合 不合格

業

菜豆検査成績表 (箇)

検査總數		合格			不合格		
一等	二等	三等	計	一等	二等	三等	
5,496	856	2,696	3,550	6,352	1,944		
合計			6,350	合計			6,350

豌豆検査成績表 (箇)

検査總數		合格			不合格		
一等	二等	三等	計	一等	二等	三等	
6,979	2,704	3,063	1,015	6,979	905	187	
合計			9,694	合計			9,694

肥料

施政以前に於ける朝鮮の農法は所謂掠奪農法にして地方の消耗甚しかりしを以て施政以來先づ以て之が恢復を圖らむことを期し専ら自給肥料の増産に努め來りたりしが、爾來各種農産増殖の必要に迫られ、大正八年よりは一部使用法簡易なる販賣肥料の施用を更に昭和に入りてよりは一般販賣肥料の施用を認むるに至りたり。

右方針に基き昭和元年肥料改良増施獎勵計畫を樹立し、且つ農事改良低利資金(肥料購入資金を含む)の融通を開始し、次で昭和三年朝鮮肥料取締令を實施せられたる結果鮮内に於ける肥料の消費額は逐年増加を來し最近一年度總額二億四千萬圓内販賣肥料五千五百萬圓に達するに至りたり。

右は主として農家各自の努力に依る自給肥料の増産に因るものにして、農業の進展に農家の努力を證するものなり。雖一面販賣肥料の増加も亦頗る急激なるものあるに不拘農家の之が施用法並購入法は頗る不合理にして、單に多額の肥料の使用に依り直線的に增收するが如く誤信し肥料を濫用するもの續出するの現況に鑑み、昭和十年度に於ては朝鮮農會をして肥料配給計畫を樹立施行せしめ、更に昭和十一年度よりは第二次自給肥料増産に關する施設を講ずるに共に、新に土性調査計畫を樹立し十箇年計畫に依り鮮内主要耕地に付土性調査を施行し各風土作物に適する合理的經濟的施肥處方箋を作製し、之に依り農家をして施肥上誤るることなからしめむことを期したり。

(一) 自給肥料の増産獎勵

昭和元年度以降十箇年計畫を以て肥料改良増施獎勵計畫を樹立し主として、堆肥・綠肥の増製・増産を圖り來りたるが其の實施成績は幸にして官民一致不斷の努力に依り相當の成績を示し居れり。

第一次計畫完了後の豫定數量と実績との比較

種 別	計 畫 直 前	昭和十年		比較増減(△)
		(完成時)の目標	生産高見込	
堆 肥	一九一、二五六 <small>萬貫</small>	六六〇、〇〇〇 <small>萬貫</small>	六九三、五五一 <small>萬貫</small>	三三、五五一 <small>萬貫</small>
		一五〇 <small>貫</small>	一五七 <small>貫</small>	七 <small>貫</small>
綠 肥	五、二八九	七七、七〇〇	五三、一五三	二四、五四七
		一八	一二	六
計	一九六、五四五	七三七、七〇〇	七四六、七〇四	九、〇〇四
		一六八	一六九	一

右の如く現在自給肥料の生産額は相當増産せるに不拘總耕地反當二百十五貫に過ぎずして地力を維持するに必要な數量にさへ達せざる状態なるを以て茲に第二次増産獎勵計畫を樹立し、昭和二十年を期し半島全耕地反當平均三百四貫の自給肥料を施用せしめ以て最少限度耕地の地力の維持を圖らむことを期したり、而して本計畫に基く所要經費は年額約十七萬圓、十箇年總額百六十八萬圓とす。

(二) 販賣肥料の獎勵

販賣肥料の獎勵に關しては昭和元年度以降農事改良低利資金の融通の途を開き購入肥料は可成共同購入に依り成分單價制安肥料の獲得に留意せしむるの外昭和三年一月より肥料取締令を施行し品位の保全に努め、更に昭和十年よりは系統農會に於ける肥料配給設備の擴充をも勸奨したる結果販賣肥料の需要は著しく増加し、昨十年に於ては其の消費額五千萬を超へ十年前の六倍に達し農産物の增收、農業經營の合理化に多大の効果を齎せり。

年 次	消 費 額
大 正 四 年	三三三 <small>萬圓</small>
大 正 十 四 年	九一七
昭 和 十 年	五、五〇〇

(三) 土性調査の施行

以上の如く朝鮮に於ける肥料の消費額は年々躍進的增加を示し居るも一般農家の之が施肥法を觀るに

頗る不合理にして何等氣候・土性・作物の特性等を考慮せず、徒に肥料を濫用し爲に被る損害鮮少な
らざる狀況なるを以て之が弊害匡正の爲昭和十一年度以降十箇年を期し土性調査を施行し各耕地に適
應する合理的且つ經濟的施肥法を決定し、農家をして施肥法を誤るゝころなからしめむことを期した
り。

計畫の概要次の如し。

一、施行期間 昭和十一年度以降十箇年

一、調査面積 既耕地四百四十萬町歩の中水利安全番七十七萬町歩、田八三萬町歩、計百六十萬町
歩をこす

一、施行機關 本府・本府農事試驗場・道農事試驗場

一、所要經費 年額約十二萬圓、十箇年約百二十萬圓をこす

勸 農 機 關

農業は産業中最重要な位置を占め、國民の經濟は一に繋りて其の振否如何に在るを以て、本府は之が改
良指導の途を講ずる爲、勸農機關を設けたり。

一、農事試驗場

(一) 本 場 京畿道水原に在り、農業・蠶絲業及畜産業の發達改良に關する調査及試験、種苗・

蠶種・種畜・種禽及種卵の配付、講習及講話等を行ふ。

- (一) 南鮮支場 全羅北道裡里に在り、専ら稻作に關する試験調査を行ふ。
- (二) 西鮮支場 黃海道沙里院に在り、畑作に關する試験調査を行ふ。
- (三) 北鮮支場 咸鏡南道甲山郡普天面に在り、北鮮農事に關する試験調査を行ふ。
- (四) 木浦棉作支場 全羅南道木浦に在り、専ら棉花に關する試験調査・棉種子の育成配付等を行ふ。
- (五) 龍岡棉作支場 平安南道龍岡に在り、専ら棉花に關する試験調査、棉種子の育成配付等を行ふ。
- (六) 金堤干拓出張所 全羅北道金堤に在り、専ら干拓に關する試験調査を行ふ。
- (七) 車輦館蠶業出張所 平安北道車輦館に在り、専ら蠶業に關する試験調査を行ふ。
- (八) 女子蠶業講習所 本場に附設し、蠶業に關する學理及實地を講習せしめ、昭和十年迄の卒業生總數七百餘名に及んだ。
- (九) 種馬牧場 咸鏡北道慶源郡慶源面に在り、昭和七年咸鏡北道種馬所を國營に移管せしもので、種牡馬・種牝馬を飼養して馬の生産を圖るに同時に、地方牝馬に種付して馬産の改良を圖つてゐる。
- (十) 種羊場 咸鏡北道明川郡阿間面に在り、昭和九年新設せられたもので主として、緬羊の改良増殖を圖り原種羊の配給を事業としてゐる。
- (十一) 道農事試験場 従來は道種苗場の名稱を以て農産の改良増産に關する試験調査、種苗・種卵・種禽及種豚の配付又は種畜の種付、農事に關する講習・講話・傳習及實地指導を行ひ、昭和七年十月より

道農事試驗場を改稱せり、現在各道一箇所宛在りて京城・清州・大田・裡里・光州・大邱・晋州・海州・平壤・定州(江界に支場を設く)・春川・咸興・鏡城(磔城に支場を設く)に設けられてゐる。

ホ、道原蠶種製造所 各道に一箇所宛を設置す。原蠶種の製造配付を爲すと共に、蠶業に關する試驗調査を行つてゐる。

ヘ、道蠶業取締所 朝鮮蠶業令の實施に依り、其の執行機關の一として各道に一箇所宛を設置し、蠶病の豫防及蠶種・桑苗の生産販賣・繭販賣に關する取締を爲す。

ト、鮮米協會 鮮米取引の斡旋を併せて其の宣傳を目的とし、朝鮮に於ける米穀業者及生産者を以て組織する任意團體であつて、本府及各道援助の下に成立し、鮮米の販路擴張に努めつゝあり。

チ、緬羊協會 日滿緬羊協會朝鮮支部として昭和九年朝鮮緬羊協會の名稱の下に緬羊従業者を以て組織せられ、本府の緬羊獎勵計畫の側面的助成機關として緬羊の改良増殖及生産物の有效なる利用方法を講じてゐる。

農 業 團 體

イ、農會 大正十五年一月朝鮮農會令公布せられ、現在本令に依り設立せらるゝ農會は中央農會たる朝鮮農會の外、道を區域とする道農會十三、郡又は島を區域とする郡島農會二百二十にして、何れも官廳の施設に相呼應して朝鮮農界の振興、農界發展の爲活動してゐる。其の主なる事業を擧れば

- 一 農業の指導獎勵に關する施設
- 二 農民の福利増進に關する施設
- 三 農業に關する調査及研究
- 四 農業に關する紛議の調停及仲裁
- 五 其の他農業の改良發達を圖るに必要なる事業

等である。而して農會設立に依り、各種農業團體は概ね合併統一されたが、畜産同業組合は諸種の關係に依り、其の儘存続したる處、之亦昭和八年四月農會に合併した。農會の經費は概略朝鮮農會に於ては六萬圓、道農會に於ては平均八萬圓、郡島農會に於ては平均五萬圓である。

ロ、果物同業組合 本組合は果樹園藝の改良發達を目的とし、病蟲害の共同驅除豫防、生産物の共同販賣に依り經營を合理化せんとする團體にして、朝鮮重要物産同業組合令に依りて設立するもの及び然らざるものとの二種あり、其の著名なるものを擧ぐれば、左の如くである。

(一) 重要物産同業組合令に依りて設立せるもの

- 鎮南浦果物同業組合
- 三浪津果物同業組合
- 慶尙北道果物同業組合
- 黃州郡果物同業組合
- 羅南鏡城果物同業組合
- 金海郡果物同業組合

元山果物同業組合
安邊郡果物同業組合

(二) 重要物産同業組合に依らざるもの

咸興果樹組合
定州果樹組合

ハ、朝鮮蠶絲會 本會は任意の團體であつて、大正九年十月設立し、朝鮮蠶絲業の改良發達を圖るを目的とし、全鮮に亙り會員四千六百五〇名の蠶絲業者を以て組織し、事務所を京城府太平通三十九番地に各道に支會を置き、昭和八年會館を建築し、朝鮮民間に於ける蠶絲業の中樞機關として斯業の伸展に努めてゐる。其の主なる事業は次の通である。

- 一 蠶絲業に關する必要な調査
- 二 蠶絲業に關する意見の發表及其筋に對する建議・請願
- 三 蠶絲業に關する講演會・講習會・品評會の開催
- 四 蠶絲業に關する功勞者表彰
- 五 會報月刊雜誌並に蠶絲業關係の印刷物の發行
- 六 以上の外蠶絲業改良發達に必要な事項

ニ、朝鮮蠶種製造業組合中央會 本會は各道蠶種製造業組合相互の氣脈を通じ、協同一致して營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進する爲、昭和三年十月五日創立し、事務所を京城府太平通三十九番地蠶絲會館内に置き、左の事業を行つてゐる。

- 一 加入組合事務の統一整理
- 二 蠶種の改良
- 三 蠶種製造額の協定
- 四 蠶種販賣價格の協定
- 五 蠶種の輸入防遏
- 六 蠶業に關する調査研究及品評會並講習講話會の開催
- 七 仲裁判斷及調停
- 八 加入組合に緊要なる業務實施の勸奨
- 九 功勞者の表彰
- 一〇 前記の外本會の目的を達するに必要と認めたる事項

以上の通であつて、各道組合中左の四道は重要物産同業組合令に依り設立せられたもので、其の他の各道組合も同令に基き設立準備中である。

京畿 道蠶種製造業同業組合

忠清北道蠶種製造業同業組合

平安南道蠶種製造業同業組合

平安北道蠶種製造業同業組合

ホ、朝鮮製絲協會 本會は會員の營業上の弊害を矯正し共同の利益を増進するに共に朝鮮蠶絲業の改良發達に貢獻するを目的とし大正十五年十二月三日創立し事務所を京城府太平通三十九番地蠶絲會館内

に置き左の事業を行つてゐる。

- 一 營業上の弊害矯正
- 二 製絲業に關する研究調査
- 三 製絲に必要な材料の共同購入並に原料の媒介又は販賣
- 四 生絲並に副産物の共同販賣又は販賣の斡旋
- 五 製絲に従事する者の福利増進並に功勞者の表彰
- 六 蠶絲業に關する講習講話會の開催
- 七 蠶絲業に關する建議及陳情又は諮問に對する答申
- 八 會員間の紛議仲裁
- 九 其の他本會の目的を達するに必要な事業
- 八、朝鮮桑苗組合聯合會 本會は各道桑苗組合を以て組織し、組合相互の氣脈を通じ、協同一致して斯業の改善を圖り、營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進せんが爲、昭和九年十月十九日創立し、事務所を京城府太平通三十九番地蠶絲會館内に置き、左の事業を行つてゐる。
 - 一 加入組合の業務を統一整備し、共同の利益を享受すべき施設
 - 二 桑苗の改良
 - 三 桑苗生産額の協定
 - 四 桑苗販賣價格の協定
 - 五 桑苗の輸移出入の統制
 - 六 桑に關する調査研究及品評會・講習講話會の開催

- 七 業者間の仲裁判断及調停
- 八 蠶業に關する建議請願又は諮問に對する答申
- 九 功勞者の表彰
- 一〇 前各項の外本會の目的達成の爲必要と認めたる事項

水 利 組 合

朝鮮水利組合令は大正六年十月一日から施行せられ、昭和三年七月一日朝鮮土地改良令の施行に伴つて一部の改正を見た。朝鮮水利組合令の概要は左の通である。

- イ、水利組合の目的 水利組合は法人であつて、官の監督を受け、灌漑・排水・水害豫防又は朝鮮土地改良令第一條の土地改良を以て其の目的とする。尙土地改良を目的とする水利組合は、當分の内組合區域内の農事改良に關する施設をも爲すことが出来る。
- ロ、水利組合區域及組合員 水利組合事業の爲利益を受ける土地を以て其の區域とする。而して灌漑排水又は土地改良を目的とする組合は、畚及畚に變換すべき田若は未開墾地等の所有者を、又水害豫防を目的とする組合は、畚田堡の所有者及事業の爲利益を受ける家屋其の他の工作物の所有者を以て其の組合員とするのであるが、國有未墾地の利用者及驛屯土の買受の契約をした者、竝に公有水面埋立の免許を受けた者は、之を土地所有者と看做されるのである。

ハ、水利組合の設置合併分割廢止又は組合區域の變更 水利組合の設置は組合員たるべき者の中五人以上の者が創立者に爲つて組合規約を作り、組合員たるべき者の二分の一以上にして組合の區域となるべき地の總面積の三分の二以上に當る土地所有者の同意を得て、朝鮮總督の認可を受けなければならぬ。但し公有水面を組合區域に包含する場合には尙公有水面以外の土地の所有者の三分の二以上に於て、公有水面以外の土地の總面積の四分の三以上に當る土地の所有者の同意を得るこゝになつて居る。又組合の合併・分割・廢止又は區域の變更をしようとするに當るも、組合員又は組合員たるべき者の同意を得て朝鮮總督の認可を受けなければならぬのである。

ニ、水利組合の機關

(一) 組合長及組合吏員 組合を代表し其の事業を處理する爲、組合長を置き、書記及技士をして其の事務を補助せしめ、特別の事情ある組合に於ては組合規約に依り副組合長・理事・出納役・技士長又は委員を置くことを得るの定めである。

(二) 評議會 評議會は組合長及評議員を以て組織し、組合規約の變更・組合の費用を以て支辨すべき事業・組合の豫算・組合費・夫役現品・使用料・加入金の賦課徴收・起債其の他重要事項の諮問機關である。評議員は組合員中より互選し、道知事の認可を受くるを要し、其の任期を四年とす。ホ、水利組合の經費 水利組合は事業經營の爲毎年度豫算を編成し、經費を支辨するが、之が爲組合員に對し、組合費又は夫役現品を賦課する。即ち灌漑排水又は土地改良を目的とする組合に在りては土

地に對し、水害豫防を目的とする組合に在つては土地の外家屋及工作物に對し組合費を賦課するのである。尙夫役は水害豫防を目的とする組合に限り、組合員以外の者にも組合區内に居住し其の利益を受くる者に對し之を賦課することとなつて居る。又組合の區域を擴張した場合には、新に編入せられたる土地の所有者より加入金を徴收し又其の他營造物の使用に對して使用料を徴收し、或は積立金を爲し、起債等を爲すことを得るものである。

へ、水利組合聯合會 用水引用の施設其の他に關し、他の組合と共同行爲の必要上水利組合聯合會を設くることを得る。聯合會は法人で、其の事務及事業の處理に關しては水利組合に準ずるものである。

ト、水利組合の監督 水利組合は第一次に府尹・郡守・島司、第二次に道知事、第三次に朝鮮總督が之を監督することとなつて居るが、府尹・郡守又は島司が組合長の職務を行ふ場合、又は組合の區域數府郡に跨るときは第一次に於て道知事、第二次に於て朝鮮總督が監督するものである。又組合の區域二以上の道に互るときは、第一次が朝鮮總督の指定したる道知事、第二次が朝鮮總督である。尙二百町歩を超えない水利組合に對する朝鮮總督の監督權は之を道知事に委任せられて居る。

昭和十年三月三十一日現在に於ける組合數は百九十二箇所、蒙利面積總計は二十一萬四千二百八十七町歩、事業費合計一億三千七百九十萬餘圓である。

米 穀 倉 庫

朝鮮米穀倉庫計畫

近時朝鮮米の移出高は生産の増加と品質の改良と共に伴ひ年々著しく増加しつつあるも、朝鮮農家の經濟は極めて貧弱なるに金融・貯藏設備等亦不備なる爲、移出の時期も甚しく偏倚し、移出高の大半は出來秋より僅に四、五箇月間に搬出せらるゝの實情にして、之が爲内地市場及農村に悪影響を及ぼすこと大なるのみならず朝鮮農家の蒙る損失亦少からざるを以て、之が移出を適當に調節するは極めて緊要の事項である。依て昭和五年朝鮮米穀倉庫計畫を樹立し、一は主要なる米の生産地に小規模の倉庫(農業倉庫)を成るべく多數に普及し、主として農民の出來秋に於ける放賣を防止し、一は主要なる米の移出地に比較的大規模の倉庫(商業倉庫)を設置し、主として農民の手放したる大量米の一時的内地移出を調節することとした。

一、農業倉庫、農會、産業組合等を其の經營主體とし、昭和十一年九月末現在設置狀況左の如し。

農業倉庫一覽

道名	設置箇所數	坪數	收容力
京畿道	七	六一八二	二四七、二八〇
忠清北道	五	一、〇二〇	四〇、八〇〇
忠清南道	七	二、四五〇	九八、〇〇〇
全羅北道	七	二、八五六	一一四、二四〇
全羅南道	六	二、七三二	一〇九、二八〇
慶尙北道	九	四、六〇六	一八四、二四〇

農業

一四六

道名	設置箇所数	坪数	收容力
慶尚南道	八	二、〇一〇	八〇、四〇〇
黄海南道	三	九二〇	三六、八〇〇
平安南道	四	一、四三二	五七、二八〇
平安北道	七	三、一七三	一二六、九二〇
江原道	一	七〇〇	二八、〇〇〇
咸鏡南道	二	七一八	二八、七二〇
咸鏡北道	一	一	一
合計	六六	二八、七九九	二、一五一、九六〇

備考 收容力は坪當四十石收容とす。

二、商業倉庫 米穀倉庫計畫に依り設置せる朝鮮米穀倉庫株式會社倉庫左の如し。

(昭和十一年八月末現在)

設置場所	所有倉庫	經常借庫	合計	收容力
釜山	一、〇〇〇	一、八三二	二、八三二	二二、六四〇
木浦	一	七四九	七四九	二九、九六〇
群山	一、四九三	一、〇一九	二、五三三	二〇、〇四〇
仁川	三、〇五二	一、〇七〇	四、一三三	一六四、八八〇
鎮南	三、三五六	三、四七一	三、五九七	二四三、八八〇
合計	八、八三二	五、〇〇〇	一三、八三二	五五三、八四〇

備考 收容力は坪當四十石收容とす。



(城京) 年初林造防砂



(所同) 目年九林造防砂



（流上江鉄鴨）樹林

九 林 業

昭和十年十二月末現在林野の總面積は約一千六百三十四萬町歩を算し、全土の七割三分強を占めてゐる。然るに、古來林政不備で封山の如き特殊の保護林を除くの外は公山と稱し、一般人民の自由採樵に委して顧みなかつたので、到る處濫伐を肆にし、或は火田を起し、或は急斜地を開墾し、其の大部分は荒廢に歸し、僅に陵園墓附屬の地及鴨綠江・豆滿江の流域等に於て林相を保つたに過ぎない。其の結果産業の發達を妨げ、國土の保安を害すること甚しかつた。是に於て舊韓國政府は明治四十一年森林法を發布し、山野の保護整理増殖を圖り、次で同四十四年六月總督府は新に森林令を布き、從來の森林法を廢して國土の保安・危害の防止・水源の涵養・公衆衛生及魚附又は風致上必要ありと認むるものは之を保安林に編入して自由の施業を爲すことを得ざらしめ、又永年禁養林讓與の途を開き、以て愛林の美風を助長するに努め或は造林貸付の制度を設け造林事業促進の策を講じた。其の他毎歲年中行事として記念植樹を行ひ、又は造林補助の途を開き、或は砂防事業を行ひ或は保護指導機關の充實を圖つて來たので、年々共に林地・林相が革まり、最近の林相を示せば次のやうである。

林 相 別 面 積 (昭和十年十二月末現在)

立 木 地	二、六五 ^{千町}	散 生 地	二、一〇〇 ^{千町}	無 立 木 地	三、六五 ^{千町}	合 計	八、四〇 ^{千町}
林 業							一四七

森林保護

國有林野 國有林野の保護に付ては、當初營林廠所管林野に在つては其の支廠及派出所等をして之に當らしめたが、十分な成績を擧げ得ざる状態であつたので、大正九年新に六十箇所の森林保護區を設け、之に森林主事を配置し、爾餘の林野に付ては明治四十五年國有森林山野保護規則を發布し、地方長官をして之が實行の責に任せしむるに共に、要存豫定林野中特に保護の要急なる林野十六箇所に保護區を設置せるを甫め、爾後之を増設して六十五箇所とし、且此等保護區に對しては當初雇員たる山林監守及傭入たる山林監守補を配置したが、大正八年山林監守は森林主事に、山林監守補は雇員たる森林監守に改め、更に大正十年森林監守の制を廢し、之に代ふるに全部を森林主事とし、以て其の機能を發揮せしむることとせる外、一部の地方に付ては大正十二年十二箇所の山林監視所を特設し、之に憲兵及憲兵補助員(但大正十一年以降は警察官駐在所に併置し其の駐在道巡を配置し、林野の保護に當らしめ來つたが、大正十年林政機關の統一に伴ひ營林署の新設を見るに至つたので、前記保護區は凡て營林署の統轄下に屬せしむるに共に)山林監視所は之を廢止し、別に十五箇所の保護區を増設し、更に昭和二年二箇所を増設した。然るに同年八月營林署の一部を廢止し當該林野を道に移管するに至つたので、其の保護區も亦道に移屬せしむるに共に既設保護區の一部を廢合したが、更に同九年四月道所管林野の一部を割き、營林署一箇所を新設するに至り、一方同七年度以降實施に係る北鮮開拓事業計畫に依り保護機關の擴充を見

た結果、現在に於ては道所管林野二百三十萬町歩の内百二十七萬町歩に對し四十九箇所の保護區を置き、之に森林主事八十八名を配置し、又營林署所管林野三百四十四萬町歩に對しては百二箇所の保護區を置き、之に森林主事百六十九名及森林主事補二百四十二名(内保護區十一箇所森林主事十一名及森林主事補の全員は北鮮開拓事業計畫に依り増置せるものとす)を配屬し、且此等の保護職員に對しては大正十三年府令第三十三號に依る司法警察官又は司法警察吏の職務執行を指命し、専ら林野の保護取締に當らしめてゐる。而して此等保護機關の活動と相俟て保護の實效を期する爲、森林令に於ては地元住民に對し國有林野の保護を命じ、連帶して之が責を負はしむるに共に保護の報酬として林産物の一部を讓與し得るの制を設け、昭和十年十二月末迄に六百六十八件、面積三百八十七萬町歩に對し此の命令を發し、現に實施中であるが、之が保護義務の履行に當つては受命地元住民をして夫々保護組合を組織せしめ、以て其の統制ある活動を促し、保護の實を擧ぐるに努めてゐる。尙道所管林野中保護區の配備なき林野は面積百十萬町歩に達するが、多くは不要存林野であつて之に對して郡島在勤の森林主事及警察官等をして可及的保護に當らしめてゐる。

民有林野 廣袤一千萬町歩に達する民有林野は古來永年に亙る濫伐濫採の弊習甚しく、爲に林野は漸次荒廢に歸する状態にあつたので、施政以來森林令及各道々令(私有林野施業制限規則)を設け、銳意森林の保護に力を用ひ、専ら弊害の矯正並に盜伐の防止に努めて來たが、之が勵行取締並に施業指導の衝に當る特設機關がなかつた爲、舊來の弊習容易に改まらず、到底治山の目的を達することが出来なかつたので、昭和二年度以降國費を以て府郡島森林主事百名を配置し、又從來の森林組合の事業は其の性質上道で行ふの

が適當であるから、昭和八年度より廢止し、其の事業の大部分を道に繼承せしめ、道費を以て林野保護職員として産業書記五名、囑託五名、産業技手百二十三名、地方森林主事二百二十五名、地方森林主事補一千八十一名、雇員十七名、計一千四百五十六名を配置し、府郡島森林主事及産業技手には森林に關する司法警察官の職務を地方森林主事に對しては同吏の職務を行はしめ、専ら森林保護の周到完璧を期してゐる。

民有林の概況及林業の獎勵監督

民有林野は公有九十萬町歩、寺刹有十八萬町歩、私有九百五十一萬町歩、計一千五十九萬町歩にして、此の外第一種不要存國有林野九十一萬町歩、第二種不要存國有林野二十萬町歩は森林令又は特別縁故森林讓與令に依り漸次民有に移屬するを以て、將來に於ける民有林野は一千七十七萬町歩に達し、林野全面積一千六百三十四萬町歩の約七割に相當する。昭和十年末民有林野面積中立木地は七百七十二萬町歩に過ぎず、散生地百二十二萬町歩及未立木地六十一萬町歩は、今後人工を加へ又は天然力に依り造林を要する區域にして、内二十一萬町歩は砂防工事を要する荒廢地である。

樹種の分布を見るに、針葉樹林（殆どアカマツ林なり）は立木地の五割九分三、散生地の大部分を占め、林相概ね不良にして、一町歩平均の蓄積は不要存林野は十五尺縮、公有林野は三十二尺縮、寺刹有林野は六十三尺縮、私有林野は二十八尺縮にして總平均二十八尺縮に過ぎず、以て林況の概觀を窺ふ

に足るのであるが、これを總督府施政當時に比較すれば實に長足の進歩を示し、當時中部以南各道の林野が荒廢の極に達して居たのに比するに、今日は大體綠化の第一階段を了したと云つても過言ではない。

1 指導方針 私有林野が前述の如く荒廢せる原因には種々あるが、就中多年アカマツに偏して他の樹種特に闊葉樹を濫採せること、濫突用燃料及び綠肥の採取過度であつたこと、林木を伐り惜み生枝及び地被物を濫採すること等は、最近に於ける主なる弊害と認められる。しかしながら、地力著しく減退せる林野に於て直ちに人工を以て喬林を仕立てることは頗る困難なるのみならず、各地方に於て當面必要な林産物は用材よりも寧ろ燃料綠肥等に在る實情なるを以て

イ 速かに林地を安定し地力の恢復を圖り、且造林費を節約する爲め人工造林よりも、天然力利用に依る林叢の構成に力を注がんとすること

ロ 用材林の造成に偏することを避けて、先づ燃料林造成に力を注ぎ、且つ優良林地利用に依り收益の増進を圖る外、農牧用地に意を用ひ農村の實情に即したる林業を行はしめんとすること

ハ 努めて稚樹及び地被物を保護し、且萌芽及び山草の濫採を制限して、造林の速成、地盤の安定、樹種の改良を圖り、また伐り惜まるゝ大木の伐採を奨むる等、森林の使用収益に關する從來の弊害を速かに矯正せんとすること

等に重點を置きてその指導方針を制定し、昭和八年一月より全鮮一齊にこれが實施に着手したのであ

る。

2 造林奨勵 李朝時代林政不備であつた爲め各地森林の荒廢を來たし、僅に鴨綠・豆滿兩江流域及び奥地脊梁山脈地方に見るべき林相を残すに過ぎないので、統監府時代より既に造林及び調査の端緒を啓いたが、總督府施政後積極的施設の方針を探り、明治四十四年森林令を發布し、各般の施設計畫漸く其の緒に著くに至つた。

明治四十年以降國費を以て京城附近その他に造林を行ひ、また各道費及び面をして模範的に造林を實行せしむるに同時に國費または道費を以て養成したる種苗の下付を行ひ、一方國費、道費を以て技術員を設置して殖林事業を指導せしむる外、或は不要存置國有林野は造林貸付の制を設けて一般希望者に貸付し、造林事業成功の後無償にて讓與することとし、殖林手引、樹苗養成指針、借地造林手引等の印刷物を配付し、記念植樹を實行する等銳意斯業の指導奨勵に努めて居る。

斯くの如く愛林思想に造林事業は年々共に向上進展し、漸次人工造林の増加を見るに至り、更に大正十四年以降國庫及び道費より補助金を交付して造林の促進を圖りたる結果、最近一箇年の造林本數二億本播種量百萬立を算するが、永年の弊習は容易に革まらず、大木は伐り惜まるゝに反し、稚小木及び地被物は肥料及び燃料等として濫採せられ、造林上洵に憂慮に耐えざるものがあるので、昭和八年一月民有林指導方針大綱を制定して、稚小木及び地被物濫採の弊習を革むるに共に、造林樹種の選定及び造林方法の改善に付ても適當なる指導を行ふことになつたので、今後の造林事業は大に革新せ

らるゝ見込である。

3 記念植樹 愛林思想を涵養し植林の事業を奨励せんが爲、明治四十四年併合後第一回の神武天皇祭日を期し、全鮮を擧げて植樹を實行せしめて相當の好結果を收めたので、爾來年中行事の一として毎歲同日を期し、官公署、學校、其の他の諸團體が中心となり一般有志參集の下に舉行し、植栽地は當初官公衙、學校構内、部落附近等を主とせしも、後には面有林其の他の林野に對しても廣く行はるゝに至り、今や全鮮綠化運動の年中行事として益々盛況を呈して居り、植栽樹種はアカマツ・クロマツ・カラマツ・クスギ・クリ・白楊類等がその主なるものにして第一回より第二十六回に至る植栽本数は實に四億八千餘萬本の多きに達した。

4 造林補助事業 民有林野中未立木地及び散生地面積五百四十萬町歩（將來民有となるべき國有林を含む）の内採草地及放牧地約八十萬町歩を控除するも、尙ほ殖林を要するもの四百六十萬町歩に達し、その内約二百九十五萬町歩は天然造林または造林成功を條件とする國有林野の貸付制度に依り漸次成林せしむる見込あり、残り百六十五萬町歩には造林費調達上比較的苦痛の程度少く、自力を以て造林を行ひ得べきもの約三割を有するも、其の他の七割即ち百十六萬町歩は造林費調達上の苦痛多く、相當の補助金を下付しなければ造林を期すること能はざるに依り、大正十四年度より造林補助金を下付し、造林の促進を期することとなつた。また前記百十六萬町歩の外全鮮各地に存する休閑荒蕪地約十六萬町歩に就ても、治水上急速造林の必要を認め、前記百十六萬町歩を併せ百三十一萬町歩に

付大正十五年度以降三十箇年間に造林補助金を交付して造林の完成を期することとなつた。造林補助の率は造林者の最も苦痛とする苗木代金の約半額即ち一町歩に付十三圓を補助することとし、(播種造林にありては種子代、肥料代、殺鼠劑代等の八割以内)補助金は一旦これを道費に交付し、道費は更にこれに其の半額を加へて造林者に補助する制度で、補助金の交付に必要な造林の設計審査、成功検査及これ等に伴ふ事務を處理する職員設置に要する経費も亦道費に補助し、道費をしてこれを設置せしむるものである。

5 施業監督 朝鮮に於ける民有林野の經營に付ては從來殆んど何等の監督をしなかつた爲、逐次荒廢の度を増進し國土の保安、治水若くは産業の開發上これを各人の自由に放任し能はざる状況に立ち至つたので、森林令に於ては新に營林監督の規定を設け造林を命じ、營林方法を指定し若くは開墾を禁止制限し、其の他林政に關し必要な命令を發する權限を地方長官に附與し、以て山林の荒廢を防止し林利の保續を圖る途を講じたが、習慣を斟酌して急施を避け、漸次實效を擧ぐるの方針を採つて來た。また一般民有林野の監督に就ては、森林令第十五條に基き、各道も森林の使用収益に關する弊害矯正の爲、道令を發布して一定行爲の制限を爲し、民有林改善上重要な法規であるが、専ら舊來の悪習たる稚樹地被物または生枝等の濫採を取締るものにして合理的經營をも拘束するものではない。

6 保安林 往昔保安林に類する禁山の制を設け嚴に保護禁養せることがあつたが、漸次廢絶に歸し森

林の荒廢を來せるを以て、明治四十一年韓國政府の森林法を發布するに當り、新に保安林の制度を規定し國土の保安、危害の防止、水源の涵養航行の目標、魚附又は風致の爲必要なる個所を保安林に編入し、皆伐開墾を禁止したが、明治四十四年從來の森林法を廢止し新に森林令を施行し、從來舊森林法によりて編入したる保安林も新法によるものと看做し、同令に於ても保安林に編入すべき場合は殆んど從來と異らないが、その利用制限に付ては保安林の目的を阻碍せざる範圍内に於ては、使用收益の自由を認むる方針を執り、只手入に非ざる伐木若くは開墾を爲し、落葉・切柴・土石・樹根・草根の採取若くは採掘を爲し、または放牧を爲すが如き普通制限を要すべき事項は地方長官の許可を受けしめ、保安林取締は道郡並に警察官憲の外、國有林に在りては營林署森林主事、民有林に於ては府郡島森林主事をしてこれに當らしめ、尙保安林編入の際は營林方法を指定しまたは造林を命じ、公益上必要なきとき又は保安林として存置するの必要なに至りたるときは保安林を解除するのである。保安林は各道を通じ昭和十年末現在に於て面積二十七萬九千八百町歩にして、全林野面積の一・七%強に過ぎない。

7 保護及取締 舊韓國政府森林法に於て害蟲の驅除豫防命令及火入の制限等に關する事項を規定し、各種被害の豫防驅除を圖つたが、實際の指導取締不充分なりし爲實績の見るべきものがなかつた。明治四十四年森林令を制定して、森林の使用收益の弊害矯正並に害蟲の驅除豫防に對する地方長官の權限を擴張し、道令を以て私有林保護取締規則を發布する等銳意これが實行に努め、尙一面保護の實績

を擧ぐるには民間の自治的活動を促進するの緊要なるを認め、在來の松契、植林契、洞契、其の他新に設立せられたる森林組合等を指導監督して、濫伐濫採の制限、害蟲驅除、火災防止等森林の保護の爲に努力せしめ、更に國費を以て郡島森主事を配置する等銳意惡習の打破に力めて來たが、其の全きを期する爲郡森林組合を廢止してその事業を各道費に繼承せしめ、昭和八年度より國費支辨の森林主事百名、道費支辨の産業技手百二十三名、地方森林主事二百二十五名、地方森林主事補一千八十一名、合計一千五百二十九名の専任職員が、専ら民有林野の保護取締に従事することとなり、林野の保護機關は其の面目を改め林業經營の安全性を著しく増加した。

8 農用林地の設營 燃料、肥料及家畜の飼料は農家の生活及營農上缺くことの出來ない物質であつて之が供給を豊にすることは農山村振興上極めて緊要である。而して農家一戸當此等農用林產物年消費量は約四千貫、此の價格七、八十圓に達して居る。然るに全鮮農家の内林野を所有する農家は民有林指導方針の徹底勵行に依つて之が取得上不自由はないが、林野を所有しない約百三十七萬五千戸に達する細農は前記農用林產物の取得困難であるばかりでなく自給肥料の増産、有畜農家の獎勵等にも大なる支障を來すこととなるので、此等林野非所有農家に對し安易に農用林產物供給の方途として農用林地を設定せしむることとし、昭和十年度以降各道一齊に之が設定に着手したが、就中京畿道以南七箇道及黃海道の八箇道は國庫補助に基き既に四萬町歩の設定を了して居る。然るに農用林產物の供給は自力に依る林野の購入、借地、林主との協定、地主の林野提供、勞物との交換等獎勵的手段に依つ

て合理的に取得可能なるものは之を助長することとし此等の方法に依るも更に取得の方途なき約五十
七萬二千戸に達する細農に對し面、農會等に於て農用林地を設定し極めて廉價に農用林産物を供給せ
んとするものである。尙一戸當所要林野面積は約二町歩を想定せらるゝも林野の分布狀況に鑑み一戸
平均一町歩を標準として居る。

9 林産物 林産額は全鮮を通じて最近一箇年一億圓内外にして、その殆ど全部が鮮内に於て消費さる
るの外、年々多量の用材・竹材・竹製品等輸入せられ輸出としては少量の用材・木炭・栗實を舉
げ得るに過ぎず、昭和十年に於ける生産額は約一億一千四百萬圓、その内譯は用材一千八百十四萬
圓、薪材二千六百四十一萬圓、枝葉其の他の林産燃料四千六百六十三萬圓、竹材二十五萬圓、木炭二
百六十九萬圓、肥料原料及家畜飼料一千五百十三萬圓、其の他の副産品四百七十六萬圓である。

10 林産副業 朝鮮に於ける林産副業は木炭を始めとし、栗・漆・楮・桐等極めて有望なるもの多きに
拘らず、從來地方需要の充足を主たる對策とせるに過ぎず、また獎勵方針の確立せるものなく、生産
販賣に統制を缺きたる爲、その産額内容に於て見るべきもの少く、僅々六、七百萬圓程度に過ぎない
のは甚だ遺憾である。然しながら林産副業の基礎たるべき空闲地は全鮮到處に散在し、其の利用は
地方林業振興上重要な事項であるから、時勢の進運に従ひ昭和八年に林産副業獎勵方針を確立し積
極的獎勵に着手したのである。

砂防事業

國費繼續砂防事業 荒廢山野の復舊事業は巨額の經費を要するものであるから、先づ試験的に小規模の事業を行ひ、漸次擴張するを得策と認め、大正七年度から忠清南北道地方費に補助金五萬圓を交付し、水源涵養造林事業として錦江支流美湖川流域の砂防造林を實行させ、更に同八年度から年額十萬圓の補助金を慶尙北道及全羅北道の各地方費に交付し、該地方費で洛東江流域の一部並に蟾津江流域中の荒廢山野に於て同様の事業を開始させ、同十年度迄に砂防工事八百九十六町歩、苗木植栽本數四百七十萬本並施行區域内の未立木地に對しては普通植栽二萬一千三百町歩、五千百八十五萬本の植栽を實行した。將來治水上復舊を要すと認むる地域即ち主要河川流域荒廢地四十七萬町歩中約二十三萬五千町歩を先づ第一期事業として三十箇年を以て復舊造林を行ふこととし、砂防工事は國に於て施行し、造林は地方費より補助金を交付して林野の所有者占有者をして實行せしむるの方針を探り特に當面の急施を要する漢江・錦江・洛東江・蟾津江・榮山江・東津江・城川江及大同江の八大河川流域七萬四千百八十三町歩を十箇年の繼續事業として大正十一年度より着手した。

而して財政上の都合に依り大正十三年度に於ては僅に經費四萬餘圓に減少され、殆ど中止の状態に陥つたが、斯くては治山事業の完成を期する事が出来ないから、從來の普通植栽及天然稚樹地補植に對しては、本事業と切離し國庫及地方費より造林補助金を支出して之が促進を圖ることとし、砂防事業は全鮮

十一萬七千八百八十五町歩の要砂防工事地中、荒廢最も甚しき大面積のもの八萬二千町歩を大正十四年度以降三十箇年間に、工事は國費、植栽は所有者・占有者より地方費協力の方法に依り實施することに計畫を改めたのである。

然るに産米増殖計畫の遂行に伴ひ、水利事業著しく擴張され、且著々施行中の治水事業の效果さへ減殺するに共に道路橋梁鐵道等の被害も亦著しいので、少くとも砂防事業を鐵道水利土木等の事業と並進させることの必要を認め、既定繼續費の年限を繰上げ、年度割支出額を増加し速に砂防事業の進捗を期するにこころし、前記八萬二千町歩より昭和三年度迄の完成見込面積を差引き、之に要存國有林野内の要砂防工事地を加へ、合計八萬町歩の荒廢林野を昭和四年度以降二十箇年間に施設することに計畫改訂を爲し、既に議會の協賛を経たる既定繼續費の年限即ち昭和四年度以降同八年度に至る五箇年を四箇年に短縮施行することにこころし、實行中財政上の都合に依り其の年限を昭和十年迄に延長施行することに變更せられた。大正十一年度以降昭和十年に至る十四箇年間に於ける砂防工事面積一萬三千六百九十五町歩、植栽本數五千八百四十四萬九千本である。(昭和十年年度分には第二期計畫の分を含む)

窮民救濟砂防事業 抑砂防事業の目的は治山・治水に在るのであるが使用する經費の大部分は勞銀であるから窮民救濟上最も好適の事業である。當時財界不況の結果失業者續出し、此の儘放置すること遂には救濟することが出来ない状態になるから、事業を起し勞銀を撤布する必要があるが、財政の關係上今直ちに國費を以て實施することは困難であるから、昭和六年度より同八年度に至る三箇年間に黃海道を除

く各道地方費繼續事業として總額七百五十萬圓の起債をさせ、一萬二千二百五十町歩の砂防事業を施行し窮民救濟の一助に爲さん。第五十九議會の協賛を経て着手したが、昭和六年度は年度中途より着手したのこ、諸準備の爲豫定の通進捗しなかつた爲、年限を一箇年延長し昭和九年度に於て完成したのである。而して之が施行箇所は救濟事業である關係上必ずしも林野荒廢の程度のみに依らない事とした爲、勢ひ各地に分散し昭和六、七兩年度は黃海道を除く十二道管内に於て百六十餘箇所、昭和八年度は同百五十二箇所、昭和九年度は五十九箇所に於て實施したのである。

右の如く本事業實施の結果、事業本來の目的たる治山治水の効果は勿論、昭和六、七兩年度に於て三百十六萬三千餘圓の勞銀を散布した爲、直接地元民の生活を安定させたばかりでなく、納稅成績及貯蓄心上・勤勞精神作興・色服着用・濫突改良の普及等社會各般の施設に對する間接的效果頗る顯著なるものがあり、爲に昭和八年度を以て終了する筈の本事業に對し、繼續施行方の要望切なるものがあつたので次の如き計畫に基き、第二次計畫を立て實施することとした。今既往に於ける實行成績を掲ぐれば、昭和六年度以降昭和九年度迄四箇年間に、施行面積一萬七千二百六町歩、出役延人員一千百十萬七千三百十三人、人夫賃金五百九萬四千五百五十三圓である。而して本事業資金としての起債に付ては五箇年据置十五箇年元利均等償還を爲すものであつて國庫より右元利金の八割を地方費に補助するものである。

第二次窮民救濟事業（地方費）

第一次窮民救濟砂防事業は昭和八年度を以て大體終了の運びなつたが、農村の疲弊未だ癒えず、尙救濟

事業を要望すること切なるものがあり、且昭和八年夏季各地に豪雨が有り、洪水氾濫して水害甚しく、一層疲弊の度を深めたるやう認められたるのに基き、之が救済の爲一年度限りとして第一次の事業と同様の方法に依り第二次窮民救済砂防事業を起し、第六十五議會の協賛を経て事業を實行したのであるが、其の道別割當を表示せば左の通りである。

第二次窮民救済砂防事業道別割當表

道名	事業費總額	施行豫定面積	勞銀撒布見込額	勞働者使用豫定人員
京畿	五〇,〇〇〇 <small>円</small>	六四〇 <small>町</small>	三四五,〇〇〇 <small>円</small>	五四五、三三三 <small>人</small>
忠北	一六五,〇〇〇	三〇〇	二五、五〇〇	二五六、六六六
忠南	二〇,〇〇〇	三八〇	一四七,〇〇〇	三六、六六六
全北	三〇,〇〇〇	三八〇	一四七,〇〇〇	三六、六六六
全南	二四〇,〇〇〇	四四〇	一六八,〇〇〇	三三三、三三三
慶北	六〇,〇〇〇	二四〇	四七六,〇〇〇	一、〇五七、七七七
慶南	四六〇,〇〇〇	八四〇	三三、〇〇〇	七二五、五五五
黄海	二〇,〇〇〇	二六五	六三、〇〇〇	一四〇,〇〇〇
平南	七五,〇〇〇	一四〇	五三,〇〇〇	二二六、六六六
平北	五〇,〇〇〇	九〇	三五,〇〇〇	七七、七七七
江原	八〇,〇〇〇	二四五	五六,〇〇〇	一三四、四四四
咸南	七〇,〇〇〇	二二〇	四九,〇〇〇	一〇八、八八八

林 業

一六二

道 名	事業費總額	施行豫定面積	勞銀撤布見込額	勞働者使用豫定人員
咸 北	10,000 <small>円</small>	3 <small>町</small>	14,000 <small>円</small>	31,121 <small>人</small>
計	2,200,000	4,237	1,840,500	4,100,822

時局應急施設砂防事業 現下經濟界の不況に伴ひ、農民の困窮は最も憂慮すべき状態に在つて、之が救濟は一日も忽諾に付してはならない。砂防事業は廣大なる地域に於て各地に分散施行することが出来るが、勞働者を集中させず、離農者を生ぜない程度に於て施行し得られるばかりでなく、經費の大部分は勞銀であつて且直營事業なる爲一切の中間搾取がないから、窮民を直接救濟する上に最も適當の事業である理に依り、農村窮迫の状態に鑑み、昭和七年九月以降この救濟を主目的とする砂防事業を起し、耕地の安定を圖るに共に生活並に營農の資金を收得せしむることとした。昭和七年度に於ける本事業は國費八十萬圓、道地方費百二十五萬圓であつて、何れも直營事業として施行し、且農村窮迫の現狀に鑑み、工事並に植栽も事業費を以て支辨することとした。而して道地方費事業は窮民救濟事業資金と同一方法に依り起債を爲し、國庫より右元利金の八割を地方費に補助するものとす。

昭和七年度は全鮮に互り百九十九箇所に於て實施し、昭和八年度は前年同額の豫定であるけれども、幾分集中主義を採り、百五十八箇所に於て實施した。既往に於ける實行成績を示せば左の通りである。

昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度 (國費)
施行箇所 百九十九箇所	百五十八箇所	三十九箇所
同 面積 四千二百四十二町歩	同 面積 五千四百四十四町歩	同 面積 九百三十二町歩

出役延人員 三百三萬二千四百九十九人
 人夫賃銀 百三十六萬二百二十圓

二百六十三萬六千五百五十三人 五十二萬二千八百八十九人
 百二十九萬二千四百二十圓 二十四萬八千七百十五圓

第二期砂防事業計畫の概要 前述のやうに砂防事業第一期計畫は昭和十年度を以て終了の運びなつたが、尙今後砂防事業を必要とする荒廢林野は十九萬六千町歩（外に林間裸地五萬三千町歩）の面積に上り、之が爲年々洪水の被害を繰返し治水上一日も放置し得ない現状に在つて、之が根本的對策として砂防事業の急施に依り荒廢林野の復舊を圖る事は最も緊急なばかりでなく、多額の勞銀撒布を伴ふので大水害に依つて極度に疲弊した農村の救済上效果顯著である事は勿論、年々内地に渡航する勞働者に適當の生業を與ふる結果、其の渡航を緩和するものであるから國庫及道の財政状態を考慮し、昭和十年度以降十五箇年計畫を以て差當り急施を要する箇所中國費及道費を以て十二萬七千八百八十町歩の砂防事業を施行しやうとするものである。

年 度	國 費 事 業		道 費 事 業		洛 東 江 流 域 事 業		計	
	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積		
昭和十年度	六〇〇,〇〇〇 円	一,〇四〇 町	一,二六六,八〇〇 円	三,一六七 町	二,七四三,五〇〇 円	五,七〇〇 町	四,六一〇,〇〇〇 円	一〇,一〇七 町
自昭和十一年度 至昭和十八年度	右の内新規増 二八,五六三	一九〇	一,二六六,八〇〇	三,一六七	二,七四三,五〇〇	五,七〇〇	四,六一〇,〇〇〇	一〇,一〇七
昭和十九年度	毎年八〇〇,〇〇〇	一,四三五	一,二六六,八〇〇	三,一六七	二,七四三,五〇〇	五,七〇〇	四,八一〇,〇〇〇	一〇,五〇一
昭 和 十 九 年 度	八〇〇,〇〇〇	一,四三五	一,二六六,八〇〇	三,一六七	二,七四三,五〇〇	五,七〇〇	四,六六〇,三〇〇	一〇,一八二

林 業

年 度	國費事業		道費事業		洛東江流域事業		計
	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	
自昭和二十三年度 至昭和二十四年度	毎年 八〇〇,〇〇〇 _円	一、四五 _町	一、二六六、八〇〇 _円	三、二六 _町	— _町	— _町	二、〇六六、八〇〇 _円
昭和二十四年度	七〇〇,〇〇〇	一、三三 _町	一、二六四、八〇〇	三、二六 _町	—	—	一、九八四、八〇〇
計	一、五〇〇,〇〇〇	二、七八 _町	二、五三一、六〇〇	六、五二 _町	二七、二六六、二〇〇	五、六六〇	五、〇〇六、二〇〇
							三、七、一八〇

一、國費事業（町當人件費を含み五六〇圓）

第一期砂防事業は昭和十年度の年度割額五十七萬餘圓を以て終了するから昭和十年度以降計畫を改め前表に依つて實施しやうとするものであるが、差當り昭和十年度増額は第六十七回帝國議會の協賛を経て實施中である。

國費事業は要砂防地面積十九萬六千町歩の内荒廢激甚であつて工事費多額に上り（一町歩平均四百圓以上）且技術上特に重要な地域四萬二千町歩の中速急施行を要するに認められる二萬一千町歩を現行の通、國費經營を以て實施しやうとするものである。

二、一般道費砂防事業（町當人件費を含み四〇〇圓）

要砂防地十九萬六千町歩中國費經營を以て工事施行を要するに認められる地域が約四萬二千町歩ある。尙次に記す洛東江流域砂防事業として施行する約六萬町歩を差引いた九萬五千町歩の地域は荒廢の程度稍低く従つて經費及技術共國費事業地に比して簡易であるから、此の地域中特に急施を要する

河川別内譯

道名	計畫面積	河川別内譯						
		漢江	錦江	東江	津江	鯉津江	榮山江	兄山江
道	計畫面積	100	100	100	100	100	100	100
咸北	100							
咸南	175							
計	47,500	1,343,000	1,900,000	1,270,000	3,370,000	1,200,000	650,000	8,400,000

昭和十年度以降道費砂防事業計畫年度別施行面積調 (右行施行面積單位町
左行事業費單位圓)

道名	年度	自昭和十年度至昭和二十三年年度						
		昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度
道	年度	800	800	850	840	9,240	810	13,500
京畿	330,000	330,000	330,000	330,000	336,000	3,696,000	3,340,000	5,000,000
忠北	120,000	120,000	120,000	120,000	127,000	1,493,000	1,280,000	3,880,000
忠南	550	600	860	860	9,460	9,460	9,050	12,375
全北	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,638,000	1,638,000	1,530,000	2,350,000
全南	300,000	300,000	300,000	300,000	370	4,070	380	5,650
計	96,800	86,800	70,800	54,800	603,800	63,800	63,800	930,000

自昭和十年度至昭和二十三年年度

同一箇年分上

昭和二十四年度

計

業	林								
	計	咸		江	平		黃	慶	
	北	南		原	北		海	北	
一、二六六、八〇〇	一、二六六、八〇〇	三〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	
三、一六七	三、一六七	五〇	七五	一三五	七五	一三五	一五〇		
一、二六六、八〇〇	一、二六六、八〇〇	三〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	
三、一六七	三、一六七	五〇	七五	一〇〇	五〇	一〇〇	一三五	一〇〇	
一、二六六、八〇〇	一、二六六、八〇〇							五六,〇〇〇	五六,〇〇〇
三、一六七	三、一六七							一四〇	一四〇
一、二六六、八〇〇	一、二六六、八〇〇							五六,〇〇〇	五六,〇〇〇
三、一六七	三、一六七							一四〇	一四〇
一三、九五四、八〇〇	一三、九五四、八〇〇							六二六,〇〇〇	六二六,〇〇〇
三四八、八七	三四八、八七							一,五四〇	一,五四〇
一、二六四、八〇〇	一、二六四、八〇〇							五六,〇〇〇	五六,〇〇〇
三、一六三	三、一六三							一四〇	一四〇
一九、〇〇〇,〇〇〇	一九、〇〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	七四,〇〇〇
四七,五〇〇	四七,五〇〇	一〇〇	一七五	二三五	一三五	二三五	二七五	一,〇〇〇	一,八五〇

三、洛東江流域事業（町當人件費を含み四六五圓）

洛東江の氾濫に依つて流域住民は永年塗炭の苦を嘗め殊に昭和八年度は再三の氾濫で水害に依つて莫大の人命財産を失ひ其の慘狀は實に見るに忍びないものがあつたのである。是は全く流域林野の荒廢によるものであつて利害を共にする慶尙南・北兩道相提携して本流域の治山に依つて被害の根本的防除を圖らうと洛東江流域治山事業計畫を樹立し、昭和九年四月十三日附兩道知事連署を以て上申して來たものであるが、兩道管内荒廢林野中國費直營を以て施行しなければならぬ地域を除き全面積五萬八千六百八十町歩を次表の通十箇年に完成しやうとするものであつて、之に要する資金の八割は道に起債させ、之の利子及償還額に對し國庫より七割五分相當額を補助しやうとするものであつて國庫負擔に屬する分に付いては一箇年据置、道負擔に屬する分に付いては五箇年据置の後十五箇年半年賦均等に依つて償還しやうとするものである、尙總經費の二割相當額は地元邑面に於て負擔するものとするこの道別年度別表は次の通りである。

洛東江流域砂防事業計畫表（十箇年）

經費欄	
(一) 總額	
(二) 國庫負擔基本額	
(三) 道負擔基本額	
(四) 地元負擔額	

道名	自昭和十年度至昭和十六年度			昭和十九年度			計
	面積	經費	合計	面積	經費	合計	
慶尙北道	四、〇〇〇	(一) 一、八六〇、〇〇〇	一、〇七〇、七三〇	三、六〇〇	一、〇三六、七三〇	二、八九六、七三〇	
		(二) 一、一六六、〇〇〇					三、四三二、二四〇
		(三) 三、七三三、〇〇〇					
		(四) 三、七三三、〇〇〇					
慶尙南道	一、九〇〇	(一) 八八三、五〇〇	一、七六七、〇〇〇	一、九〇〇	一、七六七、〇〇〇	三、六七〇、〇〇〇	
		(二) 五三〇、一〇〇					
		(三) 一、六七、七〇〇					
		(四) 一、六七、七〇〇					
計	五、九〇〇	(一) 三、七四三、五〇〇	五、八四七、二四〇	五、五六〇	一、五五六、八三〇	五、三〇一、〇〇〇	
		(二) 一、六四六、一〇〇					
		(三) 五、四八、七〇〇					
		(四) 五、四八、七〇〇					

造林貸付竝に成功讓與

不要存國有林野に於ける造林事業の經營に關し、舊森林法では單に部分林又は貸付の制を設けたのに過ぎないが、現行森林令は朝鮮の現狀に鑑み、此等の方法を廢し、新に造林貸付に關する制度を設けた。

即ち本制度は一般に造林を奨励し、急速に林相の改善を圖らんとする趣旨に出でたるものであつて、造林の目的の下に貸付したる國有林野は、事業成功の時に於て無償にて之を借受人に譲與するの特典を開いたものであるが、爾來之が出願者激増し、逐年造林の進展を見るに至つた。今昭和十年度末迄に於ける貸付處分累計は八萬二千六百二十七件、面積百三十八萬五千七百七十九町歩で、内既に造林事業成功に因り譲與したものは二萬九千四百八十四件、面積七十五萬八千二百二十二町歩に達してゐる。

國有林野存廢區分調査並に實測及價格調査

要存豫定林野中農耕地として民間に開放するを得策とするもの、又は飛地・境界複雑地等にして管理保護上民間の經營に移すを有利とするもの約百三十一萬町歩に達する見込であつて、大正十五年度より之が調査整理を行ひ、昭和十年度末迄に調査の結果、要存の解除したるもの七十萬一千二百六十七町歩に達した。而して將來木調査完了の曉には、要存國有林野は約四百萬町歩となり、其の内大學演習林その他約十二萬町歩を除いた約三百八十八萬町歩が永久に存置せられ、之を周到完全に管理經營せんとするものである。而して昭和八年度末に於ける國有林野見込面積（造林貸付地及縁故林）は五百二十三萬六千町歩であつて、其の内五百萬町歩は之を實測せず、五萬分の一縮尺地形圖に見取にて境界を表示し地積を算定した爲、境界の表示不明瞭であつて面積不正確であるから、北鮮開拓事業に依り整理處分見込面積三十萬町歩を除いた四百七十萬町歩に對しては、昭和九年度以降八箇年繼續事業として之を實測し、前記

昭和八年度末に於ける國有林野見込面積五百二十三萬六千町歩に對しては同様昭和九年度以降八箇年繼續事業として價格を調査し、以て國有財産を確保するに共に、適時有利に處分し、森林收入の増加を計るべく計畫を樹て着々實行中である、昭和十年度迄に於ける實測面積六十七萬六千四百四十九町歩、價格調査面積七十四萬八千三百六十七町歩である。

國有緣故森林の讓與

國有林野中には面積約三百五十萬町歩に達する緣故森林を存し、其の大部分は（一）舊森林法施行前より各緣故者に於て適法に占有し禁養し來りたるものなるも、其の林相民有と認むべき標準に達せざるが爲林野調査に際し國有と査定せられたるもの（二）舊森林法の規定に依る地籍届を怠りたるが爲土地調査に當り國有に査定せられたるもの、並に古記又は歴史の證する所に依り往時寺刹に於て緣故を有するものなるも國有として査定せられたるものなり。而して此等の林野は概ね民有林の間に介在又は隣接し、其の使用の状態・占有の意思毫も民有と異なる所なきにも拘はらず、單に僅少なる林相の相違或は林野調査と土地調査と各適用法令を異にしたる結果所有權を認めらるゝに至らざるものにして、之が爲人民の怨嗟を招き、施政上此の儘放任し難く、速に整理を要するも、各所に散在するを以て管理上國の經營に適せざるのみならず、之を他に處せんか、緣故者の生活を脅威するの結果を來し、人民の反感を買ひ、民心を惡化せしむるの虞あり、又一方緣故者に在りては緣故林野の歸屬確定せざるため愛護の

念薄く爲に林業振興上支障少なからざるものあるに鑑み、此の際各緣故者に讓與し、權利の確定を得しむるは林政上機宜の措置なるを認め、大正十五年四月朝鮮特別緣故森林讓與令の制定に次ぎ同年十二月施行規則を發布し、翌昭和二年二月一日より之を實施するに至り、右緣故林野は擧げて當該緣故者に無償讓與することとし、以て民心の安定と林野の改善促進を圖れり。即緣故者に對しては昭和二年二月一日以降同三年一月三十一日に至る一箇年の法定期間内に讓與の出願を爲さしめ、調査の上處分を行ふものにして、其の受理願件は百十四萬四千五十三件、百十四萬九千九百二十筆、三百四十一萬六千四百三十三町歩なり。之が處分は昭和二年度以降八箇年を以て完了の豫定を樹て豫定の通昭和九年度を以て全部の處分を完了せり。

國有林經營

沿革 國有林野中、國の經營に豫定せる要存豫定林野は約五百十九萬町歩(大學演習林として貸付)に達する見込で、内鴨綠・豆滿兩江の流域に屬する約二百一十一萬町歩の林野(主として現在新義州・渭原・江界・茂山の營林署所轄區域)に對しては、從來營林廠をして之が管理經營の任に當らしめ、其の他の林野三百八萬町歩の區域に對しては地方廳をして森林保護區並に森林監視所等の保護機關を設け、専ら保護取締を爲さしむる外、一方歐洲大戰以來木材需要の急激なる増加に鑑み、之が應急の施設として差當り緊急を要する林野約百四十萬町歩に對し、大正八年以降二十九箇所の山林課出張所を特設して植伐の實行に當らしめて

來た。然るに此等の事務事業は上叙の如く本府・地方廳・營林廠等各種官廳に於て行はるゝ結果、其の間事務の連絡統一を缺き、林政上不利不便少からざるに鑑み、大正十五年六月林政の改革を斷行し國有林の經營・保護民有林の指導獎勵事務等を統轄する爲、本府に山林部を設くるに共に、從來の山林課出張所・營林廠を廢して新に三十六箇所の營林署を特設し、更に昭和四年十一月營林業績の刷新向上を期する爲、之を十九箇所に廢合して經營・保護等營林の實行に當らしめたが、同七年八月十九營林署中八營林署は之を廢止し、其の所轄林野は道に移管し、地方廳に於ては此等林野の管理經營と共に民有林野の助長行政を執掌せしむることとした。而して昭和九年四月更に營林署一箇所を増設し、道所轄林野の一部を之に移屬したので、現在營林署の管轄は約三百四十四萬町歩に達し、大體元山林課出張所及營林廠の事務事業を繼承したもので、漸次施設の擴充を期してゐる。

營林の狀況 以下營林署に於ける事業の概況を叙述すべし。

イ、所管面積樹種及材積 營林署の所管林野は咸鏡南北・平安南北及江原道の五道に跨り、其の所管面積

は約三百四十四萬町歩であつて、成林樹種は概ね寒帶性に屬し、針葉樹七割、闊葉樹三割を占めてゐる。目下用材として利用されつゝある樹種の主なものは針葉樹では、テウセンマツ(紅松) タウヒモミ

類(杉松)及テウセンカラマツ(落葉松)等であつて、闊葉樹ではテウセンヤマナラシ・シナノキ・クルミ・

ヤチダモ及ヲノヲレカンバ等である。

ロ、伐木運材及流筏 鴨綠江流域では、咸鏡南道甲山・三水・長津及平安北道厚昌・慈城・江界・渭原

の各郡、豆滿江では威鏡北道茂山郡、大同江では平安南道寧遠郡、所在國有林から主としてテウセンカラマツ・テウセンマツ・タウヒ・モミ類の丸太杓角電柱材を江原道東海岸森林からアカマツを伐出する外鴨綠江流域よりナラ・テウセンヤマナラシ・カンバ類・ドロノキ・シナノキ等の潤葉樹をも伐出する。伐採は春より秋迄行ひ運材は十月迄は軌道に依り十一月以降は積雪を利用して専ら牛曳に依る。而して鐵道輸送に依るものゝ外當年伐採したものは翌春解氷を待つて流筏に依り市場に搬出するのである。

流筏は通例四月開始して五月より九月迄が最盛期で、十月に終了するのが常である。之に従事する筏夫は作業困難な上流では内地人筏夫を使用し、下流では朝鮮人筏夫を使用して居るが近時朝鮮人筏夫の技倆上達し其の従事員數も漸次増加しつつある。

ハ、**漂流木整理** 明治四十二年三月鴨綠江探木公司と漂流木整理方法に關し協定を遂げ、朝鮮側に漂着のものは營林廠に於て、滿洲側に漂着のものは伐木公司に於て整理することとし、更に大正三年委員を設け整理上同一歩調を取ることを協定した。又同七年二月豆滿江の漂流木整理に付いても亦間島延吉道尹と商議して同一歩調に依ることとした。爾來以上の方法に基き整理して來たが、同年六月朝鮮水難救護令及附屬法令を改正し、次で大正十五年六月營林署官制公布と共に、此の兩江の漂流木に關しては營林署長其の職務を行ふこととなつた。近時流筏作業の發達と諸設備の充實とに因つて、漂流木は著しくその數が減少して來た。

ニ、製材 鴨綠江流域生産材の過半を新義州營林署製材所に於て製材し主として建築用材・鐵道枕木・

函板材を製作する。現在同製材所の設備は工場數四、動力（蒸氣）七百七十馬力を有しその製材能力

一箇年原木二十五萬立方米（製材十七萬立米）である。

ホ、販賣 署材（原木及製材品）の販賣は、往時は専ら鮮内に於ける官用材にのみ供給し來たが、森林の開發促

進の必要上逐年生産材の増加を圖り、大正初年より一般民間の需要に應ずることとなつた。而して

木材の需要は一般經濟狀勢に支配せらるゝ外輸入材の多寡・滿洲側の購買力の盛衰等に依り過去に

於ける其の業績常に一樣でないが、創始以來銳意生産費を節減して低廉販賣の實行に努め、博覽會其

他の機會を利用して販路の開拓に努め、或は又代金延納制度並大口取引制度等を設けて製品の賣捌

を円滑迅速ならしむる等、生産に取引に改善を加へ大いに之が宣傳に努めたる結果、近時署材の美點

が世に認められて、内地方面の需要を喚起するやうになつた。殊に滿洲事變以來對滿輸出激増して、

其の販路は益々廣汎になつた。

ヘ、立木拂下 立木拂下は民間企業者に於て容易に事業を經營し得る箇所にして、國有林經營上支障な

き範圍内に於て年々一定の數量を限つて之を實行してゐる。最近五箇年間の拂下數量を掲記すれば左

の通である。

立木拂下數量及價格

林業

一七六

年 度	材 積	價 格	年 度	材 積	價 格
昭和六年度	九一、三〇九 <small>立方米</small>	七三、四七四	昭和九年度	一、五三四 <small>立方米</small>	二、七二一、〇三三
同 七年度	一、三四五、八三五	一、〇三七、四九三	同 十年度	一、四三三、六四一	二、三三三、四五三
同 八年度	一、五五五、六六三	一、六三六、六五四			

ト、森林土木 森林土木は主として斫伐林地の開発・利用の集約増進及輸送力の確保を目的とする運材軌道の敷設、流筏水路の改修、林道の開鑿及交通通信施設である、此等の施設は斫伐量の増加と共に逐年擴充されつゝあるが林地の變遷に伴つて其の數量は常に一定しない。

チ、森林鐵道 林産物の利用増進を圖る爲昭和四年度より同八年度迄の間に於て經費百十四萬九千圓を以て平安北道厚昌郡東興、而南社水流域に森林鐵道四八・三料(軌間二呎六吋軌條二十五封度)を敷設した。右の外北鮮開拓事業の一部として昭和七年度から惠山線及白茂線に連繫する、森林鐵道(二三三・四料)及軌道(二六四・九料)を敷設し、尙山地に簡易製材工場を設けて、白頭山を中心とする北鮮の豊庫を開發する計畫の下に目下實行中で其の一部は既に完成して利用されてゐる。

リ、造林 國有林の造林事業は明治四十四年以來林地の實況に應じて人工植栽又は天然生育等に依り實行してゐる。即ち人工植栽は未立木地の如き大部分天然生育不能なる箇所或は特に地位優良なる林地に對して之を行ひ、伐採跡地の如きは天然生育に依るこゝし成るべく母樹の殘存を圖り、且天然下種に依り成林を容易ならしむる爲整地を行ひ又稚幼樹の成育を促進する爲成林撫育をなし以て更新の

達成に努め其他附帯事業として播植地に對する補植手入、防火線の設定苗圃の經營をなしつつある。然れ共從來財政の關係上其の施設餘りに小規模にして、植伐の均衡を得ず將來の林利の保續上大いに考慮を要すべき状態にありたるを以て昭和十年度に於て造林計畫を改訂し一部事業量を増加し目下實行中である。最近五箇年間の造林面積を掲記すれば左の通りである。

年 度	新 播 植	天然生育 補 播 植	天然下種	成林撫育	計
昭和 六 年 度	六、五〇 _{ha}	— _{ha}	二、二七 _{ha}	九、四 _{ha}	九、五六 _{ha}
同 七 年 度	七、六六	—	二、五八	三、七八	三、六三
同 八 年 度	八、二九	—	二、五五	四、五九	二四、二三
同 九 年 度	九、四三	—	八〇〇	一〇、八七	三二、〇七
同 十 年 度	五、三四〇	五、三二	二、三三	一九、一三	三〇、八九

北 鮮 開 拓 事 業

北鮮地方中鴨豆兩江の上流地帯である平安北道江界・慈城・厚昌、咸鏡南道長津・豊山・三水・甲山及咸鏡北道茂山の八郡は所謂山地帯であつて、全管の七割即ち面積二百十六萬町歩（約一千四百方里で内地尙廣大）は要存豫定國有林野を以て占めてゐるが、林相は良好で鮮内隨一の密林地帯を包蔵し、其の力は無盡の寶庫と稱せられ、現に之が施業經營は地方に於ける産業經濟の重點を成してゐる、併し乍ら

從來交通運搬の利便を缺ぎ爲に林木の伐出利用は纔に水運の便ある地域に限られ其の多くは徒に枯死腐朽に委するの外なき状態であり、而も一方保護機關の手薄に乘じ漂動跋扈する火田民の火耕に因つて、年々廣大なる美林の燒燼せられ、且林内隨所に存在する肥沃な農耕適地も遂に荒蕪地化するに至る等天物暴殄の甚しきものがあつたので、速に之が利用開發を保護増殖を圖り、一面既住の火田民に對しては之が善導定着を策するに共に農耕適地等は進んで之を開放處分し、仍て以て地方開發の實を擧ぐるの要急切なるものあるを認め、昭和七年度以降十五箇年間の豫定を以て實施に係る北鮮開拓事業計畫に於ては、總額一千二百十八萬三千圓の經費を以て、(一)森林の利用開發(二)火田民の指導及農耕適地等の開放處分(三)森林の保護に關する施設の實行を企圖し、事業に着手したが、其の施設概況を述べれば左の如くである。

イ、森林の利用及開發 本施設は林木の利用價值比較的多く、且農耕適地の開放上急速伐採を必要とする等の事情ある地方より着手することとし、先づ以て白頭山を中心とする森林約八十萬町歩を目標とし、白茂線及惠山線を連繫する森林鐵道(九線、二)を敷設するの外、之が附帶設備として山元より森林鐵道まで軌道(二六四)を敷設し、又山地に簡易製材工場(二三)を設け、以て林產物利用の増進を收益の増加を圖らんとするものであつて、昭和七年度以降調査設計を行ひ、同九年度に於て着工を見現に實施中である。

ロ、火田民指導及農耕適地等の開放處分 本施設は既住の火田民四萬戸二十數萬人(開拓事業計畫に於ては昭和五年九月末現

在調に據り三萬餘戸、十八萬人と豫定せるも（事業の着手當時調査の結果上記の通増加せり）に對し其の漂動懶惰の惡癖を矯正し、勤勉な自作農として定着せしめ繁榮ある山村を建設して拓地殖民の先驅たらしめんことを以てするものであるが、之が實行に方つては現地の耕作を其の儘認容するを原則とし、國土保安並に營林上特に廢耕せしむるの要あるものは新に國有林野内農耕適地中より替地（但し現住地方に於て供與すべき適當の替地）を選定供與し、且此等火田及替地は實査の上各人に無料貸付を爲し、爾後火田民が定着したときは之を讓與するの方針を以て目下銳意之が調査に努めてゐる。而して火田民に對する主副業の指導獎勵其の他定着上必要な施策の實行に付ては特に現場に指導機關を配置し、其の周到適切を期するの必要を認め、昭和七、九、十一の三箇年度に互り山農指導區六十一箇所（指導手一各所監督技手一名の外關係營林名宛配置）及同監督事務所六箇所（署及郡職員の一部を兼勤せしむ）を配置し、既に夫々實情に即した實施計畫に依り農法の革新・副業の普及・燃料消費の節約其の他生活の改善及矯風教化の實を擧ぐるに努むるの一面、火田民をして指導區の區域を單位とする山農共勵組合を組織せしめ、其の自覺自制に基く自治的活動を促してゐるが、事業開始以來日猶淺きに拘らず、火田民は漸次官の施設を理解し、其の指導獎勵に對し眞に悦服するの傾向を生ずるに至り、成績頗る良好である。

尙地域内林野中には約三十餘萬町歩の農耕適地等を有するが、此等の土地中火田民の定着用地として必要ならざる地域約二十餘萬町歩は殖民興業の趣旨に基き、一定計畫の下に廣く一般に開放處分することとし、既に其の所在地域面積其の他處分上必要なる事項に關し、豫察調査を了し既に處分を開始

した

ハ、森林保護 前述の如く既往の火田民に對しては極力之を善導し、定着を策す。雖、今後新規の冒耕は絶對禁遏するは勿論其の他の被害に付ても之が芟滅を期し、以て森林の保護増殖を圖るを緊要とするが、從來地城内に於ける森林主事一名當の平均擔當面積は二萬四千町步(一五方里強)又一森林保護區の平均擔當面積は四萬一千町步(二六方里)の多きに及び其の配備頗る稀薄であるが爲之が擴充整備を圖り、森林保護の完全を期することとし、昭和七年度及九年度に於て森林保護區十一箇所を新設し、且森林主事十一名及森林主事補二百四十二名を増配し、既設機關を併せ其の不斷の活動を促す。共に、既往の火田民及一般地元住民等に對しては常に開拓の趣旨を周知理解せしめ、其の自覺を森林愛護の實を擧ぐるに努め來つた結果、森林の被害は著しく減少し、火田の新規冒耕の如きも、漸く其の跡を絶たんとするの實狀であつて、豫期以上の好成績を收めてゐる。

林業試験

朝鮮は大陸の氣候に支配せられ、山野荒廢の程度森林植物の種類及分布、林木の生長等内地に著しく其の趣を異にし、從て殖林上試験及調査を要する事項少からざるを以て、本府は大正二年より京城及光陵に苗圃を設け、専ら朝鮮産主要樹種の養苗に關する研究を行ひ、併せて森林植物の調査を實施し來りたるも、尙林業全般に亙りて研究する能はざりしを以て、同九年より完備せる林業試験場の設立に着手し、

同十一年八月京城郊外清涼里に本場を創設し、庶務・造林・保護・利用及施業の各係に分ちて組織的に諸般の調査及試験の業務を開始し、昭和四年六月光陵出張所の設置を見たり。現在技師五人、厨二人、技手十五人を置き、最も急を要する造林及施業に關する試験及調査竝に林木の適地及分布の調査研究に主力を注ぐと共に、製炭の改良・椎茸の栽培・松蛄蝨及金龜子の驅除豫防に關しても之が調査研究を行ひ、併せて一般の依頼に依る林木種子の鑑定・質疑の應答及他官廳の主催に係る林業講習會に職員派遣の需に應じ、尙試験及調査の結果は其の都度刊行して林業關係官廳其の他に頒布周知せしめ、指導應用の勸奨を圖り、産業開發に努む。



農家副業(桑細工)



朝鮮紙製造狀況



一〇 農山漁村の振興、自力更生事業

農●村●窮●乏●の●實●狀●及●其●の●原●因● 朝鮮に於ては往時から土地兼併の風盛に行はれた爲、農家戸數の約八割は小作並に自作兼小作に依る細農階級で、而も其の多くは教育に恵まれず民度低く民力乏しく、殊に併合前多年の稅政は此等農民の自覺、信念、理想等農民としての精神を根柢より銷磨せしめ、精神的にも經濟的にも漸次頹廢して自暴自棄に陥り、折角の耕地も殆ど改良增收の途を講ぜず勞力の大半は尙之を餘して顧みざるの狀態である。随つて農家の經濟は極めて貧弱で現金の收支年五、六十圓乃至二百圓程度の者最も多く、此等は端境期に於て食糧に不足を訴へ食を野生の草根木皮に求むるが如き者其の數百餘萬戸に及び、一面高利の負債は漸次増嵩して其の重壓に喘ぎ所謂過去に追はれ現在に苦しみつゝ醉生夢死の境涯を彷徨し來たつたやうな狀態である。是固より農民自體の無自覺、無節操に基因するこゝ勿論であるが、亦以て政治・經濟・教育等を始め社會全般の組織並に環境に禍され、指導に十全の効果を擧げ得なかつた點にも胚胎し、尙一面には輓近物質文明の擡頭するに伴つて農村の特色たる自給自足經濟の領域を脱して資本主義經濟の禍中に投げ物質偏重、都市文化至上等の思潮に眩惑せられたるが如きも積年の疲弊に一層の拍車を加ふるに至つたものであつて、隨て之が窮乏打開の途も自ら此等各方面の覺醒に俟つべき點が少くないのである。

農●村●救●濟●の●必●要●及●其●の●對●策● 斯かる恵まれない多數農民の存在は人道上閑却すべからざる事象であるこ

共に朝鮮統治の大患である。是を以て歴代の統治者は常に此の點に鑑み苦心經營を重ね來たつたのである。

抑此の窮狀を匡救打開する方法は凡そ二ある。即ち其の一は土木・砂防事業等に依るの勞銀撒布の救済施設で、其の二は自力に依る農家經濟建直の方策である。前者は固より應急の措置に過ぎず其の効果は永續性に乏しいから、眞に農村を救ひ農家を根強く起上らしめんが爲には後者の自力更生運動即ち農家更生計畫の實施の外途なきを以て之を朝鮮更生の一大方策として昭和七年以來遂行し來つたのである。農山漁村の振興、自力更生運動の經過 農山漁村の振興、自力更生運動は上叙疲弊窮迫せる農村の現狀に直面し且つ内外の非常時局に際會して速に根本的の振興對策を確立遂行する必要に迫られ、昭和七年事業着手以來急速度を以て展開し、先づ其の準備として振興對策の立案、運動、組織の統制、指導機構の完備、指導網の擴充等に専念全力を傾注したのである。即昭和七年夏知事會議を開催し先づ本運動趣旨方針の大綱を示し更に内務・産業兩部長會議等を開き、次いで本府・道・郡・島・邑・面に互つて一齊に農村振興委員會を設置し各種指導機關の聯絡協調並に公私施設の統制を行ひ、同年十一月十日をトし全鮮一齊に精神作興に關する 詔書の奉讀式を舉行し、總督亦非常時打開に善處すべき聲明を發し各道知事之に順應して諭告を發し、續いて全鮮の郡守・島司及關係の官公吏多數を召集して講習會を開催する等、各方面より極力民心の作興に努むるに共に指導網擴大の爲、先づ第一着手として道・郡・島・邑・面・學校・金融組合・警察官署・漁業組合等所謂第一線の指導關係諸員に對し農村振興に關する指導精

神竝に其の實際的指導方法に付各道各郡に講習會・講演會を開催して大に振興運動の趣旨の徹底に努力し、あらゆる階級公私の機關一般民衆を打つて一丸として着々所期の目的達成に邁進する一面、木府幹部及其の他職員を常時地方に派遣して極力其の指導督勵に當らしむる等今や半島を擧げ全能力を發揮して本運動の強化徹底に努めつつあるのである。

農山漁村更生計畫實施上の精神 農村振興運動の中樞施設である農家更生計畫の樹立實行方に關しては昭和八年三月七日附政務總監通牒を以て其の具體的方針を示したのであるが其の要旨とするところは

(イ) 不足食糧の充實を期すること

(ロ) 現金收支の均衡を得せしむること

(ハ) 負債を根絶して其の重壓より免れしむること

で以上の三點を經濟更生上の目標と定め(イ)勤勞好愛(ロ)自主自立(ハ)報恩感謝の三點を精神的指標とし、自給自足と餘剩勞力の利用消化とを勞農の鐵則として、個々の農家を指導の對照に概ね五箇年計畫を以て其の生活の安定を得せしめ、漸を追うて向上の域に誘導するを當面の要諦とせるものであつて、右方針の下に昭和八、九兩年に於ては差當り一邑面一部を標準として之が實行に着手したのであるが、其の數四千九百六部落、十一萬一千六百九戸にして之に同十年度並に十一年度實施のものを合算すれば一萬四千二百二十九部落、三十二萬八千二十三戸に達して居る。

尙漁村に就ても右農村に於ける施設同様漁家各戸の更生計畫を樹立し(イ)現金收支の均衡(ロ)負債

の根絶（ハ）備荒貯蓄の三點を更生目標と定め營漁方法の改善、營農組織を加味せる自給自足範圍の擴大、消費節約其他精神的方面の指導を特に強調し、漁業組合を指導主體として全鮮約二千五百部落、十萬戸の漁家に對する更生計畫を擴充實施することとし、其の具體的方針に付昭和十年四月政務總監通牒を以て夫々地方に示達し實行に移つたのである。

本運動の效果、本運動開始以來内鮮人間の融和協調、官民相互の親和提携等統治上喜ぶべき機運を一層醸成すること共に一般民衆に對する勤勞精神の振作・生活の改善・消費節約・國旗掲揚・色服着用・隣保共助等汎く美風良俗を馴致し納稅成績の向上・貯金増加・農産の增收・各種犯罪の減少等著しく効果の見るべきものがある。

就中昭和八、九兩年度實施農家更生計畫の實績は左表の通り豫期に優る成績を收め、本運動の成果を如實に物語つてゐるのである。

昭和八年樹立更生計畫實績

計畫樹立の部落數	二、二八〇部落
同 戸 數	五〇、八三五戸
不足食糧充實成績	

計畫前の食糧不足 戸數	三〇、〇五八	數	六八、九九三	量	一 戸	當	二・三〇
-------------	--------	---	--------	---	-----	---	------

計畫實施二年間の食糧充實	一二、二二四	三九、三二五	一・三一
右 充 實 步 合	四割一分	五割七分	五割七分

負 債 償 還 成 績

計 畫 當 時 の 負 債	戸 數	金 額	一 戸 當
計畫實施二年間の負債償還	四二、一四九	四、八三一、五六六	一一五
右 償 還 步 合	一二、二四一	一、八一二、三〇八	四三
	二割九分	三割七分	三割七分

昭和九年樹立更生計畫實績

計 畫 樹 立 部 落	二、六二六部落
同 戸 數	六一、七三九戸

不足食糧充實成績

計畫前の食糧不足	戸 數	量	一 戸 當
計畫實施二年間の食糧充實	三六、一四六	七五、三一四	二・〇八
右 充 實 步 合	一〇、三二七	二五、七六五	〇・七一
	二割九分	三割四分	三割四分

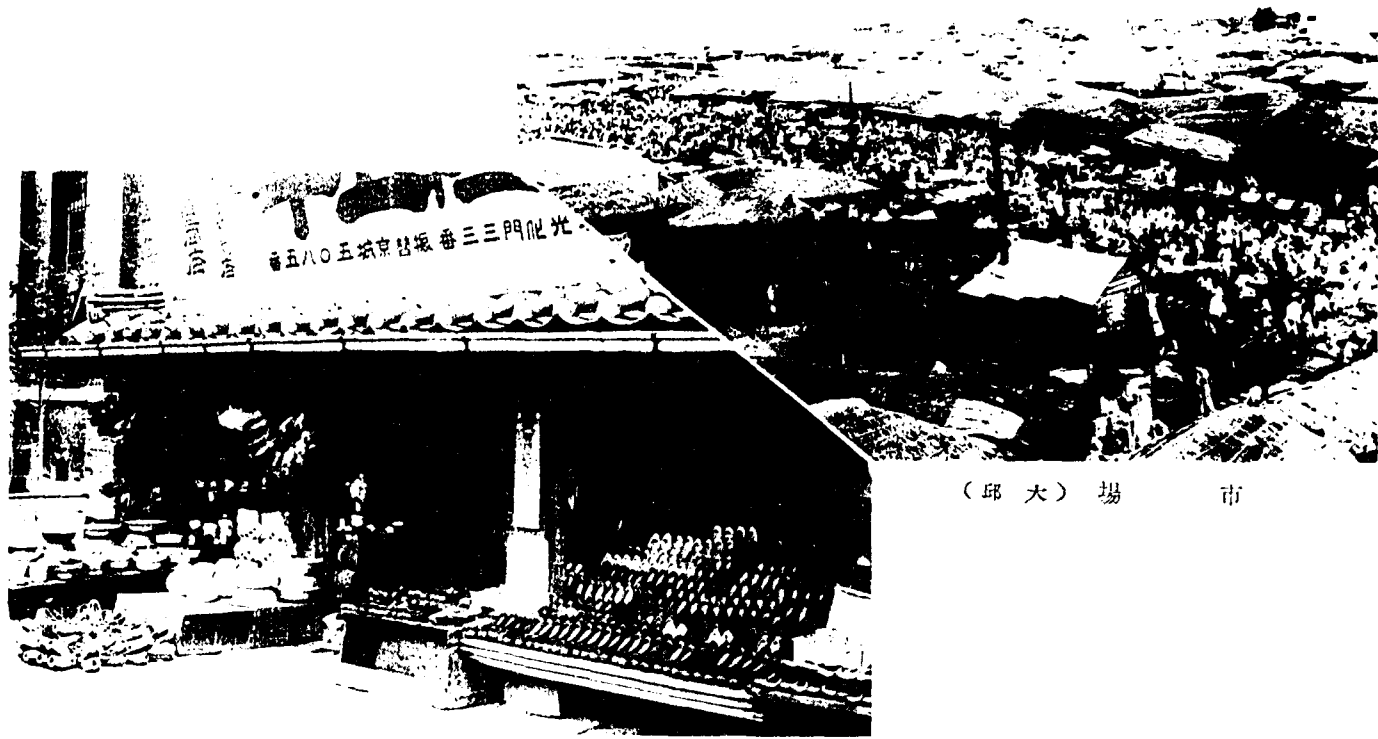
農山漁村の振興、自力更生事業

負債償還成績

	戸數	金額	一戸當
計畫當時の負債	四八、二五三	五、一九八、五三六	一〇八
計畫實施一年間の負債償還	一〇、九五五	一、四三三、〇四二	三〇
右 償 還 歩 合	二割三分	二割八分	二割八分

更生指導部落擴充十個年計畫 本府に於ては叙上の實績と既往の體驗並に邦家四圍の情勢等に鑑み、此の機を逸せず速に更生計畫の擴充實施を行つて本運動の強化徹底を圖り、半島大衆の全面的更生を企圖して統治の基礎を益々鞏固ならしめ以て國本の培養國力の充實を期し、内鮮一體舉國一致の實を擧ぐるの要緊なるものあるを認め、昭和十年度以降概ね十箇年間に昭和八、九兩年度實施部落の外全鮮約七萬部落（戸數二百十八萬戸）に對して年次的に更生計畫を樹立實行せしめ、物心兩面に互る大衆生活の安定を得しめて農山漁村匡救の根本且つ恒久的對策たらしめんとして居る。

斯くして計畫の樹立を了へた農家は之が實行を官邊の指導から逐次自治共勵の力に移し、民間自體の自律自治的運動として有終の成果を收めしむるやう中堅人物の養成訓練其他各般の施設を講じつゝあるから、藉すに相當の時日を以てしたならば此の大事業の所期の目的に到着することも敢て難事ならざることを確信するものである。



市 場 (大 邱)

朝 鮮 人 店 舖

一一 商業

朝鮮人の商業

古來朝鮮人の取引の大部分は、市場に於て行はれるのが一般の慣例である。近時店舗を常設して商業に従事する者漸次増加するに至つたが、此等在來市場は依然地方重要の商業機關にして、昭和十年末に於ては全鮮を通じて其の數一千四百九十四、其の取引額一箇年二億五千萬圓以上に達してゐる。此等の市場は大概毎月五、六回定期開市せられ、市日には附近の住民は勿論遠く八九里の地より購客來集する。

本府は大正三年九月市場規則を發布し、市場組織及監督に關する詳細の規定を設けた。在來市場には客主・居間・監考・典當取引機關がある。

イ、客主。本來の業務は委託を受けて取引を爲し、又は手形の引受・割引・貸金及貨幣の交換等を爲し併せて顧客を宿泊せしむるものであつて、其の商行爲ミする所宛も内地に於ける間屋業に似てゐる。

其の委託販賣を爲す貨物は穀物・牛皮等であつて、客主は絶えず市場の相場を通報し、委託者は機を見て其の所有貨物を客主に送り、指定價格を表して販賣を委託し、之ミ同時に客主は委託者に對して預り證書を交付し、委託者の指定價格を以て販賣したるときは、所定の口錢其の他諸經費を控除して残額を委託者に交付するものである。

ロ、居間 賣買兩者の間に介在して諸般の周旋を爲し一定の口錢を受くるを本業とし、宛も内地の仲立人同様であつて、常に店主の店舗に出入し、其の依頼を受けて賣買者を探索紹介し、賣買成立の時、報酬として口錢を得るものである。又居間には一定の出入客主を有し、其の使用人となつて周旋の勞に當る者がある、稍客主業と相似てゐるが、客主は委託者の爲に賣買を紹介することに同時に表面自ら取引の營業者であるが、居間は單に賣買業を紹介するに止まり、取引に關して何等關與しない。

ハ、監考 地方に依りて其の取扱ふ商品一定せざるも、市場取引の米穀は賣買者自ら之を商量せず、必ず監考の升量を受け其の手数料として一升に充たざる端數の米穀を收受するの慣習がある。然れども市場規則の發布と共に今や殆ど其の跡を絶たんとしてゐる。

ニ、典當業者 (質屋) 多くは金貸業者の一部分が兼業として之を營み、純然たる典當業は殆ど無い。典物は概ね金銀細工・衣冠・家具及什器等であつて、貸金の比率は借主の信用に依り異なるも、評價の三割乃至五割を以て普通とし、期限は一定せざるも、普通の典物に在りては三箇月を以て一期とし、金銀の如き價格の變動の少きものに在りては少し長い。細民に融通する場合は時期の頗る短きものあり、然し何れも利息支拂に依り延期し得るここ及流質となりたる場合典當權者當然典物を賣却處分し得ることは、内地質屋業と異なる。

其の他商業機關として契等に關する慣行あるも、行政の刷新と共に漸次舊來の面目を改めつつある。

内地人の商業

併合以前に於ける内地人の商業は概ね京城・仁川・釜山・馬山・群山・木浦・大邱・元山・清津・平壤・鎮南浦・新義州等内地人の集團地を中心とし、其の附近を範圍としたが、併合以來諸般施設の發展と共に、今や都部の別なく到る處之を見るに至つた。内地人の商業は穀物・海産物・牛皮等朝鮮物産の輸移出又は各種雜貨・綿絲布類・肥料・石油・砂糖・燐寸等の移入貿易を主とし、各種商品の卸賣小賣に従ふ者亦多く、日用雜貨・呉服・酒・醬油・文房具・菓子・荒物及青物類の商品は概ね京城・仁川・釜山等の卸商より各地の小賣商に供給せられる。

會社

會社の設立に對しては明治四十四年一月施行の會社令に依り許可主義を採用して來たが、朝鮮人經濟力の發展著しく、知識の程度一般に向上して會社に關する理解亦進歩し、且朝鮮に於ける内地人の企業漸次其の發展を見るに至つたので、大正九年四月一日該令を廢止した。但保險業・有價證券の賣買若は其の仲立業を目的とする會社に限り、其の事業の性質上一般の自由に放任する時は種々の弊害あらんことを虞れ、之が取締に關する特別法令の實施を見るに至る迄當分従前の會社令を適用してゐる。會社設立の狀況は産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近來各種工業を目的とする大會社の設立せら

るるもの多きを加ふる傾向を示してゐる。

朝鮮に本店を有する會社營業種別

年	次	農林業	商業	工業	水産業	鑛業	銀行及金融業	運輸業	瓦斯電氣業	其他	合計
昭 和 十 年 末		一三〇	七五	七三	二七	四	一三三	二四	四	三九	二、三九
昭 和 九 年 末		一七	七四	五七	三	六	二四	三三	五	三三	二、三〇三
明 治 四 十 四 年 末		三	六	三	一	一	元	元	七	一	一五三

朝鮮に支店を有する内地又は外國會社營業種別 (但し鮮内支店數を示す)

年	次	農林業	商業	工業	水産業	鑛業	銀行及金融業	運輸業	瓦斯電氣業	其他	合計
昭 和 十 年 末		三	一〇	三	五	六	六	六	一	三	二八
昭 和 九 年 末		三	七	元	五	元	五	二	三	三〇	一六九

取引所及正米市場

取引所 取引所に關しては明治三十二年領事の認可を得て設立したる株式會社仁川米豆取引所を認容せる外、一切取引所の新設を許さなかつたが、最近朝鮮の産業及經濟界進展の實狀に鑑み取引所制度確立の必要を認むるに至つたので、爾來慎重に之が調査研究を重ね、昭和六年五月朝鮮取引所令を、同九月其の施行規則を制定發布し、以て取引所に關する根本方策を樹てた。而して新令に於ては取引所は會員

組織に依るを原則とし、有價證券取引市場は凡て之を取引所と看做し、取引所等に依るに非ざれば之が設立を爲し得ざらしめ、新令公布の際現に存したる株式會社仁川米豆取引所及株式會社京城株式現物取引市場は取引所として之が營業繼續を認め、又兩會社の合併を爲し得る途を開いた。而して從來穀物現物市場に於て行はれた穀物の延取引は取引所取引に吸収せしめ、取引所以外の市場にては行ふことを得ざらしむるに共に、更に市場規則を改正し、既存の京城・群山・木浦・釜山・大邱・鎭南浦・新義州・元山及江景の九現物市場に付ては一箇年の猶豫期間を置き之を廢止することとし、(昭和七年末限り廢止)新令實施と同時に群山・木浦・大邱・釜山・鎭南浦の五箇所に會員組織米穀取引所の設立を免許した。又株式會社仁川米豆取引所及株式會社京城株式現物取引市場は同一月一日合併の認可を受け、新に株式會社朝鮮取引所を設立し、従前通り仁川に於ては米豆の清算取引を、京城に於ては有價證券の清算及實物取引を行つてゐる。

正米市場 朝鮮取引所令の發布に伴ふ市場規則の改正に依り、穀物現物市場は昭和七年末を以て其の存在を失ふに至つたので、此等の市場にて行はれたる直取引の爲、別に正米市場規則を發布し(昭和六年九月)取引所以外に於ける正米の取引を行ふ市場を統制することとなつた。即ち取引所以外に於て米穀の賣買取引を目的とする市場は之を一般市場に關する規定たる市場規則より除外し、本則に據らしむることとし、之が設置には朝鮮總督の許可を必要とし、而も經營の主體は營利を目的とせざる法人又は米の賣買若は仲立を業とする商人の組合たること制限を設け、且賣買の受渡期限は五日を越ゆることを得ざらし

め、差金の授受に依る決済は一切之を認めないこととした。

正米市場は（昭和十年十一月末現在）釜山穀物商組合の經營する釜山正米市場（昭和七年十二月設置許可）一あるのみである。

商 工 會 議 所

商工會議所は商工業の改善發達を圖るを以て其の目的とする重要な機關たるに拘らず、從來何等據るべき法規なく、其の事業遂行上將又監督上遺憾が少くなかつたので、大正四年朝鮮商業會議所令を公布實施した。同令施行前に於ける會議所は内地人の設立に係るもの十一、朝鮮人の設立に係るもの十四を算し、多くは府制施行地に於て内鮮人各別に之を設立したるが、會議所として存立の意義を有せざるもの少くなかつたので同令の施行と共に之を整理し、一地區一會議所として内鮮人協力して商工業の發達を圖らしめることとした。爾來星霜を閱すること十五年同令も亦長足の發達を遂げ、殆ど其の面目を一新せる朝鮮の實情に副はざるものあるを認めため、更に昭和五年之を廢して新に朝鮮商工會議所令を公布し、時代の要求に應じ名稱を商工會議所と改め、純然たる商工業者の自治機關とし益其の機能の發揮に資することとした。現に存する會議所は京城・仁川・群山・木浦・釜山・大邱・平壤・鎮南浦・新義州・元山・清津・開城・大田・咸興・全州の十五にして此の外商工會議所の綜合機關たる朝鮮商工會議所がある。

重要物産同業組合

從來朝鮮に於ても同種の業を営む者相集り其の營業上の弊害矯正、共同利益の増進を圖る目的を以つて申合規約に依り組合を組織したものがあつたが、概ね社交的團體たるに過ぎずして何等成績の見るべきものなきのみならず、却て諸種の弊害醸成の虞があつたので、明治四十四年十一月機宜の措置として同業組合の設置・役員の選任・經費豫算及定款の變更等主要事項に付ては地方長官の認可を受けしめ、夫必要な指導の監督を加へ來つたが、法規上の根據なく、爲に組合の基礎薄弱なるを免れず、組合業務の遂行上の不利不使少からざるのみならず、官廳の監督亦充分なることを得ざる憾があつたので、大正四年七月朝鮮重要物産同業組合令を公布し、同年十一月一日より之を施行し、一面同業組合を設置し得べき業の種類を米・大豆・家畜・家禽及其の畜産物、毛皮及毛皮製品・棉花・繭・蠶種・桑苗・果物・織物・紙・醸造品・白麥及其の製造物・木炭・製材等の生産、製造若は販賣又は之と密接の關係を有するものに限りたるが昭和十年電球及琺瑯鐵器を追加せり。本令に依り重要物産同業組合の設置を認可したるもの、昭和十年末現在に於て織物・酒造・紙物・穀物輸移出・電球・琺瑯鐵器の同業組合各一、人蔘同業組合二、果物同業組合八、同聯合會一、木炭同業組合二及蠶種同業組合四、合計二十三に達し、何れも製品の検査を勵行して品質の整理統一を圖り、或は原料品若は事業用品の共同購入又は製品の共同販賣を行ひ、以て生産費の輕減、販路の擴張を圖り或は紛議の調停又は仲裁判斷を爲す等、同業組合所期

の目的を達する爲、相當活動を爲してゐる。因に畜産同業組合及同聯合會は農會に統一せられたる結果、昭和八年三月三十一日限解散した。

産 業 組 合

産業組合制度は産業の現状に照らし最も緊要の施設たるを認め、大正十五年一月制令第二號を以て朝鮮産業組合令を公布し、同年三月一日より之を施行した。本令は大體其の範を内地産業組合法に採りたるも、信用事業は既に金融組合制度の施行せらるるありて相當の發達を示したので、之を重複するを避け、産業組合は其の業務の範圍を販賣・購買及利用の三種に限定し、内地に於けるが如き信用組合制度は之を除外した。而して組合の設立に付ては制度創始の際徒に數の多きを望まず、先づ優良なる組合の設立に努め、且設立後に於ける之が監督を周密にし、以て將來本制度の堅實なる發達を期することとした。因に同令に基いて設立を許可せる産業組合は、昭和十一年九月末に於て合計九十二組合である。

石 油 業 取 締

最近國內に於ける石油の需要は著しく増加し、加ふるに内外情勢の急激なる變化に依り石油業は産業上、國民經濟上、將又國防上頗る重要な地位を占むるに至りたるに拘らず、國內に於ける之が資源は極めて少く製油業亦不振の状態にあるに鑑み、昭和九年七月一日より石油業法を實施し石油精製業及輸

入業を許可事業とし、毎年の事業計畫に對しては認可制を採り又業者には常時一定量の石油の保有をなさしめ、其の他業者の營業に關し諸般の監督命令を發し得ることとし、専ら石油業の確立保護及石油供給の圓滑を期し斯業の健全なる發達を圖ることとなつた。而して現在本法に依り許可を受けたる石油精製業者は元山に於ける朝鮮石油株式會社及釜山立石商店の二社であり、又輸入業者は内國會社五社、外國會社三社、合計八社であつて鮮内に於ける需要の大部分は之等にて供給してゐる。現在の需要高は揮發油九五、〇〇〇軒、重油一〇〇、〇〇〇軒、燈油七〇、〇〇〇軒、輕油及機械油各二〇、〇〇〇軒であるが、各種産業、交通の發達に伴ひ最近の需要増加は殊に著しく揮發油、重油の如きは三割以上の増加を示し數年後には現在に倍加する需要を見るべく、之が爲本府に於ては可及的鮮内工場に於ける之等石油の増産を促し他方石油業法の適用外に在る石炭低溫乾餾工業及石炭液化工業を助成して埋藏量豊富なる褐炭の利用に依る揮發油重油等の増産を圖り以て鮮内石油の自給自足の域に達せしむべく努力中である。

商 工 獎 勵 館

商工獎勵館は本府の經營に係り、從來殖産局商工課に附屬したのであつたが、其の活動を自由ならしめ十分なる機能の發揮に便する爲、昭和四年四月商工課より分離して獨立の一部課として認めらるゝに至つた。

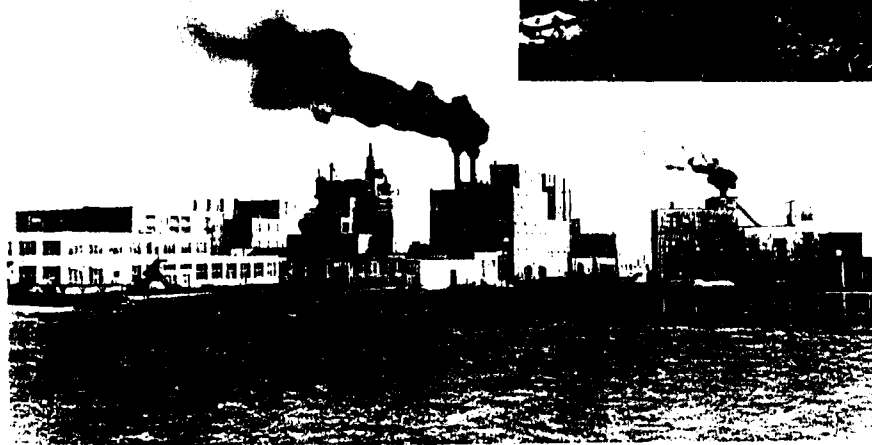
本館は廣く朝鮮物産を網羅展示して朝鮮の産業狀況を明にし、其の發達促進を圖るに共に、一面多額の

輸移入ある内地及外國商品の蒐集陳列、商工業に關する圖書其の他の刊行物の發行、蒐集及供覽等の方法に依り、當業者をして産業の改善、商品の改良及販路の擴張に資せしむるの外、名古屋工業館・仙臺市朝鮮館・哈爾濱商品陳列館及朝鮮郵船株式會社所有船内地上海浦鹽就航船室の一部を借受け、朝鮮物産を陳列し且統計・圖表及説明等を掲げて一般の觀覽に供し、尙内外の出入多き朝鮮ホテル及東京・大阪・下關に於ける鮮滿案内所等にも輸移出向の朝鮮物産を陳列して産業事情の紹介に努めてゐる。

右の外本館に於ては機に應じ各種展覽會・品評會及産業に關する諸集會を催し、尙内地又は疆内各地に開催せらるる各種展覽會及即賣會等の出品の斡旋、參考品の貸與及統計圖表の調製等に應ずるに共に、見本市・展示會又は宣傳會の開催に利用せられ、此等催しに對しては常に銳意後援助成の勞を採り遺憾なきを期して來たが、本館本來の使命に鑑み、特に商品の調査に力を注ぎ、地方物産の産額・産地・生産狀況・品質・價格・包裝・意匠・集散及需給の狀況、代用品又は競争品との關係、需要地に於ける民度及嗜好、輸送経路、輸送機關、税金及運賃等の生産機構乃至取引組織等を闡明にするに共に、一面關係官公吏及主要なる當業者等に就き商品に關する研究批判を徴し、商品價値の向上を圖り、更に進んで取引の斡旋を爲し、以て朝鮮物産の販路の擴張を圖る等、銳意積極的活動に努めてゐる。



朝鮮窒素肥料株式會社



日本製鐵株式會社



業 工 器 漆 鈿 螺

二二 工業

工業の概況

朝鮮の工業は往時相當の發達の途がたつたが、漸次衰退し李朝の末期に在つては纔に機業・窯業・製紙業・皮革業・釀造業・金屬工業等の家内工業又は小規模工場工業に其の片影を留むるに過ぎず、産額は少く而も技術の幼稚、器具の不完全等の爲製品頗る粗惡にして一般の需要を充す能はず、日常必要品の多くは之を輸入に俟つ状態であつたが、本府は施政以來銳意之が改善を發達に努めた結果、之等在來工業品の品質は漸く改善せられ、産額も亦増加し來たれると共に、朝鮮人の工業に關する知識啓發せられ、工場經營を試みる者増加し、且内地資本家の朝鮮進出を爲す者多きを加へ紡織・製絲・製鐵・パルプ・硬質陶器・セメント・製粉・麥酒・製油・硫安・硬化油・金屬精鍊・石炭液化・石油精製等各種の大規模工場が設立せられるに至つた。殊に滿洲國の建國、日滿新交通路の開通以來滿蒙に對する經濟進出上朝鮮の地位有利なるを認め、或は朝鮮に於ける各種工業資源の開發に着目し、各種の事業を目論むもの益増加するに至つた。昭和十年に於ける工産額は六億七百四十七萬圓、此の内二億十三萬圓は家内工業又は副業の所産である。

業種別工産額 (昭和十年)

工業

工業

紡織工業	八千二百三十二萬圓
金屬工業	二千六百九十八萬圓
機械器具工業	一千百五十二萬圓
窯業	一千七百五十六萬圓
化學工業	一億四千七百八十三萬圓
木製品工業	八百二十四萬圓
印刷及製本工業	一千二百七十四萬圓
瓦斯及電氣工業	三千九百八十萬圓
食品工業	一億六千九百四十二萬圓
其他工業	九千百二萬圓
計	六億七百四十七萬圓

家内工業

機業 機業は朝鮮農家に於ける最重要なる副業であるので、共同作業場の設置補助、指導員の配置等諸般の施設に依り、之が改善發達に努めてゐる。

イ、**木棉織物** 朝鮮に於ける綿布の生産額は昭和十年二千七百五萬圓であるが、内六百八十三萬圓は農家婦女子の副業的産物にして棉花を手紡し、居坐機にて製織する手織白木棉の粗なるものである。近來紡績綿を用ひ、ボタン織機又は足踏織機を以て製織するもの漸次増加して來た。

口、麻織物、在來の麻布は苧布と大麻布であつて、夏の衣料・喪服・帆・袋及雜用に用ひられる。苧布の主産地は忠清南道・全羅南北道・慶尙南道であつて、大麻布は慶尙南北兩道・平安北道・江原道・咸鏡南道等に産し、孰も手紡麻布にして農家の副業として主要なるものである、最近紡績麻絲を以て製織するもの増加しつつある。

昭和十年に於ける麻布總生産額七百四十三萬圓中、家内工業所産のもの六百六十四萬圓に達する。ハ、絹織物、慶北・平南・咸南・全南・平北を主産地とす、多くは明紬と稱する平絹の類であつて、慶尙北道尙州、平安南道成川・徳川、平安北道泰川・寧邊・熙川、咸鏡南道永興等の紬最も有名である。一箇年の産額約五百七十二萬圓に達する。

陶磁器製造業、高麗時代隆盛を極めた朝鮮の陶磁器業も、時勢の變遷と共に衰微し、李朝末期に在りては殆んど見るべきものがなかつたが、當局の指導奨励に依り、近時漸く復興を見つつある。元來朝鮮には到る處陶磁器原料頗る豊富であるので、斯業の將來は極めて有望である。

本府は補助金を交付し、共同作業場を設置せしめ、技術の改善と斯業の發展に資してゐる。昭和十年窯業生産額一千七百五十六萬圓中、家内工業所産に係るもの二百三十八萬圓、製品の多くは食器類等の日用品である。

朝鮮紙製造業、朝鮮紙は有望なる家内工業品の一であつて、楮を主原料とする手抄紙である。朝鮮在來の抄紙法は方法、器具ともに原始的且不完全にして製品も極めて粗雑であつたが、當局の指導奨励に依

り近時著しく品質が改善せられた。

本府は年々補助金を交付し、各地に共同作業場を設置せしめ、之が改善發達を圖つてゐる。昭和十年に於ける産額は二百二十五萬圓、多くは鮮内にて消費せられるが窓紙用・包装用・衣服中入用等として滿洲方面へ輸出せられ、今後益々有望視せられてゐる。

酒類醸造業 朝鮮に於ける在來の酒類の主なるものは藥酒・濁酒及燒酎であつて、其の他白酒・過夏酒・甘紅露等の種類があるが、産額が多くない。

イ、藥酒 帶褐淡黄色であつて、清酒様の透明なるものもあるが、多くは多少混濁である。一種の芳香を有し清酒より甘酸味共に強く、酒精分十二乃至十八%を含有する。原料は粳米・糯米及小麥麴である。

ロ、濁酒 粳米又は糯米・粗麴及水にて醪を仕込み、十日以内にて醸成せる白濁の酒にして酒精含有量少く、酸の臭味共に強い。庶民級の飲料として需要極めて多い。

ハ、燒酎 粳米・高粱・雜穀・粗麴を原料とする、日本燒酎に比し麴子臭を有する蒸餾酒精含有量三十三度内外を普通とする。

此の他朝鮮白酒は外觀香味共に濁酒・藥酒の中間に位するものであつて、酒精含有量は十一、二%である。

過夏酒は味淋酒の甘味酒であつて酒精分三十度内外、夏期のみ飲料とするもの、酒精分十三、四%

にして所謂高級飲料とするものがある。前者は麥麴子粉・麥芽粉及蒸煮糯米及燒酎を原料として醸造し、後者は蒸煮糯米及優良粉麴を原料とする。

甘紅露は燒酎に蜂蜜を加へ、桂皮と生薑の少量にて香を付し、紅麴又は紅を以て着色せる淡紅色の甘味酒であつて、酒精分二十乃至三十%を含む。

之等各種の在來酒は何れも其の製造極めて小規模であつたので、當局は技術の指導改善を爲すに同時に製造場の集約合同に力を致したる結果、次第に大量生産に轉向しつつある。

種別	大正五年		昭和十年	
	製造場所	製造石數	製造場數	製造石數
燒酎	三六、四〇四 <small>戸</small>	八七、五七 <small>石</small>	三六九 <small>戸</small>	五〇三、二九 <small>石</small>
藥酒	三、三三三	二六、八三六	九三	一三三、二五六
濁酒	九〇、〇九七	四六六、三五	五	一、八二四、六三三

金屬工業 朝鮮人は古來眞鍮製食器・金盞・火鉢・便器等を使用するので、之が製作に従事する者各處に多い。鐵器類は鍋、釜及農具を主要なるものとし、就中釜は堅牢を以て有名である。

近年機械類の製造を爲すものもあるも未だ盛ならず、婦人の裝飾品たる指輪・筭・簪等の銀又は眞鍮製品は各所に製作せらるるも、加工彫刻の見るべきもの少い。

雜工業 右の外雜工業は大體次の如くである。

イ、莞草筵及莞草スリツバ製造業 莞草は一種の三角藎にして京畿道・全羅南道及慶尙北道等に産する、此の表皮を以て織成せる莞草筵は朝鮮にて古來より使用せられており、昭和十年の産額十二百萬枚百十三萬圓に及んだ、近時之を以て造れるバスケット等の新製品は海外に輸出せられる又莞草芯を以て造つたスリツバ類も最近多量の輸移出を見るに至つた。莞草筵の主産地は京畿道江華、全羅南道寶城・咸平、慶尙北道金泉・軍威等であつて、莞草スリツバの産地は慶尙北道大邱附近、全羅南道松汀里及平安北道の泰川郡である。

ロ、木竹工業 竹細工は概ね巧妙であつて、全羅南道潭陽・靈巖及羅州の竹器・竹櫛・簾等最も名がある。木工品は櫃・箆筒・漆器等がある、就中慶尙南道統營地方及京城に於ける螺鈿漆器は其の雅致推賞するに足るものがある。

ハ、硝子珠製造業 忠清北道鳥致院附近の部落に盛である。製品は主に輸出向であつて更に阪神地方に送り加工せられる。

ニ、鹿子紋及刺繡加工業 何れも朝鮮に於ける低廉なる勞銀の利用を目的として興つたものであつて鹿の子紋は慶尙北道に、刺繡は慶尙南道密陽、慶尙北道大邱等に旺である。

ホ、吹製造業 穀類、肥料等の容器として鮮内に多額の需要あるのみならず、最近輸移出せらるゝに至り今後益々有望なる事業である。當局も農家の主要副業として之を奨励する。昭和十年の産額七千四百四十萬枚、八百六十三萬圓に達する。

工場工業

一、製絲工業 養蠶の隆興に因り産繭高次第に増加するに共に京城・大邱・平壤・全州・光州・咸興等を首め、各地に大規模の製絲工場設立せられた。昭和十年工場數百十三、製絲金額一千三百六十二萬圓に達したが製品の多くは輸移出向品である。

二、綿絲紡績業 目下操業中のものには朝鮮紡績株式會社釜山工場(三萬九千錘)、東洋紡績仁川工場(三萬二千錘)及鍾ヶ淵紡績光州工場(五萬錘内一部操業)、京城紡績(二萬二千錘)ある外、目下永登浦に鍾ヶ淵紡績及東洋紡績の工場建設中であるが、之等は何れも織布工場を兼營するものであつて、今後内地大會社は鮮内各地に夫々工場設置計畫中である。

三、綿織物工業 朝鮮に需要せらるる綿織物は粗布、細布を始め各種を合せ年額五千八百萬圓に達するが、未だ自給の域に達せず、其の四割は之を内地よりの移入に俟つてゐる。此の外一部の製品は滿洲方面へ輸出されつつあつて斯業の將來は極めて有望である。尙昭和十年の綿布生産高二千七百五萬圓中、工場生産高は一千九百八十一萬圓に達する。

主要なる工場は朝鮮紡績株式會社釜山工場(一千二百十臺) 東洋紡績仁川工場(一千二百九十二臺) 鍾ヶ淵紡績光州工場(一千二十臺) 京城紡績株式會社永登浦工場(八百九十六臺) 東洋棉花株式會社木浦工場(百三十八臺) 及鍾ヶ淵紡績永登浦工場(目下建設中)等であつて之等は殆んぎ粗布及細布

類を生産する。

四、絹織物及人絹織物工業 朝鮮産絹織物の大半は農家副業又は小規模工場の所産であつて、工場製品を稱すべきは極めて小部分を占むるに過ぎないが人絹織物にありては最近需要急激に増加し、昭和十年に於ける移入高七千二百六十六萬餘方碼、一千九百五十餘萬圓に達したが、之が爲鮮内自給を目的として多數の工場設立せられ目下計畫中のもの亦尠くない。

主なる工場は朝鮮織物安養工場・泰昌織物清涼里工場・朝鮮紡織釜山工場・釜山織物・木浦織物等である。尙人絹織物工業の發達と共に染色工業の勃興を見前記朝鮮織物・泰昌織物・朝鮮紡織・釜山織物は孰れも染色設備を有し此の外昌和工業（永登浦）朝鮮染色仕上工場（永登浦）等の専門工場がある。

五、靴下製造業 近年朝鮮人間に於ける靴下の需要急激に増加せるに伴ひ、之が製造工業も發展を見つつある。現存工場は孰れも中小工場に屬し、平壤は其の中心地である。

最近靴下の對滿洲輸出益々増加を見、朝鮮に於ける斯業の前途は相當期待せられつつある。

六、繰綿工場 棉花の増殖に伴ひ、繰綿工場各所に興つたが木浦は其の中心地である。昭和十年繰綿生産高一萬六千疋一千五百十三萬圓に達する。

七、金屬製錬工業

イ 製鐵工業 朝鮮には褐鐵礦・赤鐵礦・磁鐵礦等優良なる製鐵原料豊であるが、黃海道兼二浦に日

本製鐵株式會社兼二浦工場（三菱製鐵所工場の後身）あり、銑鐵を製し、最近鋼鐵の製造をも開始した。

ロ 金製鍊業 産金事業の勃興に伴ひ、各地に精鍊工場の出現を見つゝあるが、日本鑛業株式會社鎮南浦精鍊所・朝鮮鑛業開發株式會社興南製鍊所及朝鮮製鍊株式會社長項精鍊所等著名である。

ハ 輕金屬工業 朝鮮には全羅南道玉埋山附近の明礬石、咸鏡南道端川地方のマグネサイト等優秀なる輕金屬鑛の鑛區在り、明礬石に付ては朝鮮にて「アルミナ」を製したる後内地に送り「アルミニウム」の原料に供せられ、「マグネサイト」に付ては之を原料とし金屬マグネシウムの製造を目的とする日本マグネシウム金屬會社の興南工場建設中である。

八、金屬製品並機械器具工業 朝鮮に於ては、從來鍛冶職の傍ら小道具の製造、諸器械の修繕を營むに過ぎずして大規模の經營を爲す者甚だ少かつたが、交通開け、諸種の産業發達し船舶車輛工具機械類等の需要の増加するに従ひ、鮮内にも之が製造工業勃興するに至つた。現在主なる工場は龍山工作株式會社永登浦工場・朝鮮商工株式會社平壤及鎭南浦工場・京城電氣株式會社工場・釜山田中造船所等である。

九、陶磁器工業 朝鮮には至る處優良なる陶磁器原料を産し、且日用品・土木建築用品等の陶磁器製造の需要が多いので、之等の製造工業は極めて有望なる將來を有する。現在各地に散在する工場は孰れも中小規模のものであるか、日本硬質陶磁器株式會社釜山工場は大規模なる設備を以て輸出向並に朝

鮮人向の食器類を製造する。

十、硝子工業 硝子工業は未だ盛ならず、年三百七、八十萬圓の輸移入を見つゝあり、然し全羅南道・

黃海道等の海岸には優良なる硝子原料硅砂を多量に産するので今後斯業の發達すべき餘地少くない。

一一、セメント工業 道路・港灣・鐵道・建築等の事業の勃興と共にセメントの需要は年々増加する

状態に在るが目下鮮内には朝鮮小野田セメント株式會社平壤(平南)、川内里(咸南)及古茂山(咸北)に

工場があつて鮮内の需要に應ずる外一部は輸移出を爲してゐる。朝鮮は到る處優良なる石灰岩・粘

土・石炭等を産出しセメント工業の適地多く斯業は今後益々有望である。

一二、煉瓦工業 建築土木工業等の勃興と共に、煉瓦の需要を増し、有望なる工業である。現在都市附

近に中小工場多く最近平壤及生氣嶺に耐火煉瓦・タイル類の製造を見るに至つた。

一三、石炭液化工業 朝鮮の褐炭は熱量乏しく貯藏中脆化する等其の儘燃料として不適であるが、低温

乾餾に依りて多量のタールを溜出することに成功し、朝鮮窒素肥料株式會社は、昭和八年四月より咸

鏡北道永安工場に於て低温乾餾事業を創めたが昭和十年三月より之を同系の朝鮮石炭工業株式會社の

經營に移した。同工場は年二十萬噸の石炭を處理し揮發油・重油・パラフィン等を製造し、更に半成

コークスを利用して發電及メタノールの合成等を行つてゐる。

一四、石鹼製造業 朝鮮人生活の向上、産業の發達等に伴ひ石鹼の需要は逐年増加し、平壤・京城・釜

山等に洗濯石鹼の製造を營む者多きを加へつゝあり。最近朝鮮窒素肥料株式會社は自家過剩脂肪酸の

消化策として大規模の石鹼工場を設立操業を爲してゐる。

一五、油脂製造業

イ 植物油製造業

朝鮮には荳胡麻・蓖麻子・棉實等油脂原料に富み、且滿洲大豆を利用するに好地位を占め之等よりの採油事業は極めて有望である。目下大規模工場として日華製油株式會社の木浦

工場(棉實油) 北鮮油脂株式會社(大豆油)等がある。

ロ 魚油製造業

朝鮮の東海岸は鱒の大漁場にして之を原料とする魚油肥の製造亦盛である。油の年産額約四萬噸であつて、從來多く内地に移出せられたが、最近朝鮮に之を原料とする硬化油工業興るに至つた。

一六、硬化油製造業

魚油を原料とする硬化油製造業は窒素肥料株式會社興南工場に於て昭和七年六月より開始せられたが同社は尙硬化油の分解に依り脂肪酸及グリセリンをも製造してゐる。昭和八年更に同一目的を以て朝鮮油脂株式會社創立せられ、清津に工場建設中であつたが昭和九年六月より操業を開始した。

一七、護謨製造業

主としてゴム靴製造業であつて、大正八、九年以來急激に發達したものである。産額は昭和十年一千六十七萬圓に達する。

一八、製紙工業

新義州に王子製紙株式會社の工場あり、鴨綠江上流の木材(タウヒ・タウシラベ・テウセンハリモミ等)を原料とし包装用紙を製造する。包装用紙の昭和十年産額一萬五千六百餘噸、四

百二十三萬圓に達す。尙最近同社系の北鮮製紙株式會社が咸北吉州に工場を建設し人絹のバルブを製造する豫定である。

尙茲に本府中央試験所に於て從來殆き廢棄同様に取扱はれる棉莖皮を原料とし棉皮紙の製造方法發明せられ、目下之が特許權使用の許諾を受けた棉皮製紙事業計畫發起人に於て製紙會社の設立を進めてゐる。

一九 硫酸アンモニヤ製造業 朝鮮窒素肥料株式會社興南工場は鴨綠江の支流赴戰江の水力に依る二十萬キロワットの電力を利用し、硫安又は硫燐安年産四十五萬噸の製造能力を有し、鮮内の需要を充すのみならず、内外に輸出せられる。此の外兼二浦の日本製鐵株式會社工場に於て副産物とし年二千六、七百噸を生産してゐる。

二〇、製革工業 朝鮮には良質の牛皮を多量に産し、且職工の得易き等、皮革工業の發達すべき好條件を有する。

現在主なる工場は朝鮮皮革株式會社永登浦工場であつて皮革類及軍需品等の皮革製品を製造する、此の他稍小なるものに、大田皮革株式會社がある。

二一、醸造業

イ 和酒醸造業 内地人の増加に依り清酒の需要増加するに従ひ各地に清酒醸造業起つた。殊に京城・仁川・釜山・平壤・馬山等に於ては大規模の工場經營を爲す者少からず、且内地品に劣らざる

優良酒を醸造し内地移入品を防遏しつつあり。最近朝鮮米は醸造米として好適なることを認められ、其の他氣候、水質等醸造に適する所多く朝鮮の酒造業は前途極めて有望である。

ロ 燒酎醸造業 朝鮮の燒酎需要高は年約一千七百萬圓、殆んど鮮内に於て生産せられる、工場は概ね中小規模のものなるが糖蜜を主原料とし新式蒸餾設備を有する工場も數箇所存在する。

ハ 麥酒醸造業 朝鮮に於ては年約四萬九千石餘の麥酒の需要があるが、從來其の生産なく、凡て輸入に俟ちしが、昭和八年永登浦に朝鮮麥酒及昭和キリンの二麥酒工場設立せられ目下其の製品を市場に出してゐる。兩者共年額約二萬石餘の生産能力を有するので、朝鮮に於ける麥酒の需要を充し得るのみならず尙他に輸移出し得るに至り現に滿洲方面に輸出してゐる。

ニ 葡萄酒製造業 朝鮮の風土は葡萄の栽培に好適し、葡萄酒の醸造も亦有望である。慶尙北道浦項の三輪農場に於ては稍大規模に葡萄酒を醸造し、此の他釜山・京城等にも小工場がある。

ホ 醬油味噌醸造業 内地人の増加と共に隆盛に赴き、殆んど移入品を防遏せんとするのみならず、最近滿洲國に對する賣出増加し、前途甚だ有望である。京城・仁川・釜山・平壤・大田等には内地品に劣らざる良質の醬油を産する。

二三、製粉工業 朝鮮は製粉原料小麥の産額多きのみならず、近く滿蒙の大市場を控ゆる等、製粉工業發達の好條件を有する。

現存工場の主なるものは豊國製粉株式會社(京城及仁川)・日本製粉株式會社の鎮南浦工場及同社沙里

院工場にして、此の外現在建設中のものに日清製粉株式會社平壤工場が在る。

二三、澱粉製造業 朝鮮に於ける澱粉工場としては日本穀産工業株式會社平壤工場が主なるものである。同社は米國系の資本金七百五十萬圓全額拂込の大會社であつて玉蜀黍を原料とし、澱粉又は葡萄酒並に油及餌量等を製造する。油は殆んど内地を経て米國に輸出せられ、其の他は概ね内地に移出せられる。

二四、精糖工業 朝鮮には從來砂糖の生産がなかつたが、試験の結果、平安南道及黃海道地方の甜菜栽培に適せるを認められたので、大正六年朝鮮精糖株式會社の成立を見、次で同社は大日本製糖株式會社と合併し、大正九年平壤に製糖工場を設け、平安南道・黃海道に互りて甜菜を栽培し、之を原料として製糖を行ふと同時に布哇・臺灣等より粗糖を輸入し、精糖を行ひ來れるが昭和六年度より甜菜の栽培を中止し、従つて甜菜糖の製造を止め、専ら粗糖の精製のみ行ふ。昭和十年産額精糖四萬百八十二噸、八百四十四萬圓及糖蜜四十九萬四千噸、八萬一千圓なるが、製品の一部は輸出せられるものであつて、殊に對滿輸出上朝鮮の精糖事業は有利の地位にある。

二五、精米工業 精米業は工場數の多きこゝ各種工業中の首位を占め、昭和十年に於ける朝鮮の工場總數五千六百三十五中、實に一千百九十四は精米工場がある。此等工場は京城・仁川・群山・釜山・鎮南浦等に集中し、相當大規模經營のものがあり、昭和十年は白米調製高六十八萬噸、玄米調製高五十七萬噸に達する。

二六、電球製造工業。最近釜山及京城に斯業の勃興を見つつあり、殆んど輸出向の製品を目的とする小

工場であるが京城には稍大規模の工場がある。

二七、琺瑯鐵器工業。近年急激なる發達を見たるものであつて目下釜山に五工場、京城に二工場あり此の中釜山に於ける工場は輸出向品の製造を主たる目的とし京城の工場は主に鮮内向製品を生産する。

尙昭和十年に於ける生産高百五十萬餘圓、同九年の輸出高は八十五萬餘圓に達した。

中央試験所

中央試験所は明治四十五年本府に於て之を創設し、其の業務を化學工業・染織・窯業の三部に分ち、朝鮮に於ける工業の進歩に必要な諸般の調査試験を行ひ、併せて一般の依頼に係る此等事項の試験分析鑑定を施行し、又地方廳或は當業者の請求に應じ、各地に職員を派遣して實地指導を爲し、或は此等に關する講習を開催する等、朝鮮産業の指導開發に努めてゐる。

工業獎勵

工業傳習事業を企畫する者又は有利なる工業を經營するも事業創始の際、收支償ふ能はざる者或は鮮内資源の開發する事業等に對しては本府又は地方廳は金品を補助し以て、工業の發達に助めてゐる。又曩に併合の際朝鮮人授産の爲下賜せられたる恩賜金の利子の一部を以て、從來一般に副業として行はるる

機業・製紙業等の改良を計り、最近に於ては機業及製紙の外陶器等の共同作業場の設置を勸奨し、之に對して、補助金を交付し各種の方法を講じて工業の改良發達を圖つてゐる。

度量衡

朝鮮に於ける度量衡は古來自然の慣行に放任せしが我が統監府設置以來度量衡の改正急を告ぐるに至り隆熙三年九月度量衡法を制定し度量衡の名稱名位及種類を内地と同様とし度量衡は政府の專賣を爲し銳意計量觀念の啓發に努め來りしが朝鮮に於ける諸般の施設進展に伴ひ、前記度量衡法は時運に適合せず且内地に於ては大正十三年メートル法専用度量衡法を施行せるを以て朝鮮に於ても大正十五年四月一日現行度量衡令を實施し内地同様メートル法専用を爲せり。

三 貿易

貿易は併合後政府の産業上に於ける諸般の施設と民間企業の勃興とに因つて、漸次増進の趨勢を示し、殊に歐洲戰亂以來急激の伸暢を示した。

國 別 貿 易

貿易の相手國は廣く世界の各方面に互つて居るが、内地との關係が最も密接である。今昭和十年の貿易額を觀ると輸移出貿易の八割八分、輸移入貿易の八割五分は内地朝鮮間の貿易に屬し、外國貿易は輸出一割二分、輸入一割五分に過ぎない。又諸外國中主要なるものは輸出に在つては滿洲國・關東州・中華民國・北米合衆國で、輸入に在つては滿洲國・中華民國・蘭領印度・北米合衆國・關東州・濠刺太利・比律賓諸島・英領印度等の順位である。

主要通商國貿易價額國別

一、輸 移 出

年	内地	關東州	滿洲國	中華民國	北米合衆國	其他諸國	通計
昭和九年	四〇七、六九三 <small>千円</small>	五、一〇三 <small>千円</small>	四八、三五八 <small>千円</small>	二、〇〇七 <small>千円</small>	三三三 <small>千円</small>	一、八九四 <small>千円</small>	四六五、三六七 <small>千円</small>
同 十 年	四八五、八九三	八、〇〇元	五〇、〇三四	三、三一二	五四六	二、九九八	五五〇、七九六
同十一年八月迄	三三三、一三〇	五、〇九八	三三、七九五	二、五二八	二六二	二、四九九	三六七、三〇五

貿易

貿易

二、輸移入

二一六

年	内地	關東州	滿洲國	中華民國	英領印度	蘭領印度	比律賓	北米	濠刺	其他の諸國	通計
昭和九年	四三九、六三三 <small>千円</small>	四、二六六 <small>千円</small>	四、九三三 <small>千円</small>	四、九三三 <small>千円</small>	四、九三三 <small>千円</small>	四、九三三 <small>千円</small>	四、九三三 <small>千円</small>	四、九三三 <small>千円</small>	四、九三三 <small>千円</small>	四、九三三 <small>千円</small>	四、九三三 <small>千円</small>
昭和十年	五八六、八三三	四、九三三	四、九三三	四、九三三	四、九三三	四、九三三	四、九三三	四、九三三	四、九三三	四、九三三	四、九三三
同十一年八月迄	四〇〇、九三三	四、四九〇	四、四九〇	四、四九〇	四、四九〇	四、四九〇	四、四九〇	四、四九〇	四、四九〇	四、四九〇	四、四九〇

備考

一、昭和十年對内地移出の増進せるは米・肥料・銅・果實・鐵・豆類等の出増に因り對滿洲國及關東州輸出の増加は木材・鐵・米・綿織物・砂糖等の好況に因り、對支輸出の増加したのは紅蔘・水産物・果實等の出増に因る、對内地移入の増加は機械類・鐵・綿織物・絹織物（人造絹織物を含む）紙類等入増に因り、滿洲國及關東州より輸入の増進したるは粟・豆糟・柞蠶生糸・石炭等の好況に因り、又對支輸入の増加は粟・天日鹽・支那麻布等の好況に因る。

二、合計が内容と一致せざるは千圓未満切捨の關係による。

港別貿易

朝鮮に於ける開港は仁川・釜山・新義州・元山・鎮南浦・群山・木浦・清津・羅津・雄基・城津・龍巖浦の十二港で、京城・大邱・平壤には税關支署を置いて開港及陸接國境地方より保税運送に依る貨物の輸移出入を取扱ひ、又陸接國境地方には税關支署又は出張所があつて、主として輸出入貨物を取扱ひ、更に大正十二年四月移入税の大部分が撤廢せられると共に、一部移入税残存の貨物其の他の移入手續

の爲に指定港を設け、税關出張所を設けた。而して其の各地の貿易額は釜山港第一位を占め、仁川港が之に亞ぐ。此の兩港は實に朝鮮の二大關門であつて、釜山港は内地朝鮮間貿易の樞要となり、仁川港は關東州・中華民國其の他歐米諸外國貿易の中心となつた。其の他輸移出に在つては鎮南浦・群山・木浦・新義州・清津等、輸移入に在つては新義州・鎮南浦・清津・元山・群山・京城・木浦等を主なるものとする。

港別	輸移		輸移	
	出	入	出	入
仁川	六六、三二六 <small>千円</small>	一〇〇、五三七 <small>千円</small>	一三七、七七五 <small>千円</small>	一〇〇、五三七 <small>千円</small>
京城	二、五七三	一八、三〇七	二八、一三四	二〇、一五九
群山	六三、三〇二	二〇、一五九	二四、〇八八	二二、五四四
元山	七、七四〇	七、九〇一	二八、四九八	二二、五四四
清津	四、六三二	七、九〇一	七、二六〇	七、九〇一
羅津	二〇、九七六	二七、七一一	三〇、〇六七	二七、七一一
雄基	三一七	三、四六六	三、〇二一	三、四六六
南陽	一三、七五八	九、九一五	一五、九七三	九、九一五
三峰	三、一七五	九〇六	一、一四二	九〇六
	七〇二	七一	一三四	七一

貿易

港別	輸移		輸移	
	出	入	出	入
會寧	昭和十年 四一〇 <small>千兩</small>	昭和十一年八月迄 二二四 <small>千兩</small>	昭和十年 一、二五五 <small>千兩</small>	昭和十一年八月迄 八八八 <small>千兩</small>
釜山	一二〇、一〇五	八七、九八九	二〇五、一七九	一四七、一八四
木浦	二九、〇七一	二一、四一一	一五、四七八	一一、九六〇
大邱	六二五	三六五	四、〇〇五	二、四四五
馬山	九、四五九	九、〇六〇	四、八八九	三、六三一
新義州	二八、三〇九	一九、三二〇	四二、八一二	二九、九〇五
龍岩浦	四、九八四	四、一一〇	二、七二九	一、三九六
鎮南浦	一〇一、一六八	五三、四五〇	四七、九二八	二九、一五五
平壤	三、九四〇	二、九三四	一五、七五六	一〇、六〇三
其他	六九、二一三	五七、九一二	四三、二七〇	三一、四三八
合計	五五〇、七九六	三八七、三〇五	六五九、四〇三	四八〇、一三七

備考 千圓未満は切捨とす。

輸移出重要品

輸移出品は農産物、鑛産物及水産物を主とし、就中米・鐵・肥料は實に三大貿易品である。其の他銅・大豆・生糸・綵綿・魚類・木材・石炭・金鑛・魚油・綿織物等は何れも輸移出の重要なものである。

輸移出重要品價額

品名	昭和十年		昭和十一年	
	千円	月	千円	月
米	二四四、〇八三	八	一七二、四八二	八
大豆	一七、五七一	一七	九四八	一
コーンスターチ	二、一五二	一	五四四	一
鮮、乾、鹽魚	一二、三九八	五	一五一	一
海苔	二、一九七	一	一二六	一
砂糖	三、一四六	二	四一八	二
林檎	二、四六三	四	九〇	二
魚油	五、五一九	五	二〇六	四
綿	一三、四七五	一〇	五一二	三
繭	一、一八三	五	六五	八
糸	一四、一八九	八	七一二	二
備考	千円未満は切捨とす。			

輸移入重要品

産業は農業が主であり、工業は尙幼稚であるから、輸移入品は多く工業製造品に属し、鐵・綿織物・機械類最も多く、絹織物・肥料・礦油・粟・綿綿及打綿・石炭・木材・紙類・肌衣・小麦粉等が之に亞ぎ、轉近企業の發達に伴つて、各種原料品及機械類の輸移入益々増進の趨勢を示して居る。

輸移入重要品價額

品名	昭和十年		昭和十一年	
	千円	月迄	千円	月迄
米	七、〇三四	八	二、六一九	八
粟	二〇、二七二		一九、三七一	
大豆	二、六一〇		三、九七八	
大麦	一〇、九五二		五、一七六	
小麦	七、五八一		六、六七七	
砂糖	一、六五六		八一八	
清酒	八五七		七七六	
麥酒	二、六八一		一、三〇〇	
鹽	五、〇六三		五、三八七	
重油及原油	九、八〇四		七、一三九	
揮發油	六、〇七八		二、六〇五	
燈油	三、四二五		二、九一五	
燐發藥	一、四三三		八一九	
燐及打綿	一六、八二四		一四、八三〇	
綿織糸	九、九一五		四、四七二	
柞蠶生糸	六、五六三		二、五六二	
備考	千圓未滿は切捨とす。			
綿織物	三六、三二八	千円	一七、二八九	千円
支那麻布	一、五一〇		一、四四四	
毛織物	一〇、五八三		七、七一五	
絹織物	三一、九九四		二〇、一七九	
肌衣(人造絹布を含む)	一一、四六九		七、九六五	
護謄底綿靴	四、六七八		三、三九四	
紙類	一二、三五五		八、二九八	
石炭	一四、五九四		一〇、二二四	
セメント	四、九一六		五、〇三二	
陶磁器	五、二八一		三、三九四	
鐵及白磁	四二、三八四		二八、四八四	
自動車及部品	九、九〇三		七、九九九	
同類	三五、六〇二		二七、三九四	
木料	一二、八六八		九、六七五	
肥料	二六、一六二		三五、二六二	

貿易船舶

開港に於ける貿易船舶の出入船は歐洲戰亂中船腹不足の爲幾分減退を示したが、休戦後漸次回復して來た。而して此等貿易船舶の大部分は日本船であつて、主として内地朝鮮間の貿易に従ひ、外國船は極めて少く、其の大部分は支那戎克である。

外國貿易船舶

年	隻			噸		
	汽船	帆船	計	汽船	帆船	計
昭和九年	一,三三八	一四,八二四	一六,〇三三	一,三三五	二四	一,四三〇
昭和十年	一,三三五	二二,三六四	三三,六一一	一,五一九	三〇	一,六三九
昭和十一年八月迄	九三	二,九六六	三,〇八八	一,〇九五	八四	一,一七九

内地間貿易船舶

年	隻			噸		
	汽船	帆船	計	汽船	帆船	計
昭和九年	一三,九〇七	九,七五五	三三,六三三	一三,〇八二	三二五	一三,三九八
昭和十年	一四,八〇〇	一〇,三七七	三五,一七七	一三,九四一	三六	一三,三二一
昭和十一年八月迄	一〇,一三〇	六,四三二	一六,五六一	八,七三〇	三四三	八,九六三

貿易

貿易

貿易船舶出港

外國貿易船

年	隻			計	噸			計
	汽船	帆船	計		汽船	帆船	計	
昭和九年	一、一八〇	二、四四〇	三、六二〇	一、三九四	二、三	一、四〇七		
昭和十年	一、三三七	二、〇九〇	三、四六七	一、五〇九	二、五	一、六六五		
昭和十一年八月迄	九、九	二、六二	三、五九〇	一、二二	八	一、一九三		

内地間貿易船

年	隻			計	噸			計
	汽船	帆船	計		汽船	帆船	計	
昭和九年	一、三七九	九、八八五	一一、〇六四	一、二九五	二、四	一、三、〇〇〇		
昭和十年	一、四、五七	一〇、四〇三	一二、八八〇	一、三、七二	二、六	一、三、〇四九		
昭和十一年八月迄	九、九二	六、一八〇	一六、一七二	八、六六六	三、三	八、八七〇		

備考 噸數の計が内容と一致せざるは千噸未満切捨の關係に因る。



（南成）況狀出搬石鑛山鐵原利



(南全) 況 狀 取 採 金 砂

一四 鑛業

朝鮮は諸種の鑛物に富み、鑛業の起源も遠いにも拘らず、嘗て其の事業には殆んど見るべきものがなかつた、此處に於て韓國政府は明治三十九年七月新に鑛業法及砂金採取法を發布し鑛業制度は漸く緒に就き更に併合後に至り、本府は大正四年朝鮮鑛業令を制定し、次で同五年四月より朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登録規則を施行した。同令は外國人の新に鑛業權を取得することを禁じ、新發見の重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ、鑛業權を物權として不動産に關する規則を準用し、鑛業上必要なる土地の使用及收用に付收用令中の規定を準用する等鑛業權の保障を確實にし、以て益々鑛業の發達を促進せしめんことを期し、其の後更に數次の改正を加へ關係規則を發布した。

鑛業の概況及特許鑛山

鑛業の概況 鑛業出願件數は大正元年中六百三十三件を算し、爾後年々増加して同六年中の出願は實に六千八百八十九件に上つたが、歐洲大戰後經濟界の變調に伴ひ漸次減少の傾向を示してゐた。然るに昭和六年十二月の金輸出再禁止を轉期として金鑛業の異常なる發展を來し、再び出願増加の趨勢を見るに至つた。即ち昭和七年中の出願件數は三千二百四件、同八年は五千二百十件、同九年は九千四百四十七件を算し、昭和十年に於ては實に一萬百五十三件に達し、内金鑛業の出願は九千二百餘件に及んでゐる。

鑛業

昭和十年末現在許可鑛區は左記のやうに五千五百九十六鑛區であつて、前年末に比し千百四十二鑛區を増加した。

鑛種	鑛區數	面積	鑛種	鑛區數	面積
金銀鑛	三、二四	二、一九、五八、六三 ^坪	石炭	三七六	五〇、三九、二九六 ^坪
銅鑛	一五	四、六〇三、四一	雲母	二四	九、二四、〇一九
水銀鑛	九	四、三九、七六一	石綿	七	三、四七、〇〇〇
亞鉛鑛	三	四四、七四三	高嶺土	六	三、四三、九〇六
鐵鑛	一四〇	六九、三四八、一五〇	蠟石	九	四、一五、一九五
硫化鐵鑛	一一	六、三九、一三	重晶石	五	八三、五〇〇
滿俺鑛	二	二九四、一〇〇	螢石	二六	八、九六、一九九
タンゲストン鑛	二七	一九、八〇、四九六	マグネサイト	二	五〇二、〇〇〇
水鉛鑛	一五	六、八二六、三三	珪砂	六〇	二〇、一七五、二三
タンゲストン水鉛鑛	三六	一五、三四〇、三八	砂金	三〇七	一三九、四二五、九八
金銀銅鉛亞鉛其他鑛	一、〇九三	七二、九四〇、五四五	一切鑛物	三	一三三、三五町三間
砒鑛	一	九六、〇〇〇	合計	五、五九六	三、七六三、二七三、一〇八
燐鑛	一	九〇、四三三			二三里三五町三間
黒鉛	一四六	三九、七〇一、〇六〇			

備考 本表には雲山特許鑛區の一切鑛物一件は鑛區數のみを計上せり。

前表鑛區中昭和十年度に於て多少に拘らず鑛物を産出し或は探鑛を行つたものを計上すれば内地人一千

六百八十五、朝鮮人二千六百八十、外國人二、合計三千三百六十八であつて、前年に比し一千百六鑛區の増加である。又總鑛區數に對する稼行鑛區の割合は六割に當つてゐる。

鑛種別稼行鑛區數及面積

鑛種	鑛區數	面積	鑛種	鑛區數	面積
金	三、三二	一、五三、一五、三三	雲母	四	六、六九、四八
銀	六	二、三六、九〇	石綿	一	二七〇、〇〇
銅	一	八五、四〇	高嶺土	三	六、一四、九三
水銀	一	三〇、七〇、五九	鐵	三	三九、八九
亞鉛	五	六、三三、三九	明礬	七	二、五四、三九
鐵	五	九、九四、四〇	重晶石	二	六、五七、八五
硫化鐵	一	二六、八三、五一	螢石	〇	七、四〇、七九
タンゲステン	四	四、六五、六四	マグネサイト	五	三、三三、〇〇
水鉛	二	一、二五、三六	珪砂	八	一、六三、〇三
砒	三	七、一三、七〇	一切鑛物	三	九、九〇、七五
タンゲステン水鉛	九	二六、九三、八三	砂	〇	一、九〇、〇七、四五
金銀銅鉛亞鉛其他	一四	三、九〇、三六	合計	三、三六	二、一七、五〇、七〇
黒鉛	七	一、二五、〇二			六、四三、〇三
石炭	一	二、五〇、二八			二、一七、五〇、七〇

昭和十年中に於ける鑛産價額は八千八百三萬九千二百一圓であつて前年に比し一千八百八十六萬六千三百六十一圓増加した。

鑛業

鑛産額

種別	數量	價額	種別	數量	價額
金	三、四〇〇、九五二	六、三三〇、九二一	水銀	一、元	八七三
砂金	二、三〇九、三七三	七、一六六、七九六	雲母	八七、一三三	五〇、三九七
金銀鑛	五八、一四六	六、五〇三、九五九	鱗狀黑鉛	四、三三四	三三九、三三三
銅	九、四四五、四五九	二、五八八、一三〇	土狀黑鉛	四〇、四六四	八六八、二三五
銅	二、六六九、五七七	一、五五五、七九七	有煙炭	九一九、八三三	四、七五三、〇六四
鉛	一、六三七	一〇、一二一	無煙炭	一一、〇七九、三三〇	七、一七三、〇八五
鉛	一、七七八、二三〇	六八、七六三	高嶺土	三三、四〇一	三〇四、〇七六
重鉛	三、三二八	八〇、六三三	砒砂	六、六九三	六八、二四八
鐵	三三八、三三〇	一、二七九、二六九	明礬	八、五二〇	六八、四四五
鐵	二四七、七七四	七、三三三、三八	螢石	九、七三三	二六、四三〇
鋼	九七、四四四	六、七四四、四八	マグネサイト	二、四二〇	七、一九三
硫化鐵	五五、六一一	三〇八、〇三八	石綿	六	四八八
クラングステン	八七五、六四四	一、六八八、九五三	蠟	八、四三三	三〇、〇三二
水銀	一〇五、〇九	三六四、七九	重晶石	一一、〇三七	二六、四四三
亞砒酸	七三三、〇〇〇	四六、六五七	合計		八八、〇三九、二〇一
安質母尼	五	二、六五二			

特許鑛山 明治二十七年、八年戰役後、外國人の中で半島の利權に注目するものが甚しく増加し、米國人ぞ

トムス・アール・モリスは同二十九年四月雲山郡一圓に於ける一切の鑛物採掘權を特許せられた。是れ實に外國人が鑛山の採掘權を許可せられた嚆矢であつて、在留外國使臣に當時の政府へ續々之を要求せしめる例を作つたのである。次で慶源・鍾城鑛山を露國人に、金城鑛山を獨逸人に、殷山鑛山を英國人に、稷山鑛山を日本人に、昌城鑛山を佛國人に、厚昌鑛山を伊太利人に、遂安鑛山を英國人に、甲山鑛山を米國人に、各特許したが、慶源・鍾城の兩鑛山は事業着手に至らずして消滅に歸し、金城及殷山鑛山は鑛況不良の爲之を拋棄し、稷山鑛山は内外人共同組織の金鑛株式會社に、昌城鑛山も亦昭和五年四月に大楡洞、東倉、甲岩の各株式會社へ讓渡し、之等會社は更に鑛業令に依り鑛業權を取得するに同時に特許權を拋棄し、現在存續するものは雲山・遂安・厚昌・甲山の四鑛山に過ぎない。

鑛業の助長施設

鑛床調査 本府に於ては從來不明瞭であつた鑛床の性状を概査し、以て其の鑛業的價值を窺知するに共鑛業行政の參考に供し、他方企業家の調査の便宜を計る目的を以て明治四十四年度以降鑛床調査を行ひ、大正六年度を以て各道の概査を終へた。同七年度には鑛床調査の組織を變更して地質調査所を設置し、事業準備に着手するに共に地質の調査を開始し、同八年度に於て略々其の設備を完了し、爾來着々事業進捗し調査済の地方に對しては其の地質圖及報告書を編纂刊行しつつある。

鑛物の調査及試験

イ、選鑛製鍊試験 選鑛製鍊は鑛業の成否の岐れる中心作業であるにも拘らず朝鮮に於ては其の施設が一般に普及せず、未だ幼稚の域を脱しないものが多い。しかも従來之に對する研究の施設がなかつたので大正十一年度に於て京城府營梁津に燃料選鑛研究所を新設し朝鮮の鑛山に適應する鑛石の處理方法を研究して主要鑛物の實收率を高め、又従來顧り見られなかつた貧鑛の經濟的處理方法を考究し、鑛利の保全、操業の進捗を圖り以て鑛業の開發に資しつつある。

ロ、石炭調査及試験 燃料動力問題は國民生活及産業開發上極めて緊急事に屬するが、従來之に關する研究機關が缺如してゐたので、大正十一年度に於て選鑛製鍊に關する研究機關と併せ之が研究機關を設立して先づ石炭の賦存量及鑛床の狀況を明かにし、其の經濟的利用法に付試験研究を施行し、以て燃料供給策の樹立に資すると共に燃料給源の開發に努めつつある。

ハ 特殊鑛物調査 鉛・錫・アンチモニー・水銀・亞鉛・クロム・マンガン・タングステン・水鉛・ニッケル・白金・雲母・石棉等我國不足鑛物資源及銅・鐵・硫化鐵等特に必要と認むる鑛物資源に付鑛石の種類及成分・埋藏量・採掘可能量等を調査闡明し之が開發促進の爲昭和十一年度より特殊鑛物調査を開始した。

製鐵獎勵補助 製鐵業獎勵法の一部を朝鮮に施行し、朝鮮に於て一年三萬五千噸以上の製鉄能力及製鋼能力を有する設備を以て營む製鐵業者の製造する鋼材が、船舶の建造又は修繕に使用せられた場合は、所定額の獎勵金を交付してゐる。

金探鑛獎勵補助 金鑛業開發の促進又は産金の増加を圖る爲に將來有望と認められる金鑛山又は砂金鑛區で、探鑛坑道を掘進し又は試鑛調査を行ふ者に對して所定額の獎勵金を交付してゐる。

主要鑛物及其の鑛業

イ、金 朝鮮に於ける金鑛は全鮮到る所に存在するが就中平安北道・忠清南道・江原道・咸鏡南道に最も廣く分布し、次で忠清北道・慶尙北道・黃海道・平安南道・京畿道・全羅北道・慶尙南道・全羅南道・咸鏡北道の順である。金産額は平安北道・忠清南道・慶尙北道・江原道・忠清北道・咸鏡南道・黃海道・平安南道・京畿道・全羅北道・咸鏡北道・慶尙南道・全羅南道の順にして、平安北道の産額は全體の約三割を占めてゐる。

砂金は平安南道・咸鏡南道・全羅北道・江原道・忠清南道・京畿道・平安北道の順に分布し、全羅北道・忠清南道が主産地である。鑛山の著名なものは東洋合同鑛業會社(米國會社)の平安北道雲山金山及大楡洞鑛山株式會社の平安北道大楡洞鑛山で、之に亞ぐものは龜津鑛山・金井鑛山・光陽鑛山・遂安金鑛・咸興鑛山・新延金山・新興鑛山・笏洞鑛山・三成鑛山等であつて其の他、鶴翼・慈城・三和・吉祥・中央・尙州・義州・橋洞・小林洪川・樂山・安豐・海州・青岩・大嶺・楸洞・結城・大成等相當の設備を有し有望なものが多い。砂金は金堤・稷山・順安・金馬川・肅川等の砂金鑛は何れもドレツヂャーを以て採金しつつあるが、此のドレツヂャー砂金浚渫は大正六年稷山金鑛(現稷山砂金鑛)

に於て操業を開始したのが本邦斯業の先驅であつて、其の後昭和四年、三菱金堤砂金鑛のドレッヂャー操業の開始により二隻を算するに過ぎなかつたが昭和八年以來急激に増加し以上の如く昭和十年末には其の數八隻を算し、而かも稷山及金堤以外のドレッヂャーは何れも我國建造船である。

ロ、鐵 朝鮮に産する鐵鑛は赤鐵鑛・褐鐵鑛・磁鐵鑛であるが赤鐵鑛は咸鏡南道利原、黃海道安岳の鐵山・赤褐兩鐵鑛の混合したものに平安南道价川及黃海道載寧・銀龍・下聖・黃州・兼二浦等の鐵山がある。此等の内兼二浦鐵山を除く外は主として褐鐵鑛を産し、赤鐵鑛は少ない。而して右各鐵山に埋藏せられてゐる赤褐兩鑛石の埋藏量は五十%以上のもの約二千萬噸と推定せられ、昭和十年には五十九萬餘噸を産出し、内三十七萬噸は兼二浦製鐵所に送鑛し、二十二萬噸を内地へ移出した。將來重要視せられる鐵鑛は各地に豊富に埋藏せられてゐる磁鐵鑛である。其の主なるものは咸鏡北道の茂山であつて其の平均品位は四十%で、大體五億噸以上の埋藏量あるものと推定せられ、優に南滿洲鞍山鐵床に匹敵し、且純粹の磁鐵鑛のみであること、鑛粒の大なること等は、稼行に際して鞍山よりも有利であり、三菱では目下之が開發に付て諸施設を進めつつある。此の外咸鏡南道端川郡、忠清北道忠州郡の磁鐵鑛床の外、最近慶尙南道金海郡、江原道襄陽郡其の他に於ても磁鐵鑛床が發見せられた。

ハ、石炭 朝鮮には褐炭と無煙炭の二種を産出する。而して褐炭は咸鏡北道吉州・明川・鏡城炭田・會寧地方の會寧炭田及雄基に至る京圖鐵道に沿ふて散在する慶源・慶興炭田等を包括する所謂咸北炭田最も賦存量多く其の他平安南道安州、黃海道鳳山、咸鏡南道咸興の各炭田があり總埋藏量四億一千萬

應に推定せられる。現在鐵道用炭として産出高の約半數を消費せられ、其の他工場、船舶用として需要がある。又白煙であること、火持の良いこと等の性質を有する爲、家庭燃料として京城其の他の都市に於て歓迎せられてゐる。然し全般的に見て遠隔の地に在る爲、從來其の消化が捗々しくなかつたが、最近煤煙防止の必要に迫られてゐる内地各都市に移出せられる傾向がある。且、朝鮮の褐炭は油分が多く、特に高價なパラフィンを多く有し低溫乾餾して石油代用燃料を採集するに適してゐる爲朝鮮窒素肥料會社（昭和十年三月朝鮮石炭工業株式會社に譲渡す）に於ては昭和七年八月咸鏡北道明川郡永安に於て年十萬噸の石炭を處理する低溫乾餾工場を建設し、昭和十年、設備を二十萬噸處理に擴張し、重油ガソリン代用燃料を産出し、併せてパラフィン・メタノール・ベークライト等の副製品を産出ししあるが更に同社に於ては昭和十一年咸鏡北道阿吾地炭田に年額石炭二十二萬五千噸處理能力ある石炭液化工場の建設に着手した。

無煙炭は褐炭に比し更に大なる範圍に埋藏されて居り、全埋藏量約十三億四千萬噸を稱せられてゐる。而して目下全産額の大部分を産出してゐるのは平壤炭田であるが、此の外咸鏡南道文川、慶尙北道聞慶、全羅南道和順等の各炭田及平安南道北部炭田の一部に於ても稼行してゐる。將來有望視せられてゐるものに江原道三陟・寧越炭田及咸鏡南道高原炭田がある。無煙炭は鮮内に於ては微粉炭燃焼装置を有する工場汽罐用炭に使用せらるゝ外、マセック煉炭として機關車用に使せられ、又各種煉炭原料としても相當の需要がある。然し最も重要な販路は内地であつて各都市に於ける木炭代用の豆

炭及孔明煉炭の原料として非常に歓迎せられ、特に豆炭原料としての朝鮮無煙炭は獨自の立場にあり之等煉炭原料として移出される數量は昭和十年に於て五十九萬噸に上つた。

ニ、**黒鉛** 鱗狀と土狀の二種あつて、鱗狀黒鉛は平安北道・咸鏡北道を、土狀黒鉛は慶尙北道・咸鏡南道を主要産地とし、品質共に良好である。

鑛山の主なるものは鱗狀黒鉛に於ては江界鑛山・新溪里鑛山・古津江界鑛山・伏木鑛山・城津黒鉛鑛山等、土狀黒鉛に於ては山野月明鑛山・小宮黒鉛鑛山・咸昌鑛山・永興鑛山・長興鑛山・价川第一鑛山・价川第二鑛山等がある。鱗狀黒鉛の需要は殆んど内地に限られ、特に歐洲大戰中錫蘭産品の輸入が自由に行はれなかつた當時には、内地の需要は朝鮮産によつた爲、市價昂騰し未曾有の盛況を呈したが、戰後需要が減退し、且日印爲替相場の関係上錫蘭産の輸入が激増した爲其の壓迫を蒙るに至り、久しく沈滞の状況にあつた。然るに昭和六年十二月金輸出再禁止に伴ひ爲替相場甚だしく逆調となり輸入が幾分不利となり、且内地市場に於ける需要品激増した爲朝鮮産に對する需要が漸次増加の傾向を示してゐる。之に反し土狀黒鉛は戰前に於て内地の需要が極めて僅少であつた爲、主として販路を海外へ求めたが、戰後内地の需要も増し、大正九年度に於ては海外輸出と相俟つて盛況を呈した。しかるに同十年度に入つて海外市場の不振と内地に於ける生産過剩等により悲境に陥つたが其の後滞貨が消化せられるに伴れ、市況は稍回復の機運に向ひつゝある。

ホ、**タングステン鑛** 歐洲大戰勃發後軍事上の必要に促されタングステンの需要が著しく増加した爲、

之が發見採掘に従事するもの多く一時盛況を極めたが、大正七年以後市價低落し、加ふるに需要が著しく減少したので、一般に事業を緊縮して休山廢鑛するもの續出し、同八年末には全部休止するに至つた。然るに昭和二年忠清北道に於ける大華鑛山が再び事業に着手し、僅少ながら之が産出を見るに至り、最近需要増加に伴れ採掘を開始するもの多く、現在稼行中の主なるものは大華・百年・箕州・中川青陽・鯨水・願鏡山・稻葉等である。既知鑛床の中、江原道金剛山附近、忠清北道忠州郡、黃海道谷山郡及忠清南道青陽郡に存するものはその主要なるもので、其の他諸所の發見せられたものも亦少くない。

へ、水鉛鑛 水鉛鑛も亦タンゲステン鑛と共に歐洲大戰當時盛んに採掘されたが、其の需要杜絶した爲休止せられ一時産出皆無となり、大正十四年以後は僅少の産出を見るに過ぎなかつた。最近再び製鋼事業の盛んさなるに伴れて採掘者が増加した。其の主なるものは全羅北道の長水鑛山・江原道の金剛鑛山・慶尙北道の龍鳳水鉛鑛山等であつて、其の産額は殆んど全部を内地へ移出してゐる。

여 백

一五 水産業

水産業の概況

朝鮮は本陸及島嶼を合せて海岸線の延長一萬七千五百八十軒に達し、地勢・氣候及潮流等の關係上水産物頗る豊富であつて有利の漁場に乏しくないのであるが、古來漁政に關する基礎極めて薄弱であつて、進歩の跡見るべきもの少かつたのであるが併合以來當局官廳に於て銳意斯業の發達を圖り、之が保護取締を周密にし、且年々相當の經費を投じて各種の調査及試験を行つて其の結果を公表し、斯業に關する傳習講習を行つて當業者の知識技能を啓發し、有望な事業に對しては金品を補助貸與して其の發達を助長し、漁港及避難港修築の爲年々工費の一部を補助し、漁業組合の改善發達を圖つて漁民共同の福利を増進し、輸移出水産製品検査を行つて製品の改良統一を圖り、又當業者をして朝鮮水産會又は水産組合を組織せしめ、水産業の改良發達を圖り、近くは優良漁船獎勵補助・海苔牡蠣増殖獎勵補助・水産物冷蔵獎勵補助を爲す等、各種の施設を講じた結果、漸次發達の域に進み、昭和十年に於ては漁獲高六千五百九十六萬餘圓、養殖生産高二百九十萬餘圓、製造高六千五百萬餘圓に上つた。今漁獲高中百萬圓以上の産額を有するものを舉げれば左の通である。

まいわし 一六、六三八、九六六^内

ま ば 五、四三八、一三四^内

水産業

二三六

かたくちいわし	三、三六五、八三二 ^円	たら	一、四八一、一四四 ^円
にしん	二、五三九、一九一	えび	二、三四五、一二六
たい	一、三二二、九二三	めんたい	四、一九一、六一八
ぐち	三、八三五、一〇〇	かれい	一、五四〇、八七三
たちうお	一、九一二、〇三四	さわら	一、二〇〇、三七九
あじ	一、〇五三、一二〇	にべ	一、〇二六、二四八

而して百萬圓未満五十萬圓以上の産額を有するものは、ひらめ・ふか・あなご・はも・なまこ・たこ・わかめ・ふのり・てんぐさの九種である。

次に水産物製造物中百萬圓以上の産額を有するものを挙げれば左の通である。

素乾めんたい	三、八七七、六二一 ^円	鹽藏ぐち	一、三四二、八六四 ^円
乾のり	二、三八五、七一六	いわし搾粕	一四、二六四、八七一
鹽乾ぐち	一、一一六、〇八五	いわし油	一八、二六五、六三八
煮乾いわし (いりこ)	二、八六三、三一四		

尙百萬圓未満三十萬圓以上の産額を有するものは、身欠にしん・煮乾さくらえび・煮乾なまこ・煮乾いかなご・鹽藏にしん・鹽藏たち・鹽藏さば・鹽辛・めんたい卵其の他かまぼこの十種である。以上製造業の盛衰は主として各地に於ける漁獲の状況と相伴ひ、又輸移向製品に在つては仕向地の需給状況に因り、製品の種類に多少の變化を生ずることもあるが、大體に於て主要生産地及製造の狀態は例年著しい異動はない。

漁業處分

現行朝鮮漁業令は昭和五年に制定されたもので、漁業を分けて免許を受くべき漁業・許可を受くべき漁業・届出づべき漁業の三種としてゐる。免許を受くべき漁業は一定の水面に漁具を定置するもの（定置漁業）一定の水面に區割其の他の施設を爲して養殖を爲すもの（養殖漁業）一定の水面に於て繰返し漁網を曳揚げ又は曳寄せるもの（定所曳網漁業）一定の水面に於て繰返し漁網を建設又は敷設するもの（定所敷網漁業）一定の水面に魚類を集合せしむる設備を爲すもの（定所集魚漁業）及水面を専用するもの（専用漁業）であつて、免許を受けた者は漁業権を取得し、其の漁場内では一切の妨害となる様な行爲を排除して免許を受けた漁業を営むことが出来る。尙漁業権に關しては之が保護の爲、保護區域の制度を設けて一定の區域内では免許を受けた漁業の妨害となる様な漁業を禁止せられてゐる。許可を受くべき漁業は捕鯨漁業・トロール漁業・工船漁業・機船底曳網漁業・潜水器漁業・機船巾着網漁業其の他十種の漁業であつて、漁業の種類に従つて朝鮮總督に於て、或は道知事に於て之が許否の處分を爲すのである。漁業の許可は水産動植物の蕃殖保護及漁業取締を目的とするものであつて、免許を受くべき漁業と異つて漁業権とはならない、届出づべき漁業は前二種の漁業に屬しない一切の漁業であつて、單に届出を爲して鑑札の下附を受ける。漁業の免許の出願及漁業権に關する各種の處分の申請を爲す者は府令の規定に依つて一定の手数料の納付を要し且漁業者は道費として漁業税を賦課せられる。昭和九年現在の有效件数は免許八千九百二十九件、許可

一萬九千一百七十七件、届出一萬九百六十八件である。

水産業の保護獎勵

イ、水族の保護 全鮮的には朝鮮漁業保護取締規則に基き、地方的には各道漁業保護取締規則に依り水族保護上必要あるものに對しその操業區域・漁期・漁具・漁法及採捕物の體長等に制限を加へ之が取締を嚴にして漁利の永續を圖つてゐる。

ロ、水産業に關する團體 從來存在した朝鮮水産組合は全鮮を一區として内鮮水産業者を以て組織し、水産業の改良發達に關する諸般の施設を爲し來つたのであるが、法令上の保護に乏しく、従つて其の基礎も薄弱で事業の遂行にも種々困難の事情があつたので、内地の水産會法に準じ大正十二年一月朝鮮水産會令を公布し同年四月一日より實施し、現在に及んでゐる。而して水産會は道水産會之が聯合組織に依る朝鮮水産會之の二階級に區分され、從來の朝鮮水産組合各道支部は之を道水産會とし、本部は之を朝鮮水産會とし、總て從來施行せる組合の事業を繼承するの外新に時勢の要求に應ずる施設を爲し、一面水産行政の補助機關たる使命を完うせんことを所期してゐるのである。其の主なる事業としては道水産會に於ては水難豫防救濟・醫療・施藥・各種の試験及調査・水産業の指導獎勵事業・講習講話・朝鮮水産會に在りては、各種水産會合の主催・水産物輸出獎勵・道水産會事業の獎勵補助・水産製品販路擴張・水産業に關する各種仲介斡旋等で、本府は之に對して大正十二年度以降年

額一萬二千圓乃至三萬圓の補助を爲し事業を助成してゐる、漁業組合は一定の地區内に居住する漁業者又は一部の漁業者を以て組織し、組合員をして漁業を爲さしむる爲漁業権を取得し、又は其の貸付を受けて、組合員の漁業又は之に關する經濟者は救済に必要な共同の施設を爲すことを目的とするもので、昭和十一年九月末現在の組合數は百九十八に達し殆んど全鮮沿岸に其の普及を見ているのである。抑漁村の堅實なる發達は漁業組合の振興に依つてのみ之を期待し得るに言つても過言ではないのであるが、從來組合の普及全からず、尙既設組合も雖も經費に乏しく、従つて理事者に其の人を得る能はざる等の關係で、未だ充分に組合の機能を發揮する能はざる状態であつた爲、大正十一年度以降國費補助の計畫を樹て、既設組合に對しては理事者の給料補助として一箇年五百四十圓を限度とし三箇年間、新設の場合は設立費として一組合五百圓の外既設組合に準じ理事者給料を補助することとしたのであるが各道に於ても之に順應して道費に於ても亦相當補助を爲し之が助成に努めてゐるのである。尙大正十四年度に於ては從來の實績に鑑み補助規則を改正して設立費補助を廢止し、之に代へて各種共同施設事業に對し補助するの途を拓き、理事者給料の補助も相俟て益之が發達を促進し、更に昭和四年度からは優良なる理事を得る爲理事見習、給料補助をも爲すこととしたのである。次に昭和五年五月一日から施行せられた朝鮮漁業令に於ては、漁業組合聯合會並に水産組合及同聯合會の制度を設けられ、等しく水産團體の體系的整備を見たのである、漁業組合聯合會は道の區域に依り其の道の漁業組合を以て之を組織し、所屬漁業組合の目的を達成せしむる爲必要な施設を爲し、又は所

屬漁業組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的としてゐるのであるが、現在京畿・全南・慶北・慶南・平北・江原・咸南の七道に其の設立を見てゐるのである。而して漁業組合聯合會の消長は直に所屬組合の振否に影響する所大なるを以て、聯合會の役員には最も優秀なる者を得る爲之が給料に對し國庫補助を爲し、水産組合は一定の地區内に居住する漁業者又は水産物の製造・取引若は保管を營業とする者を以て組織するこゝを認められ、其の目的は當該水産業の改良發達を圖り、營業上の弊害の矯正にあるのである。現在水産組合數は十七に達してゐる。水産組合聯合會は水産組合の聯合團體にして、所屬水産組合の目的を達成せしむる爲必要な施設を爲し又は所屬水産組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とするのであつて、現在は朝鮮鰯油肥製造業水産組合聯合會が設立されてゐるのみである。

ハ、水産業の指導獎勵 水産業者に對する直接の指導獎勵は主として地方廳をして當らしめてゐるが、特に優良漁船の建造普及に關しては昭和元年度から、海苔牡蠣の増殖獎勵に關しては同二年度から地方費(現在の道費)に對して國庫補助を行ひつつあり、漁獲物の處理改善に關しては製氷工場・貯氷庫建設を獎勵し、處理用水の普及を圖る爲昭和二年度から同六年度迄當業者に直接國庫補助を行ひ、以て斯業の獎勵に努めたのである。地方廳は道費又は臨時恩賜金を以て漁撈・製造・養殖に關する各種試験及傳習・漁具・漁船の配付、貸付又は其の購入費の補助、漁業資金貸付、製造・養殖漁業の指導補助、水産講話等の施設を爲し、傍ら漁業者の副業・貯蓄を獎勵し、一面内地人漁業者の移住を獎勵す

る等、銳意斯業の發展を期してゐる。又漁業組合は昭和八年から漁村振興及漁家更生計畫の指導を擔當してゐるが本府は昭和十一年度から指導職員の設置費を補助し専ら之が助成に努めてゐる。

ニ、漁船避難港修築補助 沿岸には大小の港灣三百餘があり、漁民は常に之等を漁港として使用してゐるが、其の多くは天然の儘に放任されて、何等風浪遮屏の設備がないので、本府では漸次港灣の調査を遂げて年々工事費を補助して修築せしめ漁港の完成を期してゐる。

ホ、水産製品検査 水産製品の産額増加するに従つて、輸移出額も亦累年其の數量を増加し、昭和十年に於ては検査合格數六百六十八萬七千餘箇、五百三十二種、價格三千九百十二萬餘圓に達するに至つた。水産製品の品質改善に付ては大正七年五月水産製品検査規則を發布し、同年七月一日から重要輸移出品に對し検査を實施して粗悪品の輸移出を防止したのであるが、爾來年を逐うて品質著しく改善せられ内外市場に於て鮮産水産製品の聲價を發揚し、商取引上顯著なる効果を擧げるに至つた。昭和二年四月には検査規則の大改正を行つて、全部抽出検査の方法に改め、乾海苔に對し小包郵便の途を開き、包装容量の特例を認め從來等級を付けなかつたものに對しても新に等級を付けることとし、又は等級を増し、検査立會者を置き、處罰規定を改め、其の他検査の標準等級等を整備した、次で昭和四年五月鰹油を検査品目中に追加するに同時に之が貯油槽検査をも認め昭和九年蟹罐詰検査標準を昭和十一年一月及三月には鯖罐詰及鯛トマト漬罐詰を内地の輸出検査標準に順應せしむるに専ら品位の統一と聲價の發揚に努むるに共に内鮮二重検査を廢して取引の圓滑を圖つた。検査は税關で行は

れ、製品の輸移出盛なる箇所には検査所を設け必要な箇所には一定期間臨時検査所を開設することになつて居る。現在検査所は雄基・清津・漁大津・城津・遮湖・新浦・元山・長箭・注文津・三陟・竹邊・浦項・甘浦・釜山・統營・麗水・莞島・濟州・木浦・仁川・鎮南浦・新義州の常設検査所二十二箇所と、西水羅・丑山・鬱陵島・群山・龍湖島の臨時検査所五箇所である。

水産試験及調査

水族の種類・分布状態及習性等を調査して其の有望なるものに對する漁法、漁獲物の處理及蕃殖保護の方法を研究し、遺利の開發と斯業の發達に資する目的を以て、本府は大正元年度以降九年度迄水産調査及各種試験を行ひ、相當成績を収めたのであるが、該調査は僅少なる臨時職員を以てし、其の事項の多くは内地の模倣に止り、更に學術的基礎の上に立ち徹底的に試験調査を行つて、斯業の發展を期するには勢獨立の試験機關を設置するの必要あるを認め、釜山牧之島に國費に依る水産試験場を設置し、同十一年度を以て其の設備を完成し、着々豫期の事業を遂行してゐる、尙昭和十一年度から清津に北鮮支場を設けて主としていわしの處理に關する試験事業を行ふことになつた、昭和十一年度の本場に於ける其の試験調査事項の概要は左の如くである。

一、漁撈部

めんたい漁業試験 本試験は朝鮮東海岸の未開の漁場を探查して新漁場の發見に努め適種漁具、漁法の

試験を行つてめんたいの増産を圖る目的の下に實施し來つたのであるが、昭和七年度からは更にめんたい漁業の基礎的調査を開始し、從來の試験事項の外海洋調査係・養殖係と協力して海洋學的、生物學的方法を以て東岸一帯に互りめんたいの生長・蕃殖・洄游並に漁況と海況との關係に關する事項を調査してゐる。而して本年度に於ても亦前年度と同様の方法を以て試験を實施し本漁業に關する基礎的事項の探究に努めんとするものである。

西海岸沖合漁業試験 濟州島から鴨綠江口に至る西海岸沖合一帶の海區に於てあじ・さば等の重要魚類の分布、洄游並に漁況と海況の關係を調査し、併せて漁獲試験を實施し、漁場の生産力・漁期・適種漁具・漁法に關する事項を究明して西海岸に於ける本漁業の開拓に資せんとするものである。

漁船試験 沖合漁船の標準型選定に關する試験を實施し漁船改良に關する講習講話を行つて優良漁船の普及に資せんとするものである。

二、製 造 部

いわし處理に關する試験 朝鮮漁獲物の大宗たるいわしの有效處理に關する試験を爲すものであつて魚粉の製造に關しては脱脂方法變質壓搾方法夾雜物の除去等に付て爲し、又罐詰の製造に關しては「トマト」漬・水煮の二種に付研究を進める外新規に唐辛子粉末を配合せる「ペッパースージン」を製造して海外の反響を試み尙搾粕より食料用魚粉の製造及びまいわしの生化學的研究を施行してゐる。

のりの生理に關する試験 のり養殖業の健實なる發展に資せんが爲其の生理及病理・築材料及裝置・青

のり・鹽除・高所干潟地及深所に於ける養殖方法の研究、春のりの品質改善、施肥による促成のり養殖並に胞子着生に關する試験を行つてゐる。

冷蔵冷凍に關する試験 油漬罐詰原料としてのさばの冷蔵・冷蔵中に於ける肉質の變化、油脂の變化及酵素の活力に就て試験を行つてゐる。

干潟地利用に關する試験 朝鮮西海岸の廣漠たる干潟地の利用開發に資せんが爲本年度より新に實施せるものにして先づ一着にかき及あさりを選びかきについては餌料と生育、あさりについては土質と生育に關する試験を施行してゐる。

その他 「フィナンハデー」即ちたら類の燻製罐詰の商品價値に關する試験及かたくちいわしを原料とする鹽辛の熟成及油漬罐詰製造に關する試験を行つてゐる。

三、養殖部

重要水産生物生活史調査 海産並に淡水産魚貝類に付、稚魚貝の採集、産卵調査及採集物の整理を行つてゐるが、生活史乃至幼稚期の形態及生態の判明せるものは既に二百種以上に及んでゐる。

重要水産生物の種の査定及分布調査 水産各方面の根本知識である動植物の種及分布に付ては全鮮に互り調査を行つて居り、其の内魚類に關するものは一段落を遂げた。がさみの蓄養・あわび其の他の貝類いか・たこ類及び蝦類に就いて目下調査中である。

沿岸養殖適地調査及び養殖試験 朝鮮沿岸の干潟及淺海に於ける養殖事業の振興を圖るが爲、慶尙南道

鎮海灣に於ける基本調査、重要貝類生殖時期調査、あかがいの養殖試験、重要二枚貝の稚貝の研究等を行つてゐる。

活魚輸送試験 生簀及活魚輸送器等に酸素供給装置其の他の考案を施し、活魚收容能力及生活力の増進に付て試験中であるが鎮海養魚場に於ても淡水養殖用苗魚輸送用水に關する特殊の考案を施し、輸送能率上顯著なる効果を收めたので、目下更に其の精細に互り試験研究中で、既に實用の域に達してゐる。尙鎮海養魚場に於てはこい稚魚及卵、かむるち一稚魚の配付、養魚場の設備及作業を利用する淡水養殖に關する官習及現地指導、淡水養殖適地及適種の調査養殖試験を行つてゐる。

四、海 洋 調 査 部

沿岸定地海洋觀測 朝鮮沿海の海況調査に資するため、引續き全鮮沿岸三十五箇所にて施行する觀測成績を月々本場にてこりまとめ、月刊海洋圖に掲載發表す。

近海海洋觀測 調査船鷗丸に依つて、左記の觀測を行つてゐる。

(一) 對馬海峽東口定期橫斷觀測 (二) 東近海海洋調査 (三) 日本海まいわし漁場海洋觀測 (四) 朝鮮海峽近海調査。

海潮流調査 海潮流の流向及強弱は沿岸漁業に大なる關係があるから、前年に引續き、潮流計に依る觀測及投瓶調査を施行す。

浮游生物に關する調査 魚類の回遊と浮游生物の關係並に重要魚類の産卵場・産卵期を知る目的を以て

調査船に依り卵及稚魚其の他浮游生物の採集を爲し、又地方水産試験場より資料を蒐集して調査を繼續してゐる。

魚類回游調査 重要魚類の回游経路竝に其の範圍を知る爲、地方水産試験場と連絡して、めんたい・さば・たら・にしん等の標識放流を行つてゐる。

朝鮮近海海洋圖編輯 朝鮮近海の海洋状態竝に漁況を速かに周知せしむる爲、毎月一回其月月初の海洋觀測成績竝に沿海漁況の概要を記載發行する。

水産業の發展

一、日本海方面 日本海に面した豆満江口から釜山港に至る東海岸は、海岸線の延長約二千料に達し砂濱懸崖相連つて好箇の沿岸漁場を形成してゐる。潮汐の干満は微少であるけれども水深くして魚族の滞留に適し、且リマン海流は北から寒帯性魚族を送り、對馬海流は南から溫帶性魚族を齎して、魚族の分布を豊富ならしめ、漁利殆んご無盡藏と稱せられてゐる。此の沿岸に於ける漁業發展の狀態は併合以來頗る顯著であつて從來、咸鏡南道のめんたい、江原道のいわし・あわび及慶尙北道のにしんの外見るべきものなかつたのであるが、内地人の移住増加と共に漁具漁法を改善し、最近に至つてはいわし・さば・たららの各漁業亦著しき發達を遂げ、其の製法亦一段の進歩を示し、産額いわしメ粕一千四百五萬圓、いわし魚油一千八百十三萬圓、鹽藏さば一百餘萬圓に達し、特にいわし漁業は將來益發

展の氣運に在つて稍衰退しためんたい漁業に代つて一層の勢を呈してゐる。

二、**多島海方面** 釜山港から木浦に至る南海岸は大小の島嶼散點し、其の沿岸は犬牙錯雜岬灣相交つて廣漠たる海域を占め、水深概ね八十尋以内であつて漁具の使用に便なるばかりでなく、寒暖兩海流の影響を受けて魚族の分布豊かであり且廣大なる平野に接して市場に近く、大河港灣を控え、九州中國方面の連絡亦容易である爲、漁獲物の集散至便であり、内鮮人の漁業共に進歩し、釜山・巨濟島近海のあじ・さば漁業の如き、鎭海灣附近のたら・かたくちいわし漁業は羅老・青山・所安・巨文の各島近海のさば・たい・さわら・はも漁業の如き、黒山島及濟州島沖に於けるあじ・さば・にべ・たい漁業の如き汝自灣及附近に於けるえび漁業等の如き、又光陽灣以西木浦に至る沿岸各地ののり養殖漁業等は近年大に發展し、尙開拓の餘地豊富であつて、斯業の將來は蓋し刮目に値するものがある。其の製造品も頗る豊富であつて、就中統營麗水地方の煮乾いわし、濟州島の乾あわび及あわび罐詰、汝自灣の乾えび、木浦の海藻類は其の主なるものである。即ち慶尙南道の煮乾いわし（煎子）二百三十九萬圓に達し、たらは五十萬圓、同製品五萬圓に上り、全羅南道に於てはのり・ふのり・わかめ・てんぐさ等の海藻二百六十四萬圓を算し、南海岸水産物の大宗となつてゐる。

三、**黄海方面** 木浦附近から鴨綠江口に至る西沿岸は河口・瀾灣・潟洲・礁脈・淺灘及群嶼相連つて海岸線の出入甚しく、海底は遠淺であつて黄海の中心に至るも水深五十尋を越えず、潮汐干満の差大であつて、三十尺に達する處もあり、冬季溫帶性魚族の滯留には適しないが、其の他の時期に於てはぐ

ち・たい・さわら・あじ・さば・にべ・ひら等群來して年々豐漁を續けてゐる。西海岸漁業が今日長足の進歩を遂げたのは本府及各道の獎勵と内地通漁者の鮫鱈網漁業を普及した結果であつて、就中全羅南道の七山灘、忠清南道の煙島近海、黃海道延坪島及平安南道の魚泳島近海に於けるぐち漁業は東海岸のめんたい・さば・いわし・にしんを匹敵し、南海のたいを合して朝鮮海六大漁業の一と稱せられ、盛漁期に於ては全羅北道於青島附近から黃海道延坪島に至る間七、八百隻の漁船輻湊して一大壯觀を呈し、其の産額三百六十萬餘圓にも達する。尙此の方面に於てはのり・かき・あさり・はまぐり等各種介類の養殖に適する場所多く、本府は昭和二年以來此等の増殖獎勵補助を施行し來つた結果、近年著しく、養殖面積の増加を見るに至り、此の沿海一帯の干潟地利利用養殖事業の將來は期して俟つべきものがある。

水産業の改良

水産業の改良方策は主として漁船・漁具及漁法の改良、漁港の完備、漁業者の知識技能の養成、水産に關する調査試験の施行、水産物の處理加工業の普及發達、販賣方法の改善並に販路の擴張、水産物の人工増殖獎勵、需給の調節及産額の増進、内地人漁業者の移住及内鮮人漁業者間の統一融和、水産會又は漁業組合の設立、漁業者の副業及勤儉貯蓄の獎勵等である。

一、漁業 漁船漁具及漁法の改良普及に關しては極力指導獎勵を爲した結果、朝鮮人漁業者の優秀な内

地式漁具漁法に依るもの近年著しく増加し、就中一本釣、延繩等の釣漁業最も發達し、地曳網・流網・鮫鱈網等の網漁業之に次ぎ、漁獲成績の如きも内地人漁業者に比し甚しき遜色を見ず、又大敷網・巾着網・揚繰網・小臺網等を經營する者漸次其の數を増加して來た。内地型漁船の普及は漁具漁法の改良と共に近來著しく、其の數は大正元年に於て三千六百二隻に過ぎなかつたのであるが、昭和十年末に於ては二萬五千五百六十四隻を算し、實に二萬九千九百六十二隻約八、五倍の増加を示してゐる。

二、養殖漁業 漁業の獎勵と同時に水産物濫獲の取締を爲して其の蕃殖を保護し、更に進んでは人工増殖と需給の調節を圖る目的から養殖漁業をも獎勵してゐる、本府及各道に於てはわかさぎ・こい稚魚の配付、かき・のり等の養殖試験を行ふと共に廣汎な干潟淺海の開拓に資する爲、適種魚介藻類の適地を調査中であり、一方のり・かき・あさり及はまぐりの養殖事業の有望なるに鑑み、之が獎勵補助を爲し企業の促進を圖りつつあるのである。現在民間事業として最も發達してゐるのは全羅南道・慶尙南道及黃海道管内に於ける海苔養殖であり、之に亞ぐものは咸鏡南道永興灣・全羅南道・慶尙南道の牡蠣養殖であつて、其の他南鮮地方のうなぎ養殖も規模は大きくはないが、成績は見るべきものがある、昭和十年末に於ける養殖面積は二十五萬六千八十二平方畝に達し、其の收穫高は二百九十萬圓餘(四千)に上つてゐる。

三、水産物製造業 朝鮮人間に於ける水産物の加工は、往時漁獲物の保存法として單に之を鹽藏し又は乾製するに過ぎなかつた。其の方法は頗る拙劣で只鮮内の需要に應ずる程度であつたが、極力指導

に努めた結果逐年製造方法の改善と利用の増大を見、今日に於ては廣く内外地に其の販路を得るに至り品種の増加に伴つて著しく生産額を増加した。昭和十年に於ける製造高は内地人二千七百三十八萬圓、朝鮮人三千七百六十二萬圓、合計六千五百萬圓に達した。

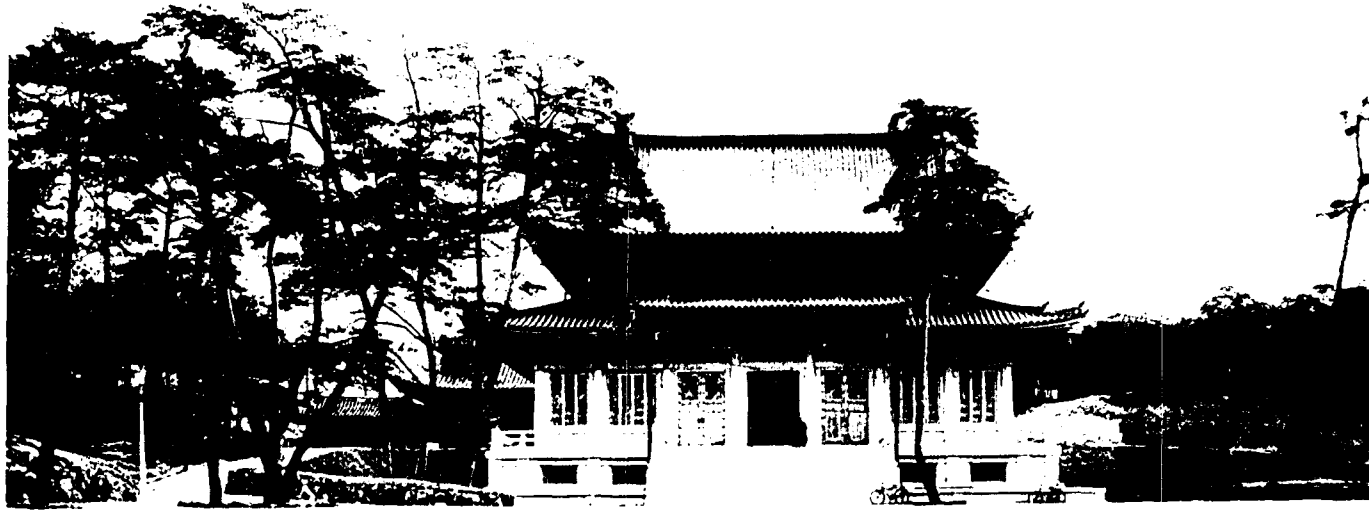
四、内地漁民の通漁 内地漁民の通漁は併合後著しく發展し、其の漁場區域は朝鮮全沿海に亙り、毎年春季より秋季に至るの間盛んであつて、朝鮮漁業の開發に幾多の貢獻を爲し來つたのであるが今日に於ては既に朝鮮居住漁業者さへ沖合及遠洋に進出すべき機運に至つた爲特殊のものを除いては朝鮮沿岸に通漁するものは著しく減少されつゝある。

五、内地漁民の移住及漁村經營 内地漁民の移住は關係内地府縣の獎勵と通漁の發展とに伴つて、南鮮地方から漸次北鮮地方に普及し、邊陲の地と雖團體移住又は單獨移住者少くない。

六、水産業の指導獎勵に關する技術員配置 日韓併合當時に於ては本府技術員以外は各道に一名乃至二名の技術員を配置したに過ぎなかつたのであるが、爾來本府及地方廳も多少の増員を行つて、昭和十一年十月現在に於ては國費に依る技術員は本府十四人、地方廳十五人、本府水産試験場二十二名、計五十一人、道費に依る技術員百餘人であつて朝鮮水産業の現状から見るときは猶十分は云へないが、夫々水産に關する各種の調査試験及指導獎勵に當つてゐる。

七、水産教育 水産の開發は漁業者の知識技能に負ふ所少くないのであつて、從來之が啓發上本府及地方廳の實地指導の外地方費に依る水産學校の設置又は漁業傳習講習に依り優良な當業者の養成に努め

て來た。現在水産學校としては慶尙南道の統營公立水産學校・全羅南道の麗水公立水産學校・平安北道の龍岩浦公立水産學校・黃海道の龍湖島公立水産補習學校の四校である。又水産傳習講習は道に依つて其の方法を異にするのであるが、漁業傳習に付ては大體一定期間講習船に乗組ましめ、實地に就いて其の漁具の使用及漁法を授け、製造傳習講習に付ては一定期間傳習地を定め又は巡廻的に之を行ふものであつて、此等の修了生に對しては成るべく共同して水産業を經營せしめる方針を採り、修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船漁具の購入補助金を交付して、其の技能を發揮せしむるに努め、漁村の中堅たらしむることを期してゐる。此等は概ね地方の模範漁民として漁村の開發に寄與する所少くない。



寺文博山畝春

一六 祭祀及宗教

殿 陵

朝鮮従來の祭祀中高麗朝以前の殿陵に對しては特に國家の儀制として従來の規格に依つて享祀の典禮を行ふものである。

一、殿は上古から高麗朝に至る迄の歴代始祖及特殊の功德のある先王の靈璽を勸請して、追遠報本の誠敬を致す齋場である。其の數は現に八箇所あつて、殿の名稱及其の所在地を列記すれば左の通りである。

崇烈殿 京畿道廣州郡

崇義殿 京畿道漣川郡

崇徳殿 慶尙北道慶州郡

崇信殿 慶尙北道慶州郡

崇惠殿 慶尙北道慶州郡

崇善殿 慶尙南道金海郡

崇仁殿 平安南道平壤府

崇靈殿 平安南道平壤府

二、陵は上古から高麗朝に至る迄の歴代王者の遺骸を埋葬した所謂墳墓であつて、現に其の所在の明瞭なるものは九十八箇所あるが、就中貨幣供饌の禮を以て、春秋兩次に享祀を行ふものは六箇所で、其の名稱及所在地を列記すれば次の通りである。

麗顯陵 京畿道開豊郡

朴赫居世王陵 慶尙北道慶州郡

昔脫解王陵 慶尙北道慶州郡

金味鄒王陵 慶尙北道慶州郡

箕子陵 平安南道平壤府

東明王陵 平安南道中和郡

但歴代始祖中百濟王の始祖陵は、其の所在が明でないので享祀を行ふに由なく、又駕洛（國史に任那と書するもの）の始祖陵は、従前より魂殿の享祀を行ふ際に併合して之を行ひ、陵墓祭は格別に之を行はない慣例である。

以上國家の儀制に屬する享祀の外に、先賢の學徳、烈士の節義を追慕し、且其の徳化を報謝する爲に書院又は祠宇を設立して享祀を行ふ儀制を公認したるものもあつて、特に教育の制度改革以前に在つては、書院は地方子弟に教育を施す設備であつたが、今は其の制度を改革して祠宇と同じく單に先賢の享祀を行ふ公認齋場となつたのである。そして其の員數は各道を通じて四十四箇所あつて、其の名稱及所在地は左の通りである。

崧陽書院	京畿道開城府	牛渚書院	京畿道金浦郡	深谷書院	京畿道龍仁郡
龍淵書院	京畿道抱川郡	坡山書院	京畿道坡州郡	鷺江書院	京畿道始興郡
江漢祠	京畿道驪州郡	德峯書院	京畿道安城郡	忠烈祠	京畿道江華郡
顯節祠	京畿道廣州郡	四忠書院	京畿道高陽郡	紀功祠	京畿道高陽郡
忠烈祠	忠清北道忠州郡	表忠祠	忠清北道清州郡	遜巖書院	忠清南道論山郡
魯岡書院	忠清南道論山郡	彰烈祠	忠清南道扶餘郡	武城書院	全羅北道井邑郡
筆巖書院	全羅南道長城郡	褒忠祠	全羅南道光州郡	西岳書院	慶尙北道慶州郡
玉山書院	慶尙北道慶州郡	紹修書院	慶尙北道榮州郡	金鳥書院	慶尙北道善山郡
道東書院	慶尙北道遼城郡	陶山書院	慶尙北道安東郡	屏山書院	慶尙北道安東郡
興巖書院	慶尙北道尙州郡	玉洞書院	慶尙北道尙州郡	濫溪書院	慶尙南道咸陽郡

忠烈祠	慶尙南道東萊郡	忠烈祠	慶尙南道晉州郡	忠烈祠	慶尙南道統營郡
褒忠祠	慶尙南道居昌郡	清聖廟	黃海道海州郡	太師祠	黃海道平山郡
文會書院	黃海道延白郡	鳳陽書院	黃海道殷栗郡	忠愍祠	平安南道安州郡
表節祠	平安北道定州郡	彰節書院	江原道寧越郡	忠烈書院	江原道金化郡
褒忠祠	江原道鐵原郡	老德書院	咸鏡南道北青郡		

神社 (地方課)

本府は大正四年八月神社の創立及移轉合併等に關する規則を定め、此の成規に遵由して神社を創立せるもの五十一に上り、地方著名の都市には概ね其の存置を見るに至つた。次に神祇を勸請して一般公衆の禮拜に供する小設備の神祠は二百八十七箇所あり、是れ何れも他日神社となるべき體性を有するものである。

官幣大社朝鮮神宮(京城南山御鎮坐)は朝鮮の總鎮守として 天照大神・明治天皇の二柱を奉祀し、大正十四年十月十五日鎮坐祭を執り行はせられ、爾來例祭を十月十七日と定め、勅使を差遣せらるることに御治定になつた。又昭和十一年八月一日京城神社(京城倭城靈鎮座)並に龍頭山神社(釜山府辨天町鎮座)の兩社をば國幣小社に列格仰出された。

宗教

祭祀及宗教

一、**宗教の概況**。佛教の傳來は遠く高句麗小獸林王二年であつて、爾來百濟・新羅を経て高麗朝の末に至る迄は大變隆盛を極めて來たが、其の反面頗る餘弊が出來たので、李朝に至つては之を庇護したこともあつたが、概ね佛教排斥の方針を執つて、寺額を減じたり寺刹の土田賦獲を官沒したり又は度僧の制限を行ふ等年を逐うて抑壓を加へて來た爲教勢甚だ衰えて、多くは荒廢に歸したのであるが、李太王三十三年の宣言に依つて信教の自由が許され、明治四十四年九月寺刹令施行と共に傳法布教等の宗教的活動を公認され、寺刹の財産は始めて完全に保有することが出來たので、數百年來衰えて來た佛教は茲に漸く蘇生の觀を呈して來たのである。爾來各寺刹は布教所を設置して、各本末寺聯合出資の下に財團法人朝鮮佛教中央教務院を創立して漸次講學布教の發展を見るに至り、現在本寺(本山)三一、末寺一千三百六、布教所二百三、僧侶五千九百二、尼僧九百八十六、信徒十六萬七千八百九十一人を數ふる狀況である。朝鮮佛教の宗旨稱號は其の進運に従ひ種々併立したが、李朝に於てはその合派滅宗を圖り世宗六年遂に禪教二宗を爲して今日に至つては多く兩者を併稱するに至つた、内地神道各派中最も早く朝鮮の布教に着手したのは天理教であつて明治二十六年である。現在は天理教・神理教・金光教・神習教・大社教・扶桑教・神道・黒住教・實行教及御嶽教の十派である。以上各派を通じて布教所二百七十八、布教者五百三十九、信徒十一萬三千二百餘、内朝鮮人二萬一千七百餘人である。内地佛教の朝鮮に於ける布教は天正十五年眞宗大谷派系の僧侶奥村淨信が釜山に來たのがその創めである。其の後文祿の役に遭ひ同派の布教も亦其の跡を絶つたが、明治十年淨信の後裔圓心等が再

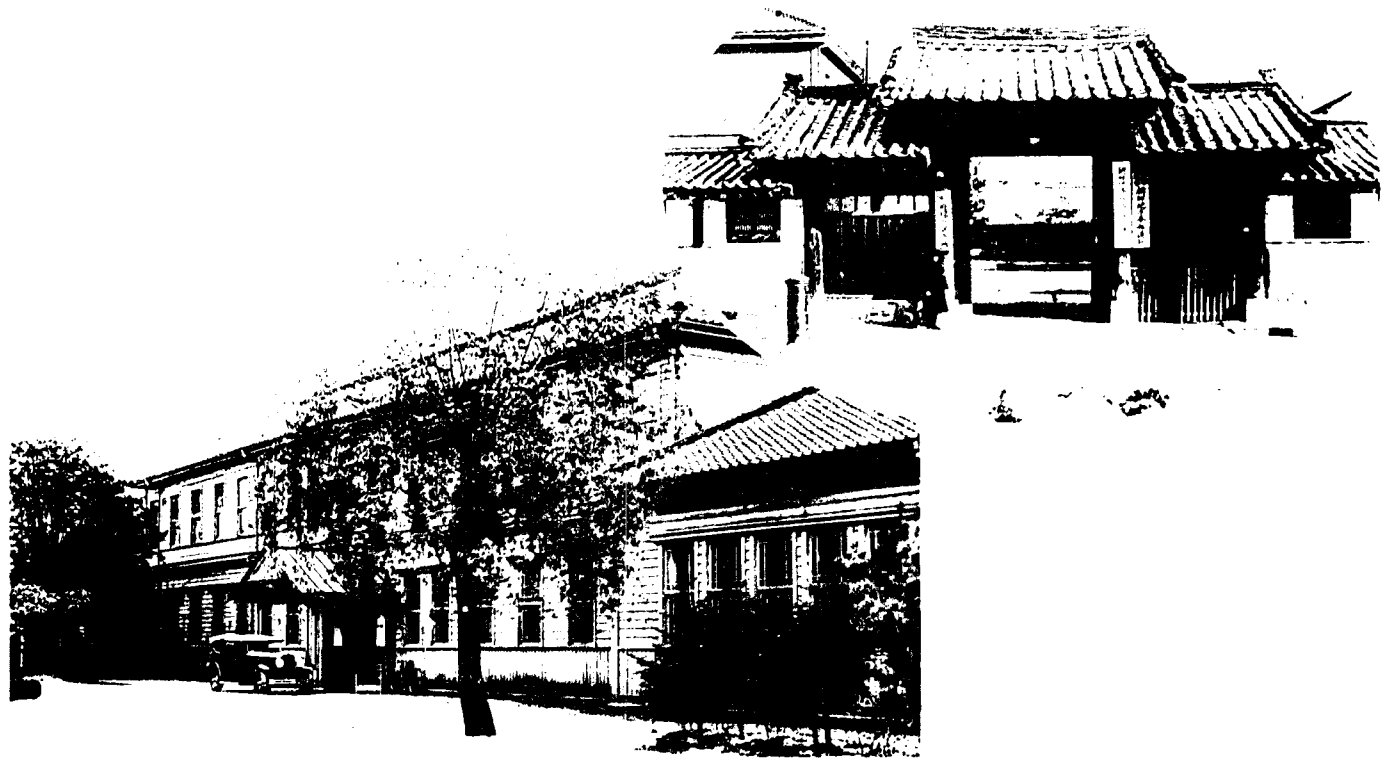
び釜山に開教し又同十四年には日蓮宗の渡邊日蓮も釜山に會堂を建て、同二十八年には眞宗本願寺派、同三十年には淨土宗等の諸宗相次いで布教師を派遣し、殊に併合後は信徒の結集、寺院・布所等の設備年年増加するに至つた。現在朝鮮布教に従事する宗派は眞宗・日蓮宗・淨土宗・眞言宗・曹洞宗・臨濟宗・黃檗宗及天臺宗に屬する二十八派であつて寺院百十五、布教所五百十七、布教者六百八十九、信徒二十八萬五千餘、内朝鮮人一萬四千七百餘人を數へるのである。

基督教は十八世紀の中葉朝鮮から清國に使した者が北京から歸朝する時に天主教の聖書を輸入したのが濫觴である。其の後李朝正祖王の八年政府から嚴禁されたのにも拘はらず、更に再燃したこともあつたが、遂に其の旺盛を見ることを得ず、憲宗王の二年佛國人が竊に京城に於て布教に従事し、京畿忠清兩道に互つて教旨を傳へたが政府の迫害依然として止まなかつたのである。斯うして李太王の十年に至り大院君勢力を失墜して、政治上の關係を絶つに及んで基督教に對する取締も漸次寛大になつて、同王の十九年以後歐米諸國との外交關係が成立してから天主教も亦教勢を回復して、爾來漸次隆盛になり、又露國正教會の朝鮮傳道は李太王の光武四年に開始されて、日露戰役の際一時傳道を停止したが其の後復興した。新教基督教は李太王の二十一年米國北長老派の宣教師が入鮮したのを宣教の第一歩とし次で翌年には更に同派の宣教師並に美監理派の宣教師も渡來して、京城・平壤其の他に布教所を設け、學校・病院等の經營に着手したのである。爾來諸派宣教師の渡鮮年と共に多くなつて現在外國人の關係して居る教派は朝鮮耶穌教長老會・基督教朝鮮監理會・聖公會・第七日安息日耶穌

再臨教・東洋宣教會・救世軍及東京四谷宣教會基督教會の八派である。又内地人新教基督教は明治三十七年日本基督教會傳道局から牧師を派遣して、最初釜山に教會を設立して傳道を開始し、同年又日本メソヂスト教會・日本組合教會も渡來したのである。現在は以上の外に東洋宣教會ホーリネス教會及基督同信會がある。又一方朝鮮人側を見るに大正七年元長老派の牧師金庄鎬が別に黃海道鳳山郡に朝鮮基督教會を組織した、又同十一年日本組合基督教會は其の經營方針を變更して、朝鮮人側の布教は之を柳一宣に委任することになつて京城に朝鮮會衆基督教會を設立したのである。爾來各派も其の教旨の宣布に努めて相當發展しつつある有様である。以上新舊各派を通じて現在布教所四千四百九十三、布教者二千八百三十、内外國宣教師三百八十六、信徒内地人九千四百餘、朝鮮人四十五萬九千四百餘、外國人三百九十餘、合計四十六萬九千二百餘人である。

二、**宗教團體の社會事業** 宗教團體の社會的施設に致しては基督教が最も多く、佛教之に亞ぎ、神道も亦漸次之が開始を見るに至つた。内鮮佛教團體の經營する主なるものを舉ぐれば、専門程度の學校一、中學程度のもの四、初等程度のもの七、幼稚園五十五、講習所及書堂二十四箇所である。又隣保救濟の事業としては眞宗大谷派の向上會館・淨土宗の和光教園・共生園・京城・仁川・大田・光州・平壤及羅南に於ける内地佛教各宗聯合の京城佛教慈濟會・仁川佛教悲田院・大田佛教慈濟會・光州佛教慈光會・平壤佛教廣濟會及羅南行旅病人救護所等がある。基督教の事業は多く外國宣教師に依つて經營され、新舊各派を通じて學校は専門學校四、高等普通學校四、女子高等普通學校六、普通學校三十一

の外、中等並に初等程度の男女學校二百、幼稚園百八十一、講習所及書堂二百三である。又特殊の學校としては盲啞學校一箇所を經營してゐるのである。醫療事業には監理及長老聯合の世富蘭德病院外二十九箇所の病院並に麗水・達城・義城・東萊の各地に癩病院を經營し、有料患者を取扱ふと同時に貧困者に對しても施療を行つて居るのである。其の他社會事業には天主教の京城・仁川・大邱の孤兒院・義州に於ける養老院・朝鮮耶穌教長老會の東山病院嬰兒部・平壤養老院・昌信養老院・大同孤兒院・基督教朝鮮監理會の公州中央嬰兒院・聖公會の聖彼得孤兒院・救世軍の育兒ホーム・女兒ホーム・婦人ホーム等があるのである。



朝鮮總督府警察官講習所內正門



習演外野の官察警境國



落部地在所同及所在駐官察警他美署察警浦滿
(所視監 印X 樓望 印O 台島所在駐 印△) 備防るけ於に

一七 警察

治安狀況

朝鮮の治安は大正八年三月一日に起つた騷擾事件後一時平靜を缺き、不安の氣四方に漲り、屢々兇暴行爲が敢行せられたが、其の後警察制度の一大改革を行ひ、銳意警察諸般の施設を整備し、且つ警察力を充實したので不穩な事件漸く跡を絶ち、時日の経過と共に一般民衆も迷惑から醒め、曾て不逞行動に参加したる者にも前非を悟つて官憲に歸する者が續出したのであつた。當時の不逞企畫乃至之に關聯する各種の犯罪事件は在外不逞者の使喚煽動に原因したものが多かつたが、鮮内の人心が安定すると共に國外に於ける不逞團の聲望も衰へ、辛うじて餘喘を保つに過ぎないやうな状態に陥つた。さうして大正十年以降内外の形勢一變して著しく平穩になつたのであるが、たゞ國境地方だけは對岸に根據を有する匪賊の出沒が尙絶えなかつた。然しこれも大正十四年六月支那官憲との協定成立して以來支那官憲の誠意ある取締り一面國境警備の強化によつて徹底的に掃蕩せられ、殆ど其の影を絶つに至つた、然るに昭和六年九月十八日滿洲事變勃發以來國境對岸一帶に互り匪賊の蠢動往年の狀況に復歸し朝鮮軍警の越境討伐に依り稍々安定を見たるも毎年草木繁華期に至るや盛に活動を開始する状態なる爲め朝鮮軍派遣部隊及滿洲國軍の大部隊をして大討伐を爲さしめ其の根據地を壊滅したるを以て大集團の匪賊は減少したるも

彼等は奥地に分散したるに過ぎず其の兇暴行爲は依然として小數匪賊に依り繼續せられつつあり、而して本年中（昭和十年）に於ける此等匪賊の出沒は五、五三一回、延人員一九三、五一九名、被害殺人四百二十五名、拉去四、四七九名、警察官の越境九一回に上り出沒回数被害共に昨年に比し稍々減少を見たるも形勢未だ樂觀を許さず國境警察官は其の鎮壓の爲寸隙も油斷ならない状況にあり。

定 員 配 置

警察機關に付ては本府に警務局を置き、警務局長以下事務官・技師・通譯官・厨・技手及通譯生を配置し、警察及衛生の事務に當り、地方に於いては道知事警察及衛生の事務を司り、道に警察部を置き、警察部長は道事務官を以て之に充て、警視以下を指揮監督せしめて居る。昭和八年末の警察職員は左の通りである。

事務官	警	視	警	部	警	部	補	巡	査	計
三	五	四六	七〇	一八、二五	一九、四〇					

警 察 區 劃

警察署の管轄區域は行政區劃を基礎として、一府郡に一警察署設置を原則として居るのであるが、地方の事情に依つて二警察署以上を配置して居る所もあり、現在二百三十七府郡島に對して二百五十二の警

警察署を配置して居る。警察署管内には派出所駐在所を設けてある。派出所は警察署所在地に、駐在所は警察署所在地外に置いて居る。駐在所は原則として一面一駐在所主義に據つて居るが、地方の事情に依つては一面に二箇所以上設置して居るころもあり、現在二千三百九十四邑面に對して二千三百十八箇所の駐在所二百十二箇所の派出所を設置し、又國境警備其他臨時特に警戒を要する地點百八十一箇所に警察官出張所を設置して居る。

警察官の養成

警察官養成の機關としては京城に警察官講習所、各道に巡查教習所があつて、警察官若は警察吏たるべき者に對して學術及實務を教授して居る。警察官講習所は朝鮮總督の管理に屬する獨立の機關であつて、講習科及教習科を置き、講習科は本科及別科に分け、本科は現に監督者である者又は將來監督者たらんとする者に對して德操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的として居り、其の修業期間は九箇月乃至一箇年である。別科は現に特種勤務に従事し、又は將來特種勤務に従事せんとする者に對して其の德操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的として居つて修業期間は其の都度定めらる事になつて居る。教習科の修業期間は四箇月であつて、朝鮮全土に配置する内地人たる初任巡查に對して警察官に必要な訓育教養を施すのである。各道の巡查教習所は警察部に置かれ、初任朝鮮人巡查の教養機關になつて居る。

여 백

衛生

道名

道名	公立	私立	計	人別	官廳奉職	開業	其他	計	醫生	限地醫業
忠清南道	二	二	四	外 內 鮮 地 人 人	一六三	一四三	一	一四四	一七	一四六
全羅北道	三	五	八	外 內 鮮 地 人 人	一六〇	一四三	一	一五五	一四	一三九
全羅南道	五	六	一一	外 內 鮮 地 人 人	一三三	一四四	一	一五五	一五	一八〇
慶尙北道	四	七	一一	外 內 鮮 地 人 人	一三三	一四四	一	一五五	一六	一八三
慶尙南道	五	五	一〇	外 內 鮮 地 人 人	一五七	一四三	一	一六〇	一七	一四二
黃海道	二	三	五	外 內 鮮 地 人 人	一六四	一四四	一	一五五	一八	一〇二
平安南道	二	三	五	外 內 鮮 地 人 人	一四四	一四四	一	一五五	一三	一六六
平安北道	四	七	一一	外 內 鮮 地 人 人	一五五	一四二	一	一五五	一〇	二九

病生

院

人別

醫

開

業

其他

師

計

醫生

限地醫業

道名	忠清北道		京畿道		道名	人別	合計	合計	合計	合計
	外人	内地人	外人	内地人						
齒科醫師	奉職	1	1	1	3	1	5	1	1	1
	官廳職	1	1	1	3	1	6	1	1	1
	開業	3	3	2	6	1	1	1	1	1
	其他	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	計	3	3	2	6	1	1	1	1	1
	入業	5	6	1	8	9	1	1	1	1
	官署職	1	1	1	3	2	1	1	1	1
	其他	4	3	1	3	3	1	1	1	1
	限地	1	1	1	3	2	1	1	1	1
	計	2	3	1	3	3	1	1	1	1
看護婦	官署職	3	8	2	7	1	1	1	1	1
	其他	1	4	6	4	1	1	1	1	1
	計	4	3	8	11	2	2	2	2	2
	計	4	3	8	11	2	2	2	2	2

同上 (其の二)

衛生

道名人別

平安南道	黃海道	慶尙南道	慶尙北道	全羅南道	全羅北道	忠清南道	道名人別
外鮮 人人	外鮮 人人	外鮮 人人	外鮮 人人	外鮮 人人	外鮮 人人	外鮮 人人	
113	111	111	113	111	112	111	奉官廳
106	122	156	103	164	155	163	開業
112	111	111	111	111	111	111	其他
133	102	166	105	175	157	163	計
181	151	172	172	139	165	162	營入業商
140	112	125	125	159	110	127	奉官公署
179	165	138	127	163	136	164	其他
111	111	111	115	144	111	111	産限地
183	164	124	149	154	139	163	計
126	124	174	125	136	163	193	奉官公署
433	135	159	155	136	374	160	其他
450	129	133	166	130	336	155	計

齒科醫師

營入業商

奉官公署其他

産限地

計

奉官公署

其他

計

看護婦

合 計	計		咸鏡北道		咸鏡南道		江原道		平安北道	
	外 人	内 地 人	外 人	内 地 人	外 人	内 地 人	外 人	内 地 人	外 人	内 地 人
153	15	138	11	5	11	2	11	2	11	1
33	19	149	5	3	2	6	9	6	3	9
11	11	11	11	3	11	11	11	11	11	11
77	19	58	5	4	2	8	8	8	3	8
22	2	85	7	2	3	7	6	7	4	5
10	10	108	4	6	2	7	1	3	7	4
17	17	135	3	8	5	9	3	9	4	5
168	17	145	11	1	11	1	11	2	1	6
22	24	55	5	5	7	9	4	4	3	6
8	15	72	1	5	1	9	6	3	1	3
178	20	158	10	5	3	7	6	9	1	8

又各道に在る傳染病院及隔離病舎は昭和九年末の數左の如し。

傳染病院	隔離病舎	官立	公立	私立	計
1	1	1	6	1	6
381	381				381

一、醫師及齒科醫師 僻地に於ては醫師の分布今尙稀薄であつて、前記醫療機關表に示すが如く、昭和十年十二月末に於ては其の總數僅に二千四百六十二名に過ぎず、之を人口に對比すれば醫師一名に付

人口約八千四百三十名に當り、しかも其の多數は都會地に集中して居るので、朝鮮人の大部分は在來の醫業者である醫生の診療に俟たなければならぬのである、之が爲京城醫學專門學校に於て醫師の養成を爲す外、大正十二年に醫師規則第一條の規定に依りセブランス醫學專門學校を指定し、更に毎年二回醫師試験を施行して銳意之が普及を圖つたのであるが、尙優良なる醫師養成の要を認められたので、同十三年五月京城帝國大學に醫學部を設置し、更に昭和五年三月慶尙北道立大邱醫學講習所及平安南道立平壤醫學講習所(昭和八年三月何れも醫學專門學校に昇格)を指定したのであるが、朝鮮内に於ける醫師の普及は前途尙遼遠である。齒科醫師は昭和十年十二月末に於て全鮮を通じ其の數僅に七百三十九名を算するに過ぎず。齒科醫師の要望最盛なる現時に於ては到底其の要求に應ずることが出來ないので、入齒營業者を許可して之が不足を補充しつゝあるのであるが、同營業者は専ら技工に従事し、醫術の素養が無いので、大正十年六月齒科醫師試験規則を發布し、更に同十四年二月齒科醫師規則第一條の規定に依り京城齒科醫學校(昭和五年一月京城齒科醫學專門學校に昇格)を指定し、極力優良なる齒科醫師の充實普及に努めつゝあるのである。然れども一般醫師及齒科醫師の普及は容易ならざる状態であるので、邊陲の地に於ては醫術及齒科醫術の經歷を有する者に地域及期間を限つて營業又は入齒營業を免許しつゝあるのである。都市に於ては内地人移住の増加に伴ひ漸次醫療機關の充實を見つゝあるのであるが、僻地に於ては僅に道立醫院の巡廻診療等に依るに過ぎなかつたので、大正三年四月公醫制度を布いて全鮮に百三十七名の醫師を配置し、主として民間診療を爲さしむるに共に、各官廳の衛生事務に従事せしむるこ

こゝしたのである。現在定員百八十三名であつて、一人當年手當平均一千五百圓を給し、人材の招致に意を致しつゝあるものであるが尙將來増加の必要があるのである。

二、**醫生** 醫生に二種ありて、一は大正二年十一月發布の醫生規則に依り朝鮮人にして本則發布前二年以上醫業を免許したる者に對して永久に醫術の開業を免許したる者、一は醫生に就き三年以上醫業を修習したる者に對し、地域を定め五年以内の期限を付して其の開業を免許せる者である。朝鮮人は主として此等の醫生に依つて醫療を受けつゝあるのみであるから、醫生は朝鮮に於ける重要な醫療機關の一であつて之に醫術の教養を施すことは重要なことであるので、教育規程を發布し公醫を教師として醫生の教養を行はしめつゝあるのである。

三、**産婆** 從來朝鮮人は一般に分娩に際して他人の介補を嫌忌せし爲め朝鮮人にして産婆を業とする者は無かつたのであるが、近時漸く其の效用を認むるやうになつて來た。内地人産婆は漸次其の數を増加するも、多くは都會地に開業し、僻地に於ては殆ど其の影を見ざる状態であつたので、京城帝國大學醫學部附屬醫院及大邱・平壤・咸興の道立醫院・鐵道醫院等に於て之が養成を爲す外、大正十三年九月セブランス聯合醫學專門學校附屬醫院産婆看護婦養成所を、昭和七年三月釜山府立病院附設産婆看護婦養成所産婆科を指定するに共に、各道に於て産婆試験を行ひ、以て其の増加を圖りつゝあるのである。

四、**看護婦** 醫師・醫院の増加に伴つて看護婦の需要漸次増加し來つたので、資格を限定し、且業務上

の取締を爲すの必要を認め、大正十一年五月看護婦規則を制定し、内鮮其の資格を共通とし、産婆と共に前記各醫院及公私病院に於て之が養成を爲すの外、各道に於て試験を施行し之が増加普及を圖つて居る。

五、種痘施術生 種痘普及の爲、明治三十二年各道に種痘認許員を設置し、其の素養ある朝鮮人には男女を通じて之を認許したのであるが、古來朝鮮婦人は男子に近接するを忌むを以て、内地人に對しては特に婦人にのみ許すこととした、尙大正十二年朝鮮種痘令公布に伴つて從來の種痘認許員を種痘施術生と改めた。

藥品取締

一 藥品 藥品に關しては明治四十五年三月藥品及藥品營業取締令を公布し、藥劑師・製藥者・藥種商・賣藥業者等の各業務範圍を限定し、毒藥劇藥の販賣授與に嚴重なる制限を加へ、殊に阿片煙の密輸入不正販賣、吸煙に關しては朝鮮刑事令の規定に依りて之を取締つた。然るに歐洲戰亂以後阿片等の價格暴騰に因り、平安北道及咸鏡北道に於て阿片の製造を爲す者が續出したので、大正八年六月朝鮮阿片取締令を公布し、罌粟の栽培を制限し、生産阿片は政府に收納して賠償金を交付し、同時に醫藥用阿片及製藥用阿片は政府の專賣として賣下又は交付規定を設け、其の販賣授與に付ても亦嚴重に取締を爲したので、朝鮮刑事令の勵行と相俟つて阿片煙の吸飲は全く其の跡を絶つに至つたのである。然し

ながら之と共にモルヒネ類の注射服用を行つて阿片烟吸飲に代へ、其の害阿片に譲らざるものがある
ので、之を防止する必要と共に國際阿片條約を履行する爲、同九年十二月モルヒネ・コカイン及其
の鹽類取締に關する府令を公布して麻藥類の輸入を制限し、且鮮内に於ける製造販賣に付ても亦嚴重
なる取締を加へたが、尙鮮内取引及所有所持に關し不備の點があつたので、同十二年及十五年の兩年
度に互り右府令を改正し、如何なる者も此種藥品の購入に際しては警察署の身分證明又は認證を必要
とし、右手續を了しない者に對しては一切其の所有所持を禁止した。然しながら麻藥類の密賣及濫用
其の跡を絶つに至らなかつたので、製藥用阿片の賣下を廢止し、昭和五年三月より專賣局に於て鹽類
モルヒネ及鹽酸デアセチールモルヒネの製造賣下を爲すこととし、以て麻藥類の取締を一層嚴にした
のである。更に昭和十年四月朝鮮麻藥取締令を制定し更に取締の完璧を期しつつある。

其の他賣藥検査規程を定め、又大正二年七月藥品巡視規則を施行して漸次藥品及賣藥の精良を期し、
併せて一般藥業者に對する取締を勵行しつつある。

二、**藥劑師** 藥劑師は他の醫療機關に比し遙に少數であるので藥種商を許可し、漸く藥品需給の圓滑を
圖つたけれども、藥品に關する知識に乏しく危険少くないので、大正五年に藥劑師試験規則を發布し、
同十四年に朝鮮藥學校を指定し、更に昭和五年九月京城藥學專門學校を指定し、以て藥劑師の養成普
及に努めつつあるも、同九年十二月末調査に於ける藥劑師の數は僅に三百六十三名に過ぎないのであ
る。

飲食物及其の他物品の取締

飲食物其の他物品の取締に付ては、牛乳營業取締規則・衛生上有害飲食物及有害物品取締規則・清涼飲料水及冰雪營業取締規則並メチール・アルコール^(木精)取締規則等を發布し、且本府及各道に衛生試験室を設置し、藥劑師たる技術員をして飲食物及飲食用器具並に藥品・賣藥等の化學的試験に當らしめ、以て不良飲食物・藥品賣藥等の取締に遺憾なきを期しつつある。

昭和九年十二月末に於ける衛生試験件數左の如し。

記

品 種 名	件 数	適 否
藥 品	三、九八八	八五八
賣 藥	五、二四六	一、四九二
水	二四、五六二	一一、七九五
酒 類	三、五五三	四五一
氷及氷雪・清涼飲料	八、七一四	一、八一
飲 食 器 具	七九九	一四五
雜 類	四、三九九	四六五
計	五一、二六一	一七、〇一七

三四、二四三

屠場 及 屠畜

屠場の取締は韓國政府の發布に係る屠獸規則及各理事廳公布の規程に依り各道に於て適宜規則を制定して來たが、大正八年十一月屠場規則を發布して以來全く統一を見るに至つた。昭和十年末に於ける屠場數は千三百九十一箇所で、昭和十年中の屠畜總頭數は六十八萬七千六百六十五頭である。而して屠畜中最も多いのは豚の四十三萬六千四百五十五頭で、之に亞ぐのは牛の二十五萬四百九十五頭である。

牛乳搾取所及牛乳取締

朝鮮人は從來牛乳を用うることが少く、唯内地人又は外國人に於て需要せらるゝばかりであつたから、何等法規の存するものがなかつたが、併合以來朝鮮人間の需要漸次増加し、營業者の數も亦増加した爲明治四十四年該規則を發布し、爾來之を勵行してゐる。昭和十年末の搾乳營業者は百二十八名、乳牛飼養數は千八百二十八頭で、同年中に搾取販賣せる量は二百四十六萬一千八十六立である。

汚物掃除

汚物掃除に關しては從來府邑面に於て勵行し、又春秋二季の清潔方法の如きも、既に十數年來警察官署に於て地方民を指導して其の慣習を馴致して來た結果、今では都鄙共に進んで之を行ひ、便所・井戸・

下水の改修も亦此の機會に着々實行せられ、衛生状態は逐年面目を改めつゝあるが尙之が完璧を期する爲昭和十一年六月朝鮮汚物掃除令を發布し近く之を府に施行の豫定である。

上 水

一、水道 一般に飲料水が不良であるので之が改良の必要を認め、併合以來毎年國費及道費及道費補助の下に地方をして水道の敷設及模範的公共井戸の掘鑿を行はしめて居る。

現今水道の設備あるは京城府・仁川府・開城府・永登浦邑・北面・清州邑・大田邑・公州邑・江景邑・論山邑・天安邑・鳥致院・群山府・全州邑・裡里邑・木浦府・光州邑・麗水邑・順天邑・高興面・羅老島・莞島面・大邱府・金泉邑・浦項邑・慶州邑・釜山府・晋州邑・統營邑・馬山府・三千浦邑・密陽邑・東萊邑・固城邑・鎭海邑・海州邑・載寧面・延安面・黃州面・平壤府・鎭南浦府・安州面・蔚山邑・金海面・新義州府・義州邑・宣川邑・江界邑・春川邑・鐵原邑・平康面・通川面・咸興府・興南邑・元山府・衛益面・洪仁面・波道面・清津府・羅南邑・城津邑・會寧邑の六十二箇所なり。

二、公共井戸 公共井戸の改良に關しては明治四十三年以降國庫補助に依り掘鑿又は改修せしむるの方針を執り、大正八年度より一定の財源を與へ、國庫補助を廢して之を地方費に移し、爾來益其の改善を加へ、各地水質検査に相俟つて漸次飲料水の供給を潤澤ならしむるに至つた。

傳染病豫防

朝鮮に於ける傳染病に就いては古い記録がないので之を詳にすることが出来ぬが、かなり流行して民心を脅威し且被害激甚であつたことは、其の傳はる迷信・傳説等に依つても想像し得られる。舊韓國政府は光武三年（明治三十二年）傳染病豫防規則を制定實施したが、其の規程は不備であり且施設の見るべきものなく甚だ幼稚なものであつた。其の後委任統治となり、日韓併合となつて以來傳染病豫防令其の他諸種の法令を發布し海港檢疫所をも設置して、稍其の形體を備へるやうになつた。然し民衆中には尙種々の迷信に囚はるゝ衛生思想の低級者多く、從來動もすれば豫防處置を忌避し往々之に反抗する者等があつて防疫上障碍を受けたが、大正十三年傳染病豫防令を改正し指定病數を十種とし疑似症及病原體保有者の措置に關する規定を完備し、昭和三年六月一日より傳染病豫防令施行規則を改正實施するに共に各般の施設改善及取締の勵行に努めつつあるので漸次面目を一新する状態となつた。

一、コレラ 流行の歴史極めて古く、李朝に入りても、大小の流行を繼續し、就中成宗・中宗・正祖の朝等には殆ど全域に亙る流行を惹起し、正祖朝の死亡者のみにて三十七萬九百七十九人を出したるこゝがある。併合後に於ても昭和十年迄二十五箇年間に於て十五箇年に亙りてコレラ患者發生し、其の總數四萬四千二百十一人、死者二萬七千六十人を出したが、就中大正八年の患者は一萬六千九百十五人、死者一萬一千五百三十三人、保菌者千七十七人、同九年には患者二萬四千二百二十九人、死者一萬

三千五百六十八人、保菌者三千七百六十五人を出した。

鮮内に侵入するコレラは主として其の淵源を上海地方に發し、一は内地諸港の一は滿洲を経て侵入するものであるから、本府に於ては例年コレラ患者上海に發生せし時を以て第一期として、沿海及國境地方民に豫防注射を實施するに共に、海港檢疫の嚴行に努めるのであるが、支那及滿洲の衛生狀況は容易に之を知り難く、而も内鮮滿支間に於ては下級船舶の交通頻繁にして更に北方一帶國境を接するを以て、警戒線の間隙に乘じ不慮の侵襲を蒙る狀況である。一朝之が侵襲を見んか衛生施設の不完全及民衆衛生思想の缺如は忽ち流行を増大せしむべきを以て、本府は大正十年コレラ豫防宣傳の爲、活動寫眞フィルムを作成し、各道に配付するに共に海外に於けるコレラ狀況の周知に努め、一般民の警戒心を喚起せしむる等、深甚の考慮を拂つてゐる。

二、痘瘡 本病は古來一般朝鮮人の間には人生の免るべからざる災厄であるに迷信が行はれ、毫も豫防の方法を講ぜないばかりでなく、種痘施行の命を受くるや徒に疑懼の念を抱いて之を避忌するの狀況であつたから、大正十二年朝鮮種痘令を公布し、萬難を排して其の強行に努め、一面痘瘡豫防宣傳フィルムを調製して各道に配付し、豫算及警察官署に於ける従事職員の能力の許す限り大いに之が宣傳に努めた結果、漸次患者の減少を見たが往々滿洲地方より病毒侵襲し、各地に流行を惹起する事例もあるので種痘の徹底を期するに共に防疫の最善を盡してゐる。

三、赤痢・腸チブス 本病は到る處に其の病毒潜在し、四季を通じて小流行を起すので豫防宣傳活動寫

眞の映寫竝に衛生講話、ボスターの配布等凡有方法に依り民衆思想の啓發に努める。共に飲料水の改善、便所下水の改良、豫防注射の無料實施に意を用ひてゐるが、大正十三年豫防令の一部を改正して菌保有者に對する制限を設け、特に菌保有者の檢索に努めてゐる、又近時徑口免疫法の研究發達に伴ひ、木府に於ては昭和七年以來赤痢・チブス等の豫防内服薬を製造して、之を一般に有償頒布し、事前豫防上良好なる成績を收めて居る。

海 港 檢 疫

海港檢疫は警察官署の管掌に屬し、疆外より來る船舶に對して之を行ふものであるが、常時に於て檢疫を行ふ港は仁川・群山・木浦・釜山・鎭南浦・龍岩浦・新義州・元山・城津・清津・雄基及羅津の十二港である。

痘 苗 製 造

痘苗は木府獸疫血清製造所に於て之を製造してゐるが、府邑面及警察官署に於て施行する種痘用を無料とし、京城帝國大學附屬醫院・道立醫院・藥劑師・藥種商の請求に依り賣下ぐるものは定價の二割減である。又間島は地域相接し、同地に於ける種痘の疎密は直に朝鮮に影響すべきを以て、同地公種痘に對しては特に無料配付を爲して居る。

慢性傳染病

慢性傳染病中主なるものは癩及結核である。

一、癩 癩患者は昭和十年八月一齊調査の結果に依れば其の數一萬三千七百四十人を算してゐる。而して之が療機關としては全羅南道小鹿島に官立癩療養所一あり、大邱・釜山及全羅南道麗水の三箇所に外國人の經營する私立癩療養所がある。官立癩療養所たる小鹿島更生園は昭和八年度迄は七百七十人の收容定員であつたが、朝鮮癩豫防協會より患者三千人を收容するに必要なる土地建物其の他の設備を整へて寄附したので、昭和九年度官制を改正して大擴張を行ひ、新に二千人を増加し昭和十年度に於ては更に一千人を増加して、收容人員三千七百七十人の大療養所となつた。

私立療養所たる大邱癩病院に約六百人、釜山癩病院に約六百人、麗水の愛養園に約七百五十人を收容してゐるが、此等私立療養所に對しては大正十三年以降毎年度三箇所を通じ六萬圓乃至七萬圓の國庫補助を爲して居る。又私立療養所の所在地附近には收容を希望して各地より蟻集し、癩部落を形成し、相助會を設け居る狀況であるから此等患者に對しても本府製造に係る治療薬を無料給付し、憐むべき患者の精神生活を強調せしむるに共に救濟を爲してゐる。

二、結核 朝鮮に於ける結核病蔓延の程度は未だ充分明かでないが死亡届等に依り統計表に現はれたものゝみでも昭和十年中の本病死亡者數は一萬一千三百二人を算し之を内地に比すれば寡少低率である

が之は朝鮮に於ける醫療機關の現狀其の他の事情から見て結核として表はれないものがある關係で内地の割合を以て推算すれば朝鮮に於ける一箇年の結核死亡者數は約四萬人、患者數は四十萬人に達するものと思惟せられ之等の大半は社會の中堅たる青壯年者にして國民保健上齎らしつつある慘禍の大なるは勿論産業・教育・國防等に及ぼす影響尠からざるは洵に寒心に堪へざる次第である。

結核の豫防に關しては大正七年の結核豫防に關する府令を發布し病毒傳播防止の取締を爲しつつあるが本病豫防の如き社會的事業は官民協力の必要あるに鑑み本府は曩に結核豫防協會の設立を提唱したる處多數官民有力者の賛成に依り昭和十一年四月朝鮮結核豫防協會を設立し、更に各道に於ても夫夫道結核豫防協會を設立し一般社會に對する結核豫防思想の普及啓發に寄與しつつあるが漸次社會的事情に適應した豫防施設を進むる様對策を考慮中である。

地 方 病

朝鮮に於ける地方病は肺デストマ・十二指腸蟲・マラリア等である。肺デストマは古來疆内各地に浸潤し害毒の大なるものがあつたが、本府は大正十一年より十二年に亘り各道をして本病の分布其の他の基本調査を實施した結果、豫想外多數の患者を發見し、本病の蔓延は一般朝鮮人の嗜好するモクヅ蟹・ザリ蟹等の生食に基因するものであることを證明したので、之が豫防の爲、本病の感染經路を示した活動寫眞映畫を調製し、各道に配付し、其の他豫防宣傳・講話會等を開催して民衆の自覺喚起に努むるこ

共に大正十三年六月モクヅ蟹及ザリ蟹の採取及授受禁止に關する府令を發して、之が取締を嚴にし、一面罹病者の治療方法を講じて來たが、其の後十年を閲して蟹類生食の危険が周知せられ、肺ヂストマ患者は漸次減少を見るに至つた。此等蟹類は火食するに於ては人體に肺ヂストマを感染せしむる虞がないばかりでなく、農村疲弊の折柄相當食用ともなり、經濟的價値が少くないので、昭和九年八月一日限り該府令を廢止して、其の取締方法を道知事に委し、地方の實情に即せしむるに共に、蟹類火食の風習を馴致する方策を採つて居る。

十二指腸及マラリアは各地に散在して居るので、民衆の衛生思想を啓發して自衛心の喚起を促し、豫防治療の誘掖に努めてゐる。

家畜傳染病

家畜傳染病中其の慘害の最も甚大なものは牛疫・牛肺疫・口蹄疫・炭疽・氣腫疽の類で牛疫・牛肺疫・口蹄疫は接壤滿洲地方に常在して屢國境地方に侵襲し、時に或は大流行を極め、爲に交通・産業・經濟上大脅威を來す例が少くない。炭疽及氣腫疽は朝鮮内に常在して毎年各地方に續發し、其の害毒を流すこと甚だ大である。仍て本府では、夙に之が防疫施設を講じ、大正四年に獸疫豫防令を制定施行して病獸の早期發見、病毒傳播の防止、豫防液又は免疫血清注射の勵行等を期するに共に、同七年には農商務省所管の在釜山獸疫血清製造所を本府所管に移し、尙國境樞要地十八箇所に血清貯藏庫を設置して豫防液

及免疫血清類配給貯藏の便を計り、或は牛痘・口蹄疫豫防の爲に滿洲側よりの牛羊等輸入を停止し、或は鼻疽豫防の爲に滿洲及西比利亞より輸入する馬・驢・騾等に對し檢疫を施行することとし、以て病毒の侵襲に備へたのであるが、時勢の變遷技術の進歩につれ、從來の獸疫豫防令に不備の點を生じた爲、昭和五年朝鮮家畜傳染病豫防令を制定し、同七年九月同令規程規則を發布して同七年十一月一日より施行し獸疫豫防令を廢止したのである。而して此等の防疫機關として大正十三年度迄は平安北道五名、咸鏡北道三名其の他の道に在りては各一名の專任獸醫務囑託を配置し、警察官及郡並畜産組合技術員を協力して防疫に努め、更に同十四年度より平安北道に五名、咸鏡南道に一名、咸鏡北道に三名、同十五年度より平安南道に三名を増員して順次防疫機關の擴張を圖り、又同十五年度よりの新規事業たる國境牛痘免疫地帯構成實施の事業たるや、牛痘ワクチン發見以來始めて之を廣く應用するもので、其實績如何は實に世界に於ける斯界の齊しく注目する所であるから、同年度より更に八名の技手を平安北道・咸鏡南北道に置配し、關係技術員を協力して注射施行の任に當らせるは勿論、滿洲方面よりの密輸入牛の取締・斃牛檢案の勵行、其の他一般防疫事務に従事せしめたる結果、漸次家畜傳染病の發生は減少しつつある。

氣腫疽 本病は從來毎年二千頭内外の發生を見、其の病毒は廣く各地に潜在し、且本病に罹つた畜牛は必然的斃死の厄に遭ふので、農家經濟に及ぼす影響多く、極力豫防に努めて來たが、豫防上の一の手段たる豫防注射も從來豫算及設備の關係上豫防液の不足を告げ、遺憾の點があり、昭和四年度から之が増

製を爲すこととし、各道多發地方を免疫地區に指定し、且一般的にも豫防注射の普及を計つた結果、二年二千頭内外の發生があつた本病は漸次減少し、昭和十年中の發生は七百一頭に減少した。

牛疫 本疫は朝鮮に常在するものでなく、常に病毒潜在地たる對岸滿洲より侵入するものである。而して國境の密輸入牛取締は甚だ困難な爲、先づ國境地帯の畜牛を免疫性とするを得策とし、大正十五年度から約五萬頭の畜牛に牛疫ワクチンの注射をなし、病毒の侵襲に備へた結果、大正十四年度迄は年々數百頭の發生を見たが、大正十五年は七十一頭、昭和二年は四頭、同三年は僅二頭、同四年は全く其の發生を見なかつた。然るに同五年に於ては對岸よりの密輸入牛に依り平安北道に四十八頭、咸鏡北道に八十八頭、更に京畿道迄其の飛沫を受けて五頭(計百四十八頭)の發生を見、更に昭和六年に於ては二百六十六頭の發生を見たが、其の後發生を見ない。

牛肺疫 本疫は牛の傳染性肋膜炎と稱し、大正十一年十月平安北道熙川郡に發生したのを嚆矢とする。爾來同地方に續發したので、同十二年二月府令第二十四號を以て本疫に對し牛疫同様の取締及措置を爲すこととした。而して本疫の發生は平安南北及咸鏡南の三道に限られ、未だ曾て他道に及ぼしたことはない、其の發生數は大正十一年末より同十二年の初に亙り三百九十七頭、四十三年には二百六十九頭、同十四年は四十五頭に減じ、昭和元年は僅に一頭、同二年には八十六頭、同三年は七頭、同四年は六頭に減じ、其の後全く發生を見ない。

口蹄疫 本疫はもと流行性驚口疽と稱し、其の病源地は牛疫と同様對岸滿洲である。故に本疫の流行も

密輸入牛其の他病毒汚染物件の密輸入等に因り病毒傳播し、從來毎年數百頭の發生を見、其の最も多く發生したのは大正三年の一千十五頭、同四年の九千百八十二頭、同五年の一千二百二頭、同八年には騷擾事件の餘波を受け防疫員の不足等に原因し、三萬四千六百九十八頭の多きに達した。爾來防疫機關の擴充と共に、漸次發生數を減じ、昭和元年の百二十八頭を一終期とし、同二年には僅一頭を出したに過ぎず、爾來其の發生を見なかつたが、同六年には九百三十六頭の發生あり、同八年三月には平安北道碧潼郡に對岸滿洲地より病毒を齎し、爾來累發して平安南道及黃海道に波及し、遂に二千三百八十三頭の爆發的流行を來した。

移出牛檢疫

大正四年七月移出牛檢疫規則を發布し、釜山及馬山港より生牛を移出するものに限り二十日間の檢疫を行ふこととしたが、翌年十月更に同規則を改正し、元山及城津で健康診斷を行ひ、從來生牛の移出を許さなかつた敦賀港に對しても移出し得ることとした。又釜山に於ける繫留檢疫日數は十八日以上であつたが、農商務省と交渉の結果之を十二日に短縮したけれども、此の結果檢疫終了内地に陸揚後牛疫に罹つたものを生じた事例の爲、同十一年十二月農商務省の交渉を容れ、更に繫留日數を延長して十五日以上とし、内地到着後直に陸揚するを得ることとした。然るに移出牛の檢疫は發地主義を得策と認めたら、大正十四年十月一日以降畜牛は、總て檢疫を受けたものでなければ移出せしめないことに規定し、

仁川・釜山・鎮南浦・元山・城津の五箇所を検疫所を設置し、検査の爲畜牛の繋留期間を十二日以上二十日以内としたが、其の後幾多の迂餘曲折を經、昭和七年農林省との協定に依り現在實施しつつある繋留検査日数は朝鮮十二日、内地五日としてゐる。(肉用牛に付ては朝鮮五日、内地二日)

今昭和元年以降に於ける各検査所の移出頭數を示せば、別表の通りである。

移出牛累年表

年別	區別					計
	仁川	釜山	鎮南浦	元山	城津	
昭和元年	四、一四八	三七、〇八二	一、六五六	三、〇八五	一、七七六	四七、七四九
同二年	四、〇〇七	三四、一七九	二七五	三、〇六七	一、六〇〇	四三、一三八
同三年	六、〇八五	四一、七〇七	五、〇〇八	四、七三九	一、四九三	五九、〇三三
同四年	五、五七八	三一、四四四	三、八四九	四、三八九	四、四三五	四九、六八五
同五年	五、三八四	三三、一三七	二、九五〇	二、八〇五	三、七七八	三七、〇四四
同六年	五、四七〇	二四、九三三	四、八七五	四、〇五三	三、八八九	四三、二二八
同七年	八、一九七	三〇、九三三	六、二五六	五、八四二	五、六七九	五六、八九六
同八年	二、三六六	三八、八六九	五、六六〇	七、八一〇	四、七九五	六六、五三〇
同九年	一〇、一六五	四〇、七四四	六、八三三	六、六六〇	五、〇三九	六九、四一〇
同十年	七、二二一	三七、一〇五	八、九二七	六、九八九	八、二八〇	六六、四三二

一九 司 法

裁 判 制 度

民事及刑事の裁判及非訟事件に關する事務は朝鮮總督府裁判所に於て之を掌る。而して該裁判所は高等法院・覆審法院及地方法院に分ち、地方法院の事務の一部又は全部を取扱はしむる爲、地方法院支廳、又登記公證の事務を取扱はしむる爲、地方法院出張所を設置した。地方法院は民事及刑事に對する第一審裁判並非訟事件に關する事務を取扱ひ、覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告、高等法院は覆審法院の裁判に對する上告及抗告に付裁判を行ひ、且内地現行の裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を執行する制度であつたが、其の後刑事訴訟法の改正に伴ひ、大正十一年十二月朝鮮總督府裁判所令を改正して高等法院の權限を擴張し、地方法院の裁判に對する上告及上告棄却の決定に對する抗告をも同院の判斷に屬せしむることとし、同十三年一月一日より實施した。

地方法院は判事單獨で裁判を行ふを原則とするのであるが、訴訟物の價格千圓を超過する民事事件、人事に關する訴訟事件、刑法第七十四條及第七十六條の犯罪事件、死刑・無期又は短期一年以上の懲役若しくは禁錮に該る犯罪事件、但し刑法第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條の罪及其の未遂罪並に昭和五年法律第九號(盜犯等の防止及處分に關する法律)第二條、第三條の罪にして豫審を経ざるものを除きたる事件

短期一年に満たざる有期の懲役若は禁錮に該る犯罪にして豫審を経たるもの、並此等の刑事事件の共犯事件にして本事件と同時に審判する場合、判事に對する忌避事件の裁判に付ては三人の判事、覆審法院は三人の判事、高等法院は五人の判事を以て組織したる部に於て合議裁判を爲し、且裁判所に檢事局を併置して檢察事務を掌らしむるのである。

適 用 法 規

適用法規は明治四十五年四月一日より施行の朝鮮民事令、朝鮮刑事令に於て民法・刑法其の他重要なる内地法規に依るべき旨を定め且民事に在りては、當初民法中能力・親族・相續に關する規定は之を朝鮮人に適用せずして慣習に依ることとし、不動産に關する物權の種類及效力は、民法に定めたる物權を除く外仍慣習に依ることとしたのであるが、大正十年十一月民事令に改正を加へ、朝鮮人の能力及無能力の區別を明にし、且無能力者の保護を完全ならしむる爲、民法其の他の法律中能力・親權・後見・保佐人及無能力者の爲にする親族會に關する規定を朝鮮人に適用することとし、同十二月一日より之を實施し、尙親族相續に關する事項に付同十一年十二月民事令中に改正を加へ、能力及無能力者の保護機關に於けると同様婚姻年齢・裁判上の離婚・認知・親權・後見・保佐人・親族會・相續の承認及財産の分離に關する規定を朝鮮人に適用することとし、分家・絶家再興・婚姻・協議上の離婚・縁組及協議上の離縁等身分上の法律行爲は之を府尹又は面長に届出るに因りて其の效力を發生することとし、同十二年七月一日

より施行した。

舊商法破産編及家資分散法は民事令を以て之を朝鮮に施行したのであるが、大正十一年四月破産法及和議法の公布を見るに至り、此等兩法律は朝鮮に於ても施行するの適當なるを認め、上記同十一年十二月民事令改正の際之を加へて、翌十二年一月一日より施行した。又朝鮮に於ては最近著しく信託の權利關係發達せるに鑑み、之が通則を定めて其の健全なる進展を期する必要があるを認め、朝鮮民事令中一部を改正して信託法を其の内容とし、昭和六年制令第九號を以て之が公布を見、同年十二月一日より施行した。

爲替手形・約束手形及小切手に關しては、從來商法の規定に依つたのであるが、此等證券の國際的流通を圓滑確實ならしむる目的を以て、統一法制定條約の成立を見、我國内法としての手形法及小切手法は商法典中より各獨立して制定公布せらるゝに至つたので、朝鮮に於ても内鮮間は勿論國際通商上之に依るの適切なるを認め、昭和八年十二月制令第二十三號を以て朝鮮民事令中一部改正を行ひ右新法律に依ることとし、昭和九年一月一日より之を實施した。

身元保證に付ては從來其の法律關係が著しく明確を缺き、且身元保證人は過重なる負擔を強要せらるゝ例が尠くなかつた爲内地に於ては、身元保證に關する法律の制定公布を見るに至つたので朝鮮に於ても當然之に依るの必要を認め、昭和十年九月制令第十號を以て朝鮮民事令中一部を改正して前記法律を其の内容とし同年八月二日より施行した。

民事訴訟手續に關しては朝鮮民事令を以て民事訴訟法・人事訴訟手續法等の規定に依ることとし、唯朝鮮の制度・交通・習慣・民度等内地と同じからざるものがある關係上若干の特例を設けたが、訴訟審理の圓滑なる進捗と裁判の公平適正を圖る目的を以て、民事訴訟法の改正があり、大正十五年四月同改正法律公布せらるるに至つた結果、朝鮮民事令等も亦民事訴訟法改正の趣旨に順應して改正せられ、昭和四年五月一日其の公布を見、改正民事訴訟法の實施期たる同年十月一日より施行せられた。

刑事に在ては明治四十五年四月刑事令施行の際當分の内、殺人罪・強盜罪に限り朝鮮人に對し舊韓國刑法の效力を有せしむること爲したのであるが、大正六年十二月本規定を削除した。其後同十一年五月刑事訴訟法の改正が行はれ、當然朝鮮にも適用せらるべきものであるが、朝鮮現時の一般社會の實情は内地と同じからざるものがあるので、茲に刑事令の改正を行ひ、多少の特例を設けて新刑事訴訟法の施行と同時に同十三年一月一日より施行した。其の他獨り朝鮮人に對し古來行はれてをつた答刑制度も之を存置することの妥當ならざるを認め、同九年三月三十一日朝鮮答刑令を廢止して刑罰上の區別を撤去し、又昭和五年九月には盜犯等の防止及處分に關する法律、昭和八年一月には刑事補償法を各刑事令の内容として實施することに改め、以て民衆人權擁護の完璧を期した結果今日に於ては二三の制令等の他、内地と刑罰法規に關し其の實質を異にするものは甚だ少くなつたのである。

小作調停制度

近時朝鮮に於ける小作争議は逐年増加し、其の内容漸次複雑深刻化するの傾向があつて、農村の思想並に經濟上に及ぼす悪影響は憂慮すべきものがある。而して之が解決を司法裁判に求むる場合は往往にして當事者の意嚮に背馳し、事後感情の乖離を愈甚しからしむるが如き結果を醸すの虞があつて、争議解決の對策上遺憾なしとせぬ。仍て事件の性質に鑑み地主・小作人の自由意思を尊重し其の互讓妥協を本旨とし、併せて迅速簡易なる手續に依る平和的解決の方策を樹立するの最も緊要なるを認め、昭和七年制令第五號を以て朝鮮小作調停令を制定し、昭和八年二月一日より之を施行したが、其の後の實情尙まだ朝鮮特殊事情に適合せざるものがあるので昭和十一年二月十二日制令第二號を以て同令を改正し小作料其他の小作關係につき争議を生じたる場合の調停申立を争議の目的たる土地の所在地を管轄する地方法院又は同支廳に爲し得ることとし、又不當に調停に應じない者に對しては調停に代はる裁判をも爲し得るの途を拓き同年三月二十日より之を施行したのであるが各裁判所の熱心なる斡旋により着々争議の解決を見、正常なる小作關係確立せられ其の實績を擧げつつある次第である。

不動産登記制度

不動産の登記に關しては明治四十五年朝鮮不動産登記令を施行し、原則として不動産登記法に依ることとを定めた。

古來朝鮮に於ける不動産所有權の得喪に關しては文記又は文券と稱する私署證書の引渡に由り之を行ふ

に過ぎなかつたので、併合前韓國政府時代既に土地建物證明規則並土地建物所有權證明規則を發布し、賣買・贈與・交換・典當の各事項の外、所有權の保存に關し府尹又は郡守をして之に證明を與へしめ、以て此等の權利の確保を期して居つたのである。爾來時勢の推移に伴ひ複雑なる權利關係が生ずるに至つたので明治四十五年改めて朝鮮不動産證明令を公布し、府尹・郡守を以て證明官吏と爲し、證明すべき權利を所有權・典當權の二種に限つたことは従前と異ならないが、朝鮮民事令施行の結果證明を以て第三者に對抗する要件と爲し、權利確保上舊規則の缺點を補つた。然し該令は土地臺帳の設備に至る迄一時機宜の處置に過ぎなかつたので、土地調査の進行に伴ひ土地臺帳を設備した地域に對しては、朝鮮不動産登記令を施行し、同時に證明事務を廢止することとし、大正七年七月を以て朝鮮全土に之を施行した。従來宗中・門中等が祖先の墓地又は祭位土等不動産を共同所有する場合に於て宗中・門中等は法人に非ざる爲其の名を以て登記を爲すことを得なかつた。又宗中又は門中の全員は時に數百又は數千の多數であつて全鮮に散在し、各人の名を以て登記を爲すこと不可能なる結果、其の權利の保護伸張の十全を期し得ざる嫌があつたので、昭和五年制令第一〇號を以て朝鮮不動産登記令中一部を改正し、宗中・門中其他法人に非ざる社團又は財團にして朝鮮總督の定むるものに屬する不動産に關し其の名を以て登記を爲すことを得るものと爲し、昭和六年十月一日より施行した。

民籍に關しては明治四十一年民籍法を發布して人民の申出を督勵し、且警察官をして戸口の實查を爲さしめ、爾來地方行政機關漸く備はり、府・面の事務亦次第に整頓するに至つたので、大正四年四月更に同法を改正し、戸籍に關する事務は府尹・面長の管掌に移した。

然し本法は朝鮮人に限り適用するものであつた。朝鮮在住の内地人は一に戸籍法に依つて身分に關する届出を爲すものせられ又朝鮮人間の婚姻法は共通法第二條に依り民法及朝鮮の慣習に依據して行はるべきものであるけれども、從來内地朝鮮相互間戸籍の送付に關する手續規定を缺き、共通法の施行を留保された結果、完全有效に行はるることを得なかつたが、同十年六月總督府令を以て之が手續を規定せられ、共通法第三條及戸籍法第四十二條ノ二の規定の施行と同時に同年七月一日より内鮮人婚姻に關する民籍手續を完全に行はるることとなつた。然し乍ら民籍法は漸く時勢の進運に適應せざるに至つたのみならず、單に戸籍手續の大綱を示すに止り、其の運用上困難が少くなかつたので、夙に之が根本的改正を企畫せられ、一面之と密接の關係を有する親族・相續に關する實體法規の改正に着手せられた爲、其の完成を待つて實行するところなり、同十一年十二月總督府令以て朝鮮戸籍令を公布し、同十二年七月一日より其の施行を見、茲に始めて多年の懸案を解決した。朝鮮戸籍令の内容は大體に於て内地の戸籍法に則り、戸籍の記載事項、届出事項等に付、親族、相續に關する朝鮮特殊の實體法規の關係を斟酌立案し、詳密周到な規定を設けて戸籍の確保を期したるものである。改正の特色の一二を擧ぐれば、戸籍事務の監督は道知事・郡守又は島司の管理に屬したのを司法の機關たる裁判所に移したのこ、朝鮮内

地間婚姻に因る入除籍手續のみを認めてをつたのを、廣く各地域の有効なる原因に基く家の出入に關し其の戸籍手續を定めたが如き、從來の戸籍制度に比し遙に進歩したものである。

公 證 事 務

大正二年六月朝鮮公證令を施行し、公證人の職務は専ら地方法院及同支廳に於て取扱ひ、次で翌年五月地方法院出張所の設置と同時に出張所に於て亦之を行ふこととなつたのであるが、同四年三月及同十三年九月朝鮮公證令施行規則に改正を加へ、爾來京城・平壤・大邱・釜山各地方法院所屬の專務公證人を任命し、裁判所外に於て其の事務を取扱はしめつつあるのである。

執 達 吏 事 務

執達吏に屬する職務は之を裁判所書記の職務に屬せしめ、且地方法院長は警察官吏其の他適當と認むる者をして該職務を行はしめ得る定めであつて、當初は警察官吏をして兼掌せしめたのであるが、逐年事務の増加に伴ひ專務の執達吏職務取扱者の必要緊切なるに至つた結果、官吏に非ざる執達吏職務取扱者を指命することとなり、現在に於ては地方法院所在地は勿論、地方法院支廳所在地の大部分其の他主要なる地に其の事務所を設置せしめてをるのである。

供託事務

從來供託事務は供託法の制度に則り、主として金庫及朝鮮總督の指定した倉庫營業者之を取扱ひ、尙之が補充として朝鮮總督は適當と認むる者を指定し、供託事務を取扱はしめ來つたが、其の後會計法の改正に伴ひ供託法改正せられ、大正十一年度より金錢及有價證券の供託事務は新に供託局を設置して之を取扱はしむることとなつたので、朝鮮に於ても亦本制度改正の必要を生じ、内地と同じく供託局なる獨立官廳を新設し、從來の金庫に代つて金錢及有價證券の供託事務を取扱はしむることとした。然し邊陲の地に於ては一一同局を設置すること能はざるに拘らず、隨處其の必要が存するので、各地方法院所在地に之を設置すること共に、其の設置なき地に於ては、從前の如く朝鮮總督の指定した銀行其の他適當と認むるものをして之を取扱はしむることと爲した。

監獄

明治四十二年十一月統監府監獄及内地人囚徒を收容せる理事廳監獄の事務一切を繼承し、翌年十月朝鮮總督府監獄と改稱した。爾來大に獄舎の改善、事務の刷新を行ひ、大正九年三月朝鮮管刑令廢止と共に其の擴張を計畫して永登浦外四分監を本監と爲し、新に分監七箇所を開設した。次で同十二年五月監獄の名稱を刑務所と改め、其の内容の改善を圖ること共に職員の待遇を改め、又開城支所を本所に昇格せしめ、

翌年四月更に金泉支所を昇格せしめ、何れも特設少年刑務所を爲し、前者は年齢十八歳未満の受刑者を、後者は十八歳以上二十三歳未満の受刑者を收容し、特に體育智育に重きを置き、青少年に對する行刑の適實を期して居る。而して大正十三年十二月行政整理の結果永登浦刑務所及江陵・濟州兩支所を廢止した爲、京城・西大門・公州・大田・咸興・清津・平壤・新義州・海州・大邱・釜山・光州・木浦・全州・開城及金泉の十六の本所を春川・清州・元山・鎭南浦・金山浦・瑞興・安東・馬山・晋州及群山の十一支所となつたが、後述の如く其後益在監者激増し刑務所收容力に脅威を加へる事が甚しいので遂に昭和七年より三年間の繼續事業で西大門刑務所に新に一大拘置監を特設し其の他各刑務所共各監房を増築して之が緩和を圖つてゐる。又昭和十年九月癩患受刑者は別に小鹿島支所を設けて集禁し其の特別取扱をなし次で昭和十一年七月には仁川少年刑務所を設けて累増する少年受刑者の拘禁緩和を圖る等在監者處遇の萬全を期してゐる。又在監者は司法制度の整頓に伴ひ漸次増加し、特に大正八年全鮮各地に亘りて妄動事件の勃發するや、保安法違反及騷擾罪を以て檢舉され入監したるもの頗る多く、大正八年五月には在監者一萬八千五十名に達し、其の拘禁及處遇に困難を極めたが、翌九年四月減刑の恩典に浴した受刑者二千六百餘名を算し、一時此の種の在監者の減少を見たのである。然るに其後管刑令廢止・財界不振等に影響せられたる爲か、逐次増加を見たが、大正十三年一月及昭和二年二月昭和三年十一月恩赦行はれて在監者稍減少し、同四年一月末日に於ては在監者一萬三千七百六十人を示すに至つたけれども、同年二月以降更に其の數遞増し、昭和八年八月末現在收容者は實に一萬九千二百五十四人に激増し、正

に大正八年五月に於ける最多人員を超過すること實に千二百四名に達したが、昭和九年二月行はれた恩赦に因り一時的ながら人員の減少を見るに至つた。然し同十年四月頃より又又漸増を示し、恩赦施行直前の状態に復しつつある。就中危険思想犯者又は智能犯者の増加著しく收容者の一割以上を示して居り、而も收容場の設備及職員の配置之に伴ふことが出来ない爲、常に拘禁處遇上少からざる困難を感じて居る所であつて、内地及臺灣のそれに比し設備乃至各職員の負擔率等懸隔甚しきものがあるのを遺憾とする。しかしながら大正八九年の頃に比するときは、諸般の設備漸次擴張改善せられた爲、拘禁状態著しく改まり、在監者の種類・罪質・犯數・年齢・性格の法定分類は略之が勵行を期しつつあるのこゝ、監獄當局の行刑及作業に銳意努力せる結果、因情平穩にして改過遷善の實を擧ぐる者増加し假出獄の恩典に浴して出所するもの年年一千名前後を算する。

監獄作業に付ては統監府監獄當時に於ては殆ど見るべきものなく、随つて就業歩合も低く、僅に全受刑者の百分の二十七に過ぎなかつたのであるが爾來作業の發展擴張に努めた結果、逐年就業者數を増し、近時疾病又は事故に因る休業者を除くの外受刑者全部の就業を見るに至り其の就業歩合は百分の九十八に達し、著しく因情を緩和することを得たが、益適當に受刑者の技能及勞力を善用し、職業訓練を完全ならしむる必要があるので、大正八年度以降特別作業費を支出し經營に努めた結果、豫期以上の成績を擧げ、今や作業収入は收容費の約八割以上に達して居る。作業種類の主なるものは抄紙・機械・漆器・裁縫・指物・靴・石細工・煉瓦・陶磁器・耕耘等であつて、輒近一般工業界の趨勢に従ひ、生産價格の低廉を

期する爲 可及的動力工業に轉換し漸次作業の經濟的合理化を機械操業の訓練に努めつつある。特に昭和八年度以降新興滿洲國官公署用調度品並に關東軍陣營具等の大量製作を引受くることとなり、新販路の開拓を相待つて爰に統制作業を實施し、尙昭和九年度より新に受刑者職業訓練概則を設け、就業者の技術的向上を企畫し、益刑務作業の特殊性を闡明し、其の確立性を得るに至り、今や作業状態は舊時に比し全く面目を一新した。

監獄に於ける指紋は明治四十三年八月之を實施し、其の後共通法の施行・答刑の廢止に伴ひ、規定の改廢を要するものがあり、大正十一年一月之れが取扱規定を改正して、再犯者に付ては指紋原紙に代ふるに受刑追加小票を使用する等、事務の簡捷を計るに共に、指紋の實際的效果をして權威あらしむる爲、司法省及臺灣總督府と協定し、相互間に於て内地人・朝鮮人・臺灣人の指紋原紙を交換し、以て朝鮮人受刑者の指紋は内地朝鮮及臺灣の何れの地域に於て受刑した者でも、總て本府に蒐集し極力原紙の蒐集及整理に努めた結果、昭和十年末に於ける保管原紙數實に二十五萬五千四百六十八枚に達し、近來刑事被告人並被疑者に對する指紋利用の普及せらるるに従ひ、裁判所・検事局・警察署・刑務所等より指紋の對照を求め來るもの増加し、昭和十年に於ては其の數三萬二百二十七件を算し、其の内六千七百四十五件の前科を發見した。前年に比し對照數に於て千四十九件を増加し、發見數に於て千四百五件を減少せり、同十一年には益増加し、七月末日迄の累計一萬八千五百六十五件を算し内三千六百六件の前科を發見せり。又犯罪現場指紋の利用は加速度を以て増加しつつあるが、我ハンプルグ式指紋法に據る左手

排列の指紋原紙のみでは右手の犯罪現場指紋に對する効果は充分其の性能を發揮し得ない缺點があるの
で、之が缺點を補ふ對策として右手排列番號に依る小票を作成し、以て現場指紋の利用に資すること
にした。

免 囚 保 護 事 業

大正二年五月免囚保護事業補助金下付手續を制定し、同年度より毎年金五千圓を交付し來つたが、大正
九年度に至りて一萬圓に増加し、同十四年度以後に於て財政緊縮の爲、補助金を八千圓に、更に昭和六
年度以降は六千四百六十圓に減じたが、昭和九年度に至りて一萬五百二十一圓に増加し、其の發達助長
には恒に力を致してゐる所である。其の結果本府始政當時に在つては僅に一保護團體に止まつてゐたの
が、今や官民有志の協力に依り昭和元年度末に於ては其の數二十六を算し、設立後日尙淺きに拘らず、
經營の方法適切にして事業の成績亦年を逐ふて良好に向ひつつある。而して此等の大部分は財團法人組
織に進み昭和三年十月内地に於ける斯業統括機關輔成會に加盟し、内鮮間の聯絡と事業の發展を期圖す
る所があり、更に昭和九年四月各覆審法院管内毎に司法保護事業研究會を組織し、保護事業の統一、保
護思想の普及並事業の改善發達上必要なる事項を調定研究して之を實行に移し、一般施設と相俟て刑事
政策の目的を達する上に顯著なる貢獻をなしつつある。

여백

二〇 地籍圖・林野圖及地形圖

朝鮮總督府は明治四十三年土地調査令に基き全鮮一圓の三角測量を施行し、大正五年これが完成を見るに至つた。

此の成果を基礎として土地測量を施行し、地籍圖が調製され、又地形測量に依つて地形圖並に輿地圖が調製されたのであるが、これ等の諸地圖は朝鮮産業開發上重要な資料に供せられ、半島文化の向上に寄與するところ頗る多く、現今一般の需要に應じつつあるものである。今その特性及効用を概説すれば

一、**三角測量** 先づ全鮮十三箇所に於て大三角測量の基礎たる實測基線を設け、その測定長を中等海水面上の長さに換算したのである。それがため半島海岸の要所五箇所に驗潮所を設け、平均中等潮位を觀測して、前記換算の基礎たるべき高程を決定したのである。然れども之等の實測基線は邊長短く直に大三角の本點網の一邊となること能はざるため、基線網を編成して漸次其の長さを擴大し、平均約三〇軒の長さとなして、本點網の一邊に供し、全鮮を掩覆する大三角網が編成せられたのである。そして一方に於て、その測地學的位置を決定するため、本點三角網をして朝鮮海峽を越えて、對馬に於ける陸地測量部の一等三角點に連結せしめ、茲に内鮮共通の測量基礎たる根幹が形成されたのである。然れども之等の大三角點は彼我の距離約三〇軒に互り、之を以て直に地籍測量の基礎となるには餘り

に稀疎に失するがため、更に數次に互る小三角點を配置されたので、之等大小三角總點數は三四、四四七點である。

又中等潮位の決定に基準して全鮮に二、八二三點の水準點を測設し、尙外に多角形狀の道線を以て三角點間を聯結せる圖根點三、五五一、六〇六點を設け地籍測量の直接基礎としたのである。

三角點及水準點にはその定礎たる盤石を埋定し、其の上に柱石を据付、その位置を標示せしめ、之を標石とする。又圖根點に對しては市街地等特定區域を限り標石を埋設し、其の上部表面にT・Pなる符號を刻しその識別を容易ならしむるのである。そして之等三種の標石を土地測量標と稱し、朝鮮土地測量標令に依り保護、取締されてゐる。

二、地籍圖 土地登録の原簿たる土地臺帳と相俟つて、地籍の状態を明確に表示する唯一の地圖である、前述の三角點・圖根點を基礎とし、圖解的方法に依りて地籍測量を行ひ一筆毎の土地の位置、形狀及疆界など相互の關係を精密に測定し之に地番、地目などを記入し、地籍の状態を一目瞭然たらしめたものであるが、土地に關する各種地圖は何れも皆この地籍圖に基本を求めざるものなく、實に重要な地位をなしてゐるのである。地籍圖の大きさは東西約〇・四一七米(一尺三寸五分五厘)、南北〇・三三三米(一尺)の矩形に一定せられ、此の圖郭内に包容する土地は全部描畫せられる。その包容面積は縮尺の大小に依り異なるも千二百分一地籍圖の場合にはその包容面積六萬五百坪である。

縮尺は六百分一、千二百分一及二千四百分一の三種であるが、一般には千二百分一を用ひ、市街地の

如く微細に其の疆界を表示し、精確に其の面積の算定を要する區域に在つては六百分一を用ひ、西、北
鮮地方の如く一筆地の面積比較的大なる區域に在つては二千百分一を用ひてゐる。そして地籍原圖
は本府に保管し、原圖に依り謄寫調製せる地籍圖及一覽圖は各稅務署に備付けて、一般の閱覽及謄本
の下附申請に應じつつあり。又更に廣く公衆の利便を圖るため府邑面に地籍略圖を備付けてある、地
籍圖は頗る浩濶なるもので總數約八千萬枚に達してゐる。

三、地籍圖縮尺變更 土地經濟の發達に伴つて都邑・市街地の發展著しく土地異動頻繁に行はれ、千二
百分一地籍圖にては不利不便であるを認めらるるものは漸次縮尺を六百分一に改測し、地籍圖の改作
を行ひつつあるのである。既に改測を行つた區域は裡里・咸興・清州・開城・金泉・光州・晋州等の
市街地である。

四、林野圖 地籍圖を基本として地籍圖上に登載なき林野・墳墓地等を測圖しその相互關係位置・疆界
等を表示してゐる。縮尺は三千分一、六百分一、五百分一あり、一般には六百分一を用ゐて居る、
そして、林野臺帳と共に各稅務署に備付けて林野に關する地籍圖を明にしてゐる。ここに於て朝鮮の地
籍に地籍圖・土地臺帳・林野圖・林野臺帳と相俟つて全く明確となり、土地經濟の伸長も完全なる立
脚地を得たりと云ふべきである。

五、地籍整理 地籍圖・林野圖實施後地籍異動整理事務は本府稅務課に於て主掌し各稅務監督局及稅務
署に技術員を配置し、地籍の異動整理を遂行しつつある。土地臺帳實施後二十餘年も經過したので地

籍圖の磨滅、汚損甚しく既に地籍圖の更改時期が到來したので昭和八年度より町・里洞を單位として漸次改調を行つてゐる。

六、地形圖 三角測量の成果を基として地形圖根を組成し地籍圖の中から地形圖に必要な部分を撰り縮寫參酌して地上のあらゆる物體の位置形狀を測圖し水準測量の成果による等高曲線を用ゐて地貌を現はし、夫等の關係を明瞭に描示した圖面で朝鮮地形圖と稱してゐる。

朝鮮地形圖の様式は陸地測量部の地形圖と同形で其の記號も殆んど同様にしてある。地形測量は大正三年の着手で同六年外業を終へ同七年に内業整理して完成した。茲に朝鮮の位置・形狀・廣袤面積は詳細に數學的に確定したのである。

七、地形圖の製版印刷及發行 朝鮮地形圖の製版は大正四年着手同七年に完成した。其の原版は陸地測量部に委託し同部から印刷發行する事にしてある。經年の久しきに從つて變化する地物・地貌の状態は本府で地形圖を修正補測し原版の改訂は陸地測量部が行ふことに協定してある。

當時製版完了するに從つて發行した地形圖は特殊地形圖五四枚、五萬分一圖七二三枚、二萬五千分一圖九七枚、一萬分一圖四五箇所て五〇枚である。

尙樞要地十一箇所を一萬分一縮尺に改測し本府計畫用として假製版圖として利用しつつあるも將來一般に發行する豫定である。

八、輿地圖 朝鮮五萬分一地形圖は（秘撮區域を除く）全土に亘つて發行せられてはゐるが、其の一枚

一 萬 分 一	百 十 六 圖 葉	百 二 十 七 方 里
二 萬 五 千 分 一	百 二 十 四 圖 葉	七 百 四 方 里
五 萬 分 一	三 百 四 圖 葉	三 千 二 百 四 方 里

であつて其の原版の修正漸次進行して新版の發行を見てゐる。

朝鮮地形圖の發行は前記の如くであるが秘圖區域が、全土の約一割弱有つて一千餘方里の地形圖は一斑に用うる事が出來ず施政上にも産業開發の上にも支障するので、大正十一年軍事當局と交渉して軍事上差支ない程度の五萬分一圖を調製し得ることになつて同十二年着手、同十三年に原圖を完成し、續いて製版して、三色刷の交通圖七九枚を、同十五年六月以降から、陸地測量部で印刷發行した、茲に要塞近傍を除いて全土の五萬分一圖が揃つたのである。其後秘圖の中

大 正 九 年 一 萬 分 一 圖 三 枚、二 萬 五 千 分 一 圖 十 枚

昭 和 七 年 五 萬 分 一 圖 二 十 二 枚、五 萬 分 一 圖 十 五 枚

が解秘されて陸地測量部は假製版にして印刷發行した。従つて解秘された部分の交通圖發行を停止した。

一萬分一市街圖の中、京城は市街が郊外に發展膨脹した爲め圖幅の擴張を要し、大正十年其の東部を、昭和四年西南部を補測し平壤も亦同様に同十一年西・東・南部の三方面に擴張測量を行つた。其他釜山・大邱・大田・清州・光州・木浦・仁川・元山・咸興・清津・羅南等多少の擴張測量を行つた。尙其他に

於ても擴張を必要としてゐる。

以上の外名勝舊蹟等の案内圖として特殊地圖があり、又京城市街の案内として特殊建造物の所在索引及番地を記入した市街圖を作り、昭和七年大修正を加へ同年發行した。京城市街圖・龍山市街圖で有つて普通番地入圖と稱へて重寶されてゐる。

以上各種の發行圖は年約四十數萬枚を發行し需要は年年増加しつつある。用途は頗る廣汎である。地方産業交通の發達するに従つて、地物・地貌の變遷が著しいので、本府は努めて圖面の修正を行ひ新版の發行を圖つてゐる。

原版維持の爲めに昭和九年末迄に製版したものは

地形圖原版中損蝕甚しく改版したもの

二百版

輿地圖の原版で補充又は修正補刻したもの

八十六版

尙一萬分一市街圖の補測刻したもの三十二箇所其の面積二十五方里である。

諸測量の基準點である土地測量標の毀損・亡失等異狀が多く諸測量を行ふに不便困難を極めるので、是れが維持復舊を計畫して昭和三年度準備試行をし同四年以降全鮮中十四府二百十八郡内二萬四千五十五點に就て現狀の調査をなし、本府に於し急施を要する地方より順次復舊測量を行ひつつある、昭和十年度末迄に復舊した地方は義州・咸興・元山・京城・大田・大邱・慶州・釜山・馬山・晋州・光州・全州・安州・宣川・天安等で點數は二千三百八十三である。

三角測量及水準測量の成果は其の利用の範圍頗る廣く、且つ其原本保存の主旨から之を複製し六百七表に作り利用の便を稽へて關係官廳にも配付して永久に保管せしむることにしてある。



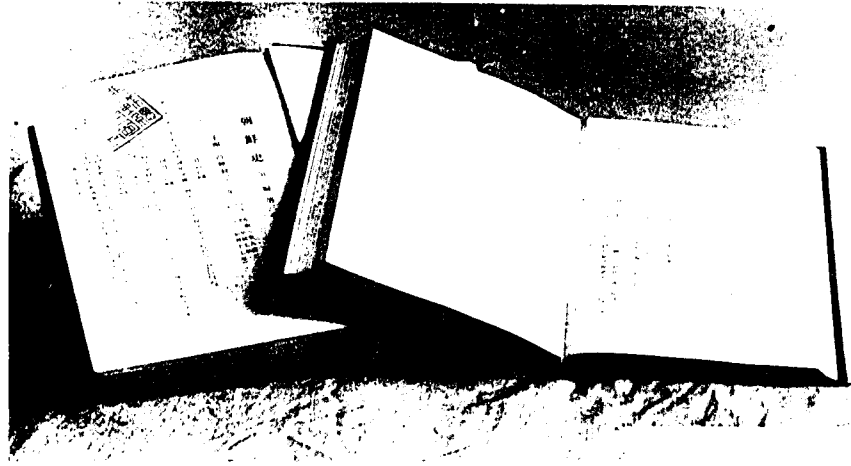
（城京）館物博家王李



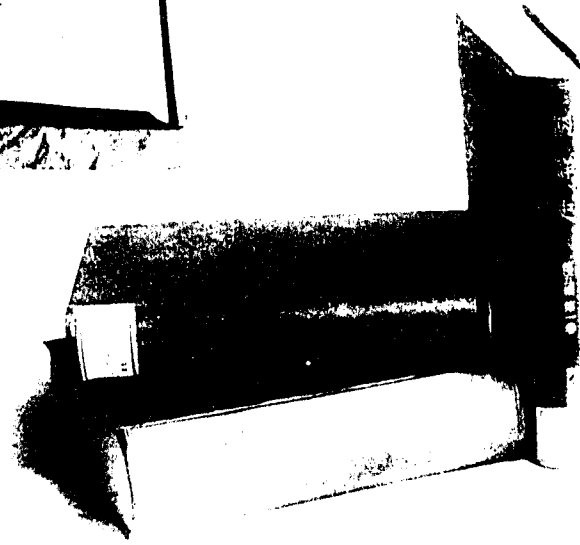
平 壤 博 物 館



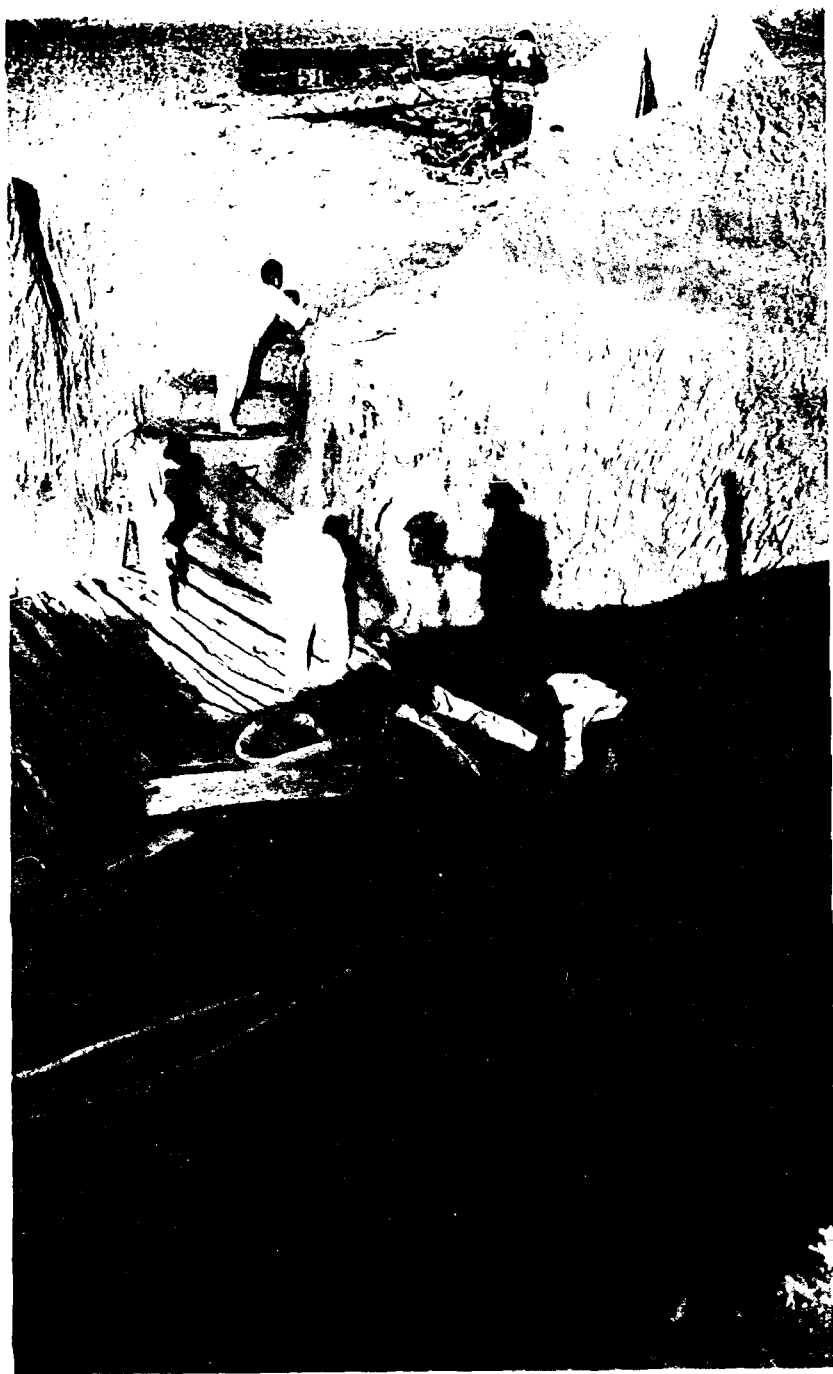
(東安·北慶) 院 書 山 陶



(部一の容内)



史 鮮 朝 (見 外)



(南平)業作出掘墳古浪樂

二一 古蹟調査・附博物館及朝鮮史編修

一、古蹟調査 本府は明治四十二年以來、韓國政府時代に着手したる古建築物並古蹟の調査を繼續し、大正四年一日終結を告げたのであるが、古來の遺蹟及遺物は其の數極めて多く從來の調査は其の一斑に過ぎざるのみならず、近來交通機關の發達並産業の勃興に伴ひ、遺蹟遺物の漸次散逸湮滅に歸する虞あり、仍て翌五年四月更に新計畫を樹て五箇年を期して之が調査を行ふこととし、調査事項を先史遺蹟(貝塚・遺物包含層・遺物散布地・堅穴)古墳(高麗以前に屬する墳墓の調査並遺物蒐集朝鮮)史蹟(都城・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺刹・陶窯等)古建築(宮殿・城門・樓臺・祠宇・壇廟・の遺址・戰蹟其の他主要なる史實に關係ある遺蹟の調査並遺物の蒐集)古建築(宮殿・城門・樓臺・祠宇・壇廟・客館・校舎・寺刹)金石其の他の遺物(佛像塔・燈碑・幢竿・石獸・石人・石槽・鐘・香爐・鏡・祭器・樂器・橋梁等の調査)金石其の他の遺物(繪畫・冊板・懸額・陶磁器・漆器其の他歴史上又は工藝上の參考となるべき金石製作物木製)古文書(歴史其の他考古の資料とな)等に分ち、同年九月より調査に着手し、十年三月末を以て完結したのであるが毎年の調査は報告書を印刷して之を公にすることとせり。又大正五年七月古蹟及遺物保存規則を制定し、貝塚・石器・骨角器類を包有する土地及堅穴等の先史遺蹟・古墳並都城宮殿・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺刹・陶窯等の遺蹟並其の他の史實に關係ある遺蹟・年代を経たる塔・碑・鐘・金石佛・幢竿・石燈等にして、考古の資料として保存の價值あるものは名稱・種類・形狀・大小・所在地・所有者又は管理者の住所・氏名若は名稱・現狀由來・傳説・管理・保存の方法等を臺帳に登録し、此等の古蹟又は遺物を發見したる者は三日内に届

出でしめ、臺帳に登録したる物件に關して現状を變更し、移轉修繕處分等を爲す場合は總督の許可を受けしむることとし、同時に主要なる遺蹟及遺物に對しては順次保存工事を施行し來つたのである。斯くして遺蹟遺物の主要なるものは略々調査を遂げたのであるが、既に判明せる遺蹟遺物の調査を要するもの尙甚だ多きのみならず、調査の進行に伴ひ、新に之を發見すること亦少からざるべき現状に在り、之が調査を繼續して過去の文化を闡明し、其の形跡を保存するは國家當然の責務であつて、殊に朝鮮の如く主權の所在に異動ありし地域に在りては、前代文化の保存を計るは最も必要なる事項なるを以て、依然調査を繼續することとし、調査の方法を一般・特別・臨時の三種に分ち、一般調査に於ては一道を分ちて、其の地域内に於ける未調査の遺蹟遺物を遺漏なく踏査し、特別調査に於ては物件を特定して精密の調査を行ふこととし、臨時調査に於ては物件の破壊・古墳の盜掘等の虞ありて急を要する場合に於て隨時之が調査を爲し、物品を蒐集し、又は遺蹟・遺物の保存方法を定め、此等毎年の調査は報告書を印刷して之を公にすることとし、既に大正五年度より昭和八年度迄各種の調査報告書及特別報告を發行したのである。又毎年朝鮮古蹟圖譜を刊行し、朝鮮古來の工藝美術と共に其の文化發達の有様を紹介するに努め、又古代の建造物中寺刹の所有に屬するもの三百七十餘の多數あり、此等の中、歴史の證徴若は美術の模範となり、國費を補助して其の維持保存を圖る必要あるものに對しては破損の程度に應じて、順次保存工事に着手し、既に慶尙北道慶州郡芬蔓寺佛塔、全羅北道金堤郡金山寺殿堂及慶尙北道慶州郡石窟庵・佛國寺、同道榮州郡浮石寺、殿堂、江原道金剛山長安寺大雄殿

等の修繕を了し、昭和八年度黃海道黃州郡成佛寺極樂殿の修理工事を完了し、尙同九年度に於て引續き前記成佛寺の應眞殿の修理を完了し同十年度より全羅南道求禮郡華嚴寺の覺臺殿の修理に着手したのである。

二、**寶物古蹟名勝天然記念物の指定** 朝鮮總督府に於ては、朝鮮に於ける寶物古蹟名勝天然記念物の保存維持を圖るため、昭和八年八月訓令第六號を以て朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令を公布し、之と同時に、同年同月勅令第二二四號を以て朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會官制公布せられたるを以て、昭和九年五月始めて本府に第一回保存會總會を次に昭和十年九月第二回保存總會を開き、該會に諮問したる後、朝鮮總督は朝鮮總督府官報に告示し、寶物二百六十九件、古蹟七十二件及天然記念物四十四件の指定を爲すに至つた。而して同保存會總會に、京畿道水原の空心墩及び水原長安門修繕の件を付議し、同會の決定を経て、昭和九年度より國費を以て前記古蹟を修理したのである。

三、**博物館** 大正四年始政五年記念朝鮮物産共進會の開催に際し、其の陳列館の一部たる京城景福宮構内に新築せる美術館を中心とし、同構内の舊宮殿の一部をも利用して同年十二月之を開設し、制度・風俗・文藝・宗教・美術・工藝其の他歴史の參考憑徴となるべき資料を集め、一般の參考並觀覽に供しつゝあり、又新羅の舊都たる慶尙北道慶州に大正十五年六月博物館分館を開館せるが、其の陳列品は主として慶州金冠塚其の他發掘遺物及財團法人慶州古蹟保存會並個人よりの寄託品を以て之に充て、

更に新羅を中心として南鮮に於ける遺物を順次蒐集陳列し、三國時代新羅・任那・百濟及新羅一統時代佛教藝術品を蒐集陳列し一般の觀覽に供しつゝあり。

四、朝鮮史の編修 朝鮮の文化は其淵源甚だ遠く且つ優秀なるもの亦尠からず、然るに從來之等の記録、古文書其他の史料の保存方法が充分ならざりし爲、逐年湮滅せんとする傾向があつたので、總督府は大正十一年十二月斯道専門の内鮮學者を擧げて朝鮮史編纂委員會を組織し、廣く全鮮に互りて史料を蒐集し、之を基礎として學術的なる朝鮮史の編纂に着手したが、所期の目的を達成せんには、更に權威ある組織に改むるを必要としたので、同十四年六月官制を制定し朝鮮史編修會を設置せられたのである。爾來逐年事業の進展著しく、史料の一般的蒐集並に整理は略々完了したので、既に昭和六年度より朝鮮史の印刷に着手したが全三十五卷の豫定中既に二十六卷を刊行し目下引續き殘卷の印刷及び草稿作成中にして昭和十二年度中には全部を完了する豫定である。

尙「朝鮮史」の編修刊行に伴つて、蒐集せる重要史料を廣く一般に紹介せんが爲め「朝鮮史料叢刊」及び「朝鮮史料集眞」を編纂し、既に昭和八年度より寫眞版或は活版を以て刊行を進めてゐるが、是亦昭和十二年度を以て完成する豫定である。



（山龍府城京）部令司軍鮮朝

三三軍 事

陸 軍

朝鮮に於ける陸軍諸部隊最高統率機關として朝鮮軍司令部を置かる。

朝鮮軍司令官は陸軍大將又は中將を以て之に親補し、天皇に直隸し、朝鮮に在る陸軍諸部隊（朝鮮憲兵隊を除く）を統率し、朝鮮の防衛に任ずる、軍司令部に參謀・副官・經理・軍醫・獸醫及法務の六部を置く。

大正四年第十九、第二十兩師團を朝鮮に増設するの計畫成り、翌年四月其の編成に着手し、同十年四月を以て完成を告げ、又同十一年平壤に飛行第六大隊を増設せられ、同十四年之を聯隊に改む。兩師團の配備左表の如くである、昭和十一年八月第二飛行團司令部を設置せられ、飛行第六、第九聯隊を統轄す。

在朝鮮師團配備表

師團(飛行)	師團(飛行)司令部所在地	步 兵		騎 兵		野 砲 兵		山 砲 兵		重 砲 兵		工 兵		飛 行		衛 戍 地
		旅 團	所屬司令部所在地	聯 隊	聯 隊	聯 隊	聯 隊	聯 隊	聯 隊	聯 隊	聯 隊	聯 隊	聯 隊			
第九	羅 南	第三十八	羅 南	第七十六												羅 南
第十	羅 南	第三十七	成 興	第七十四												成 興
第 三		第三十七	成 興	第七十三	第二十七				第二十五							羅 南
第 十		第三十八	羅 南	第七十五											第十九	會 寧

第二會寧	第十	第二	龍山	第三十九	平壤	第七十七	第七十八	第二十八	高射砲隊 第二十六	高射砲隊 第二十六	第二十	師團(飛行)	師團(飛行)	旅團	步兵			
												團(飛行)	團(飛行)	旅團	旅團	旅團	旅團	旅團
第九會寧	第六	馬山	大田	龍山	大邱	馬山	聯隊本部	第一大隊	第二大隊	第三大隊	聯隊	騎兵	野砲兵	山砲兵	重砲兵	工兵	飛行	衛戍地
												騎兵	野砲兵	山砲兵	重砲兵	工兵	飛行	衛戍地

鎮海・元山及羅津に要塞司令部を置かる。要塞司令官は朝鮮軍司令官に隸す。該要塞地帯は陸海軍省告示を以て別に定めらるる所に據る。

朝鮮憲兵隊司令部は京城に在り、該司令官は憲兵司令官に隸し、朝鮮に於ける憲兵隊を統率する。憲兵は朝鮮に於ける軍事警察に係るものは朝鮮軍司令官・鎮海要港部司令官・行政司法警察に係るものは朝鮮總督の指揮を承く。而して其の憲兵隊區左の如くである。

京城憲兵隊 京畿道・黃海道・江原道(通川郡・高城郡・襄陽郡・江陵郡・三陟郡・蔚珍郡を除く)
 大邱憲兵隊 忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道
 平壤憲兵隊 平安北道・平安南道
 咸興憲兵隊 咸鏡南道・江原道(通川郡・高城郡・襄陽郡・江陵郡・三陟郡・蔚珍郡)
 羅南憲兵隊 咸鏡北道

以上の外朝鮮に於ける陸軍諸官衙左の如くである。

官	衙	所在地
朝鮮軍軍法會議		龍山
朝鮮陸軍倉庫		龍山
朝鮮衛戍刑務所		龍山
軍馬補充部雄基支部		雄基
陸軍造兵廠平壤兵器製造所		平壤
陸軍兵器本廠平壤出張所		平壤
陸軍兵器本廠釜山出張所		釜山
右同	清津出張所	清津

海軍

日露戦役の際、我海軍は慶尙南道巨濟島松真に假根據地防備隊を置いたが、其後之を鎮海防備隊と改稱し、又同戦役中元山に置きたる臨時防備隊は其後永興灣内の松田灣に移し、之を永興防備隊と改稱し

た。

明治四十年四月一日對馬及朝鮮の海岸海面を第五海軍區とし、慶尙南道鎮海を軍港としたが、鎮守府を置かず、佐世保鎮守府をして之を管轄せしめ、同四十五年四月松眞に於ける鎮海防備隊を鎮海に移轉した。

大正五年四月鎮海軍港に要港を置き、鎮海要港部と稱し、永興防備隊を廢止した。

同十二年四月對馬島及朝鮮の海岸海面を第三海軍區に編入し、鎮海軍港を鎮海要港と改稱せられた。

鎮海要港部は朝鮮全岸及對馬島海峽の防禦並に警備を掌り、併せて軍需品の配給を爲す。要港部は司令部・工部部・港務部・病院等より成り、防備隊・航空隊・無線電信所及警備艦船を附屬せしむ。又仁川・鎮南浦及永興には燃料貯藏場がある。

鎮海要港部司令官は海軍中將又は少將を以て之に補し、天皇に直隸し、部下の艦船部隊を統率し、又海軍大臣の命を承け軍政を掌り、作戰計畫に關しては軍令部總長の指示を受く。

鎮海防備隊は鎮海要港部に屬し、要港陸上警備及機雷敷設、掃海等海面防禦に關することを掌る部隊であつて、司令は要港部司令官に隸し、隊務を總理する。

驅逐隊は要港部の警備隊とし配屬せしめらる。

海軍燃料廠平壤鑛業部（所在地平安南道大同郡寺洞）は山口縣德山所在海軍燃料廠の一部であつて、吳鎮守府に屬し、石炭及煉炭の生産に關することを掌る。同部は大正十一年四月平壤炭田の一部及元朝鮮總督府平壤鑛業

所の施設一切を海軍省に移管したるに同時に、其の事業を繼承したものであつて、同炭田は無煙炭を産し、炭量豊富、品質亦優良にして現今鑛區を三採炭區に分ち、坑口十二箇所を稼行し、煉炭機三基を有する。採掘炭の大部分は軍用煉炭の原料として、平南線に依り鎮南浦を経て海路徳山に於ける海軍燃料廠に移送し、一部は民間の需要に應じ、煉炭も亦軍用に供するに共に鮮内に於ける燃料調節の一助たらしむる主旨を以て家庭用燃料として民間の需要に應じてゐる。

여 백

二三 在滿朝鮮人の概況

移住の沿革

鴨綠江及豆滿江の一衣帯水を隔てたる滿洲への朝鮮人移住は地理的及び歴史的に深き關係を有し、其の沿革には相當古きものがある。清朝康熙帝の頃、既に間島地方には農耕に従事する韓人移住の點在を見たるが、降つて明治二、三年頃より漸次其の數を増加し、現在在滿朝鮮人の概數は實に百萬を號せらるる狀況にある。今滿洲を間島其の他の二地方に分ちて朝鮮人移住者の概況を述べれば次の通である。

一、間島地方 間島地方は舊中國領域の東北邊隅に位し、且之が舊韓國との境界分明ならざるのみならず、人口頗る稀薄にして而も地味肥沃なりし關係上、昔時より自然國境地方住民の恒常的に移住する者多く、就中明治二十三年の所謂庚午の凶歉に際しては北鮮地方の罹災民相次で移住し、明治四十年間島在住朝鮮人保護の爲、統監府臨時派出所の設置せらるるや、鮮内各地より移住する者漸く繁く、爾來増加の一途を辿り、昭和十年六月の統計の示す處に依れば其の數四十五萬三千三百四十五人に上り、間島總人口の約八割を占むる狀況にある、而して其耕地面積も大半は既に朝鮮人の所有に屬し、且滿洲國人の所有する耕地も殆んど全部朝鮮人に依つて耕作せられつつありて、正に朝鮮の延長たるの觀がある。

二、間島以外の滿洲 間島を除く滿洲所謂表滿洲への移住は上記間島地方に於けると同様の關係に於て鴨綠江を渡り東邊道地方へ進出し農耕に従事したるに始まるのであるが、此等は多く支那人の捨てて顧みざる濕潤地を求めて水田を開墾し、漸を追ふて奥地に進むに至れるのである、殊に日露役の後安奉線開通せらるるや、俄に平安南北道を主とし、南鮮方面の農民等南滿洲鐵道を通じて其の沿線に又延びては北滿鐵道沿線及吉敦線沿線地方へ北上し、大正二、三年頃より其の趨勢更に著しきを加へつつあつたが、滿洲事件後に至つては帝國の保護從來より濃厚となりたるに伴れ、一層其の傾向に拍車を加へ、東に進み西に出で現在に於ては、東蒙古・鄭家屯・秦來方面は固より遠く熱河地方及蘇滿國境各地にまで伸展し、昭和十年六月末に於ける統計は三十五萬四千六百六十一人を示すも、其實數は之よりも大なるべく、此等鮮農は日夜孜孜とし、曠野を拓き、農耕に従事し、今や十數萬町歩の水田を開墾するに至り滿洲國の寶庫充實に貢獻しつつある狀況にある。

施設の大要

一、滿洲事件前に於ける施設 半島の地を去りて大陸の沃野に憧れ渡滿せし朝鮮人の多くは、赤手空拳何等の資本を有せざる爲、日夜の奮闘努力に依り得たる秋收も、滿人地主へ收むる小作料に或は高利債務の支拂に徴收せられ殊に甚しくは舊軍閥の苛斂誅求の爲其の效果の餘す所殆んごなく、農耕資金は勿論、日目の生活の糧にも追はるるが如き悲慘なる生活を續けた。依つて韓國當時の統監府は間島

に臨時派出所を設け、種種の保護施設を講じて此等同胞の伸展を圖り來りしが、更に日韓合併後本府は益益其の施設を擴充し、各地に本府職員を駐在せしめ、直接朝鮮人の保護に當らしめたる外、外務省、滿鐵會社等と協力し、年年多額の經費を支出して教育・衛生・獸疫豫防・金融・産業及救濟等に關する各般施設をなし、且之が充實に努め來りたり。

二、滿洲事件後に於ける施設　滿洲事變と共に鋒起せる暴逆な兵匪共匪土匪の魔手を逃れ鐵道沿線其の他市街地に避難し來りたる奥地居住朝鮮同胞の數は一時的ではあつたが、間島及表滿洲に於て各三萬餘人の多き上つた。依て本府は此等避難民の救護處理の爲、新京に事務官を派遣駐在せしめたる外、各避難地中重要箇所を臨時に多數の職員を配置し尙又本府内にも相當數の職員を増員し、軍部・大使館及領事館等と協力して之が救濟に遺憾なきを期した。滿洲國の建國成るや、滿洲の情勢全く一變し多年舊軍閥の誅求に喘ぎつつありし在滿朝鮮人は生活の更生を期し得るに到りたり、而して之の劃期的現象は又一面鮮内一般民衆に大なる刺戟をあたふる結果となり、新に多くの渡滿者を誘致するに至りたり。是に於て本府は是等朝鮮人の保護撫育に一層の拍車を加ふるの必要を認め先づ其の第一着手として既移住者に對する生活安定の方途を講じ、從來の教育・醫療・金融・産業の諸施設を益益積極的に擴充し、次で事變に依る避難民の永久的安定處置として、表滿洲に於ては昭和六年度に鐵嶺、昭和八年度に營口及河東、昭和九年度に綏化の四安全農村を、昭和十年度には三源浦の安全農村を建設するに共に既設農村の擴充に努め、更に昭和十一年度興京に莊清門安全農村を建設中である、

此等の安全農村には何れも南滿及北滿一圓に互る避難鮮農及其の他貧困なる鮮農を收容し將來自作農たらしむる豫定である。夫等各農村の狀況を概述すれば次の通である。鐵嶺安全農村は滿鐵本線亂石山驛の西方約一里の地點に在り、總面積七百五十町歩、内水田六百五十町歩に互り鮮農三百四十九戸千七百一人を收容してゐる。

河東安全農村は北滿鐵路東部線烏吉密河驛の東北約二里の地に位し、總面積二千五百町歩、内水田千七百町歩、畑其の他八百町歩に互り、鮮農千戸五千人を收容する計畫の下に現に六百八十三戸二千九百二十九人を收容して居る。

營口安全農村は遼河の河口營口の田庄臺との間、遼河の右岸廣袤一萬五千町歩の草生地中に在り、總面積は三千町歩に互り、鮮農一千五百六十四戸、七千八百二十七人を收容してゐるが、昭和十年度には更に約二千五百町歩を商租し千二百戸を收容すべく事業進捗中である。

綏化安全農村は北滿呼海線秦家驛の東方約四里の地點に位する約千三百町歩に互り、鮮農四百六十五戸二千十四人を收容してゐる。

三源浦安全農村は總面積四百七十町歩に互り、鮮農百七十七戸、八百六十六人を收容してゐる。

旺清門安全農村は奉天省興東附近に設置し、鮮農約三百戸を收容する計畫下に目下建設中である。

間島地方は、思想的に極めて複雑にして、滿洲事變以前より不逞團の巢窟・共匪の根據地にして、善良なる鮮農は絶えず其の迫害を被り來つたのであるが殊に滿洲事變直後に在りては王德林の擾亂あ

り、又兵匪共匪隨所に跋扈し、殺害・放火・掠奪・拉致等暴戾至らざるなき爲、奥地居住の鮮農は陸續として安全地帯に難を避くる状態にあつた。此等鮮農救済の爲め本府は凡ゆる障害を排し、極力應急的保護を加へ、次いで開島の實情に鑑み、之が安住策として此の地方に集團部落を建設するところとした。右部落は自衛自耕即ち自ら衛り、自ら耕す一種特異の農民部落であつて、昭和七年度に九箇所、同八年度に十六箇所更に同九年度には五箇所を建設した。本施設の實現は開島に於ける安全圏を擴大し、兵共匪の蠢動を壓迫するところなるを以て、匪賊は必死の勢を以て部落建設作業に妨害を試み、數十回に互り襲撃を敢行したが、自衛團は常に勇敢に應戦し、克く之を排撃して部落を完成せしめた。本部落は地位的に見て要所要所を占據してゐるがために開島治安上最も効果的なる一大役割を演ずるに至つてゐる。本府は此等集團部落に收容せる鮮農の爲、各般の施設を集中し、將來模範農村たらしむべく努力中である。

尙集團部落建設と共に、本府は別に昭和七年度より東洋拓殖會社と協定し、向ふ五箇年間に二百萬圓の資金を以て二千五百戸の自作農創定を計畫し、目下着々進捗中であるが昭和十一年八月末に於ける実績は創定戸數二千八百三十戸、所要土地面積一萬三千二百六十四町にして、之に要したる資金は百四十七萬四千百五十三圓に達する。

以上述べた如く本府は在滿朝鮮人の現地保護に付萬全を期し各般の施設を講じ來りたるが滿洲事變後滿洲の新大地を目指して渡滿する鮮農の増大するに及びて、必然的に鮮滿農間に種種耕作上其の他の

紛争を惹起し隨て之が既移住者の獲得した土地及小作に關する權利の確保に脅威を與ふるこころなり延いては滿洲國建國の精神たる五族協和の上にも不尠惡影響を及ぼすものあると共に一面又鮮内過剩人口の内地渡航が内地勞働界に異常なる影響を及ぼす狀況に鑑み本部は緊急之が對策として、中央及滿洲の關係方面に協力し、先づ在滿朝鮮人移住者の統制を圖り次で鮮内よりの滿洲移住を助成するの方針を確立し其の實行機關として昭和十一年九月勅令に依り官の特別の保護と監督下に立つ資本金二千萬圓の鮮滿拓殖株式會社を設立した。其の本社は之を京城に置き南鮮地方に於ける過剩人口の北鮮地方移植を圖ると共に、滿洲國の鮮滿拓殖股份有限公司と一體不可分の關係を創り事業の圓滿なる運を圖るこころとした。

斯くして本府は特に滿洲事變以後に於ける諸般狀勢の飛躍的變化に順應すべく、在滿朝鮮人の完全なる安住發展を期し、諸種の計畫を進め、光輝ある同胞の將來を約し、一步一步其の實現に努めつつある。

昭和十一年十二月二十四日印刷
昭和十一年十二月二十七日發行

朝鮮總督府編纂

京城府蓬萊町三丁目六十二・三番地

印刷所 朝鮮印刷株式會社